

# 平城宮発掘調査報告Ⅱ

奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所10周年記念学報 (学報第15冊)

# 平城宮発掘調査報告Ⅱ

官衙地域の調査

奈良国立文化財研究所

1 9 6 2

## 序

奈良国立文化財研究所では現在その仕事の重点を諸々の文化財の基礎調査と総合研究とに置いている。ここに基礎調査というのは、例えばどこかの寺院にある建築とか彫刻とか絵画とか工芸とかを、それぞれ一つ残さず小さな断片までも精密に調べあげて、それ等にほぼどんなものがあるかということをはっきりと明らかにするもので、これまでにこの研究所で実施した基礎調査の主なるものに、唐招提寺における建築、彫刻、絵画、工芸、古文書等の調査や、西大寺の絵画、古文書類の調査などがある。また総合研究とは、一つの研究題目に建造物や美術工芸や歴史等の各部門のもの達が寄り集つて、これを各方面から考究するもので、これまでの総合研究には、東大寺大和尚南無阿弥陀仏重源に関する研究や、西大寺興正菩薩御尊の研究などがある。そしてこれ等の基礎調査と総合研究とを兼ね合わせたものに、飛鳥寺、川原寺の調査研究や、平城宮跡の発掘調査などがある。これ等の調査なり研究なりは、奈良という文化財の宝庫のまん中にある研究にしてはじめてなし得られるものであるから、こんなやり方は今後ともずっと続けてゆきたいものと念願している。

ただこうした研究の成果を世に問うための学報なり史料集なりの出版については、これ等があまりに地味なものだけに、なかなか思うようにいつていなかつたといつてよい。ところがこの五月十二日

における研究所の十周年記念式典に際して会長中山正善氏、副会長赤坂頼磨氏、同越智岩太郎氏、同橋本凝胤師、幹事長和田軍一氏等による奈良国立文化財研究所十周年記念事業後援会の絶大な援助によつて、たまたま研究の各研究室ですでにでき上つていた四篇の研究を一度に出版することができたのは、まことに喜ばしい限りといわなければならない。たしかにこれ等の研究は、それぞれの専門分野において必ずやその並々ならぬ努力のほどが認められるものと信じて疑わないし、またそれは後援会を通じてこの記念事業に協賛された方々の要望にも応えることができるものと自負している次第である。

因みにこれ等の学報がこうして出版されたについては、そこに天理の養徳社のまつたく厚意そのもののような献身的な努力があつたことを、とくに申し添えて置きたいと思う。そしてこれ等の学報の内容なり出版なりについて何かと御心添を賜つた方々に心から御礼を申し述べる。

昭和37年4月10日

奈良国立文化財研究所長

小 林 剛

## 例 言

1 本学報第15冊は奈良市佐紀町の特別史跡「平城宮跡」における第2・4・5・6次発掘調査の報告であって、平城宮調査に関する学報としては第2冊目にあたる。

2 平城宮の発掘調査は、歴史研究室と建造物研究室を中心に研究所が総力をあげておこなっている事業であるが、さらに文化財保護委員会をはじめ東京国立文化財研究所、奈良国立博物館、正倉院事務所、京都大学人文科学研究所、奈良県教育委員会その他の協力援助をうけて調査の万全を期している。また発掘調査を進める上に地元佐紀町の方々には多大の御迷惑をかけているにもかかわらず、深い御理解のもとに絶えざる御協力をえている。ここに厚く感謝申し上げたい。

3 本報告書の作製には歴史・建造物両研究室の全員が分担してこれに当たったが、上記諸機関のほか特に岸俊男、直木孝次郎、阪倉篤義、小原二郎、布日順郎、丹信実、西村兵部、楢崎彰一、松岡樹、木村捷三郎氏等の御助力をえたことを銘記して謝意にかえることとする。

# 目 次

第 I 章	序 言	頁 1
1	調査事業の発足	1
2	調査計画と組織	3
第 II 章	平城宮の沿革と現状	5
1	沿 革	5
2	遺跡の現状	10
第 III 章	調査経過	13
1	概 要	13
2	発掘経過	15
3	調査日誌	19
第 IV 章	遺 跡	24
1	発掘遺跡の概観	24
2	造営期別の遺構	37
第 V 章	遺 物	50
1	木 簡	50
2	瓦 磚	58
3	土 器	63
4	金属製品その他	74
第 VI 章	考 察	78
1	遺 跡	78

2	遺物	84
3	造営期の年次と官銜の比定	96
第VII章 平城宮の諸問題		99
1	平城宮の四至と条坊	99
2	宮内諸建造物の機能と位置	103
付 章 遺跡・遺物の分類標示方法		114
別 表		
1	建物別寸法一覧表	120
2	SK 219 出土自然遺物分類表	121
3	軒丸・軒平瓦分類表	122
4	平城宮主要殿舎の文献記載度数表	126
5	平城宮殿舎の主な利用事例一覧表	128
English Summary		ix

## 図 面 目 次

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1 平城宮跡地形図          | 7 K・L地区実測図    |
| 2 6ABO区遺構配置図       | 8 M・N地区実測図    |
| 3 第2・4・5・6次発掘全城実測図 | 9 W・Q地区実測図    |
| 4 A・I地区実測図         | 10 O・R地区実測図   |
| 5 C・J地区実測図         | 11 造営期別分類配置図  |
| 6 K・M地区実測図         | 12 SE168井戸詳細図 |

## 図 版 目 次

- |               |  |                           |
|---------------|--|---------------------------|
| 1 平城宮跡航空写真    | 9 6ABO-R区                                      | 1 SB 131建物, SB 145<br>建物  |
| 2 6ABO区全景     | 1 全景   | 2 SB 145建物, SB 146<br>建物  |
|               | 2 N-O地区  | 3 SB 146建物                |
|               | 3 O地区南平  | 10 6ABO-V区                |
| 3 6ABO-O区     | 1 SB 116建物                                     | 1 全景                      |
|               | 2 SB 116建物                                     | 2 SB 145建物                |
| 4 6ABO-O区     | SB 116建物                                       | 3 SA 109土塼                |
| 5 6ABO-O区     | 1 柱穴重複状況, SB 112<br>116建物, SA 120・121・<br>130溝 | 11 6ABO-O区                |
|               | 2 SB 116-131建物, SA<br>130石敷                    | 1 SK 140土塼全景              |
|               | 3 SB 135建物                                     | 2 SK 140土塼部分              |
| 6 6ABO-O・Q・W区 | 1 SB 116-131建物, SA<br>130石敷                    | 3 SK 148土塼                |
|               | 2 SB 143建物                                     | 4 SK 134土塼                |
| 7 6ABO-Q・W区   | 1 SB 143建物                                     | 12 6ABO-K・L・M区            |
|               | 2 SB 143建物                                     | 全景                        |
|               | 3 SB 143建物, SK 148<br>土塼                       | 13 6ABO-K区                |
| 8 6ABO-N区     | 1 全景   | 1 全景                      |
|               | 2 SA 109土塼                                     | 2 全景                      |
|               | 3 SD 106溝                                      | 1 SB 177建物                |
|               |  | 2 柱穴重複状況, SB 176<br>177建物 |
|               |  | 15 6ABO-K区                |
|               |  | 1 SB 177建物                |
|               |  | SG 180池                   |
|               |  | 2 SB 176建物                |
|               |  | 3 SB 176-177建物            |
|               |  | 16 6ABO-K・M区              |
|               |  | 1 SB 194建物                |



	2 SD 126高, SB 191			3 SK 219土境, 発掘後			
	194建物	27	6ABO-A・B・C・I区 <sup>1</sup>	SD 141溝			
	3 SB 191建物			2 SD 126溝			
	SG 180池			3 SA 203掘			
17	6ABO-K・L区	1	SB 170建物	28	6ABO-I区	1	SA 233掘
		2	SB 170建物			2	SA 233掘南平部
		3	SB 170建物と SB 176			3	SB 236建物
			177 建物市平の接合状況	29	木	筒	1, 2
18	6ABO-K・M区	1	SB 186建物	30	木	筒	3, 4, 7, 30, 32, 33
		2	SB 186建物	31	木	筒	5, 6, 8, 25, 26
		3	SB 186建物西平部	32	木	筒	10~14
19	6ABO-L区	1	全景	33	木	筒	15~19, 22, 24, 27, 29, 木札2
		2	SB 182建物	34	木	筒	20, 21, 23, 28
			SB 113建物	35	木	筒	9, 31, 34~41
		3	SB 116建物	36	軒丸瓦・軒平瓦		
			SA 130石歌	37	軒 丸 瓦		
20	6ABO-L区	1	SE 168井戸	38	軒 丸 瓦		
		2	SE 168-C井戸	39	軒 丸 瓦		
		3	SE 168-B井戸	40	軒 丸 瓦		
21	6ABO-L区	1	SE 168-A井戸	41	軒 平 瓦		
		2	SE 168-A井戸	42	軒 平 瓦		
		3	SE 168-A井戸枠	43	軒 平 瓦		
22	6ABO-L区	1	SE 168-A井戸枠西面	44	鬼瓦・製作手法		
		2	SE 168-A井戸枠南面	45	SK219出土土師器		
		3	枠上向の心礎	46	SK219出土土師器		
		4	井戸枠組め状況 a	47	SK219・217出土須恵器		
		5	井戸枠組め状況 b	48	土 師 器		
23	6ABO-L区		井戸枠番付墨書	49	土 師 器		
24	6ABO-A・B・C・I区 <sup>1</sup>	1	全景	50	須 恵 器		
		2	北平部全景	51	須 恵 器		
		3	SB 205建物	52	土師器の手法各種		
25	6ABO-A・B区	1	SB 211建物	53	墨 書 土 器 類		
		2	SB 211建物	54	墨書土器・施釉陶器等		
		3	SB 211建物部分	55	銅 銭・木製品		
26	6ABO-B区	1	SK 219土境, 発掘前	56	漆製品・麻 布		
		2	SK 219土境, 発掘後	57	自 然 遺 物		
				58	参 考 資 料		

## 挿 図

<p>1 地区割および発掘経路指示図……………15</p> <p>2 遺構複合状態詳細図-1……………27</p> <p>3 遺構複合状態詳細図-2……………29</p> <p>4 N地区南部地層南北断面図……………30</p> <p>5 N-W地区地層東西断面図……………31</p> <p>6 遺構複合状態詳細図-3……………34</p> <p>7 6ABP-F・I地区実測図……………36</p> <p>8 築地層模式断面図……………38</p> <p>9 SD 130 詳細図……………41</p> <p>10 遺構複合状態詳細図-4……………42</p> <p>11 掘立柱穴詳細図-1……………44</p> <p>12 掘立柱穴詳細図-2……………44</p> <p>13 八角柱礎石実測図……………48</p> <p>14 井戸出土転用古材実測図……………49</p> <p>15 SK 140 実測図……………71</p>	<p>16 平城宮跡絶後の土器実測図……………73</p> <p>17 木製品実測図……………75</p> <p>18 たきぎ・木炭……………76</p> <p>19 第Ⅱ-2期遺構配置図……………82</p> <p>20 軒丸瓦瓦当厚指数型式別変遷図……………89</p> <p>21 奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦……………89</p> <p>22 土師器杯AI口縁部比較図……………91</p> <p>23 土器様式変遷図-1……………92</p> <p>24 土器様式変遷図-2……………93</p> <p>25 土器様式変遷図-3……………93</p> <p>26 平城宮跡東南付近条坊遺跡……………100</p> <p>27 平城宮跡辺条坊復原図……………101</p> <p>28 平安宮宮城図……………112</p> <p>29 遺跡記録カード……………117</p> <p>30 遺物記録カード……………118</p>
---	--

## 表

<p>1 調査期間と発掘面積……………14</p> <p>2 1α当りの所要人員……………14</p> <p>3 調査期別遺構分類対照表……………18</p> <p>4 A~J地区築地層高低表……………33</p> <p>5 造営期と遺構群の分類対照表……………39</p> <p>6 造営期別遺構分類表……………39</p> <p>7 SK219出土土器個体数表……………64</p>	<p>8 厨付建物柱間寸法一覧表……………79</p> <p>9 時期別軒瓦出土個体数表……………88</p> <p>10 土師器杯AI口縁部外傾指数表……………91</p> <p>11 造営期年次比定表……………97</p> <p>12 遺跡名標示の項目別内容分類表……………115</p> <p>13 遺構・遺物記号表……………116</p>
---	---

# 平城宮発掘調査報告Ⅱ

## 官衙地域の調査

### 第 I 章 序 言

平城宮跡は、奈良市佐紀町に位置し、奈良時代の大内裏の跡として特別史跡に指定されている。奈良国立文化財研究所は、昭和30年夏以来、文化財保護委員会および奈良県教育委員会の援助のもとに、その一部の発掘調査をおこなってきた。本報告書は、昭和34年夏の第2次、昭和35年夏の第4次、昭和35年冬の第5次および昭和36年春の第6次の4回にわたって調査したがいに隣接する地域の発掘成果を一括収録したものである。

#### 1 発掘調査事業の発足

平城宮跡は大正11年以来史跡に指定されていたが、昭和27年3月新しい文化財保護法第69条第2項の規定によって特別史跡に指定された。この指定地内の北部を東西に貫通する法華寺と西大寺を結ぶ狭い道路の拡幅工事が、昭和28年秋におこなわれることになった。これは当時法華寺北方にあった米平キャンプの要求で、日米行政協定によるものである。これに対して文化財保護委員会は、施工にあたって路面を削らぬこと、万一遺構を検出した場合工事を一時中止して指示をまつことを現状変更の条件とした。工事の開始にともなうて、遺構の存在を注意していたところ、11月末に道路の舗装工事掘りかた中に掘立柱の痕跡を検出した。そこで文化財保護委員会は一時工事を差し止め、奈良県教育委員会に命じて調査をおこなわせたところ、遺構は東西に長く傾斜にそつて存在することがあきらかになった。この調査の重要性にかんがみ、急遽原田淑人を團長とする平城宮跡発掘調査会が組織され、科学研究費の交付を受けて国営発掘をおこなうこととなった。平城宮跡の大規模な発掘調査はここにはじまつたといえる。

発掘調査の  
発端

調査は昭和29年1月11日から26日まで、道路予定地0.1haについておこなつた。その結果、現在国有地になつている朝堂院跡の北方地域に、東西100mをこえる回廊状の遺構が、同じ位置で3回以上にわたつて重複していることが明らかになり、平城宮跡発掘調査の必要をあらためて認識させることとなった。またこの調査に関連して平城宮跡の正確な実測図の作成が企画され、東京大学生産技術研究所、地理調査所の協力をえて、航空測量によるわが国ではじめての千分ノ一大梯尺地図が作成された。これは史跡保存の目的で航空測量を利用したはじめての例である。

昭和29年の  
調査

昭和29年の調査の結果、平城宮跡の調査ならびに保存の必要性が痛切に感ぜられ、この調査事業の援助を目的とする「飛鳥・平城宮跡保存会」が地元を中心に結成され、調査の実務は奈良国立文化財研究所を中心にして、進めることになった。そして昭和30年から10か年におつたる宮跡全域の調

査計画がたてられたが、この頃奈良県によって大和平野農業用排水路の開鑿がおこなわれることとなり、ここでも重要な遺跡をいそぎ調査する必要にせまられるにいたつた。そこで両者を総合した大規模な調査計画を立案したが、当局の認めるところとならず、昭和30年度は科学研究費の交付をうけて、平城と飛鳥両地区の調査をおこなうこととなつた。

**第1次調査** 研究所としての平城宮跡の第1次調査はこの科学研究費によつたもので、昭和30年8月に大極殿回廊の東南隅の発掘をおこなつた。<sup>\*</sup>この調査はごく小規模なものであつたが、平城宮大極殿の一部が、今までに古図などから復原されていた平安宮のそれとかなり異なるものであることを明らかにして、平城宮の解明に貴重な資料を提供した。しかし平城宮跡の調査はここで一度中止され、急をづける飛鳥地方の調査に主力を注がざるをえないこととなつた。

昭和32、33  
の行政調査

この間行政協定により拡幅整備された道路は、米軍キャンプの廃絶後も一般の利用度が高まり、佐紀町の住民で、道路ぞいのより便利な地へ進出を希望するものが続出するにいたつた。その第一として昭和32年にこの通称一条通りから作紀東町に分散する道路の角地に、住宅を建設するための現状変更申請が提出された。この位置は昭和29年の発掘で検出された回廊の東端にあたる。文化財保護委員会はこの地の事前調査を奈良県教育委員会に命じ、県教育委員会はこれを研究所に依頼したが、当時研究所は飛鳥島の調査をおこなつていたため、この依頼に応じえなかつた。そこで県教育委員会による短期間の発掘がおこなわれたが、その結果凝灰岩雨落溝の一部や、その他に独立柱1カ所、細い2条の溝などが発見された。しかしこれだけではなお結論をえられなかつたので、8月末にあらためて浅野清を主査として研究所員が参加し、1週間の調査がおこなわれた。その結果、凝灰岩の雨落溝や、2条の細い溝の状況が明らかにされたほかに、幅2mほどを石で葺いた池の東岸が発見された。池はこの地区から西北にひろがる大きなもので、時期的に一番古く、それを埋めて、何回かにわたる建物が造営されたものである。これは29年調査の東端地区に新知見を加えたもので、平城宮跡遺構の複雑性をより強く教えたものであつた。<sup>\*\*</sup>

この調査の結果、現状変更が許可されたために、地元の人々は、一条通りぞいの地域でも建物が許可されるものと解し、次々とこの地区の現状変更申請を提出するにいたつた。昭和33年1月に、昭和29年調査地域の西方、岡野貞が内裏と推定した地域の道路ぞいに、3件の現状変更申請が提出された。文化財保護委員会は、ふたたび県にこの3件の地区の事前調査を命じ、県教育委員会はまたこれを研究所に依頼した。研究所は同年9月1日から2週間にわたつて、発掘調査をおこなつたところ、3件のうち東端の地区では、南北方向の土盛遺構が検出され、これがこのブロックの東縁にあたることを明らかにした。一方、西方の2地区では3列の独立柱列が東西に通じ、両地区が一連の遺構であると判断されるにいたつた。この結果は内裏推定地域に、かなり大規模な遺構が存在することを確認したのであつたが、こうした小範囲の調査では、その全般的な性格を究明するにいたらないことが痛感された。そして大規模な発掘によつて、早急に遺跡の解明をおこなうべく、文化財保護委員会でもその計画を推進することとなつた。

地元の要請

ところが地元では、急速な農村の都市化につれて、史跡指定地域外の地価が刻々に高騰して、多大の利益をうけつつあるに比べて、指定地内は現状変更をなし難いという制約でこの売買も所有者の意にまかせられない点が大きく問題となり、土地所有者の間に、町の発展が阻害され、彼等だけ

● 『平城宮跡第1次発掘調査報告』(奈良国立文化財研究所学報第10冊) 36

\*\* 浅野清・伊達宗彦「平城宮跡」(奈良県文化財調査報告、歴史文化財第2) 33

が周辺の発展からとり残されてゆくのではないかの不安感が強まった。そして前記3件の小地域の現状変更にも、1年近くの年月を要する事務手続の繁雑さにくわえて、調査によって自家の土台を掘り返される現状を日のあたりにしては、その不満がさらに強まった。ついに年をこえた昭和34年1月11日に、佐紀町々民150名による町民大会が開かれた。町民大会では史跡解除促進の議が打ち出され、史跡解除要望の決議書が、この大会にまねかれた景文化財保存課長に手渡された。同時に史跡解除促進小委員会が結成され、6人の対策委員を選任した。

このころにいたって、昭和34年度に平城宮跡発掘調査費の認められることが判明して1月末、研究所と地元委員との懇談会を、県教育委員会の結成でひらいた。この席上で発掘事業の内容、時期、人夫および、発掘地の土地補償費の算定規準などについての説明をおこない、これに対する地元の要望を聞いた。当初地元は要望の目的は解除にあつて、調査の協力など考えられぬとして強硬であつたが、数次にわたる景文化財保存課長の説得により、3月にいたって、解除するかどうかの資料を得るためにも、まず調査に協力すべきであるとの結論が出され、また発掘調査は道路の北側の、現状変更申請の多く出る可能性のある地区からおこなわれたい、という地元の要望が伝えられた。これはまた、現状変更申請に対して、行政的判断を下す資料を求めた文化財保護委員会からの要請にも合致し、その具体案は研究所によって立てられることとなつた。

## 2 調査計画と組織

調査は平城宮跡内の通称一条通りにそつた、東西1.2kmにわたる地域、約12haを、5カ年で発掘する計画で出発した。この地域は、昭和29・32・33年の発掘資料から、種々の遺構が複雑に重なり合つて存在することが予想されながら、それがどの程度の規模のものかの判断もつていない。そのため最低限全域の30%を発掘するでなければ、遺構の性質についての責任ある判定も不可能であり、この面積を5カ年で調査し、妥当な判断を下すには年間約0.7haの発掘が必要と考えられた。この計画の遂行には多額の予算と調査人員を必要とし、その要求をしたのであるが、金額は認められるところとならず、初年度は発掘調査を遂行しうる程度の額にとどまつた。この点で調査は当初の予測とくいちがひ、あらゆる面で困難が生じたが、とりあえず初年度は調査事務局の現地開設などの計画を放棄し、すべてを発掘調査に投入することとなつた。3月末に文化財保護委員会事務局との打合せにあつて、地元の要望をいれて道路の北側を調査する場合に、指定地域の東西いずれから始めるかが問題となつたが、事務局記念物館からは、西から始めたい希望のべられ、その理由は東半では29年の調査の知見がとりあえずみられるのにたいして、西側の内裏推定地は33年調査の結果だけからだとの機況さえ全く不明なためであつた。また、発掘実施の技術的な面でも夏期と特に排水の便が第一の条件となり、この2点を考慮にいと、西に佐紀池がある内裏推定地西端部が適当と考えられ、この地域から発掘を行うこととした。

またこの調査を推進するために、遺跡の重要性にかんがみて、重要事項を調査審議する諮問委員会を研究所内に組織することとなつた。昭和34年5月22日、東京において第一回の「特別史跡平城宮跡調査委員会」が開催され、委員長は公募によつて原田淑人、委員長代理に藤田亮策を選任し、委員には下記の12名を委嘱した。

調査計画

平城宮跡調査委員会

委員長 (文化財専門審議会第1・第3分科会専門委員)	原田 淑人
委員長代理 (同 第1・第3分科会専門委員)	藤田 亮策
委員 (同第1・第3分科会専門委員)	石田 茂作 (同第1・第3分科会専門委員)
	梅原 末治 (同第1分科会専門委員)
	末永 雅雄 (同第1分科会専門委員)
	水野 清一 (同第2・第3分科会専門委員)
	藤島 玄治郎 (同第2分科会専門委員)
	村田 治郎 (同第2分科会専門委員)
	大岡 実 (同第2分科会専門委員)
	関野 克 (同第2分科会専門委員)
	福山 敏男 (同第3分科会専門委員)
	坂本 太郎

この委員会に5カ年計画および昭和34年の第2次発掘調査の具体案、調査実施要項、調査員の組織などの諸条件が上程され、委員会の了承をえた。ここにおいて発掘調査は、研究所員を主体とし、これに昭和29年以来の発掘調査員の参加を求めて、昭和34年7月17日から開始することとなった。7月21日現地において録入式がおこなわれ、河井文化財保護委員長、調査委員会の原田委員長、藤田委員長代理、村田、藤島、末永の各委員、田崎記念館館長補佐、石田研究所長事務取扱、小泉宗博学芸課長、県会議長、教育委員長代理、市会議長、薬師寺管長、唐招提寺長老ら約70名の参列があつた。式後佐紀町公民館で簡単な授宴がひらかれ、そこで平城宮跡調査5カ年計画が正式に発表された。第2次調査から第6次調査にいたる調査員は次のとおりである。

録入式

調査員

調査責任者	奈良国立文化財研究所長	藤田 亮策
	同所長事務取扱	石田 茂作
調査員	歴史研究室	榎本 亀治郎
		坪井 清見
		山中 稔
		山中 琢
		岡田 茂弘
		狩野 久
		河原 純之
		寺田 崇彦
	建造物研究室	森 蘊
		浅野 清
		杉山 信三
		鈴木 嘉吉
		工藤 圭章
		牛川 喜幸

第2次調査には奈良国立博物館 小泉顯夫、福垣善也、奈良県教育委員会 日名子元雄、小島俊次、溝辺文和、伊藤宗泰、網干善教、および釣田正哉、第4次に宮山賢信の諸氏が参加された。

計画変更と今後の予定

当初の5カ年計画には、後に多少の修正が加えられた。それは予算額から云つても、発掘地域を指定地域にかぎらざるを得ないと考えられたからで、まず一条通りぞいでも西方にある未指定部は、計画からはずすことを余儀なくされた。そこで新しく調査予定地域を、指定地内道路ぞいの南北各100m幅の地域としたが、この面積は10haに及ぶ。しかも第2次調査では予期以上に錯雑した遺構が検出されたので、この全域の60~70%までは発掘しなければ、遺跡の性格が明らかにされないと考えられ、年間1.2~1.5haを調査することとした。この計画は第2年度でも十分な予算上の裏付けを得るに至らず、昭和35年度発掘面積は47aに止まつたが、漸次拡張されて、昭和37年度には1haを予定している。これでもなお当初計画地域は、5カ年内に完了しえないことが明らかであるから発掘地域を一条通り北側のみに限定して、地元からの要望が最も強いこの地域だけは、計5年次内に終了する予定である。こうした当初計画の遅れと、さらにこの間に急速に開発されてゆく平城宮跡内の他の地域の問題をふくめて、平城宮全域の保存計画に対応する長期の調査計画の必要が認識され、緊急調査計画を第1次とする前後15年の3次5カ年計画によつて、全域の調査をすすめる案が立てられている。第2次計画では平城宮の宮域を確認するために、朱雀門以下の階門とそれに関連する外郭地域の調査をおこない、第3次計画では中央部の主要遺構を調査し、15年間に30haの発掘を予定している。

## 第II章 平城宮の沿革と現状

### 1 沿革

#### A 平城宮の造営

平城遷都が行われたのは和銅3年(710)3月のことである(統紀)。これよりさき和銅元年(708)2月遷都の詔が発せられ、平城の地が「四禽園に叶い、三山鎮を作し、危意並び従う」絶好の場所であることを賞し、また「制度の宜しき、後に加えざらしめよ」と都城の計画的な造営が提示された。ついで同年9月造平城京司長官以下が任命されている。「長官」正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、従四位下多治比真人池守、「次官」従五位下中臣朝臣人足、小野朝臣広人、小野朝臣馬袋、「大臣」従五位下坂上忌寸忍熊、ほか判官7人、主典4人である。これらのうち、阿倍朝臣宿奈麻呂が押勝伝に「大納言阿倍少麻呂に従つて算を学ぶ」(統紀立字8・9)とあるように算術にたけた人物であつたことは注意されるし、また次官の中に小野氏が2人もはいつているのは異例のことである\*。岸俊男はその理由を小野氏はワニ氏と同族であるから、平城宮の地に特別な関係(本質地?)があつたことによるとした\*\*。

平城遷都

平城遷都を策したものはよくいわれる如く当時右大臣の地位にあつた藤原不比等である。大聖律令の編纂に象徴的にみられる律令体制の確立とそれをおしすすめる新興貴族の抬頭、その最頂点に位していたのが不比等であつた。

不比等と平城京

飛鳥古京を去つて、平城に都城が造営されることには大和旧氏族の激しい抵抗があつたと推測されるだけに、平城遷都のもつ革新的意義は高く評価しなければならない。当時漸く全国的な視野にたつ都城が要求されていたのである。調庸物の取配一つをとつて考えても、畿内にしか交通網をもたない狭隘な飛鳥では、その貫通は不便極まるものであつたが、淀川・泉川の2大河川を利用することによつて、平城京は全国の交通路と結びつことができたのである。和銅4(711)・5年(712)の2年にわたつて、律令制度の徹底化を示す詔が発せられていることも偶然なことではなからう。(統紀和銅4・7、和銅5・5)

造平城京司は、都城の敷定・整地・街路割などをつかさどつた臨時の官である。和銅元年(708)11月宮城内に入る菅原の地の民90余家を遷しているなどは、造京司の仕事である。これに対して宮殿の造営・修理をつかさどるのが常設の造宮官(職・省)である\*\*\*。造宮官が活動を開始したのは、平城宮地の鎮祭が行われた元年(708)12月以後のことであらう。

造平城京司

2年(709)に入つて8月から9月にかけて平城宮行幸のことがあり、造宮に関係したものに授位賜物のことがみえるから、この頃におそらく内裏に關した建物は一部できあがつていたのであらう。

\* 能造司職にも小野朝臣牛養が任ぜられている。(統紀天平2・9)

会集『律令國家の基礎構造』昭36

\*\*\* 井上薫「造宮省と造宮官」『日本古代の政治と宗

\*\* 岸俊男「ワニ氏に關する基礎的考察」大阪歴史学

教』昭36

2年(709)12月再び平城宮行幸があつて還幸のことがみえないことをもつて、翌3年(710)の元日朝儀につかわれた大極殿を平城宮のものとする説があるが<sup>4</sup>、僅々1年程で大極殿・朝堂の竣工を考えることは無理ではあるまいか。和銅3年(710)3月遷都後、大極殿のみえる最初の記事が、下つて和銅8年(聖武元年715)元日朝賀であることも参照すべきである。和銅4年(711)9月の「今宮垣未だ成らず、防守備らず」とか、和銅5年(712)正月の「諸國の役民歸に還るの日云々」という鏡日本紀の記事や三代実録元慶8年(884)5月29日条に引用されている和銅6年(713)11月の官宣などを参照すると、大極殿・朝堂の竣工は和銅5年(712)頃とすべきであろう。

聖武朝の平城宮

宮内の整備ともない、儀式における殿舎利用が多様化してくるのは聖武朝以後である(別表5参照)。元日饗宴に中宮と朝堂が併用され、前者では侍臣以上の宴が、後者ではその他の五位以上の饗が行われ、曲水宴(3月3日)新射(5月5日)に多く松林苑が使われ、冬宮宴に南苑が利用されるなど、天平期の平城宮殿舎利用には或る程度の定式化がみられるのである。

## B 平城宮の中絶

天平12年(740)10月九州に起つた広嗣の乱の最中、聖武天皇は突然關東出幸の勅を発して平城宮を去つた。伊賀・伊勢から美濃・近江と転じてその年の暮近く、右大臣橘諸兄の別業のある山背國菟仁郡に都城を造営する旨を詔した。これは明らかに広嗣の乱に影響されたものであり、同時にこれを契機に諸兄が勢力伸長をはかつたものであろう。天平12年(740)平城宮の大極殿と歩廊を壊して菟仁宮にも運んだが、菟仁宮大極殿が竣工したのは、遷都3年目の天平15年(743)のことである。14年(742)8月には甲賀離宮が造営されたが、16年(744)2月難波に遷るまでこの地に都城が営まれた。この間の平城京の荒廃よりは万葉集にもみえているところである(1044-49)。天平17年5月、再び平城に遷都するまで平城宮留守がおかれていたが、漸次留守官人の帯する官職と位階が低下していく。この時期の平城宮の地位と比重を物語るものとして興染深い。天平17年(745)5月、4年半ぶりに平城宮に還幸なつて中宮院を御在所とした。

## C 平城遷都とその復興(孝謙朝)

孝謙朝の平城復興

遷都後3年の天平20年(748)の元日饗宴に朝堂が使用されているところを見ると、朝堂一帯もこの頃にある程度復興されたらしい。しかし、菟仁遷都によつて、大極殿および歩廊がもち運ばれた事情を考慮すると、これが大極殿も含めた朝堂全体の完成であるか否かは疑わしい。大極殿は天平勝宝元年(749)7月の孝謙天皇即位にみえるから、この時には大極殿も出来上つていたものであろう。しかし、その後孝謙朝において大極殿が本来使用されるべき元日朝賀に一度もその用例がみあたらないのはどうしたわけであろうか。天平勝宝7年(755)・9年(757)の諫閑廢朝(宮丁太皇太后・聖武太上天皇の崩御による)、5年(753)の廢朝(理由不明?)、大極殿において朝賀の行われた2年(750)、大宮改修中の天平宝字2年(758)を除く天平勝宝3年(751)・4年(752)・6年(754)・8年(756)の元日朝賀は全くその記事を欠いているのである。単にこれを鏡日本紀の記事の省略と解するよりは、おちにおちのべるように孝謙朝において全般的に殿舎利用が不安定なことを考慮に入れると、やはり異例の事態であり、宮城内復興が全体的に著しくたおちおちしていることの反映とすべきではなかろうか。

\* 大津重二郎『上代の宮都』19、福山敏男『大極殿の研究』31



大極殿出御を通例とする元日朝賀が大極殿で行われ(この大極殿と宝字9年(765)の西宮朝殿が奈良時代を通じて元朝出御の場所が大極殿でない2つの例外である。別表5参照)、朝堂・内裏で行われるべき元日饗宴が中務南院で行われていること(簡室5年)、さらに朝堂についても、これが常例の儀式、饗宴に用いられたことはなく、孝謙朝にみえる2例の朝堂は、新羅・渤海使など外国使節館宴の場合である(簡室4・6、同5・5)。純日本紀編者は外国使節を饗する場所として慣例的に朝堂と表現したもので、この特殊な用例をもって、この時期に朝堂が整備されたものとするのはできないであろう。むしろ孝謙朝に集中的に大極殿南院(或は単に南院)という用語のみえていることに注目したのである。これを朝堂域の別称とすれば完成した形の朝堂が存在しなかつたために、このような変則的な用語が生じたものであろう。

孝謙朝において、このように殿舎利用が不安定であるのは何故か。孝謙天皇の即位には大極殿が使われているから、聖武末年には大極殿は完成をみたものであろう。ところがさきにのべたようにその後の元朝に大極殿は利用されず、壽永2年(750)に大極殿で朝賀を受けていることからすれば、孝謙天皇は聖武後聖武末年に改修した殿舎をそのまままうけつがなかつたのではなからうか。また天皇の背後には太上天皇・皇太后があり、中でも政治上の実権は光明皇太后(紫微中台(仲麻呂)が握っていたから、天皇の御所はむしろかつての東宮ではなかつたかとおもわれる。このような変則的事象が、孝謙朝の殿舎利用を不安定にした理由であらう。孝謙朝末年、仲麻呂の主導ではじめられる天平宝字の改修が、聖武太上崩御の翌年であることは上の事情を裏書きするものである。

復元遅延の  
原因

#### D 天平宝字年間の改修

いわゆる天平宝字の改修とは、統紀に2度にわたつてつぎのようにみえることを指す\*。

- 1 壽永9年(757)5月辛亥条「天皇(孝謙)田村宮に移御す、大宮を改修せんが為なり。」
- 2 宝字5年(761)10月己卯条「平城宮を改め作る為に、暫く近江国保良宮に移御す。」

1について、田村宮はいくまでもなく、仲麻呂の私宅田村第を、仮宮にしたたものである。当時仲麻呂は右大臣の兄貴成について大詔言の地位にあり、皇太后宮(紫微中台)の長官さらに中衛大將を兼任していた。前年(758)5月聖武太上崩じ、その遺詔によつて新田部親王の王子道祖王が皇太子の位についたが、仲麻呂はこの道祖王を9年(757)3月に至つて「身諒閑に居て志滯統に在り、教勅を加うと雖も善つて改め悔ゆることなし」との理由で廢し、直ちに以前から私宅(田村第)に住まわせていた舎人親王の王子大炊王を立太子させた。しかも田村宮に移つて半月後に、仲麻呂は内外諸兵事を掌捌し、大臣に準ずる紫微内相の地位についた。やがてこれが橘奈良麻呂の乱を誘発し、聖成の排斥、孝謙天皇の讓位、大炊王の受禪即位となつて、仲麻呂の専断政治に道を拓いていくのである。大宮改修はこのようなあわただしい政情の中で行われた。この改修を主導したのもおそらく仲麻呂であり、彼が擁立した淳仁の立太子にともなつて、孝謙へ奉仕したものと解されないであろうか。大宮は内裏を指すと考えられるから、この改修は朝堂には関係しないものであろう。また、改修という表現からすれば、新造ではなく既存殿舎の修理であつたと思われる\*\*。

大宮改修

\* 平城宮改修を伝える数少ない文献的根拠として、早くから風景視されているものである。しかし宮跡の発掘が進行するにしたがつて、文献には示されない宮内造営が確認されてきた現在、平城宮改修をこの

時期にのみ限定することはできない。(この点の詳細は後編章にゆずる)

\*\* 聖德太子私邸宅の「營造」と「修理」を、集解古記は「新造」「旧造」と解している。

平城宮改作 2 について。1 が内裏の修理にとどまる程度のものに対し、この場合が「平城宮改作」と表現されるように、宮城内全域にわたる改造であることは、つぎのような諸事実によつても証明される。第1は、その時に東朝兼殿が唐招提寺に移建されているから、\*少くとも朝堂に関してはその全面的な改造が行われたことを推測させる。第2に、工事の開始は宝字4年(760)の後半と推定されるから、\*\* 保良移幸にさきだつた4年(760)8月の小治田岡本宮の遷幸もこの時期の造営に關係したもので、詔旨当年の調衛を便立上、小治田宮に取納するように命じていることからすれば、諸官衙にも及ぶ規模の大きなものであつたことが推定される。工事が宝字4年(760)後半に始められているとすれば、光明皇太后の崩御直後にかかり、先の内裏修理が聖武太上の崩御の翌年におこなわれたこととあわせて、興味深いことである。

仲麻呂の免職にもとづく宝字年間(760)の改修は、孝謙朝に造営の著しくおこなわれていた宮城内を、ほとんど根本的に改造し直したものである。宝字7年(763)の元日受朝に大極殿が使われているから、少くとも大極殿・朝堂は6年中には完成をみたものであろう。同年(763)5月、高野天皇と淳仁天皇は宮内造営のため遷御していた保良離宮から平城に遷つているが、これは工事の終了を待つて行われたものではない。この事情を続日本紀は伝えて、「高野天皇、帝と墮有り、是に於て車馬平城宮に遷る」(宝字6・6)としている。帝(淳仁天皇)は中宮院に、高野天皇は法華寺に入つて各々御在所とした。間断をおかず高野天皇は、朝堂に五位以上の官人を喚集して、別宮すなわち法華寺に居なければならぬ特別な事情を説明して、政治の大権(御家の大本・賞罰)は自分が握り、つねの小事のみに行えばよいという異常事態を宣言した(宝字6・6)。法華寺は周知の如く光明皇后の宮寺であり、2年前の宝字4年末には、光明皇太后御願にかかる阿彌陀淨土院が、寺内西南角に華麗な装いをこらして建てられていた。\*\*\*

平城遷都の時には、大極殿・朝堂など中心建物の大部分は、完成されていたであろうが、諸官衙の造営はなお終らなかつたであろう。高野天皇と淳仁天皇の対立事態は、ついに解消されることなく、2年後の宝字8年(764)9月、高野天皇はまず淳仁天皇と新ふ仲麻呂を追放し、翌月中宮院に淳仁天皇を閉て座させ、みづから重祚して帝位についた。高野天皇がその期間中法華寺に留まつたと推定される点は後述する。\*\*\*\*

## E 称 徳 朝

保良宮遷御中、高野天皇の信任をうるようになった内造場の僧道鏡は、仲麻呂が失脚するや直ちに大僧正の位につき、翌年には治部省の印の代りに道鏡の印を用いることによつて教界の支配権を握り、ついで太政大臣評議に任ぜられて僧俗両界の最高位についた。天平神護元年(765)寺院以外の鹽田私有を全面的に禁止するなど僧侶の勢力によつて貴族の立場を圧倒した。

この時期の政令のあらわれ方は、前後にその類をみない特長のものである。内裏関係については

\* 浅野浩「平城宮御極殿の復原」、『大極殿の研究』(昭32)

\*\* ①東朝兼殿遷入時局は、移居別当文屋真人智寿の出家(傳名・淨三)年時からして、天平宝字4年6月から5年11月の間である(統紀)②当時造営中であつた法華寺阿彌陀淨土院の造寺料施入物中、内裏おこび仲宮官からの施入が天平宝字4年5月乃至7

月以後なくなる。(福山敏男『日本建築史の研究』p. 219)

\*\*\* 福山敏男前掲書 p. 207

\*\*\*\* 或は今少し早く、宮城内に入つたのではないかと考えられるが、天平宝字の改修が、淳仁——仲麻呂の縁ですめられたものであることから考えれば、無難であろう。

東院・東内・西宮がみえ、神護3年(767)4月には、瑠璃瓦を葺いた東院玉殿が竣工している。東院が表向きに儀式に利用されるのに対して、西宮は天皇の居所としての私的な場所である。東院・西宮は、文字通り宮城内の東あるいは西に位置するものであろうが、これが以前の内裏と事実上連続するの、或は全く別のものなのかは、なお慎重な検討を必要とする(第Ⅳ章参照)。

## F 光仁・桓武朝

称徳天皇が崩御すると、皇嗣が定まっていなかつたので、藤原百川は永手や良巖とはかつて、天智の孫にあたる白壁王の立太子を強行し、やがてこれを即位させた(光仁天皇)。道鏡は称徳天皇の崩御まもなく、遣下野東御所別当に追放された。光仁・桓武朝は官制の整理と農民負担の緩和策に示されるように、律令制の全般的な再建を目指しているところにその特色がある。<sup>\*</sup>しかしそれは以前の律令制そのままの再興ではなくその縮小版である。

この時期の殿舎利用は、別表5にみる如く全体的にきわめて安定している。元日饗宴に内裏、前殿、朝堂が使われていることは、天平期の場合と同じである。元日朝賀の大極楽出御が宝龜5年～8年(774～777)をのぞいて全般的にみられるほか、節宴・饗宴が常例化し、それぞれに使う場所が定まってくる。延暦元年(782)4月、「今は宮室居に堪え、服服用いるに足る(中略)。宜しく造宮・勅旨の二省を罷むべし」(続紀)と詔されていることによっても、宮城の安定した状態を推察することができる。

安定した殿舎利用

ところがこの詔の発せられた翌々年(784)、突然平城京は廃され、山背国乙訓郡長岡に都城が造営されるに至つたのである。宝龜10年(779)、光仁・桓武天皇の推戴に尽力した藤原百川が薨すると、その遺功により弟の田原は大納言からさらに右大臣にすすみ、甥の経繼は一躍從三位に特進し、中納言に昇官した。このような藤原式家の優勢は、藤原氏内部のあつれきを招き、さらには大伴・佐伯など旧氏族との対立をひきおこした。一方にまた前代、ことに道鏡の政権以来、実力を蓄えてきた平城京内諸大寺の勢力にも、あなどりがたいものがあつた。

長岡遷都

このような政局の中で、経繼はみずから造宮使長官になり、山背北部の豪族秦氏の財力に依存して長岡遷都を強行したのである。<sup>\*\*</sup>かくして7代70余年つづいた平城宮の歴史も終りをつげた。

延暦10年(791)2月、越前・丹波・播磨・美作・備前・阿波・伊豫の諸國に命じて、平城宮の諸門を長岡宮に移建させた。延暦11年(792)、諸國府に平城旧宮を守らせているところをみると(紀略)、長岡移幸後も平城宮城内の建物は、全面的に移建乃至破壊されたものではなかつたであろう。

## G 平城上皇と平城宮

平城宮が内裏乃至宮城として再び史上に姿をみせるのは、平城上皇の時である。上皇は大和4年(809)末平城宮に行幸し、この地を御在所とした。これよりさき同年4月に、平城天皇は病氣を理由に京太弟(継體天皇)に譲位した。この譲位はしかし、前々年の平城天皇の弟、伊予親王の謀反事件に関係があり、さらにその背景には藤原北家と武家・南家の対立が存していた。

平城遷都

上皇が移幸された大和4年末には、まだ平城宮の宮殿はできていなかつたらしく、仮りに故右大臣大臣清麻呂の家を御所とした。直ちに摂津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波などの米糧を造平

<sup>\*</sup> 宝龜11・3、延暦元・4(造宮・勅旨2省以下の廢) <sup>\*\*</sup> 藤原貞白『播磨』p. 227  
止)など

葉子の姿

城宮料に充て、畿内諸国の工および夫2500人を雇って造営を開始しているから、この再建は相当な規模の工事であったと考えられる。翌弘仁元年(810)に入り造営はかなりの進捗をみた(紀略)。この年9月、長岡京遷都の主唱者で遷都の翌年暗殺された桓雄の子、仲成および葉子は、勢力挽回をはかつて平城上皇をうごかし、上皇の復位をすすめたが、佛殿天皇側の機嫌な死因によって不成功におわつた。太上天皇は川口道をとって東國に入る計圖であったが、嵯峨側の兵力にさえぎられて、平城宮にもどり、剃髪入道した(後紀)。

その後も平城宮には陪都官人がつめていたが、彼等は宦衛を勤めず(原業国史・紀略弘仁2・7)、太上天皇は弘仁14年(823)に至り、平城宮総司を停止する旨を伝えた(原業国史・紀略弘仁14・4)。天長元年(824)7月太上天皇崩ずるに及んで事実上平城宮は終焉した(原業国史・紀略同年同月)。

鷹宮後の平城

類聚符宣抄(第六雜例)は天長2年(825)のものとして、「平城西宮奉」を載せているがそれによると平城太上の親工等に意に任せて西宮を使うことを許している。この西宮が、以前の称徳朝の西宮と同じものか否かは、にわかには断定できない(緒言卷参照)。

和承2年(835)には、平城田宮水陸地40余町を、平城第3子高所親王に賜わっているから(紀略)、10年後には宮城内の一部も田賦に度つてしまつたのであろう。翌年には平城京内空閑地230町を、太皇太后朱雀院にあてている。くだつて貞観2年(860)には、京中水田55町余を不退・超昇两寺に施捨したことが三代実録にみえ(兩年10)、当時の平城京の状況を大和司司は「延暦7年長岡に遷都、その後77年、都城の道路変じて田畝となる。内蔵寮田160町、その外私職の墾開田往々數あり」と伝えているほどである(三代実録貞観6・11)。

## 2 遺跡の現状

平城宮の地形

平城宮跡は、北に奈良山歌姫丘陵、東に春日高門の踏峯、西に矢田山をひかえた大和盆地の北端にあつて、北から南にゆるやかに傾斜する、よく解析された台地の周辺部にあたり、その東および南は佐保川、西は秋篠川で境される。宮跡は現在奈良山佐紀町に属し、佐紀集落を北端とする方約1kmの地域を占めている。この地は成務、口茶酢婦2院を中心とした橘列古墳群の東につらなる丘陵が南東に張り出した台地部と、西から南東にかけてのひろい平坦部からなつており、現在その大半は水田となつている。この水田の畔畔や道路をたどれば、平城宮跡に接する東西の一坊大路や南限の二条大路の痕跡が察然と見られ、これにより宮の東・南・西の境界はきわめて明瞭に指摘することができる(PL.1)。宮跡内部の水田の形状からも宮内の区劃の大略を知ることができるが、これとともに主要な場所には多くの土壇、土塁が遺存していて、宮内の各宮殿、官衙の位置をも推測することをたすけている。これらの事実から早く明治40年に關野貞の復元的考察がなされ、今日の平城宮跡保存の基礎がきざされたのであるが、いま一度これを踏つてみたい。

中央部の現状

平城宮跡の中央正門、朱雀大路と二条大路の交点にあたる地点に、今は用水池が穿たれ、その北岸に朱雀門が予想されるが、瓦の出土を知るのみで、地上には何らの遺構がみられない。宮跡中央部は小字荒池で、平城宮中軸線上を南北に通る小径があり、それを中心にして東西約215mの地割りがあり、南北約530mつらなつている。この中軸線に対称に、東側には南北150mにわたつて一線の上に土壇が並び、西側にもほぼ同じ幅の南北に細長い田がつらなつて、ここにもかつて同様な土

• 關野貞『平城宮及大内裏考』(東京帝國大学紀要 工科3)明40

壇があつたことを示している。関野はこれらの土壇から、東西に相対して並ぶ殿堂を想像し、この位置が宮城南部にあり、また平安宮豊楽院に似た配置であることから、この一郭を南苑跡と推定した。この荒地以北は小字東大宮で、二条大路の北縁から530mへだたつた位置で、地割りを示す両側の畔は東西幅180mにせばまり、この幅で東大宮地区の北端まで280mほどつらなつている。この畔は東で特に顕著な土塁となつている。東大宮地区北半は南半より2mほど高くなつた台状の地形となつており、東大宮から北の寺前にかけての宮域中央部を、関野はその高燥な地形から、内裏と推定した。

この中央の荒地・東大宮地区の東側に、幅70mの小字分田地区をへだてて、現在国有地となつている神明野地区がある。この地は東西の幅が185mで、その中央線上、二条大路北縁より120mに1土壇があり、さらに北130mで今一つの土壇がある。関野はこの両のものが平安宮の応天門に、北のものが会昌門にあたと推定した。これより北の神明野地区には、10カ所の土壇がならび、その北で一段高くなつた地域中央に高さ2mをこえる「大黒の芝」または「大黒殿」とよばれる大きな土壇がある。これらは十二代と大極殿の遺構であるとして、平城宮朝堂院跡と推定された。なおこの地区には、十二代の外郭北半部に土塁があり、大黒の芝の東西および北に小土壇が遺存しているが、関野はこれを東西様、および平安宮の小安殿にあたる後殿とした。大極殿周辺地区の一部では、大正13年の平城宮跡保存準備工事による刷漆副輪に作つて遺構が発見され、大極殿周囲の回廊雨溝跡が発掘されて、関野の推定を裏付けた。<sup>\*</sup>この朝堂院跡北方の柵木地区は、東大宮北半と同じく1.5mほど高まつた地で、その西側には土塁が残っている。この柵木やその北の松本の両地区は、地形上からは他になんの遺構も予測できないが、宮内に占める位置から、関野はこれを東院の地に比定した。柵木地区の東西では、同様大正13年の工事で数個の礎石が発見されている。

これらの土壇や土塁および畔畔から知られる顕著な2群の遺構に対して明確な遺構の指撝できない広い地域が西方にある。その西端の通称一条通りの南の一角は、「大り宮」とよばれ、称徳天皇の西宮に開造があると推定されるが、この地区には旧一切大路に接して、二条町の「弘法井戸」から南100mの地点に、1土壇のみられる他に、目立つた遺構はない。この土壇は宮門の一つと考えられる。ところがこの地域も畔畔によると、西縁には幅120mの山が南北につらなり、東縁の地域とも似た地割りであることが知られる。このことは朝堂院、内裏をめぐる宮衙地域の地割りの名残りを示すものと考えられよう。

このほか2箇所に対する顕著な土壇が、宮城の東南隅の一角にみられるが、後述するようにこの附近が太政官院の跡と推定されるので、これに関連する遺構であろう。また宮城東縁の小字柵木と小字石田の中央に、2枚の山が南北に細長くつながつた地割りがある。この細長く連続する2枚の山は、北の水上池に連らなつており、その東側の山から昭和3年に玉石積みの跡が発見された。<sup>\*\*</sup>この地割りは、東側地区の宮衙の区割りを示すものとして、重要な意味をもつ。

また宮城の西南の隅に、小字谷田とよばれる秋篠川の氾濫跡を示す地形がある。この一部の金池の地を、関野は「西南の池亭」にあてた。この付近で周辺より一段低くなつた現在の地形は、宮の廃絶後の氾濫で、その部分の遺構が削られた可能性のあることを示している。

このほか宮城の中央西北に占くからある御前池の中には、土壇状の地形が残っているが、これが

<sup>\*</sup> 上田三平『史蹟名勝調査報告』(史蹟調査報告2)

<sup>\*\*</sup> 岸康吉『平城宮遺跡及遺物の調査報告』(奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告12) 附9

東に断続的につらなる状況は、喜田貞吉によつて平城宮の北限を示すものと指摘されている。\*また御前池の堤防には、造り出しをもつた10数個の凝灰岩製礎石が存在することも、周知の事柄である。このほか宮城内各所に凝灰岩切石が整然とならんでいることを、耕作者が伝えているが、佐紀池と道路をへだてた南側で、東大宮に西接した未指定地内の田から、大きな凝灰岩切石が掘り出されたことなどは、そのなかでも顕著なものである。また佐紀池・二条町集落の中央を南北に流れる小川と、通称一条通りとの交点からも、地覆石状のものが地下約2mから発見された。

現状と遺構  
の関連

現状で知られる平城宮の遺跡は以上のものであつて、今回発掘された踏造構は全く地形上からは予測できないものであつた。ところが大極殿周辺の一郭では、発掘調査によつて発見された遺構と現状を示す地形とは、かなり密接な関連があることがわかつた。例えば、柅木地区西辺の土塁は大正13年の発掘でしられた礎石列の延長に当つており、昭和35年の発掘で、この礎石列のある土塁は築地回廊を構成するものと考えられるに至つた。その結果、方約170mの回廊が柅木地区を取囲むように廻つて、ここが内裏であることが判つてきた。また大極殿前面では、旧回廊の規模をそのまま伝える形状で、土壇が屈曲している点も、昭和30年の発掘によつて確かめられた。これは現状で認められる地形と遺構の関連を、等閑視しえないことを教えたものであるが、実はそれだけ平城宮跡が現在までよく保存されていることを示している。したがつて宮城内で前述のように推測される各地区の遺跡からも、発掘調査による重要遺構の検出は、十分に期待できるといえる。

\* 喜田貞吉「平城京及大内裏考評論」(歴史地理12-5) 明41

## 第三章 調査経過

### 1 概要

今回報告する発掘調査は、特別史跡「平城宮跡」の一部、奈良市佐紀町字寺前の地で行われたもので、5カ年計画による継続調査として、昭和34年度より開始された。

調査が行われた6ABO区は、この南に接する東大宮の地と合わせて、前述のように、関野貞によつて、内裏跡と推定されており、宮城内でもかなり重要な位置を占めている。この地域は通称一条通りと佐紀町に挟まれる南北80m東西210mほどの水田地帯で、西は佐紀池に接し、区域南端は一条通りに沿つて東西に住家が並び、北端は道路および灌溉用水路で限られる。中央を南北に通る道が、ほぼ宮城全体の中心線と一致し、6ABO区はこの道によつて東西の2地区に分けられる。両地区の地形はやや異なり、東半地域がほぼ平坦な水田の連続であるのに対して、西半地域は水田一筆ごとに段があり、東から西に進むにつれて、順次低くなる。地形を隣接地との関係でみると、北に接する6ABN区は6ABO区より全体として一段高まつており、南の6ABP区は6ABO区とはほぼ似た状況にある。

6ABO区の発掘に当つては、遺構の所在を全く予見することができず、また小範囲の調査ではその性格を明らかにすることが到底不可能なので、毎次少なくとも30aを余面にわたつて発掘する計画を立てた。発掘期間については、発掘に就労する人夫の確保に地元農家の協力を必要とするので、農繁期を避け夏冬の2回が計画された。発掘作業の進行には排水の便が大切であり、調査は佐紀池に接する地区より漸次東進することになった。

昭和34年度は、同年春に飛鳥板蓋宮の発掘調査をおこなつたため、経費の上から夏期の調査のみに限られた。この第2次調査では6ABO区N~W地区を発掘した。最初の発掘でもあつたため、遺構の検出に至るまで長時日をついやし、実測を終えて埋め戻し開始までには90日を要した。発見した主な遺構は、掘立柱建物8棟・溝6条・掘立柱柱2列・池1所・遺物の堆積した土壌敷所などであり、それぞれの重複関係を検討して、これらが前後7回にわたつて造営されたものと認められた。さらに6ABN-V地区も一部を発掘したが、遺構は検出されなかつた。この第2次調査の結果、遺物が多数出土し、その整理と保管のための場所が必要となり、それに加えてその後の調査は年間を通じてほとんど継続されるため、現地に調査事務所が建設されることになった。

昭和35年度には、春・夏・冬3回の調査を行つた。春の第3次調査は事務所建設予定地の事前調査として、国有地東北隅の6AAQ-A地区で始められた。発見遺構は掘立柱建物3棟と築地回廊である。この築地回廊は昭和29年冬、一条通り改修工事の際発見された遺構と一連のものと判断され、古図に示される平安宮内裏の回廊と構造・規模が近似するので、この築地回廊でかまされた地区を第2次内裏跡と推定するに至つた(PLAN 1)。

夏の第4次調査は第2次調査地の東に隣接する6ABO区K~M地区で行われ、これで6ABO

6ABO区

昭和34年度  
調査

昭和35年度  
調査

区西半地域の調査は終了した。あらたに発見した遺構は独立柱建物9棟・溝1条・井戸1所・池1所・遺物出土の土坑数カ所、これらは8期にわたって造営されたものと認められた。これを第2次調査の結果と対比検討して、6 ABO 区西半部においては10期の造営があつたと考えられた。冬の第5次調査は6 ABO 区の北部西半のA～C地区一部とI地区で行つた。新しく発見した遺構は独立柱建物9棟・独立柱礎1列・遺物を含む土坑数所、このうち1土坑より41点の木簡が出土した。木簡には皇字5・6年の銘をもつたものもあつて、遺構や遺物の実年代を決める手がかりとなり、また記載の内容によつて、この地区にあつた官舎の名称をも想定し得るに至つた。その点で、この発掘の成果は劃期的なものといえよう。また橋の発見と隣接する地区の遺構や遺物の出土状況から6 ABO 区中央に道路の存在が推定され、官衙群の区劃が考えられるようになった。

昭和36年度  
調査

昭和36年度の調査は前年度同様春・夏・冬の3回行つた。春の第6次調査は6 AAQ-A・C地区と6 ABO-J地区で行つた。前者は遺物保管倉庫建設予定地の調査で、事務所西隣りに発掘した。発見遺構は築地回廊に取付き内裏中心南部を向す独立柱回廊の一部と5列の独立柱列である。第3次調査とこの調査と合わせてもこの地区の発掘面積は広いものとはいえないが、発見遺構は全く想像もできなかったもので、この地区の遺跡の重要性を改めて認識させるに至つた。6 ABO-J地区の発掘は、第5次調査終了のI地区と同一の水田の南半部で、排水の便を考慮夏季の調査に先立つて行つたが、独立柱建物1棟と曲折する石敷溝1条、遺物出土の土坑等が発見された。

ついで夏の第7次調査では、6 ABO 区東半地域の南部D・F・G地区を発掘して、独立柱建物15棟・独立柱礎1列・井戸2所を発見した。このうち建物には身舎の梁間3間のものや、廊下通りの柱間3間分を開放にしたものなど、異例の規模のものがあつた。井戸からは平城上皇時代の平城宮に関連すると思われる遺物を検出し、平安時代の平城宮を遺跡の上ではじめて確認した。また6 ABN-M地区の一部を、史跡地現状変更の申請にもとづく事前調査として発掘した。この地区では遺構は検出されず、橋は北に延長しないことが判明した。なお、現在第8次調査が、6 ABO 区A～C地区において行われつつある。

現在までに行われた発掘調査の概要は、以上のとおりであるが、今回の報告では主として昭和34・35両年度の6 ABO 区の調査の結果を収め36年度の第6次調査の一部もこれと密接な関係があるので一括した。各調査地域の発掘期間と面積は Tab. 1のとおりである。

調査方法と  
作業能率

これらの調査を通じた発掘方法として、発掘開始に先立ち遺構遺物の出土地点標記のため3m方眼で地区を設定し、各水田毎に9～12mの間隔で上層観察用の畦畔を設け、そのほかは全面にわたつて掘り下げた。

調査面積は当然経費に制約されるが、他方全面発掘するので排土の集積場所にも影響された。また発掘作業は、水田耕土・床土・各盛土層を順次平面的に反復して掘り下げる方法をとつたので、作業能率は専ら排土の運搬に左右された。排土の運搬法として試みたのは、ブルドーザー、ベルトコンベアー、ト

Tab. 1 調査期間と発掘面積

6 ABO 区	調査期間	実労働日数	調査面積
第2次調査	34. 7. 17～34. 12. 20	133	29.7 a
第4次調査	35. 7. 11～35. 10. 20	88	27.0
第5次調査	35.11. 21～36. 3. 10	79	13.4
第6次調査	36. 4. 1～36. 6. 15	39	5.9

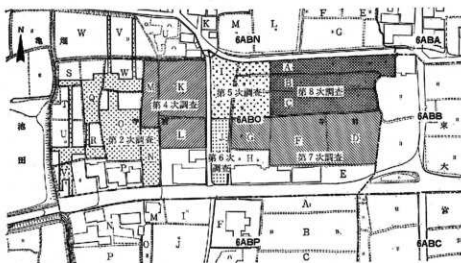
Tab. 2 1a当りの所要人員

N/a	全期間	耕土除去	埋戻し
第2次調査	83.4人	—	24.2人
第4次調査	75.5	1.2	24.8
第5次調査	73.7	0.8	33.5
第6次調査	70.8	1.0	21.3
第7次調査	—	0.8	—

第2次の  
耕土除去は  
ブルドーザ  
ー使用のため  
除外した



Fig. 1 6ABO 区地区別および発掘経路指示図



ロッコの機械の導入であるが、ブルドーザーは遺跡破壊の難点があり、トッコ敷設には地層観察のために残す畦畔が障害になった。そのため現在ではベルトコンベアーを使用している。

各調査の発掘作業人員の1a当りの比率は Tab. 2 のとおりである。これには遺物整理等の人員は含まれていない。但し、第5次埋戻しには、土壌発掘の人員が重複している。

## 2 発掘経過

### A 第2次調査

第2次発掘調査は6ABO区における最初の発掘であり、当然遺構の所在、埋没状況は予測できなかった。そこで調査方針としては、調査地全域にわたってトレンチを設け、その知見にもとずいて発掘を拡大していくことにした。このうちM・N地区は南北に細長く続く水田であつて、この地形は遺跡と関連するものでないかと考えられ、さらに前年の6ABP-I地区の検出遺構とどのように関連するかも問題であつた。そこでN地区については当初から全面発掘することに決した。またS~V地区は関野氏が推定した内裏跡の西端であり、東端の6ABP-A地区に前年の発掘で発見された土器がこの地区にも対称的に存在することが予想されたので、V地区も全面発掘する予定であつた。

調査計画

まず調査地各地区を通るように、東西方向に2、南北方向に6のトレンチを設けた。遺跡全般の傾向としては、水田床土下に人工的な盛土層がみられたが、この層は南西に進むにつれて厚さをます。そして東北では地山が高くなり、6ABN-V地区は水田床土の下は直接地山であつた。

トレンチ調査

トレンチではじめて発見した遺構は、W地区南部のSA 121 掘立柱列北端の柱穴である。当初は盛土層上やや異なる土質のものとして認められ、掘立柱掘りかた(以下柱穴と略称する)の輪郭は不明瞭であつたが、この地区の盛土層がごく薄く、すぐに地山になつたので地山まで削り下げ、柱穴輪郭を確認することができた。結果的にみればこのトレンチは偶然SA 121の掘立柱列と同位置にあつて、当然南のO地区でも柱穴を発見した筈だが、トレンチ内にところどころ異質土を認めても、明確に柱穴と決定することができなかった。O地区北西部では、土器片が混入する異質土

を穴籠に認めたのでトレンチを掘り、多量の上礫が埋没したSK 140の土壌を発見した。またV地区南部は北から掘り掘り、東西方向の2条の溝を発見した。溝の西側は佐紀池に続いて地盤が低下し、当初予想した南北方向の土層がないことを確認した。南端は近世の厚い堆積を認めたので掘り掘りなかつた。上記のようにトレンチ調査で遺構検出が判明したので、最初に予定したN・V地区とともに、検出面が高く、遺構が存在しそうなO・W地区を全面発掘することにした。W地区ではSA 121の柱穴を手掘りに、この検出面を掘り上げて他の遺構を探索したが発見できず、更に掘り下げてSB 143建物の東半と、SA 120掘立柱列の柱穴を発見した。

## 全面調査

N・O 両地区では、発掘作業の効率化のため、ブルドーザーを使用して耕土を除去したが、機械の性質上、耕土と床土が攪乱され、畔畔も大部分破壊されたため、水田所有者の要望により使用を中止し、床土・耕土遺構検出作業はトロッコによらざるをえなかつた。床上の下の含礫茶褐色土面は、ブルドーザーのキャタピラの攪乱で凹凸になったところもあつたが、ほぼ平坦であつた。この最初の土層面からは、北から続くSA 121掘立柱列の前半や凝灰岩の埋没されたSK 137・138の土壌を発見したのみである。その後、降雨に備えて東西に排水溝を掘つたところ、偶然含礫茶褐色土下からSB 116の柱穴を検出し、さらに南北にもトレンチをいれてみると含礫茶褐色土下に古い旧地表面があつて、それに遺構が伴っていることが判明した。そこで、第2回目の検出作業に移り、含礫茶褐色土を削りとり、SB 112～SB 145の諸遺構の柱穴を漸く検出しはじめた。これらのうちSB 116建物の柱穴は他のものと重複することが多く、その重複状況から各建物の造営時期の先後関係を判定した。柱穴が掘られているこの土層は、上層の含礫茶褐色土と同様凝灰土による人工的なもので、柱穴の埋土も同質の上であつた。そのため、一部の地区では4回に及び掘り下げの結果、漸く柱穴輪郭を明確にすることができた。したがつてこれらの柱穴輪郭は、結果的にみれば当然SD 130の石敷と同じ高さで検出した筈であつたが、実際は更にその下まで掘り下げて確認できた。特にSB 112・113建物の柱穴の識別はきわめて困難であつて、ほとんど発掘終了間際に発見できたような状況であつた。

## 遺構追索

N地区南部では、上層の含礫茶褐色土面から、SD 108・SA 109の溝を発見した。SD 108の溝底下では木炭の散乱面を検出し、この面から埋没された礎石を発見した。一方調査地西南では、O地区で検出したSB 131建物を西に追索してR・U地区のトレンチを掘り掘り上げた。U地区では含礫茶褐色土層下の盛土からSB 131建物と並ぶ同規模のSB 145と、それに重複するSB 146建物の南姿を発見した。SB 146は西側柱を北へ追索して北姿を検出し規模が判明したので、耕土盛土下に想定される東側柱列の検出は行わなかつた。これと前後してW地区発見のSB 143を西に追索してQ地区を掘り掘り上げ、その西半部の柱穴を検出し、その南側柱列をS地区北部で追索して、桁行13間になることを知つた。Q地区南半では、上層の含礫茶褐色土面に掘られた南北幅60cmの溝状遺構に、多数の瓦が堆積しているのを検出したが下層からは遺構を発見しなかつた。

## 地層調査

調査地北端の6ABN-V地区は2本のトレンチをいれたが、なんらの遺構をも発見せず、地山が6ABO区より高くなることを知つた。またT・U地区のトレンチ内では遺構を認めず問題がなかつたので、発掘期間の関係上掘り掘りするに至らなかつた。地層調査は、主として各遺構の柱穴検出で検討し、地山が西南にかけて低下し、その上に2回に盛土された盛土層があることを確認した。N地区南端では地層調査のトレンチ内で、現在的一条南北溝溝に接してSD 106の溝と、それを埋めてその上に築成したSA 105の土層を発見した。またSA 121の掘立柱穴底では、腐植土

とそこに発生した草木植物の葉が検出され、盛土整地前に地山が低いこの地域は、池状の湿地であつたものと推測された。

発見遺構の発露時期の先後は、遺構検出面の層序や重複状況で決定され、重複しない建物は配置関係や柱間寸法の異同等をもとにしてまとめられて、次のA～Gの7群に分類された\*。

A: SD 130, B: SB 112・131・143・145, C: SB 113・135, D: SB 116,  
E: SA 120, F: SA 121, G: SA 109・SK 137～140

#### B 第4次調査

第2次調査の結果、遺構がこの地区のほぼ全域にわたって存在すると予測されたので地層観察のために跡を9～12m間隔に縦横に獲すのみで、最初から全面発掘にとりかかった。

全面調査

まず調査地を南北に2分し、それぞれ東南より併行して掘り上げ、頂上柱穴を放出して13棟の建物遺構を発見した。遺構の放出に当たっては、盛土整地層上では一般に柱穴の輪郭は判然とせず、新築地山層まで別つて確認したものが多い。地山はSD 126以北は堅質であつて、順次両へ粘土質、礫質と互層に変化していた。発掘地中央部は、丁度産質層に相当し、盛土層との違いが判然とせずSB 176の南表近の柱穴の検出は特に困難であつた。SB 176とSB 177の柱穴を放出してその重複状況を調査中、地山に掘られたSD 141の溝を発見し、これがこの地区で最も古い遺構であると認められた。建物以外の遺構としては地区中央部で径5mの窟を検出し、一都を掘り下げたところ井戸枠木材が出しSE 168を発見した。しかし井戸の掘り下げは、掘りかた埋土の選抜処理上一時中止して、遺跡全面の撮影測後に行うことにした。またK地区中央部でも遺物を含む大きな坑SG 180を検出した。この坑の埋土は底部に近くなると有機質を多く含む泥土となり、また、坑周辺のSB 141・177・194の産物は意識的に坑を避けて造営されているようで、これらの建物と共存する池であつたと考えられた。SG 180の北では東西に走るSD 126の溝を発見し、掘り下げて底が2重であることを認め、溝が2時期にわたることを確認した。第2次調査にSB 143の北で検出した溝はこの延長部に当る。なおSD 126の中央には、重複して中世の井戸があつた。

発掘地西側では、盛土整地層が上下に2層検出されて、第2次調査で発見したSD 130の石敷は、下層の盛土層上に設けられ東に続いているのを再確認した。下層の盛土層は西に流れて従つて仄くなるが、第2次調査と同様にこの層で柱穴の輪郭を明確にするのは容易でなく、やや掘り下げてようやく判然と検出された。実測終了後井戸の発掘を再開し、はじめに4隅に柱を立てて方1mほどに挿入した井戸SE 168-Cを発見したが、さらにその下から、帯付埋蓋された井戸枠を方2mの井筒状に挿む大井戸SE 168-Aを発見した。Aの井戸は底をさらつたらしく遺物がなかつたが、Cの井戸の底では平安前期以後に属する上層片が出土した。なお、上の井戸をB・Cの2時期のものとしたのは井戸間柱が2種あつたためである。

地層調査では、盛土整地層を3層確認した。最初の盛土整地層は調査地の東北部にのみあつて、南西には認められなかつた。第Ⅱ期盛土はほぼ全域に認められ、第Ⅲ期盛土は南西部にのみあつた。

地層調査

発見された遺構は、第2次調査と同様、柱穴の重複によつて造営の先後を決定できるものを基準とし、検出面の層序や配置上の類似を考慮して、8時期に分けられた。この中第2次調査のA群に属していたSA 130の石敷は、第4次調査地の第Ⅲ期盛土層上で検出され、第2・4次両調査を比

\* この分類は「昭和34年平塚宮跡第2次発掘調査概観」（奈文研年報1960）に採用した。

較関連させる基準となった。以上の結果、新しく第I期の盛土層上に造営された2群と、それ以前の地山上に直接造られた1群計3群の遺構が考えられ、第2次調査とあわせて10群におよぶ造営が行われたことが想定された。これらの遺構群を、第2次調査時の分類とあわせて示せば、Tab.3のとおりである\*。

Tab.3 調査期別遺構分類対照表

第2次調査		第4次調査	
代表遺構	群	群	代表遺構
—		1	SD 141
—		2	SB 176
SD 126		3	SD 126-A
SD 130	A	4	SD 130 SB 170
SB 112 SB 131	B	5	SB 112 SB 177-A
SB 113	C	6	SB 177-B SB 113
SB 116	D	7	SB 191
SA 120	E	8	
SA 121	F	9	SA 233
SA 109	G	10	(SB 166)

SB 166 は第4次調査時どの群に属するかの判定ができなかった。

### C 第5次調査

#### 全面調査

第4次調査同様に地層観察の法を採り、調査地東半部部のC地区より全面の掘り下げを開始した。C地区では水田深10mFで、土器・瓦を含む堆積層を抽出し、この面で遺構を探索したが、特に上げる必要のあるものは発見できなかった。更にこの層を掘り下げ、下に盛土層Cを検出した。C地区南部ではこの層の下にさらに剝離する2層が認められ、その各々の剝離面をD・E面と仮称した。E面は地山面にあたる。C面では掘立柱建物8棟が発見された。A・B地区ではこのC面からSK 217~226の土塊が掘られており、その北にSD 126の溝があった。これらの城の垣土は粘土質であったため、浸透した水によつて泥化し、この壁に重なる柱穴輪郭の確認は困難を極めた。D面には、SB 205があつたが、この建物の身舎内北よりには、埴を混入した盛土が認められ、この建物の掘りかたはその埴を切断して掘られていた。この他にこの面から始まる遺構はなかつた。なおSB 205がD面に属することを確認したのは地層調査の際であるが、発掘当初も柱穴重複からこの付近で最も古い遺構と認められていた。D面は北に進むにしたがい剝離しにくくなつてきた。

地山面(E面)は調査地南部ではよく剝離して検出され、この面でSD 141を発見した。地山面は北のSD 126までは平坦だが、SD 126以北は20cmほど高くなつてきた。またSD 141以北では地山面の剝離はよくなかつた。

I地区の発掘では、水田床土直下の盛土層で土器を埋没したSK 234・238を発見し、SK 234を掘りさらえてその下からSA 233・SB 236 東面柱の柱穴を発見した。I地区も東半部同様にC・D・E面と順次掘り下げSD 126・SD 141が続くことを確認したが、D・E面の剝離性はC地区ほど顕著でなかつた。I地区で発見された遺構は第III期の整地に関係する最も新しいもので、それをさかのぼるものはなかつた。したがつてそれ以前には、I地区は南北に長い空閑地であつたと考えられ、その位置がほぼ宮城の東西中心に当ることや、後にその東辺にそつて堀が設けられたことからすると、この堀以西は地区を限る道路のような性格をもつていたと思われた。

#### 土壁の調査

遺構発掘後土壁を掘り下げて遺物の出土をみたが、そのうち特記すべきものはSK 219出土の木簡で、細片を含め墨書をもつものが41点にのぼつた。SK 219の上層垣土は全く遺物を含まず、土壁を埋没するためのものと考えられ、重複して検出された柱穴はこの上に掘られていた。この埋

\* 第4次調査の分類は「昭和35年平城宮跡部3・4・5次発掘調査概報」(奈良研年報1961)に用いたものを割分した。すなわちⅤ-6、Ⅴ-7、Ⅴ9-10に当り、第2次調査時の分類と異なる。

土下は椀皮片の散乱する面で、木簡、土器、自然遺物等を含む層があつて地山にいたる。自然遺物中薬茶樹の葉身は緑色のまま検出された。木簡は空気にあふると刻々黒変し、早急な記録が必要となつたので一点毎にただちに現地事務所写真撮影実測を行つた。この撮影ではモノクロウムフィルムと赤外線フィルムを併用したが、結果には著しい差はなかつた。

木簡のなかに天平宝字6年の紀年銘のあるものが3点あり、諸々の事情をあわせ考えると、このSK 219の埋没時期はそれをあまり降らないと思われた。また記載事項からの附近の建物は食物を扱う官衙の一部と推定された。発見各遺物の造営時期についてはこれまでと同様順序、重複状況、配置などから判定した。

#### D 第6次調査

第6次調査では、6AAQ区のほかに夏季には排水不良のため調査不能の6ABO-J地区を調査した。J地区はI地区と連なる同一水田であり、この調査は第6次というより第5次の延長としての性格をもち、遺構の出土状況も前回と全く同様であつた。

発掘はC・D・E面と順次掘り下げて行い、西側では床土直下で前回のSK 238の連続部を検出した。C面では発掘地中央でSD 244の石敷を発見し、その下から第2・4次調査で発見したSD 130の延長に当り南縁に玉石を並べた幅50cm程の溝(SD 243)を発見した。この溝はさらに幅約4mの煮掘りの溝(SD 242)と北縁を同じくして重複していた。南端の発掘では、第2次調査で発見したSA 109の延長部を予想したが、その痕跡すらなく、最南端で東西6m南北2mの溝を発見した。これはSD 106の東端にあたる。遺構の造営時期については、すべてこれまでの調査で知れた結果から推定した。

全面調査

### 3 調査日誌

#### 第2次発掘調査 昭和34年7月～12月

- 7・17 器具器材整理、地区設定。
- 7・18 掘入式場整備。
- 7・20 掘入式。終了後ただちに作業開始。S・T・U・V地区に南北トレンチ、N・O・R・U地区に東西トレンチ各幅1.5mをいれる。
- 7・21 N地区に南北トレンチ、W・Q・S地区に東西トレンチ、W・O地区東より南北トレンチ、各幅1.5mをいれる。
- 7・22 W・O地区東トレンチ内床土・粘土。床土下は礫を混じった茶褐色土である。
- 7・23 W・Q・S地区トレンチの床土上下は西半で含礫茶褐色土、東半は砂又は粘土の地山となる。
- 7・24 Q・R地区西より南北トレンチ。V地区トレンチ内北部の床土下の含礫茶褐色土で、溝状のおこみを検出した。西に平行にトレンチをいれ、北端で閉をつぐ。
- 7・25 Q・R南北トレンチは床土下の含礫茶褐色土に透する。W・O地区西より南北トレンチ

をいれる。

7・27 W・O地区西より南北トレンチは床土下で含礫茶褐色土に透した。O地区北西部で3m程度の範囲の土層を含む土壇SK 140を検出し、東西境界探索のため掘り抜ける。V地区北部で東西に走る溝(SA 109)を確認。

7・28 O地区北部の上溝SK 140は東西4.5m南北6mほどで、奥に別の土壇SK 139があるらしい。V地区北部のSA 109の南へトレンチを延長。SA 109から土器器出し。

7・29 O地区北部SK 140内にはほぼ定形の状態で多量の土器器が埋設している。W地区南北トレンチ南よりで付穴SA 121を検出し、西へ掘り抜ける。V地区SA 109を西へ追索。含礫茶褐色土が低下して溝も浅くなる。6ABO区の西端を限る南北方向の道筋は認められない。

7・30 V地区SA 109の南は約3m程の平坦部で、その南もわずかに溝状にくぼむ。同時に溝を配した土壇状遺構である。以南は含礫茶褐色土が低くさがり、茶褐色土の下は粘土状灰色粘土と

なる。

7・31 トレンチの結末、調査予定地の北東部を除くほぼ全域に、含礫茶褐色土が認められ、それより上の積層上はブルド・ザーによる除去可能と判断、導入した。土地所有者の要請により、N・O地区の耕土積上の上におわつた。O地区北部SK 140内清掃完了。茅葺屋根、土堀り上げ開始。U地区東西トレンチで、含礫茶褐色土上面に瓦の散布や多く、状況確認のためトレンチを拡大。

8・1 U地区トレンチ拡張部分を含礫茶褐色土層まで掘りまげる。

8・3 この部分の含礫茶褐色土上面には遺構なし。V地区東西溝SA 109内出土の瓦片がO地区北部SK 140内出土と一致し、両者が同時期のものと判明。

8・4 W地区南半の葺土層を拡大。柱穴が3所東西にならぶ。U地区西へトレンチ拡張。

8・5 U地区トレンチ拡張部分で含礫茶褐色土上面に玉石を配列せる溝溝SK 155を検出。N地区南部より灰土層開始。

8・6~7 N地区床上下下の含礫茶褐色土面清掃。

8・8 U地区トレンチ含礫茶褐色土上面清掃。

8・10 O地区東南隅から床土の耕土を開始。

8・11 O地区北部SK 140内土堀り上げ完了。ほとんど土層厚で1000個体以上にのぼる。N地区東辺中央より溝状のおちこみを検出。V地区の溝と連続するものか。

8・12 N・O地区床土耕土。

8・17 排水溝を掘る。O地区で東西排水溝中に柱穴を検出。含礫茶褐色土下の遺構である。

8・18 N・O地区床土耕土。

8・19 N地区中央南よりの溝の南5mほどにさらに2条の溝があるらしい。

8・20 N地区に3条の東西溝を確認。

8・21 N地区含礫茶褐色土上面清掃開始。

8・22 N地区の3条の溝中、最南の溝底より礎石を検出。一層下の灰褐色土に土溝SK 107を穿ち埋没したもの。土堀り作出す。

8・24 N地区の含礫茶褐色土面を南北小孔列SA 111を検出。同面上部完了。

8・25 N地区東区溝掘り上げ開始。土堀り上。

8・26 O地区床土耕土完了。溝底岩を埋めこんだ土溝SK 137・138 検出。含礫茶褐色土面清掃。

8・27 O地区西よりに南北の柱穴列SA 121があるらしい。

8・28 O地区含礫茶褐色土上面を清掃すると各所に床土の赤込んだ部分があるが、大部分は柱穴でないらしい。

8・29 O地区含礫茶褐色土上面清掃完了。この面では溝列SA 121と土溝SK 137・138・139・140のほかに遺構なし。Q地区東市街から含礫茶褐色土面の検索開始。

8・31 O地区に幅1mの南北トレンチを2本入れ、含礫茶褐色土下が灰褐色粘土質土となり、その間がよく剥離することを認む。

9・1 前日の所見にもとずき、O地区東南隅より茶褐色土を除き、灰褐色土上面での遺構検出に努める。

9・2 O地区東南部に多数の柱穴を発見。

9・3~5 O地区灰褐色土上面での検索を続行。

9・7 N地区で含礫茶褐色土層を除き始める。

9・8 N地区北西部に南北溝(後にSB 116の雨排水と判明)あり。南では狭くはなつて消滅する。O地区中央西よりで東西にならぶ3柱穴SB 135を検出。

9・9 O地区東南部で、西偏南北横建物SB 116の存在が確認されたが、新行間数はなお不明。その南よりに孝大の礎を用いた東西方向の石敷SD 130がある。その南はバツス敷面。N地区中央附近で東西にならぶ柱穴SB 112を検出。

9・10 O地区南端のSD 130はN地区にも連続して検出。O地区SB 116は5間×3間となることが確定。O地区南部に遺構が多いので、R地区のトレンチを南へ拡張する。W地区南部地山上面清掃開始。

9・11 O地区西南部に東西の柱穴列SB 131あり。N地区中央で9日検出した東西柱穴列の北約6mにも柱穴があって、東西横建物SB 112と推定。その北側柱穴東よりの3所の柱穴では南に別の柱穴が重複。

9・12 R地区南部では含礫茶褐色土に遺構も遺構なく、その土層を検索し始めた。

9・14 Q地区茶褐色土上面の清掃を開始。

9・15 W地区西部で東西3m間隔にならぶ6箇の柱穴を検出。対応する北側柱列を求めて北に掘り拡げる。

9・16 O地区東南隅のSB 116に重複して2列の溝列SA 120・121があり、それがW地区で南北に長く続くらしい。含礫茶褐色土上で検出された溝列SA 121はその西のものにあたる。柱穴輪郭検出段階で互角線形。柱穴内の割り上げ開始。

9・17 W地区で、約6mをおいて並ぶ2列の東西の柱穴列SB 143が確認された。そのさらに北に傾1mほどの東西溝がある。

9・18 R地区南部でも柱穴を検出。

9・19 柱穴の位置によつて、O地区東南部SB 116がSA 120より古いことが判明。O地区中央附近土溝SK 134より土堀り開始。

9・21 W地区南部建物SB 143をQ地区北部へ追求め、南側柱列にあたる4柱穴を検出。N地区中央附近SB 112の内裏中央柱を検出し、柱穴の重複でSB 116より古いことを確認。U地区西部の含礫茶褐色土を除き始める。尖頭溝開始。

9・22 O地区西南部SB 131の西裏中央柱を推

町下で検出し、東西径 5×2 間建物と認定、U 地区南部で含鉄茶褐色土と下の黄褐色土の境界面が年通定、神功御宝篋片3枚を発見、これで含鉄茶褐色土を盛した時期の上限が限定される。

9・23 R-U 地区にかけて東西柱穴を検出し、東西径 5×2 間建物 SB 145 と推定、R 地区にはなお別な柱穴がある。

9・24-10・5 写真撮影、造構実証、併行して細部検出を行う。

9・26 午後発進調査委員会、台風の余波で風雨強く佐紀公民館で説明会のみ行う。

9・28 O 地区西部 SB 131 の南側柱列より 1・2 柱穴を検出。

9・29 N 地区中央で SB 112 の北側柱列と重複した柱穴に対応する東西柱穴を検出、SB 113。

9・30 SB 113 の西側中央柱を SB 116 の南落落下に検出し、築間 2 間併行 2 間以上の東西棟建物と判明。

10・1 O 地区中央西よりでは約 3.5 m をへだてて平行する柱穴 2 条を検出、築間 1 間東西棟建物か、Q 地区南部の茶褐色土を除き始めた。

10・3 Q 地区で含鉄茶褐色土中に上層埋設土塊 SK 148 と瓦を埋設した南北溝 SD 147 を検出。この盛土層の下には道溝なし、R 地区南部を精査して、南北径 6×2 間建物 SB 146 を検出。

10・5 遺構実証ほぼ完了、土層調査用のトレンチを掘り始める。

10・10 S 地区で SD 143 の調査を追求し、桁行 13間を終ることを確認。

10・11 N 地区南部のトレンチで東道路下に基礎状土層 SA 105 があり、その北に黄褐色粘土質土で埋設された東西溝 SD 106 を検出。

10・13 土層実証完了。掘りもどし開始。

12・20 掘りもどし完了し、調査終了。

#### 第 4 次発掘調査 昭和35年7月~10月

7・11~20 トロッコとベルコンベアーを併用して掘土除染。

7・21~25 床土湧土。

7・26 L 地区南部で、床土下の含鉄茶褐色土におおわれた東西の穴を掘る、第 2 次調査地域南部の石敷の延長部分であろう。

7・27-8・2 床土湧土。

8・3 床土湧土の根柢で各所に柱穴の存在を予想させる盛土の乱れが認められたが、判然とせず。L 地区南部と M 地区北部から地山頂上で、道溝を検索することにした。M 地区北部は床土直下が地山で、東西にならぶ 3 個の柱穴が 2 列検出された。これは第 2 次調査地域北部の東西棟建物 SB 143 とほぼ柱列が通る。L 地区西南部は地山がかなり低くなってゆく。

8・4 M 地区北部に縦約 70 cm の東西溝あり。

SB 143 の南落溝か、L 地区西南部に柱穴らしきものを数か所認められたが、盛土層上側の汚染が著しく、輪郭は不明確。

8・5 M 地区中央附近で 3m 間隔で東西にならぶ 3 個の柱穴が、3m おいて南北に 2 列あり、東西に長い遺物 (SB 186 北側) がある。

8・6 M 地区南寄りに 3m 間隔で東西に 3 カ所上層のおちこんだ穴が、南北に 2 列ある (SB 186 南側)。L 地区北部で東西にならぶ 6 個の柱穴を検出 (SB 170 南側近郊)。L 地区は中央附近より西側にかけて地山がさがり、含鉄茶褐色の盛土が厚くなる。

8・8 6日にL地区北部で検出した東西柱穴の北約 3m・9m・12m の K 地区内に、平行する 3 列の柱穴を認め、同一建物のもとの考えられたが、建物規模はなお不明 (SB 170)。L 地区西よりに東西にならぶ 3 個の柱穴が検出された。第 2 次調査発見の SB 113 の東平部か。

8・9 6・8 両日に K・L 地区で平行して発見された 4 列の柱穴は東西径 5×4 間建物 SB 170 となることを確認。その身舎内西寄りに小さな柱穴が並ぶ南北径 3×1 間の構造物 SB 171 を検出。

8・12 K 地区中央に東西溝 SD 141 を検出。この溝を横断して南北に 2 列の柱穴 (SB 177 西側) あり。北方では M 地区北部から続く 2 列の東西柱穴が検出され、あわせて 6 間分が確認された (SB 194)。この東に大きな土塊 (SG 180) があるらしい。

8・13 これまでに発見した柱穴内部をすべて 20 cm ほど掘りさげる。

8・16 SD 126 の K 地区への連続を確認。

8・17 M 地区北部から K 地区北西部へ続く SB 194 は、京委中央柱検出により東西径 7×2 間の建物であること。その柱穴は前後 2 間のものが南北にずれて重複し、そのうち北側柱列の新しい柱穴は SD 126 を埋設した上に掘りこまれていることが判明。K 地区東平部で南北横置建物 SB 177 を桁行 5 間分確認したが、南北表は未検出。

8・18 SB 170 西側中央柱を検出、東西径 5×4 間建物と判明。K 地区西南部で SB 186 の東側中央柱を検出。この建物の柱穴は北に新しいものが重複する。K 地区中央の土塊 SG 180 は、深さ 30 cm ほどでなお底に達せず。

8・19 K 地区西部で SK 180 の塚上に掘りこんだ築間 2 間の南北棟建物 SB 191 を検出。

8・20 SB 186 は築間 2 間の身舎に南北横のついで東西棟建物で、その身舎では同規模の新しい建物がかし北にずれて存在することが判明。

8・22 K 地区 SB 177 の西側中央柱を検出。この南に一部重複して存在する SB 170 は、柱穴の重複で、前者より古い時期のもとの判明した。また、その西に一部重複する南北棟建物 SB 176 は、

北半部が SG 180 で破壊されていて、規模は未確認。K 地区中央の東西溝 SD 141 で、溝と柱穴の重なりから、SD 141・SB 176・SB 177 B の順に新しいことが判明。

8・23 K 地区の溝掘、柱穴の掘りさげを開始。

8・24 K 地区中央東よりの SB 176 北妻中央柱を、SD 126 の北で検出。建物 は 9×2 間となる。I 地区東南部で発掘地域外に背側柱列がある東西溝 5×2 間建物 SB 166 と、この附近から北へ延びる小柱穴列 SB 167 を 2 列検出。この小柱穴西列中央附近で、方 5m ほどの土壌を発見したが、材木が埋設土中に突出しており、井戸と推定される。

8・25 SB 186 は M 地区を結合し桁行 6 間まで確認したが、まだ西妻中央柱を検出せず。第 2 次調査で西平部を発掘した SB 112 の東妻中央柱を検出。これで桁行 7 間と推定。その北に一部重複する SB 113 は桁行 6 間で柱穴が終るが、西妻中央柱を欠く。

8・26 M 地区中央で SD 141 の西延長部分を検出したが、西よりで次第に浅くなり消失する。

8・27 写真撮影開始。午後発掘調査終了。来会者約 160 人。

8・28 井戸掘りさげ開始。

8・29 井戸は 4 間の柱を立て杭木を通し、その外に鋼板をいれたものが 2 重にあるらしい。底部の堆積泥土中から黒色土器等検出。

8・30～9・2 実測開始。

9・3～10 遺構実測。

9・6 井戸で 4 間の柱の外に、幅 30cm ほどの厚板を井戸組にした井戸枠を確認。古い井戸組枠の上部をこわして、柱貫組式の新しい井戸枠を内部に造ったものと推定。

9・7 新しい井戸枠を取上げたが、下に青灰色の堆積泥土があり、それをさらえた結果、当初の井戸は下部 3 段分の枠を現し、底は酸を敷いたものであることを確認。当初の井戸からの出土品は全くなかった。湧水が著しい。

9・10 細部の再検討。SB 186 の西妻中央柱を畦畔下で検出。

9・11 井戸枠引上げ。作材の実測・写真撮影。全成果めもどし開始。

10・20 埋めもどし完了し、調査終了。

### 第 5 次発掘調査 昭和 35 年(11月～36年3月)

11・21 トロッキ=線路組立。排水溝調整。

11・22～30 耕土養生。

12・1～2 地区設定。

12・3 耕土養生完了。床土排土と併行して遺構検出開始。C 地区東南部で床土直下に土器を含む堆積層検出。旧地表か。

12・5 C 地区東南部床土排土し、南北 3 列の柱

穴を検出。

12・6 C 地区東南部で床土直下山地まで土層を 2 層検出。各土層の境界は砂が溜り、明瞭に上下の土層が区別する。各境界面を C・D・E 面と仮称。E 面は地山面にあたる。

12・7 C 地区床土排土はほぼ完了。全間に 3 層の旧地表があるらしい。西南部に柱穴あり。

12・8 C 地区西南部では築間 2 間の南北棟建物 SB 206 の北妻 1 間分確認。南の未調査地域に主体部があるらしい。他に柱穴の重なりで古いことと判明する 2 列の平行する南北柱穴列 (SB 205) あり。

12・9 C 地区内で SB 206 の北約 6m に南妻のある南北棟建物 SB 209 を桁行の 2 間、2 列の南北柱穴列 SB 205 を 5 間検出。この 2 列の掘りかたが同じで D 面上の床土中に導を検出。原位置でなく、換土に際して置いたもの。C 地区北部 4m ほどの部分は E 面(地山面)の影響不良。

12・10 C 地区東部の南北の 3 列の柱穴が、各 4 か所 2 列の古いもの (SB 200) と 1 列 5 柱穴の新しいもの (SB 201) からなることを確認。

12・11 B 地区床土排土。

12・12 早朝降川所来風去。雨。現場作業中止。

12・13～14 床土排土。

12・16 C 地区西南部で、E 面から始まる幅約 1m の東西溝 SD 141 を検出。I 地区南部より遺構検出開始。床土直下に土器を埋設した土壌 SK 234 を検出。

12・18 SD 141 を東端まで検出。D 面形成時盛土で埋設されている。SB 205・209 の柱穴はその埋設土を切って掘られていた。B 地区西部で SB 205・209 のものほかに、D 面から始まるかとみられる大土塊 SK 219・222・223 や柱穴 (SB 211) を検出。I 地区の SK 234 は北へ連続し、その東に 3 柱穴 (SA 233) を南北に検出。

12・19 B 地区に主体部のある建物 SB 211 は東西棟の身舎に南側のつくもので、竪柱穴には浅くて小礎石を持つものがある。桁行間数不明。C 地区から続く SB 209 は桁行 6 間まで B 地区で検出。SB 205 は妻中央柱穴を検出せず。

12・20 藤原田所長の研究所葬をおこなう。現場作業中止。

12・21 SB 211 は桁行 5 間と推定。SB 209 の北妻中央柱を A 地区西部で検出。南北深 7×2 間と推定。

12・22 B 地区東北部に柱穴 (SB 212・213) 検出。A 地区中央で市約 1m の溝を検出。溝以北は遺構なく地山高し。I 地区東部の SK 234・SA 233 を北端まで追求。I 地区北部で A 地区の東西溝の連続部検出。

12・23 A 地区で SB 211 の北端柱穴を検出。中央の東西溝を東端まで追求。東端部で柱穴を検出



し、B地区北東部の柱穴と共に築間2間のおそらく東西棟の2棟の建物 SB 212・213 の西妻部分になると推定され、C地区東部の SB 220・221 と姿通りが一致す。I地区北の SD 126 は西端まで検出された。第4次調査のK地区北部の溝に続くものであろう。なお、溝底に上下2層ある。

12・26 I地区中央部でE面に掘りこまれた東西溝 SD 141 を検出。C地区および第4次調査K地区中央の東西溝に連なる。SK 234 下に東向き列のある南北棟 5×2 間建物 SB 236 を検出。西南部道路わきに土器を埋設した土壇 SK 238 を検出。SK 234 出土土器には切高つき爪形縁部陶器が混入している。

12・27 調査全域E面にいたる。発掘を1月11日まで中断。

1・11~14 排水、沼澤作業。

1・16~26 写真撮影、遺情実測、土層実測。

1・23 土層検討により、E面では SD 141、D面では SD 116・SB 205 があり、SK 219 を含むその他の遺構はC面乃至それ以上から始まるものであることを確認。埋めもどし開始。

1・23~2・1 B地区西南部土壇 SK 219 を掘りさげる。

1・24 SK 219 内では遺物を含まない埋土(漸次下ほど灰色にかわる赤褐色粘土質土)があり、その下に土器・木製品・自然遺物を含む灰色砂質土(厚さ 20~30 cm)と泥土(厚さ約 10 cm)がある。埋土と灰色砂質土の間に楡皮がかなり多量に存在し、灰色砂質土から木簡1を検出す。

1・29 天平堂宇6年銘の木簡出土。

2・1 SK 219 を掘り終った。多量の土器・自然遺物と共に紀年銘をもつ4枚を含む木簡4枚を検出し、この地区の性格および年代決定に重要な

資料を得ることができた。

2・2~3 B地区の他の土壇(SK 217・218・220・221・222・223)を掘りさげ、少量の土器類の出土をみた。

3・10 埋めもどしを完了して現場作業を終る。

## 第6次(6ABO区)発掘調査

昭和36年4月~6月

4・1~4・25 耕土掘上。地区設定。

4・26~4・29 床土掘上。

5・1 遺構検出を始め、北部で掘立柱検出す。第5次調査地域で検出したC・D・Eの各面はほぼJ地区にも続いているらしい。北部の掘立柱は南北棟 5×2 間建物 SB 246 になることが判明。東道路ぎわに土器を埋設する土壇が南北にあるらしい。第5次発掘I地区西南隅のSK 238の南への連続であろう。

5・6 南西部で東西にのびる溝 SD 239 を検出C面形成時の腐土にはおおわれているらしい。

5・8 SD 239 は東へのびる約6mで終る。

5・9 南半の地域をE面までさげる。

5・11 中央南よりに幅約4mの東西溝 SD 242 あり。この溝を埋め、北辺にそって新たに湖石のある幅約50cmの溝(SD 243)が設けられているらしい。このSD 243に第2・第4次発掘のSA 130 石敷溝の東延長にあたる。この部分のみ構造がかわるのか。

5・14 SD 243 は東へのびる。東ではこの溝を埋設し、その上に石敷溝とバリス敷(SX 244)が設けられている。

5・15 全境E面に達する。

5・17~18 遺情実測。

5・20~6・15 埋めもどし。調査完了。

## 第IV章 遺 跡

### 1 発掘遺跡の概観

6 ABO 区の遺構は中央の道路状地区をはさんで、東西2帯に大別される。本報告ではその西方区(K~W 地区)と中央区(1・J 地区)を主として扱い、東方区(A~G 地区)は一部分だけを取上げた。東方区はまだ全貌を検出し終っていないので、報告の重点を遺構の層序別分類や出土木簡の問題におき、個々の遺構やその配置などについては、A~G 地区全体として後日に改めて記したい。

#### A 遺構の概要

遺構の節頭

6 ABO 区でこれまでに検出された遺構には、建物・井戸・溝・土塁・溝・池および各種の上墳などがある。これらの遺構は発掘地域のはば全域に分布しており、野井戸やごく一部の上墳をのぞけば、その大部分が平城宮に関連するものであることは、遺構自体の建築的性格や伴出遺物によって明瞭であった。遺構の主体をなすものは建物跡である。その規模は多様であるが、方位は大多数が真東西もしくは真南北に合っており、相当な大きさのものだけで44棟がこれまでに検出された。これらの建物はいずれも礎石を用いない独立柱式で、地区によつては、何重にも重複しているが、これは何強かずつが一緒になつて、数時期に分れて造営されたからで、それがこの区の遺跡の大きな特色となつている。建物跡とよく似た独立柱式遺構に横跡がある。これには極めて小規模で造営時期を判定し難いものもあるが、主要なものは、南北方向に走る4条である。これらの横は中央の1・J 地区を東西両区から区分するだけではなく、東西両区をも夫々2分して、6 ABO 区を5区西に仕切っている。横は南北方向の境界線であるに対して、東西方向の境界線と思われるものに溝及び土塁がある。溝は総敷の1条を除けば、すべて簡単な素掘りで、この地域の北縁に沿つて1、その少し南方に1、南縁に沿つて4の計6条がある。このうち南縁の2条は土塁の両脇に付属するものであり、酸欠の海も土塁の如きもの雨落溝と考えられる。なお、いくつかの溝は東西両区に連なり、両区の遺跡が密接な関係にあることを示している。また以上の横や溝の方位は、建物と同じく真南北あるいは真東西を示す。こうした建物群とその境界遺構以外に、井戸、池、土壇などがある。井戸は建物と関連して配置され、西方区に1、東方区に2の計3カ所設けられているが、平城宮にふさわしくいずれも厚い枅材を井籠組にした大きなものであつた。池は西方区の上に2カ所検出されたが、その一つはかなり広いもので、西方区のはば西半分を占めていた。これは初期の敷地が原地形にあまり手を加えなかつたため生じたものであり、後には池を埋めたてた上にも建物が造られた。他の一つはK地区にあり、池というよりは放置された大きな上墳の感がある。土壇には土器片やその他のゴミを廃棄するために掘つたものと、礎石などの腐材を埋め込んだものがあるが、大部分は前者に属し、中央区両側と東西区の北半に多い。このうち最も注目すべきは木簡の出土をみたB地区西部の土壇で、前にも記したようにこの土壇は遺跡の性格や年代を決定する基礎と

なつた。その他にもO地区西北隅にあつて1000個体以上の土器を埋没した土壇や、I・J地区両側の長大な土壇などは包含する遺物が多量な点において他を引越している。以上が第7次調査までに明らかになされた6 ABO区の遺構の概要で、その種類と数量をまとめて記せば次のとおりである。掘立柱建物—44（東西棟—25・南北棟—19）・溝—4・溝—6・土壇—2・井戸—3・池—2・土壇—約20。なおこれらの遺構を通じて、その廃絶の原因が火災であつたような形跡は全くみられなかつた。

## B 6 ABO 区西半部の遺跡

この地区は南と東を道路、北を濃淡水路、西を佐紀池の堤でそれぞれ限られた東西約100m南北約80mの地域で、南側の道路沿いに住宅が数戸あるほかはすべて水田である。水田はK~Wの12筆に区分されるが、1筆毎に段落があり、地形は全体としては東北から西南に低くなつている。その高低差はK地区の水田面を0とした時、O地区で-43cm、U地区で-88cm、V地区で-126cmとなつて、かなり大きい。調査によつて検出された遺構は、掘立柱建物20棟、同列2条、溝・土壇6条、井戸1所、池2所、土壇敷所が主たるもので、その他に小さな柱穴で構状に連なるものや、野小堀状に並ぶものなどが数カ所ある。個々の遺構についての詳細は次節にゆずり、ここでは遺跡の一般的な状況を各地区毎に記しながら、遺構の前後関係を考察しておきたい。

### K・M 地区 (PLAN 6, PL. 12~18)

この地区には建物9棟、溝2条、池1所があり、今回の報告中で最も複雑に遺構が重複する地区である。遺構は水田面より約50cm下がつて灰土のすぐ下から検出されはじめた。その面は北方では地山面であり、南部では盛土層上面であつた。地山は東北から西南にゆるく下がるので、盛土層も南西に流れにつれて、少しずつ厚くなるが、この地区内では15cm程度にとどまる。そこでこの地区では全面的に地山まで掘り下げ、全遺構を現わした後に、地層を検討する調査方法をとつた。遺跡の説明にもそのほうが都合よいので、まず比較的簡単なSB 186から記述を進めよう。

SB 186はK・M両地区にまたがつてその南端に存在する。四雲柱通りは記詳の下にあつたので、その柱穴の検出は中央柱位置だけにとどめたが、東西5列、南北8列に並ぶ方約1.2mの柱穴によつて7間×4間切妻造り建物であることが知られる。横通りに小さい穴があるのは床東跡と思われる。これらの柱穴のうち、身舎にあたる7間×2間分には、南北2つの柱穴の複合が見られ、掘りかたの重複状況によつて北の柱穴が後に掘られたことがわかつた。この7間×2間切妻造り建物がSB 186-Bで、先の7間×4間建物SB 186-Aの後身と考えられる。これには床東跡は見当らない。建物の北側柱通りに2カ所の土器を埋没した浅い土壇があつたが、柱穴はその底から検出されたから土壇は建物が廃絶した後のものであることが判明した。

SB 186の北に、約12mへだたつて、SB 194がある。建物は東西7間×南北2間切妻造りで、築行方向の柱通りが前記SB 186とそろうことが注意される。また両雲中央柱と北側柱列ですべての柱穴に重複がみられ、それらの重複状態から、北の柱穴が後に掘られていることが分つた。この重複は南側柱列にはないから、のちに造営した建物では同じ柱穴を使つたらしい。この築間の広くなつたSB 194-Bが、SB 194-Aときわめて密接な関連性をもつ後身であることは、明らかである。また柱列の一致や仕事の類似性で、SB 186-AとSB 194-Aが同一時期の遺構であり（前章の5節、以下同じ）、その次の期にSB 186-BとSB 194-Bが並存した（6群）ことも容易に推定

6 ABO区  
西半部K・M地区の  
遺構SB 186の  
AとBSB 194の  
AとB

される。

SB 194 の  
遺否別

この SB 194 と重なつて SB 191 がある。これは南北 5 間×東西 4 間の建物で、西入側柱列の柱穴が SB 194 の柱穴と重複し、SB 191 の柱穴がのちに掘られていることがわかつた(7群)。

また SB 191 の東側の柱穴が池 (SG 180) の埋土中から検出されたことも重要な事実で、これから SG 180 は 6 群もしくはそれ以前と判明した。なお SB 191 の身舎内南寄りに小さな柱穴が 3 行 4 列に並ぶが (SB 192)、その遺存時期は分らない。

SB 176 と  
SB 177 の  
重複

次にその東側をみると、池のすぐ東側に南北方向に並ぶ柱穴列は、一見しただけでは何棟かわからないほど重複している。しかしよくみると、柱穴には 3 種類あつて、そのうち 1 種類はやや方向を異にし、北の方では他の柱穴と全く重なつているのに、南へゆくにつれて少しずつ東へ離れることが分る。そして他の 2 種は、南北 2 つの柱穴が同じ間隔で重なつてならぶもので、北の柱穴がみな新しいから、これは 2 棟分であると判断された。方位の振れをもつた柱列の建物が SB 176 で、常に重複する柱列の建物が SB 177 の A と B である。SB 176 でこれと対になる柱列は、約 6 m 西にあつて、SG 180 上に重なる部分は柱穴がなく、北に 2、南に 3 個の柱穴をとどめる。そしてこの両列の南北両端中央に妻柱穴があり、この建物が南北 9 間×東西 2 間と知られる。一方 SB 177 は、東端遺跡沿いに並ぶ柱列が、同じように南北に 2 個の柱穴が重複するものであるから、これと対になつて、南北 7 間×東西 2 間の建物にまとめられる。以上が SB 176 と SB 177 の主体部であるが、SB 176 には東西両面に廊がつき、東廊の小柱穴が SB 177 の内部中央に、西廊は SG 180 の南と北にと認められる。また SB 176 内部の南北列 5 個の柱穴は、SB 177-A の柱穴と並列し、これがその西前であつたことが分る。しかしこの廊柱列は SG 180 の北に及ばず、重複もしていないから、SB 177-A のみに南端 4 間分の西廊があつて、SB 177-B には廊が付かなかつたことになる。

SB 170 の  
複合状況

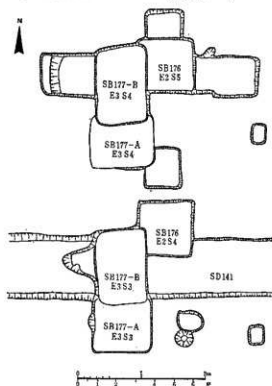
SB 176 及び 177 の南端に、これらと重なつて SB 170 がある。その東北隅部分では 4 棟分の柱穴が混在しているが、その中から SB 170 の北側及び北入側柱列の柱穴をより出すことは、重複しない南側の柱列を対照してたどれば比較的容易である。なお SB 170 の身舎内西端に、小柱穴の SB 171 があるが両者の関係は SB 191 における SB 192 と類似している。また SB 171 の東方に、以上の 4 棟に属さない柱穴が数個あるが、このうち SB 170 の棟通りにあるものは、この建物の床東穴かも知れない。ところでこれら 4 棟の前後関係は、SB 176 と SB 177 の柱穴の重複からは前者が古く、また SB 170 と SB 177 西廊の重複からは前者が古い。しかし、SB 176 と SB 170 は重複する柱穴がないので、これだけでは前後関係が決められない。改めてこの地区の遺構全体をみると、まず SB 177 と SB 194 は、A・B の 2 時期共にそれぞれ北側柱列がそろい、柱穴の重複状況もよく似ているので、同時期 (5・6群) と判断される。SG 180 は、6 群以前だから建物と並存してもよいわけで、そう考えて池の形に注意すると、5・6 群の SB 177・186・194 及びそれ以前の SB 170 とは並存しうが、SB 176 と並存しないことが分る。そうすれば同じ 5 群以前であつても、SB 176 は SB 170 (4 群) より古いことになるが、これは SG 180 との並存を前提とする仮定であつて、まだ決定的なものではない。この決め手は地層の検討によつて得られた。

遺構の前後  
関係

2 回の盛土  
層

最初に述べたように、この地区の西南部には地盤の低下を補う盛土層が存在するが、これに第 I 期と第 II 期の 2 層がある。第 I 期の盛土層は地山に接し、ほぼ SB 191 西北隅と SB 170 東南隅とを結んだ線から西南にあつてその西限は SB 191 の西側柱列延長線、南は SB 170 の南入側柱列

Fig. 2 遺構複合状況詳細図-1 (SB 176-177) (SD 141)



延長線附近でとどまる。すなわち、この盛土は、東北を頂点とした三角形に現われている地山に対して、ほぼ対称的に、頂点を西南のSB 186 中心部付近においた三角形を形成しているわけである。この後、第Ⅰ期盛土層上を含めて、6 ABO 区西半部全域にわたる盛土が行われた。それが第Ⅱ期と名付けた盛土層である。この第Ⅱ期盛土層は、ほぼK地区の西北隅と東南隅とを結んだ対角線より西南に存在し、第Ⅰ期盛土層上をうすくおおい、第Ⅰ期盛土がなくなるところから厚くなる。これは西南へ進むにつれて低下する地山上に盛土して平らにするため順次厚さを増してゆく。こうした2回の盛土層と遺構との関係を検討してみると、SB 176 の柱穴のみ第Ⅰ期盛土層上面から始まり、第Ⅱ期盛土におおわれるが、他の SB 170・177・186 などの柱穴および SG 180 は、いずれも第Ⅱ期盛土層

遺構と盛土層

上面から掘られていることがわかった。すなわち、遺構は地層によつて第Ⅰ期と第Ⅱ期に大きく分けられ、SB 176 はその第Ⅱ期に、以下の建物や池はすべて第Ⅱ期に属するのである。SB 176 (2群) が SB 170 より古いことはこれで明瞭であろう。こうした地層による分類は、結果だけを見れば実に簡単であるが、実際にはなかなか難かしい。それは場所によつて上層の残存状態が異なるからで、このK地区の場合でも、第Ⅱ期盛土は、大部分が水取のために削られ、部分的にごく薄しか残っていないかつた。したがつて2回分の盛土は、第Ⅱ期盛土のなくなったところから第Ⅰ期盛土が始まるといつた主に平面的な関係で検出されたわけで、よく似た土層を2期に分類すること自体が困難であつた。第Ⅲ章でも述べたが、この盛土層の分類は第5次調査にK地区と位置的に対称的なC地区の調査を行つて、始めて明瞭になつたもので、先の結論はそれを基にして当地区の盛土層を検討し直して得られたのである。

なおK・M地区の遺構としては、他に溝が2条 (SD 141 及び SD 126) ある。SD 141 は第Ⅱ期盛土層の下にあつて、地山に直接掘られており、SB 176 の柱穴との切合いからも、溝の方が古いことがわかり、この地区では一番古い遺構 (1群) である。また SD 126 は溝底が上下2段になつており、上のもの (B) は第Ⅱ期盛土に掘られ下 (A) は地山に直接掘られていた。したがつて SD 126-A は第Ⅰ期をくだらず (3群) B は第Ⅱ期に属するが、SB 194-B の柱穴が溝Bの埋土に掘られているので、その下層は5群となる。

#### L・N地区 (PLAN 7-8, PL. 8-19-21)

ここではK・M地区の南で、O地区の東端にある橋附近より東方の地域をあつかう。ここで検出された主な遺構は、建物6棟、井戸1所、溝2、橋や土器3条、土塼3所である。これらは層位によつて3時期に分けられるので、まずこの地区の地層について述べよう。

SD 141 と SD 126

L・N地区の遺構

## 高土層土面の傾斜

前項で記したようにこの地区では第Ⅰ期盛土層はなくなり、地山上に第Ⅱ期盛土層がある。この盛土は地山の傾斜を補って西側に進むにつれて厚くなり、その上面は平坦にならず、ゆるい斜面をなしている。この第Ⅱ期盛土層の傾斜をさらに緩和するために行われたのが第Ⅲ期盛土である。この盛土層は、O地区の西北隅とL地区の南縁中央入隅とを結んだ線付近から西南に存在し、第Ⅰ期盛土層同様、西側にゆくにつれて少しずつ厚くなる。この緩和の状況を1 第Ⅰ層がごく薄いL地区の東北隅、2 第Ⅱ層が始まるN地区北部、3 O地区の西南隅の3地点で比較してみると、第Ⅰ期盛土層上面は大約1を0として、2で-30cm、3で-70cmであるのに対して、第Ⅱ期盛土層が加わると2で-20cm、3で-40cmとなる。<sup>\*</sup>

## 層位による遺構分類

遺構は地層との関係で次のように分類される。(N地区の南部は後述する。)

- a 第Ⅲ期盛土層から検出されたもの。 SA 121・SA 109・SK 115  
 b 第Ⅰ期盛土層から検出され、上面を第Ⅲ期盛土によつておおわれるもの。 SA 120・SD 130・SB 112・SB 113・SB 116・SB 182  
 c 第Ⅰ期盛土層上で検出されたが、第Ⅲ期盛土の存在しない地域のもの。 SB 166・SE 168・SK 183・SD 184  
 d 第Ⅰ期盛土におおわれているらしいがやや不確実なもの。 SB 167

これを簡単に説明するとaはK・M地区にはなかつたもので、この地域で一番新しい遺構であるが、相互に重複していないから、全部が同時期か否かは判定し難い。bはaよりも古く、その遺構は相互に重複しているから、これがまた何回かの造営期に分類される。cにはa, b両期のものが混入している可能性があり、判別は別の基準で行う必要がある。dはSB 167の柱穴が非常に小さく、この付近の第Ⅰ期盛土層が薄いため地山上でようやく確認したもので、これが第Ⅰ期盛土以前の建物であることは、北方K地区のSB 176との関連で明らかになった。第Ⅰ期盛土層の範囲が限られているから、K地区以外でこの時期に関連した遺構は地山上に直接造営されているわけで、このSB 167がそれに当る。

## 遺構の概況

次に余体の配置や各建物の規模などは、実測図によつて知られるから、各遺構について主要な点のみをまず記そう。SD 130は第Ⅲ期盛土層上面に造られた石敷の溝で東から西へ流れる。その高低差はL地区にある東端を0とした時O地区の西端で-65cmを測る。溝の南側には、玉石を並べた縁石があり、その南にはバラスを敷きつめていた。しかし、北側には縁石はなく、この部分が剛平されたような状態であつたから、もとは北側に一段高いものがあつたと推測された。

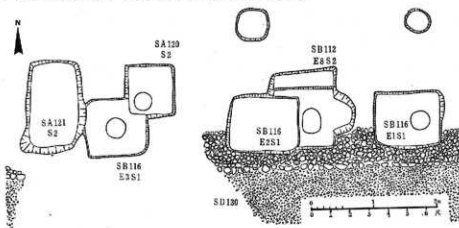
SB 112・SB 113はよく似た建物が一部重複して南北に並ぶもので、両者の奥行き通りがほぼ一致する点が注目される。なおSB 113の東裏中央柱位置の柱穴は見当らなかつた。SB 182は西側柱列が畔畔の下にあつたので、その柱穴では調査し得なかつた部分もある。SB 116は両面に雨落溝をめぐらした建物で、6 ABO区では現在までのところこの種のものに唯一つである。<sup>\*\*</sup>この雨落溝は浅い素掘りのもので、南部ではかろうじて痕跡のみをとめているから、掘られた時の口地表面はのちに多少削られたことがわかる。溝底はSA 130の石敷のすぐ上にあるので、先にSA 130のところで述べたことと考え合わせると、旧地表(第Ⅰ期)はSA 130の北と南で10cm程度

\* LとOとは水田間で40cmの差がある。したがつて現状は割合よく第Ⅲ期盛土層にならつている。

\*\* 推定内容内蔵にあたる6 AAQ-A地区では、前

敷を前においた5間4間建物が発見され、その周囲に浅い溝をめぐらせていた。

Fig. 3 遺構接合状況詳細図-2 (SD 130, SB 112-116, SA 120-121)



の差をもつていたと推測される。なおこの建物内部に小さな柱穴がかなりあるが、棟通りに並ぶ5個は身舎の床東穴かも知れない。

SB 116 の中央を横 2 列 (SA 120・121) が平行して通る。横列は柱位置が東西にはば一致しているから、同時期のようにみえるが、前述のように SA 121 は第Ⅲ期盛土層より検出され、SA 120 は第Ⅰ期盛土層から始まり 1 時期異なっている。

遺構が最も重複している SB 116 南部附近についてみると (Fig. 3)、まず SD 130 に重複して SB 112-SB 116 の柱穴があるが、いずれの柱穴についても SD 130 の石敷が丁度その柱穴掘りかたの大きさだけ失われていたから、SD 130 はこれら建物のどれよりも古いことがわかった。次に SB 112 西妻中央柱穴と SB 116 の身舎南妻中央柱穴とが、SD 130 に重なって切合っており、SB 112 が古い。この関係は SB 116 の東側雨落溝でも確かめられ、この溝は SB 112 の柱穴の埋土上に掘られている。雨落溝は SB 113 の西妻柱穴埋土上をも通るので、SB 113 は SB 116 より古いことがわかる。この SB 112 と SB 113 の前後関係は、両者の中央附近柱穴の重複状況から前者が古いことがわかった。SB 116 と榭の関係は、SB 121 と 3 カ所で柱穴が重複しており、いずれも SB 116 が古いことがわかる。これは地層からみても当然である。しかし SB 116 と SA 120 とは SD 130 に重なって 1 カ所だけで重複しており、しかも両者の埋土がよく似ていたので、判定は非常に困難だったが、SB 116 が先行すると思われた。<sup>\*</sup>

SB 116 付近の重複関係

また SB 182 の柱穴は、SD 130 との重複で溝底の礫を掘りかつているので溝より新しいことは明らかであつたが、睡眠のために SB 112・113 との切合いを検討することが出来なかつた。しかし、SB 116 と南側柱列を揃え、また棟の方向も一致するので同時期と推定して誤りない。

以上で地層での分類 b の遺構を終えたから c に移ると、SB 166 は SB 113 の東に並んでおり、北、西の 2 辺しか調査し得なかつたが、建物の規模を知るにはこれで足りる。その造営期は、桁行の柱列が SB 113 とほぼそろふこと、その方向が真東西よりやや振れているが SB 113 も同じ傾向があることなどから SB 113 と同期とした。<sup>\*\*</sup>

\* SA 120 の掘りかた内を精査して、円形におおかに埋土の色が変わる部分を検出したが、これを柱痕跡とするとこの位置は SB 116 の柱穴を復原した輪郭線と切合う可能性がある。したがつてこの柱痕跡を認めれば、SA 120 は SB 116 より後に掘られたも

のと判断された。

\*\* ただし SB 113 は桁行柱間 3 m (棟行は 2.7 m) なのに SB 166 はそれが 2.7 m であること、柱穴がやや小さく不整形なことなど多少異なつた点もある。

井戸 SE 168 井戸 SE 168 は中古まで野井戸として用いられていたもので、内部が3重になっていた。そのため周囲の地層が荒され、本来は○の分類にもはいりえず時期不明とするほかないものである。しかし、この井戸の上を第Ⅰ期に属する SB 167 の柱列が通り、井戸掘りかたで柱穴がこわされている。したがって SE 168 は第Ⅱ期以降の遺構と推定されるが、ここで注意すべきは北方にある SB 170 との関係であつて、井戸はこの建物の正面中央に位置をめている。これと同じような関係は 6 ABO 区東半部で SE 311 と SB 200 との間にもあつて、井戸と建物が対応して配置されたと考えられ、さらに SB 170 と SB 200 は同時期の建物と判定されるので、これらすべてを同時期の遺構になるものとみなすことができる。

なお SK 183 は一部に凝灰岩断片を埋設した浅い穴で、土器類はほとんどなかつた。その北の SD 184 はごく浅い T 字形の溝である。この両者は全く時期不明であるが、SD 184 は南北溝の延長が SB 182 の東側を越るから、或はこれと関係するかもしれない。

#### 各遺構の遺 替期

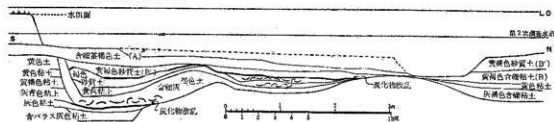
以上の遺構分類を柄を除いた建物だけで K・M 地区と比較すると、K・M 地区では 2・4・5・6・7 群の 5 回であつたが、ここでは (167) (112) (113・166) (116・182) の 4 回ある。そして南北の配置をみると、2 群の SB 176 と SB 167 以外に、5 群の SB 186 と SB 112 は柱列が一致していて、柱穴の大きさなどもよく似ていること、7 群の SB 191 と SB 182 も同じような関係にあることが注目される。また SB 113 は SB 112 と密接な関係があつて、これは A から B と変つた 5 群に対する 6 群の状況と類似する。また第Ⅱ期盛土層上で最も早い SB 170 (4 群) と SD 130 は当然同時期となる。これは別表 1 に一括したが、一応の整理を行つておくこととおりである。

2 群—SB 176-167, 4 群—SB 170-SD 130-SE 168, 5 群—SB 186-194-177 各 A・112, 6 群—同前各 B・SB 113-166, 7 群—SB 191-116-182, 8 群—SA 120, 9 群—SA 121 その他。

#### N 地区南部 の遺構

次に N 地区南部の遺構について述べよう。ここでは第Ⅱ期盛土層から始まる 2 条の溝を発見したが、溝にはさまれる幅約 3 m の部分は、やや固い土が高く残り、これは両側に溝を伴つた土壌 SA 109 と推定した。北溝の中には、土器がかなり多量に落ち込んでいた。SA 109 より以南では、第Ⅱ期盛土層上面およびその下層の盛地面からは遺構を検出しえなかつたが、SA 109 を検討しているうちに、前記地層の下から礎石を埋めこんだ土壌 SK 107 を発見した。礎石は上面のみを平恒に削つた花崗岩の自然石で、これは恐らく南方の宮域中心部附近から運んで廃棄したものと想像されるが、これを埋めた SK 107 の周壁には、炭化物の薄い層がある点が注目された。そこでこの附近に南北方向の深いトレンチを入れ、地層を検討したところ、南端の道路に近接して基壇状の構築物 SA 105 とその北側に溝 SD 106 を発見した。これを Fig. 4 に示した地層によつて簡単に説明すると、SA 109 以北では、後述する O~U 地区の地層と類似しているが、土器のところに B' 層がある点が異なる。この B' 層は普通ならば第Ⅱ期盛土層 A が存在するはずで、実際にも 2 条の溝から

Fig. 4 N 地区南部地層南北断面図





外方は、南北共にA層であつた。SA 109 以下では、炭化物散乱面が上・下2面あつて、下面是深い溝状をなしている。南端ではその面の上に築成土壇が存在するが、これらの地層は他の地区と異なつていて、炭化物散乱面上のB'層以外は他と同一と見えない。地層の状況からこの部分の遺構の変遷を判断すると次のように考えられる。

まず地山に掘られた溝 SD 106-A が一番古く、この上の炭化物が築成土壇 (SA 105) 下方に及んでいて、土壇はその後造られた。そしてこの土壇の時に溝は幾分浅くなつて存続したらしい (SD 106-B)。この溝を埋めたのはB'層の時期である。この時に土壇がその上になお残つていたか否かはわからないが、土温 SA 109 が同時に造られているから、恐らく平坦にされたであろう。これらの上部をA層で整地し、全く平坦な地表が形成された。こうした変遷を既述の盛土工事との関連でみると、ここには第Ⅱ期盛土層Bがなく、第Ⅲ期盛土層のA層の下にはそれに代るB'層がある点が注目される。するとここでは第Ⅲ期に2回の造営があり、その最初のものは SA 105 と SD 106-B、第2回は SA 109 なのではあるまいか。SA 109 は第Ⅲ期にも存続しており、溝は現状では第Ⅲ期盛土層より始まつているが、これは掘り直したと考えられる。いずれにせよこれは6 ABO 区遺跡の南境界が、時期によつて変化したことを示しており、このことは宮城内の建物群の配置関係を考察する上に、重大な問題を提起したものとといえよう。

#### O~W 地区 (PLAN 9-10, PL. 3~7, 9~11)

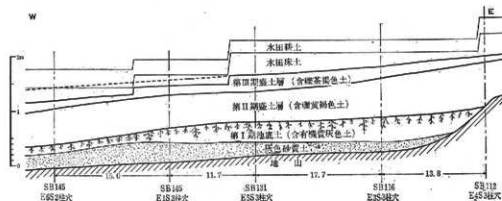
2条の溝から西方は、検出された遺構の数が少く、重複状況も簡単なので、O~W地区として一括する。この地区に遺構が少ないのは、第Ⅱ期盛土工事以前はここが低湿地であつたためである。

6 ABO 区西半部では、地山が東北から西南に向つてさがることは、既にくり返して記したが、その傾斜は全域一様ではなく、途中にかなりの差をもつた段がある。地層調査は主に建物の柱穴を利用して行つたので、連続した下降線を得るには至らなかつたが、大體を知ることはできた。W・Q地区にまたがる SB 143 で判明した地山下降状況を西方の K・M 地区とも関連させて記せば次のとおりである。(数字は第2次調査水準と0としてそれからの下がり方を cm で表わした。)

K地区東北部 5, M地区北部 12, SB 143 南側柱東の1 15, 同東の3 17, 同東の5 21, 同東の6 46, 同東の7 78, 同東の8 120, 同東の10 142。

すなわち、KからW地区の西端附近まではゆるやかな傾斜であるが、W地区西端から約8mの間に1mの高域差があり、その先はまた割合ゆるく下るらしい。この地山の途中の段は南のL・N地区 SB 116-SB 112-SB 113 附近でも検出されたので、部分的なものではなく、W地区西端とL地

Fig. 5 N~W地区地層東西断面図



境界線の変遷

O~W地区の遺構

西南の低湿地 S G 149

区西北隅とを結んだ線上で、全体にわたって存在したものと予想し、O地区の中央部でトレンチを掘ってこれを確認した。この段から西南方の状況としてSB 116 附近では、柱穴の底に密生した草木植物の基質を認めため、ここは池状の低湿地であつたと推定された。その池底の水準は約 120 cm を割るから、この想定は前記地山下降段より西南方一帯にあてはまるものである。

この池を埋めた盛土の状況を、南部のN・O・R・U地区の柱穴位置で地層を抽出し、それらを結ぶ断面図 (Fig. 5) によつて記せば、次のようである。

1 地山は段から西方はゆるい傾斜で下る。これは北方のS地区と等しい。2 地山土の灰色粘土質土層が池底となつた一時期がある。全体の地形からみて地山は西にいくにつれてさらに低下し、佐紀地におよぶが、灰色粘土質土層がそうした斜面に位置することは、これが人工的な置土であることを示す。土質が地山と類似しているから、これは段より東北方の地山を削つて築地した挿土と推定された。3 第Ⅲ期盛土層は西にゆくにつれて厚くなるが、このことは前にもふれた。その上面の高低差はL地区東端附近での水準が大体0であるから、U地区までの間約90mに対して1mとなる。<sup>4</sup> 第Ⅲ期盛土層も西で厚くなつて、第Ⅲ期の傾斜をさらに緩和するが、現状はその上面を水田床上によつて割り取つている。特にU地区はそれが甚だしい。なおU地区では、第Ⅲ期盛土層上面で万年通宝銭2枚、神功開宝銭11枚がさしを通したように一連になつて発見された。これは第Ⅲ期盛土施工時期の上限を示す。

これらの地区で抽出された遺物は、第Ⅲ期盛土層上面では、SK 138~140, SK 148 などの土塊類のみであつた。このうちSK 137-138 は、恐らく1組であつたと思われる凝灰岩製の八角柱基石を埋没したものであり、SK 139-140 は多量の土器を廃棄した穴である。第Ⅲ期盛土層では、5棟の建物と4条の溝、土器が検出されたが、後者はいずれも既にL・N地区で述べたものの延長部分である。建物は2棟のみ重複しているが、柱穴が重複していないので造営時期の先後を定め難い。SB 131 および SB 145 は SB 112 と柱通りを揃え、柱間寸法を等しくし、各建物の間隔を柱間3間分に揃えているから、これら3棟は同一計画で造営されたと考えられる。またSB 143 もその位置がSB 131 および 145 と対応して、同様に計画的に造営されたとみなせよう。SB 135 および 146 は全体の規模、柱間寸尺、柱穴の大きさなどからみて、7群と考へた。なおSB 143 南側柱列の東延長上に竪から約3m 隔てて存在する柱穴や、SB 143 の約3m 南方にあつて3m 間隔で並ぶ2個の柱穴などは、時期・性格ともに明らかでない。

またV地区は現在の水田面がかなり低く、土塁もわずかに東半のみ残存する程度であつた。土塁の部分を除くところの地区の大部分は、かなり深くまで近世に破壊されており、特に南端の道路附近では大きな溝があつて、水田面より2m さがつかも、まだ底にいたらなかつた。こうした状況は、現在T地区から佐紀地に入る用水路が、もとはU・V地区の西端を通り、道路をこえてさらに南下していたことと関連するものであろう。

## C 6ABO 区東半部の遺跡

この地区も西半部と同じく、南側道路沿いに宅地があるほかは、すべて水田で、これを全般的に発掘した。水田面の高さは、西半部で基準にしたK地区を0とした時、B・G・I地区はいずれも+12cm, D地区は-1cmで、西半部に比し全体としてかなり高く、また概して平坦である。

\* この差は盛土施工後の沈下を考えれば、当初はもう少し少なかったであろう。

遺跡の状況によつて、I・J地区とA～G地区に分けられることは既に記したが、後者で今回特に問題としたいのは、遺跡分類の基礎となつた地層状況なので、始めにI・J地区を含めてG地区東部群より西方一帯の地層について記そう。

## 遺 跡 の 層 序

C地区では水田床上の下から、順次3時期の盛土層が明瞭に検出された。その状況を調査経路で用いたA・B・C・D・Eの呼称によつて示せば次の通りである。A層は灰土下にあつて厚さ10cm程度、少量の土器や瓦片を含む。上面は耕作によつて削り取られている。これが第Ⅱ期盛土層である。B層はごく薄く、しかも部分的にしか認められない。これも第Ⅱ期盛土層に属す。C層は第Ⅰ期盛土層で厚さは約10cmほどで、その上面は旧地表面にあたる。D層は第Ⅰ期盛土層で、厚さは5～10cm程度。上面でよく斜越し、一見これが地山面のように見える。旧地表面が残存しているのである。盛土の高さや断面を検討するために、以上のA～E層の上面の高さをいくつかの地点で記すと、次の表のようになる。(数字は第5次調査水系よりの下りをcmで示す。なおこの0は第2次調査水系より50cm高い。)

Tab. 4 A～J 地区整地層高低表

地 点	地 層	A	C	D	E
I地区北部	SD 126 附近	ナシ	20	ナシ	35
同南部	SB 236 南委附近		22	35	40
J地区南部	SD 130 北側	25	28	ナシ	40
同南端	SD 106 南側	25	ナシ	ナシ	35
A地区北部	SD 126 附近	ナシ	25	ナシ	35
B地区中央部	SK 218 北側	15	32	40	55
C地区中央部	SB 209 南委附近	23	33	40	48
G地区北部	SB 205 南委附近	ナシ	30	35	40
同南部	SB 206 南委附近	ナシ	35	ナシ	45

この表によつて判明する盛土層の状況は次のようにまとめられる。

1 地山の高低差は、最大15cm程度で、一方に傾斜することもなく、割合平坦になつている。削平したのであろうか。

2 第Ⅰ期盛土層は、北はB・I地区の中央部、南はG・J地区の中央部付近に限られる南北僅約45mの地域だけに存在し、上面の水準高は35～40cm程である。

3 第Ⅱ期盛土層はJ地区南端部を除いて全面的にあり、現存する上面の水準高は20～35cmである。しかし、これは部分的な高低差であるから、当初は水平に盛土されたと考えられる。

4 第Ⅲ期盛土層は現存しない部分もあるがこれは耕作によつて削られたためで、当初は全面的に存在したと推定される。その上面は少くとも水準高15cm以上であつた。

## I・J 地区 (PLAN 4-5, PL. 24-27-28)

ここでは建物2棟、横1列、溝4条、上棟敷カ所が検出されたが、東西の地区に連続する溝を除けば、すべてが第Ⅱ期盛土層に設けられた点に大きな特色がある。新部で問題になる点を記すと、南端の溝SD 106は、上部を第Ⅱ期盛土層におおわれ、地山に直接掘られている。この附近には第Ⅰ期盛土層がないから、その時期は第Ⅲ期以前としかいえない。溝の位置がN地区南端部のSD 106と一線上に並ぶから、両者は連続しているものと判断された。なお溝はこの地区の途中で止り、東方へは続かない。SD 130は既述の石敷溝の東延長部分であるが、ここではそれに付属した2遺構が新たに検出された。南側のSD 242は地層を検討すると、第Ⅱ期盛土層上面から掘られ、SD 130はその中に造られたと認められた。すなわち両者は一連の工事として行われたわけで、6 ABO区西半部のSD 130において、溝の南側に現存敷大幅3m程のバラス敷面があつたことを考えあわせれば、SD 242はそのバラス敷面の傾を示すものではないかと推定される。またSD 130上に重複するSD 244は、石敷下にSD 130を埋設しているから、明らかに2次の工事で、恐らく

3回の盛土層

Aは灰土下に部分的にある

J地区南部の遺跡

SD 130 と共存したと考えられるが、その施工時期は不明である。建物および橋は、北方の長大な土塼 SK 234 で、その一部がおおわれており、柱穴は土塼の底で検出された。この土塼内の遺物と柱穴取り穴内の遺物とが様式的に一致するから、建物や橋の廃絶と同時に土塼が形成されたと考えられた。西端の土塼 SK 238 も遺物からみて同時に形成されたものである。

#### A～C 地区 (PLAN 4-5, PL. 24～27)

第Ⅲ期の遺構

ここで検出された遺構は検出面の層位と遺構相互の重複によって、明瞭に造営期別に分類された。第Ⅲ期盛土層面から発見されたものには、C地区の南部で平行して東西に走る2条の小柱穴列 SA 203 と、この西端の畔畔に接して南北に並ぶ数個の浅い穴がある。

第Ⅳ期の遺構

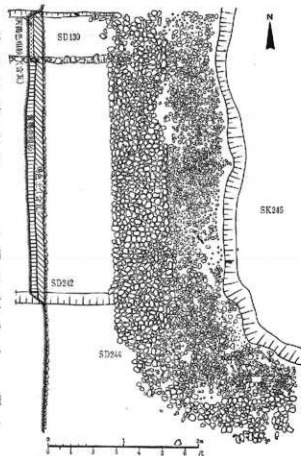
第Ⅳ期盛土層面からは、建物7棟、土塼数カ所が検出されたが、特記すべきは、A・B地区における建物と土塼の関係である。ここにはSK 217～220の土塼とが密集し、

さらに重複する SB 209 および SB 211 がある。これらの前後関係では重複する建物の柱穴がいずれも土塼埋土に掘られており、土塼が最も古いことが判る。さらに SB 209 と SB 211 とは柱穴の切合いによって、前者が古いと判断された。土塼のうち、SK 217 および SK 219 では、その埋土直下に椀皮の層があり、その下から土器その他の遺物が見出された。SK 219 では、出土遺物が木筒をはじめとして特に多量多量であった。これらの土塼は明らかにごみ溜めで、遺物の埋設状況から短期間のもつと判断されたが、その中に天平宣字 5・6 年銘の木筒がある点は最も重要である。これによって SB 209 の造営時期の上限が捉えられ、遺構の時期別分類に始めて絶対年代推定のよりどころが与えられた。第Ⅳ期盛土層から検出された建物には、前記の SB 209・211 以外に、SB 200・201・212・213・206 の5棟がある。このうち SB 206 以外は全規模を検出してないが、SB 200 および SB 201 は2辺が判明しているので、建物の規模だけは判る。柱穴の重複は SB 200 と SB 201、SB 212 と SB 213 の間で見られ、いずれも前者が古いと判断された。またこれらの4棟は南北にそれぞれ対応して造営されたらしく、SB 200 と SB 212 は柱筋がよく通り、SB 201 と SB 213 も同じことが云える。そうした建物の配置からみると、SB 206 は SB 209 と東西側柱列が揃い、SB 209 の北妻が SB 213 の北側柱列と一線に並ぶから、結局これに SB 201 を加えた4棟が、全部一組のものとして造営されたと考えられる。すると第Ⅳ期盛土層上の建物群として、ここでは (SB 200・212) (SB 201・213・209・206) (SB 211) の3時期があつたことになる。

第Ⅳ期盛土層から検出された遺構はSB 205 のみで、建物としては最も古い時期のものである。

Fig. 6 遺構複合状況詳細図-3 (SD 130・242・244)

土塼の形成時期



第Ⅳ期の遺構

また2条の溝は、いずれも既述の延長部分であるが、北方のSD 126では、2重になつた底面が明瞭に検出された。下方は地山に直接掘られているが、溝の南縁で一部に第Ⅰ期盛土層と類似した地層があり、それを切つているので一応第Ⅰ期盛土以後の造営と考えられる。<sup>\*</sup>

以上の遺構分類を既述の6ABO区西半部との関連でみると、まずSD 141は両者に共通して、これが最も古い(1群)。次に第Ⅰ期盛土層から検出された建物は、どちらも1時期に限られているから、同時期のものと考えべきである(2群)。SD 126も一連のもので、これは3群とした。この後は第Ⅰ期盛土層から検出された遺構となるが、ここで注意されるのは、西半部で5群とした一連の建物群と、この地区でのSB 201以下の建物群との類似性である。これらは建物群としての配置関係だけでなく、その柱間寸尺や柱穴の大きさなどにも共通点が多い。したがってSB 201以下は5群と判定され、SB 200・212が4群となる。また西半地域で6群としたものは、5群ときわめて密接な関係のある建物であるが、ここではそうしたものはないから、SB 211は7群と考えられる。

西半部遺構との関連

なお次回に報告する予定の第7次調査で検出したD・F・G地区の遺構のうち、今回報告する遺構と密接な関係があるもののみを、次に簡単に記す。その1はSD 130で、この石敷溝は、6ABO区の東端まで連続しているが、D地区の中央やや西寄り部分から東方は、土中に凹形の木材を埋め込んだ溝になり、この部分は暗渠と推定された。既述のように、SD 130は、地区の境界線を示す遺構と思われるが、暗渠の部分では、その境界の性質がやや異つていたことを教える。その2はF地区西方の井戸SE 311でSB 200の正面にあたる配置が、西半地域でのSB 170とSE 168の關係に類似している点は、前にもふれた。ところでこのSE 311は井戸が2重になつており、第1次の井戸枠はSE 168と同様、椀材厚板のを井筒組にしたもので、底の礫敷面上から、奈良時代末期の上器や木製品類とともに万年通宝銭3枚、神功開宝銭3枚計6枚を発見した。これはこの井戸を使用した大体の下限を示唆する。また、この井戸から「瓦所」と題された土器が出土したが、これは井戸を含まない一郭の性格を暗示するものといえる。第2次の井戸は第1次井戸枠の下2段を残して上部を取り去り、新たにやや小さな井戸枠を組上げたもので、その底から多量の上器、木製品類と共に、隆平永宝銭1枚を検出した。またここでは「御置敷」と記した木簡を発見した。これは、この井戸を含めたこの地区が、平安時代に入つてからも宮の一部として使われたことを示す点で、きわめて重要であり、平城上皇時代の平城宮を遺跡の間から始めて立証したものとさえいえる。

SD 130の東端附近

SE 311の使用年代

## D 6ABO 区の北および南地区の遺跡

6ABN区は6ABO区に北接する区域であつて、そのうちの2地区についてトレンチを掘つて調査をおこなつた。両地区共に遺構を検出しえなかつたが、むしろそのことに意味があると思われる。後述するように6ABO区の北縁に道路があつたと推定されるのである。

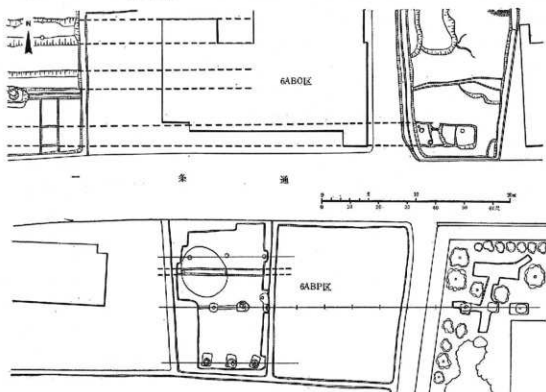
6ABN区の遺構

6ABN-V地区は第2次調査の際に南北方向のトレンチを2本入れたが、水田東土下は、ただちに地山であり、この上面ではなんらの遺構をも発見しなかつた。水田面は南の6ABO-W地区より30cm高く、地山面も約40cm高い。

\* 南方の溝SD 141は、上部に第Ⅰ期盛土層があつて、それより古いことがつきりするが、SD 126

附近ではこの盛土層が明瞭ではないので、溝の造営期も決定し難いのである。

Fig. 7 6ABP-F・I地区実測図



6ABN-M 地区は現状変更の事前調査として、第7次調査の際に発掘した。南の6ABO-I地区にある南北につらなる構 SA 233 が、当然この地区まで延びていると予想されたので、かなり広範囲に発掘したが、水田床土下はすぐ地山でまったく遺構を検出しえなかつた。水田面は南のI地区より約60cm高く、地山面も約70cm高かつた。なおこの地区では調査後に現状変更が許可され、現在アパートが建設中である。

#### 6ABP 区

6ABO 区南方の遺跡としては、昭和32年9月に発掘した通称一条通り南沿いの3地点についての知見がある。これは第1章でもふれたように、奈良県教育委員会より委嘱されて、本研究所員が調査した。東端の1カ所は6ABO 区東端部の遺跡と深い関連があるので、その報告の時にゆずり、ここでは西方の2カ所について記すこととした。

I地区西半面の遺構

6ABP-I地区西半部 6ABO-N 地区の東南にあたる東西約10m、南北約15mの地域で、調査当時は水田であり、ほぼ全域を発掘した。ここは水田床土の下がただちに地山となり、遺構はすべて地山面から検出された。地山はほぼ平坦で、その高さは第2次調査水糸より約9cm下である。発見された遺構は、掘立柱柱穴6個、溝1条、小柱穴3個である。柱穴は東西方向に3個ずつ並び南北2列あるが、その距離は6mへだたる。これらの柱穴はいずれも上方に径0.8mのスリ鉢状の凹みをもち、その中に礎石の根固め石状に藁灰岩片や瓦が埋没していた。これは柱の抜き跡ではなく、まったく同位置で掘立柱式を礎石式に変えたものと思われる。\*

\* 普通ならばこれは抜き跡とみられるが、この場合にはやや状況が異なる。6ABO 区では SB 145 の掘りかた上部にこれと類似の状況が見られた。

SB 145 もあるいは柱の抜き跡ではなく、礎石に代えた時期があつたのかもしれない。

南の柱列では、柱穴の大きさは1.5×1.2mほど、東西間隔は約2.5mであるが、北の柱列は柱穴の大きさが方約1m、東西間隔も3.0mで、両列に一組のものではない。溝は北柱列の北4mにあり、幅70cm、深さ約40cm、東から西へ流れる。溝には少量の瓦や土器が埋没し、底に砂の堆積がみられた。この溝の北に約1.2mへだたつて、東西に並ぶ小柱穴3個がある。いずれも径約40cmの円形で、相互の間隔は4mある。この小柱穴列から北端道路跡までの間は、遺構はない。\*

6 ABP-E 地区西北隅部 ここは6 ABO-J 地区の南側にある住宅敷地で、庭の一部にトレンチを掘つて調査した。現在の地表面は周囲の水田よりかなり高いが、これは宅地造成盛土によるもので、その下には旧水田の耕土があつた。遺構は先のI地区と同じく、旧水田耕土下の地山面から検出されたが、その高さはI地区より約5cm高い程度であつた。ここでは東西に並ぶ柱穴3個を発見したが、柱穴の状況はI地区とよく似ていた。というよりもここで注意されたのは、この柱列が地区の北方柱列と一直線にあることであつた。柱間寸尺を10尺としてI地区から割りつけてくると、この地区の3個がよく適合するから、両者は一連のものとして誤らないであろう。この柱穴の北には遺構はなくI地区の北方の溝は、ここまでは延長していないらしい。以上の遺構はいずれもまだ全部を発掘していないから、これが如何なるものであつたかは、明らかでないが、I地区からF地区に連なる柱列は、その南北約7mの範囲でこれと対になる柱列がない点で注目され、建物ではなく溝であつた可能性が強い。なおこれらの遺構と6 ABO区での各時期別遺構との前後関係も全く不明である。

E地区西北隅部の遺構

## 2 造営期別の遺構

前節で述べたように遺構は何處にも重複しているが、これは数時期にわたつて行われた造営の結果である。ここではそれらの遺構を造営期別に分類し、各期のものを一括して記述する。

### A 遺構の分類と組合せ

遺構は地層によつて大きく4群に分けられる。この地域では、3期の盛土による整地がおこなわれ、各整地層に遺構が存在するが、さらにそれ以前の地山面上に直接造営されたI遺構がある。この整地状況は、前節で各地区別に記したが、ここで全体をまとめておくことと次の通りである (Fig. 8)。まず地山は全体として東北から西南に向つて低下するが、途中で一度段があり、一般に傾斜は割合にゆるい。特にI・J地区附近はほぼ平坦になつているが、これは自然地形そのままではない。すなわち整地作業の第1段階に、地山の削平で、その排土を西南の低い部分に盛つたが、土量はあまり多くなかつたので、この一層はなお低地として残つた。第I期盛土は、この削平された地山の比較的高い部分のみにおこなわれた。この盛土に厚さ5~10cm程度の薄いもので、その範囲も広くない。しかしその上面が地山の高低差をおぎなつてほぼ水平になる点は注目すべきで、これは地山をざつと削平した後に、建物の造営に必要な範囲のみを改めて整地したものと考えられる。第I期の建物が廃絶した後に調査地北部に東西溝SD126が敷けられ次期に及ぶ。この溝をのぞき第II期盛土は調査地全域にわたつておこなわれた。この盛土は、現状で一番高いI・C地区附近の残存

地山の状況

第I期盛土

第II期盛土

\* 溝と重複して両方にある大きな穴はきれいな掘土つまり、溝はこの上に造られている。

Fig. 8 整地層模式断面図



状況からすると、第Ⅰ期に盛土した範囲を含めて地盤の比較的高かつた地域では、10cmほどの厚さであり、地盤が低くなるにつれてその厚さを増してゆく。したがって前期に低地として残された西南方の地域では、それを埋めたために厚さが約80cmとなつたが、この盛土によって全域が水平に整地されるまでには至らず、この時期の地表面も西南に向つてゆるく傾斜していた。第Ⅱ期盛土はこの傾斜をさらに緩和する形で行われた。この盛土の存在する範囲は、6 ABO 区西半部では、かつて低地であつた西側部附近だけに限られるが、比高の大な6 ABO 区東半部にも見られるから、もとは恐らく第Ⅱ期盛土上全域に十感したもので、のちに上面を耕作によつて削られたと思われる。そのため施工時の地表面の状況を知りえないが、現地形から考えればこの時期にも全域は水平にならず、やはり西南にゆるく傾斜していたであろう。盛土の厚さはI・C地区附近で10cm未満、西南のR・V地区附近では40cm以上である。

#### 造営期の決定

整地工事と検出された遺構との関係で注意されるのは、第Ⅰ期盛土以前のものが6 ABO 区の中央北寄りを通る溝SD 141に限られる点である。しかもこの溝は後述するように、排水溝の役割を果たしていたものとは考え難く、また存続期間も短かつたらしい。これは築地された地山面に、地割のために設けられたものではないかと思われる。その当否はともかく、この時期に建物の本格的な造営が行われなかつたことは明らかである。したがつて、この溝は地山の整地工事の一部としてあつかひ、溝のみをⅠ時期の造営として、分類しない方がよいと考えられる。すなわち、遺構は層位によつては4層に分けられるが、造営期では第Ⅰ期盛土のものを第Ⅰ期とし、以後盛土層ごとに第Ⅱ期、第Ⅲ期に大別することが適當である。

#### 時期分類法

遺構の造営は各盛土層上で数度おこなわれている。同じ盛土上の遺構分類は、主として遺構相互の重複状況から推定される前後関係によるが、その補助的手段としては、遺構の配置や規模の類似性と包含遺物の比較が用いられる。これは広範囲な地域に存在する遺構を同一時期とみなしうるものとはできるだけ一括し、分類を最小限にとどめるためにも欠かせない。類似性には種々な点での比較が考えられるが、前節でふれたように、建物の配列で方位や柱通りが一致すること、建物内部の柱間寸尺や柱穴の大きさが同じことなどが主要な事項であつた。また包含遺物の比較は、層位による分類とならぶ有力な手段であるが、比較的短期間に造営された遺構を分類する場合には、かなり難かしい。しかも個々の建物に直接関係する遺物は、SB 116の周囲の雨落溝から出土した1例を除けば、柱穴から検出されたものに限られ、普通当初の埋土ではなく柱の取穴の埋土に包含されていた。したがつて、その遺物は建物の廃絶期をしめし、造営期の分類には直接関連しない。またSB 116の周囲の雨落溝も同様造営期に関連しない。しかし、この遺構の遺構は建物が主であるため、遺構の分類は柱穴の重複と配置・規模の類似性とを主としてもちいることによつて、2・3の土壌を除いてほとんど分類が可能であつた。なお造営期別分類では、盛上整地期に大別し、さらに



第Ⅱ期のものは細分してⅡ-1, 2, 2', 3とした。前節で10群に分けた遺構との相互関係は次のとおりである。

Tab.5 造営期と造構群の対照表

第Ⅰ期	第Ⅰ-1期	第Ⅰ-2期	第Ⅰ-2'期	第Ⅰ-3期	第Ⅱ期
1, 2, 3群	4群	5群	6群	7群	8, 9, 10群

この表を説明すると、1群は本来第Ⅰ期以前であるが、前述のとおりこれだけを1時期とする程の意味がないので、第Ⅰ期に含めた。第Ⅰ-2'期は第Ⅰ-2期建物A群と密接に関連し、その改築と考えられる建物B群を主とし、この改築はK, L, M, N地区に限られ、6ABO区全域にわたつたものではなく、改築後の第Ⅰ-2'期建物は他の第Ⅰ-2期建物と共存したと考えられ、これを独立した1時期とするのは適当でない。したがって、2'として大きくは第Ⅰ-2期に含めた。8群のSA 120は、第Ⅱ期土層面から検出されたから、第Ⅱ期に含めることには大きな問題がある。しかし、SA 120と同時期の遺構が他に見られず、むしろ9群のSA 121と密接な関連があるらしいから、ここではかりに第Ⅱ期に定めることとした。新しい分類によつて、各遺構の属する造営時期を示せば次表のとおりである。

分類の理由

Tab.6 造営期別遺構分類表

西 半 部 の 遺 構				造 営 期	東 半 部 の 遺 構			
G 149		B 176 B 167	D 141 D 126-A	I	D 141 D 126-A	B 205 B 317	B 269	
G 180 E 168-A		B 170	D 130 D 106-A D 126-B	I-1	D 130 D 106-A D 126-B D 244	B 212 B 200		K 217 K 223 E 311-A E 272-A
E 168-A	K 107 K 134	B112 B177-A B131 B186-A B143 B194-A B145	A 105 D 106 B	I-2		B 209 B 293 B 206 B 299 B 213 B 201		E 311-A E 272-A
E 168-A		B113 B177-B B166 B186-B B194-B	A 105 D 105-B	I-2'		B 209 B 201 B 206 B 293 B 213 B 299		E 311-A E 272-A
E 168-A		B146 B182-B B135 B191-B B116	A 109 D 108	I-3		B 211 B 285 B 327 B 273 B 314 B 268 B 321		E 311-A E 272-A
	K 137 K 140		A 109 A 120 A 121	II	A 233 A 304	B 296 D 246		K 234 K 238 K 335 E 311 B E 272 B

(東半部の遺構には、次回に報告する第7次調査のものも含めた。)

## B 第I期の遺構

地山に造営された遺構として SD 141 があるが、まもなくそれを埋める第I期の築地が行われ、この上に3棟の掘立柱建物が造られた。SB 176 と SB 167 は南北 5.5 m へだてて対になり、これに対応して 27 m ほど東に SB 205 がある。建物廃絶後に SB 176 の北端部を通る SD 126-A が掘られた。またこの地区の西にある SG 149 は低湿地で 80×80 m ほどの広さがあつたものと推定される。

地山に掘られた溝

**SD 141** 幅 1 m、深さ 20 cm、現状では全長 80 m ほどの東西の溝状遺構で、調査地の中央やや北よりにあり、西は地山が低下するため消える。底面は東西ほぼ水平で、流砂とみなすほどの堆積や遺物の出土もみられず、概して礫質の地山土に似た土で埋められていた。溝の存続はごく短期間と考えられ、これと併存する遺構もないので、造営当初の地割りに関係したものかもしれない。

西側の低湿地

**SG 149** 調査地西側の低湿地であるが、その底は西方にすぐ接する佐紀池に比べれば、約 2 m も高い。SG 149 が相當量の水を蓄えた池であつたか否かはわからないが、低湿地としても、佐紀池との間に人工的な堤を必要とする。雑草繁茂内では痕跡を見出さなかつたから、この堤は現在のものと一致して、その下方にあつたのではあるまいか。\* 一方この南縁は、6 ABP-I 地区の地山面が高い点や、そのすぐ北に SA 105 が造られることから考えて、一条通り附近であつたと思われる。

掘立柱建物

**SB 167** L 地区にあつて掘立柱柱穴は方 60 cm、深さ 20 cm ほどで小さくて浅い。南北柱列の柱間は 295 cm 等間、真北よりやや西に偏つた方向をもち、東西 585 cm へだてて2列に並ぶ。南端は調査地外、北端は臨評及び近世掘つた穴のため確認できなかつた。この臨評下に北窓を想定すると、7間以上の南北棟の建物を推定することができる。東西2列とも重複した柱穴があるから、西側に 40 cm ほど移した同規模の遺構が認められる。

**SB 176** K 地区にある南北棟 9 間 (26.52 m) × 4 間 (12.00 m) の東西両廂付建物で、桁行柱列の方向は SB 167 と同棟真南北に対して北がやや西に偏っている。しかし梁行方位には偏差がないらしく、同一建物で梁行桁行両柱列が直交しない形となる。桁行柱間は、一部に不同があるが、大部分は全長を9等分した 295 cm である。身舎柱穴は方 70 cm、深さ 40 cm ほどで、径約 30 cm の柱痕跡の残るものもある。東西両廂の廂は身舎と等しく梁間 3 m であるが、柱穴は小さく方 40 cm、深さ 20 cm ほどである。柱穴の浅いことから、掘立柱をたてた窟でなく、あるいは簀の子縁を設けたものと思われる。SB 167・176 は南北に約 5.5 m へだたつているが、柱列はたがいにそろい、同棟に方位の偏差が認められるのでセットとして造営されたものであろう。

**SB 205** B・C 阿地区にまたがる南北棟 7 間 (30.30 m) × 2 間 (5.80 m) の建物で、桁行柱間は不同であるが、梁行柱間の 290 cm を10とすれば、各柱間は 12・11・10・8 の比をもっている。柱穴は方 1 m、深さ 65 cm ほどで、径約 25 cm の柱痕跡の残るものもある。この建物の内部、南より5間目は数十個の埴を混入した盛土があり、柱穴は埴を切断していたからこの盛土は掘立柱埋め立て前に築かれたものと認められた。埴は盛土の下詰めとして用い、この盛土で建物内部北半の床面を、一段高めていたものと考えられる。なお、北窓中央柱の柱穴は、後に掘られた SK 219 の土壌のため失われていた。

埴の出土:

\* 6 ABO-V 地区の項で述べたごとく、佐紀池の東側に近年まで用水路があつた。この用水路は御前池からのもので地形から見てもかなり古くからのもの

と思われる。これを SG 149 が浅い池であつたと関連して考えると、調査が同時期であつた可能性がある。

**SD 126-A** SB 176の廃絶後この北妻から南側に幅約1m、深さ20cmほどの溝が掘られる。現状で全長113mほど東西に途切れているが、西は地盤の低いQ地区で消える。底の高さから溝は西に流れたものと認められた。溝は東部でやや北に偏り、溝より北では約20cm地山が南より高まる。\*

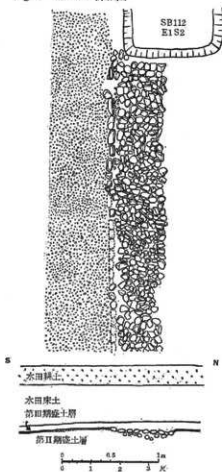
### C 第Ⅰ-1期の遺構

3棟の掘立柱建物と3条の溝が造営され、井戸もこの時期に造られたと推定される。A・B両地区では多くの土壌がこの時期に掘られていて、この溝の一つから天平宝字5・6年銘の木簡が出土し、この溝の掘られた年代をほぼ知ることができた。SB 200とSB 212は南北15m隔ててセットになり、これに対して西に43.8m隔ててSB 170がある。井戸はSB 170の正面14mに掘られている。敷地はSD 126-BとSD 130によって南北が限られ、その間隔は55mである。またSD 130の南16mへだてた位置にSD 106がある。

**SD 106** J・N両地区南端にある幅2mほどの溝で、東から西に流れる。これはSD 130と

境界の溝

Fig. 9 SD 130 詳細図



平行し、J・N両地区のものが同一線上にあるので、同じものと考えた。溝はJ地区の東半まではのびないが、ここに南北の通路があつたのであろうか。

石敷溝

**SD 130** 調査地南部にあり、全域にわたつて東西に途切れる幅80cmほどの石敷溝で、検出した長さ約200mにおよび、東に進むにしたがつて、すこし北に偏る。溝は拳大の隙を中くぼみに敷きつめたもので、南縁では間として同種の隙を一列に並べ、南は幅約3mの間にパラス敷面をとどめていた。北縁には石もなく、その外は南のパラス敷に対応する旧面を欠く。これはもと溝に接して北側にあつた地盤面の高まりが削平されたためとみられ、切か土壁のごとき構築物が、この石敷の北に接して設けられていたと推測される。

なお、J地区ではこの溝を埋めたのも幅80cmのSD 244の石敷溝がつくられる (Fig. 9)。これはSD 130とよく似た構造で溝の東・北にはパラス面がある。そのつくられた時期や性格は明らかでない。

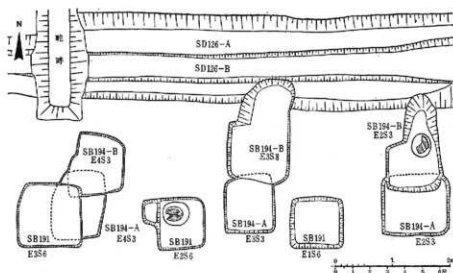
**SD 126-B** 第Ⅰ期から存続する調査地北辺の溝である。これは第Ⅱ期の盛地後も存続しているが、溝の堀土を第Ⅱ-2期の建物の柱取穴が切つているので、第Ⅱ-2期の建物が改築された第Ⅱ-2期には、すでに埋

2時期にわたる溝

\* 溝の南北で地山の高さ変わる点を重視すると、整地の第1段階において、この溝が整地地蔵の北限であつたと考えられる。溝より北には6ABN M地区を含めて、ほとんど遺構が見られず、この附近は後述するように道路と思われるので、その可能性はかなり大きい。しかし、こう考えるとSB 176より

も溝が古くなり、それが一時中断されて、第Ⅰ期破土層から、再び始まるという矛盾が生ずる。SB 167とSD 126-Aとの前後関係が決定し難いことは、すでに記したが、この問題は第8次調査による検討後に改めて記したい。

Fig. 10 遺構複合状態詳細図-4



没されていた。しかし、第Ⅱ-2期の改築前には存続する可能性はある。このSD 126からは瓦・土器の出土をみたが、ほとんどがこのB溝からである。なおこの溝に重複して中世に径1.5mの掘りかたをもつ方60cmのSE 196の井戸が作られている。

**独立柱建物 SB 170** K地区にあつて SB 176 南半に重複する東西棟5間(14.85m)×4間(12.46m)の南北両向付建物である。桁行柱間 297cm 等間、梁行柱間は身舎が2間等間の 267cm、廊が南北両面共 356cm である。柱穴は方1m、深さ 70cm。身舎中央には東西方向に 50cm ほどの浅い穴があり、床東底と思われる。身舎東より5間目に径50cm、深さ 20cm の小柱穴による桁行3間(3.63m)×梁行1間(1.26m)の小規模な遺構がある。その時期やどのような構造物かは明かでない。

**4 面廂建物 SB 200** C地区で一部発見された東西棟7間(19.90m)×4間(10.80m)4面廂付の建物である。この規模は第7次調査によつて確認できたもので、今回の調査で発見した建物の中では切妻造りでない唯一のものである。柱間は桁行梁行とも 230cm 等間、柱穴は方130cm、深さ 50cm。

**SB 212** A・B地区にまたがつて一部分が発見された東西棟7間(19.90m)×2間(5.40m)の建物である。この建物は大半が未発掘地にあり桁行は確認できないが、西妻は SB 200 とそろい、南北 15m ほどへだたつて対応するものとみられる。

柱穴は方 80cm、深さ 50cm で SB 200 に比べやや小さいが、建物の規模の大小によるためであろう。

**土壌 SK 134** O地区中央付近で東西 80cm 南北 70cm 深さ 50cm の土壌が検出され、横底に土器が埋没されていた。この土壌は第Ⅱ期の盛土に掘られたもので、層位的には下限が限定できないが、遺物からみてほぼこの時期に属するものと考えられる。

**SK 217** 東西 3.5m 南北 6.5m 深さ 0.6m ほどの土壌で、2度にわたつて掘られたものらしく、横底に境があつて南と北に分れていたが、埋没は同時である。横底から少量の土器と繪皮が出土した。

**SK 218** 幅 1.5m 長さ 3.5m 深さ 0.4m ほどの土壌で、横底から土器が検出された。

**SK 219** 東西 3m 南北 3.5m 深さ 1.0m の北半部と、東西 3m 南北 2.5m 深さ 1.0m の南半部にわかれるが、堆積土に差がなく、同一個体の土器の破片が北と南にわかれて出土しているこ

とからも、南北とも存続・埋没は同時であつたと考えられる。境内は、埋土とおもわれる厚さ約40 cmの遺物を含まない赤褐色粘土質の下に、厚さ20~30 cmの灰色砂質土と厚さ約10 cmの泥土があり、その下が粘土質地山の原底となる。遺物として椀皮が灰色砂質土の上面で、木筒・瓦・土器・漆製品・木製品・自然遺物のほとんどが灰色砂質土中から、少量が泥土中から検出された。土器が明らかに破損したものであることや、椀の周囲からなげこんだことを暗示するように同一個体の破片が別々に原底と城壁上部にはりついた状態で検出されていることや、燃えさしの木片や割つて中身を故取つたタルミの殻の出土などから判断して、この土壌は一時期の盛芥処理のためのものであつたと考えられる。

SK 220 東西2.5m 南北2m 深さ1mの土壌で、原底から少量の土器の出土をみた。

SK 221-222-223 遺物の混入のみられない土壌で、埋設土はSK 219と同様な赤褐色粘土質土である。おそらくこの附近の一週の上層はほぼ同時に埋設されたものでなろうか。

SE 168-A (PLAN 12 PL 21~23)

L地区にある井戸で、方約3m 深さ2mほどの掘りかたの底に磔を敷いて井戸枠を据える。井戸枠は長方形の枠材の端部を梢さしにし、それを径4cmほどの楔で固めて内法約2.1mの井籠組の各段をつくり、段のつなぎに太柄を埋めこんで、上下に重ねたものである。枠材は長さ約2.6m 幅約30cm 厚さ9cmほどのヒノキ材で、楔はカン属の材である。\* 残存していた井戸枠は下段3段分、各材外面中央にそれぞれ「従底南一」・「従底南二」・「南三」・「東一」・「東二」……、「西一」……、「北一」……等組上げ番付の墨書があつた。他に井戸枠渡欠や楔が発見され、地表との関係から当初は10段ほどあつたものと推定された。この井戸は平安時代前期に方130cmほどの井戸に改造され、その際に一度底をさらえたりして底の礫層上に堆積物がなく遺物も出土しなかつた。

SG 180 K地区中央にある東西18m 南北17mにおよぶ不規則な形をした池で、最深部の深さは約80cmである。底部には有機物を含み堆積層があり、瓦、土器が出土した。南の突出部は北にくらべて浅く、東の突出部には土器の出土が多かつた。池北には幅40cm、深さ20mの小溝があつてSD 126-Bと連絡している。

## D 第Ⅱ-2期の遺構

最も多くの遺構が発見された時期で、建物も11棟におよぶ。調査地西部にもこの期になると建物が存在し、各建物は整然と配置される。これらの建物のうちには、前記SK 219の埋土に柱穴が掘込まれたものがあつて、この遺構時期の年代は天平立字7年を下るものであることが判明した。K・L・M・N地区にあるこの期の建物はすべて改築されている。井戸SE 168-Aや池SG 180はこの期も存続したものと考えられる。調査地南端の溝SD 106-Aは埋められ新しく同地点に土塁SA 105が設けられている。

建築遺構は東半・西半の2群に分れる。東半は、南北11.5mへだてて並ぶSB 201-213と、南北5.9mへだてて並ぶ南北棟SB 206-209があつて、その東西間隔は10.8mである。西半は、SG 180の池の東にSB 177があつて、池を挟んで東西棟のSB 112-186-194とほぼ東西9.5mへだてて対立している。SB 112-186-194はほぼ妻をそろえ、それぞれ20.6m、11.5mの間隔で並ぶ。これらの西には8.9mへだててSB 131-145と143が南北44.6m離れて並び、その柱列は

\* 井戸枠外で遺留して発見された楔にはヒノキのものがある。

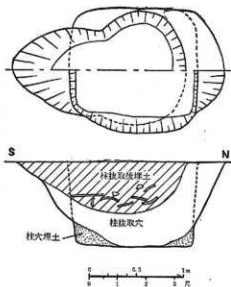
SB 112・194 とそろっている。

**土塁 SA 105** 調査地南端にある東西方向の土塁で SD 106 の溝底より互層に築成され、築成後 SD 106 は浅くなっている。この遺構はせまいトレンチ内で存在を認めただけで、南限は一条通り下におよびその幅も不明である。築成当初の高さも不明だが、現存部分は 1 m におよぶ。<sup>\*</sup>

**礎石の埋設 SK 107** SA 105 北方約 7 m の位置にある礎石を埋めこんだ土塊で、溝 SD 106 の埋土面から掘られている。礎石は上面のみを平坦にした花崗岩自然石で、上面は 90×70 cm ほどの長方形形状である。その周囲からは土器を検出した。

**掘立柱建物 SB 112** L・N 両地区にまたがる東西棟 7 間 (20.79 m) × 2 間 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複する。柱間は桁行梁行とも 297 cm の等間で、柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm である。柱穴には抜きとり痕がなく径 30 cm ほどの柱痕跡を残したものもある。この建物はとり壊され一部重複して SB 113 が建てられるが、その際柱は地上で切断されたものであろう。

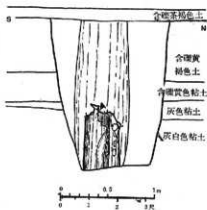
Fig. 11 掘立柱詳細図一



**SB 131** O 地区にある東西棟 5 間 (14.85 m) × 2 間 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複する。柱間は桁行梁行ともに 297 cm の等間で、柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm ほど、それぞれ柱抜きとり痕跡がある。北側柱列の柱抜きとり穴内には、礎盤状に石が埋めこまれていたが、礎盤を用いた建て直しがあつたとするより、むしろ抜きとりの際埋めこまれたものと認定した。

**13間建物 SB 143** W・Q・S 地区にわたる東西棟 13 間 (39.39 m) × 2 間 (6.06 m) の建物で、柱間は桁行梁行共 303 cm の等間である。柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm ほどで底で木片を検出したものもある。各柱穴には柱抜きとりの痕跡が認められた (Fig. 11)。なお、西側中央柱にあたる位置には掘立柱穴がなく、浅い掘り込み中に礎石根固め状の石があつた。そしてこの状況は、東より 3 間目、及び 6 間目の各棟下柱位置にもみられたから、3 間ごとに間仕切の柱があつたかもしれない。

Fig. 12 掘立柱詳細図二



**SB 145** R・V 両地区におたる東西棟 5 間 (14.85 m) × 2 間 (5.94 m) の建物で、平面規模は SB 131 と全く等しい。西側中央柱では径 40 cm の掘立柱根が残っていた (Fig. 12)。この柱穴の底は著しく深く 170 cm もあつた。<sup>\*\*</sup>

\* 現存部分の上面は第 2 次瀬田水糸より 44 cm 下であるが、これはこの地点と一条通りをへだてた 6 A BP-1 地区の地山の水準高 9 cm よりかなり低い。SA 105 の性格がわからないので全くの想像となる

が、当初は少くともその程度の高さがあつたろう。  
\*\* 柱穴の底は、地山面よりわずかに下がる。この付近では盛土が深いので、他より深く地山まで掘り下げたのであろう。

**SB 177-A** K地区にある南北棟7間(20.79m)×3間(8.91m)の西附付建物で、北より3間には扉を欠く。これは池に規制されたためであろう。柱間は桁行・梁行・廊共 297cm 等間である。柱穴は身舎の方1m 深さ90cm にたいし、扉では方80cm 深さ40cm で、後者はやや小さく浅い。身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡があり、改築され SB 177-B となる。

**SB 186-A** K・M両地区にある東西棟7間(20.79m)×4間(11.88m)の両面附付建物で、柱間はすべて297cm 等間である。柱穴は方120cm 深さ100~120cm、身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡がある。身舎中央桁行方向に約3m 間隔に径30cm あまりの床束掘りかたとみられる浅い穴があつて、この建物は床を張っていたと推定される。

床張り

**SB 194-A** K・M地区にある東西棟7間(20.79m)×2間(5.04m)の建物で、桁行柱間は297cm 等間、梁行は252cm 等間である。柱穴は方120cm 深さ80cm で、柱抜きとりの痕跡がある。

**SB 201** C地区で一部発見された東西棟7間(20.79m)×5間(15.73m)の建物で、SB 200に重複して同位置に建つ。第7次調査の結果、平面規模が確認され、それによると南北に扉があり、南面には更に梁間386cmの孤楯がとりつく。主屋の各柱間は桁行梁行とも297cm 等間である。柱穴は方1m 余り深さ約1m である。

両面附付建物

**SB 213** A・B地区で一部発見された東西棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、SB 212に重複して同位置に建つ。大半は未発掘であるが、SB 201と南北約11.5m へだて対応しているのので、SB 201と桁行柱間は同棟と推定した。柱穴は方1m 深さ90cm ほどである。

**SB 206-209** G地区およびA・B・C地区にある南北棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、各柱間は297cm 等間、SB 209は大半がSK 217~220の壁に重複し、横埋土に柱穴が掘られるが両建物の柱穴は全く同じで、方1m 深さ80cm ほどである。両建物は柱通りをそろえ南北に並び、その間隔は柱間2間分に相当し、一群の建物として計画造営されたものとみられる。

## E 第Ⅱ-2'期の遺構

K・L・M・N地区に認められる改築は3棟であるが、この時期に新しく2棟が造営されている。この新しく造営された建物は2棟とも東西棟で、真東四より東がやや南へ偏る方位を示す特徴がある。井戸や池はこの期も存続したであろう。各遺跡の建て直しのものは当然同じ位置だが規模を縮小したのもあり相互間隔は異なる。SB 117-Bと西の建築群のへだたりに14m、SB 113、186-B、194-Bはやはり窓がほぼそろい、それぞれ20m 13.9m となる。なお新築されたSB 113とSB 166は東西4.9m へだたっているが、棟方向はともに東へ南に偏る。

**SB 113** L・N地区にある東西棟6間(17.82m)×2間(5.64m)の建物でSB 112の北約5mの位置に一部重複して建てられた。桁行柱間は297cmの等間、梁行柱間は西側で282cm 等間であるが、東側は妻中央柱がない。柱穴は方1m 深さ80cm、柱穴中には径約30cmの柱痕跡の残るものもある。

懸柱建物

**SB 166** L地区にあつて、SB 167南端と一部重複する東西棟5間(13.37m)×2間(5.94m)の建物で、桁行柱間は267cm 等間、梁行柱間は297cm 等間である。柱穴は方80cm 深さ50cm 程度。SB 113とは東西にほぼ5m へだたり、南側柱列が同一線上になるように造営されている。

**SB 177-B** 南北棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、SB 177-Aの西側を撤去して、そのまま北に1m ほど移して建てられた。身舎の規模はA建物と等しい。柱穴はA建物の柱抜きとりの

3棟の改築

穴と重複し、方 1m、深さ 70cm ほどで A 建物よりも浅い。なお、北妻の柱穴は全く SB 176 柱穴と重複する。

**SB 186-B** 東西棟 7 間 (20.79m) × 2 間 (5.94m) の建物で、SB 187-A の南北両廂を撤去し、北に 1m ほど移して建てたものである。規模は A 建物の身舎と全く等しい。柱穴は A 建物に比べ小さく、方 1m 深さ 70cm である。

**SB 194-B** 東西棟 7 間 (20.79m) × 2 間 (5.94m) で、SB 194-A の梁間を拡張し、南側柱通りを北に 50cm 移した建物である。\* 各柱間は桁行梁行共 297cm 等間で、柱穴は方 1m 深さ 70cm で A 建物より深く、柱抜きとり穴に重複して掘られている。\*\*

### F 第Ⅱ-3 期の遺構

この期には K 地区の池は既に埋められ、その上に建物が造営された。発見された建物は 6 棟で 3 群に分けられる。何れも独立柱の抜きとられた痕跡が明らかに知られるものはない。南端の上笠と溝 (SA 106-SD 106 B) はなくなつて、その約 10m 北に新しく土塁 SA 109 が造られた。

建築遺構は大別して 3 群に分けられる。東半には SB 211 その他があり、この西に 46m へだて南北に並ぶ南北棟の SB 182-191 がある。建物間隔は 29.1m で東側柱列がそろろう。SB 182 の西には SB 116-135-146 の一群の建物があり、その相互間隔はそれぞれ東から 10.2m、6.4m で、SB 116-146 の北妻は SB 135 の南側柱列とそろろう。SB 116-146 の間隔は 24.4m である。また SB 116-182 は 10.3m へだたつている。

**土塁 SA 109** 南北に溝を配した幅 3m 余りの東西にのびる土塁で、N・V 両地区の南端で発見されたが、J 地区には延びない。北溝は幅約 3m 深さ約 50cm ほど、南溝は幅約 2m 深さ約 50cm ほどで、いずれも溝底は東が高く西へ低い。土塁は上部を削平されている。主として北溝底から土師の出土がみられた。この SA 109 と平行して約 4m 南に幅 1m の SD 108 がある。

**独立柱建物 SB 116** N・O 地区にあり、南妻が SB 112 裏中央柱穴に重複する南北棟 5 間 (13.60m) × 3 間 (8.22m) の西廂付建物で、桁行柱間は 272cm 等間、身舎梁間は 242cm、廂の梁間は 337cm である。柱穴は方 80cm 深さ 70cm ほどで、大部分に径 30cm の柱痕跡が残っていた。この建物は床があつたらしく、径 50cm の床東穴が身舎中央南北に約 3m 間隔で並ぶ。建物の周壁に傾柱心より 120cm へだてて両溝溝とみられる溝 30cm ほどの溝がめぐつている。この溝には多数の土器が埋設されていた。

**土張り SB 135** O 地区にある東西棟 3 間 (7.88m) × 1 間 (3.51m) の建物で、桁行寸尺は中央間が広く 272cm、両脇間は 258cm である。\*\*\* 柱穴は方 80cm 深さ 40cm で、径約 30cm の柱痕跡が認められ、中に柱根を残すものもあつた。

**SB 146** R 地区にある南北棟 5 間 (11.15m) × 2 間 (4.46m) の建物で、各柱間は 223cm 等間である。柱穴は方 80cm 深さ 50cm 程度。以上の 3 棟の建物は、北妻と南側柱の柱通りがほぼそろい、1 組のものとして計画されたようで、SB 116 建物は西廂を正面にしたものと考えられる。

\* 南側柱列は A・B の柱穴が全く重なっているが、柱間寸尺を完数の 10 尺 (ここでは天平尺) と仮定すると北側柱列との間隔で 50cm ずれたことになる。

\*\* 前述の SB 143 は、この SB 194-B とほぼ柱通りが揃い、また梁間も SB 194-A よりむしろ B に

近似している。この点を考慮すれば、第Ⅱ 2 期に造営されたものともみられるが、SB 131-145 に対応している点を重視して第Ⅱ 3 期のものと考えた。

\*\*\* この建物は西妻を縁起していないが副廂間に比べて中央間が広いので、桁行は 3 間と推定される。



**SB 182** L地区にある南北棟5間(11.44m)×3間(3.56m)の東廂付建物で、身舎柱間は桁行樂行共223cm等間、扉の樂間は327cmである。柱穴は身舎で方60cm深さ70cm、扉で方50cm深さ40cm。

**SB 191** K・M両地区にある南北棟5間(11.87m)×4間(11.58m)の東西両廂付建物で、身舎の桁行柱間は237cm等間、樂間は223cm、扉の樂間は両廂共356cmである。柱穴は身舎方1m深さ60cm、扉方50cm深さ20cmで小さい。身舎中央南端に3間(4.08m)×2間(2.72m)のSB192がある。柱穴は径50cm深さ30cmほどである。以上2棟の建物は南北29.1mへだたり東側柱通りが比較的そろっているので、東を正面とする1群の建物として造営されたものであろう。

**SB 211** A・B地区にあり、SB209と重複する東西棟5間(11.88m)×4間(11.58m)の両廂付建物で、桁行柱間は238cm等間、樂行柱間は身舎238cm等間、北廂359cm、南廂326cmである。柱穴は方80cm深さ15~50cmだが宮前柱穴は概して浅い。南側や東雲の一部の柱穴穴には径30cm余の上面の平な石が礎盤状に据えられていた。この建物は第7次調査で発見されたSB 礎盤状の石237建物と桁行が等しく裏柱通りもほぼそろい、一群の建物として造営されたものであろう。

## G 第Ⅲ期の遺構

この整地層上で発見できた建物は傾きに2棟で意外に少なく、他は3列の構である。

榊列の東西間隔は、時期的に異なるが平行するSA120-121は1.5m、SA121-233は約62mある。SA233構は6ABN区の調査では発見されず、6ABO区北限の道で終るものとみられる。調査地の中央を通る道の下にも同様な構の存在が想像される。2棟の南北棟建物は西面を正面としたらしく西側柱がそろい。相互間隔は8.8mで、西側柱列は構より7.9mへだたっている。なお南端の上屋SA109はこの期にも存続した。

**SA 120** O・W地区の南北に連なる独立柱列で、方位は真南北に対し北でやや東偏する。柱間は不同ではほぼ300cmである。北はSB143-194の南側柱列に並び、南は調査地外までのび、検出した長さには38mに及ぶ。柱穴は方80cm深さ50cmで径35cmほどの柱痕跡が認められた。

**SA 121** O・W地区にありSA121の約1.5m西に平行し、柱列の方位は真南北に対して北でやや東に偏っている。柱間は不同だがSA120同様ほぼ300cmである。柱穴は80cm×100cm深さ50cmで、径35cmの柱痕跡の残るものもある。

**SA 233** I地区にある南北に連なる独立柱列で、柱間は等間の297cmである。6ABN区の発掘では北の延長部分が検出されず、柱列は北にのびていないことが確認された。柱穴は方1m深さ50cmである。造営時期が異なっているが、東のSB206-SB209と柱位置がそろっている。

**SA 203** C地区南端にある2列の小独立柱列で、南北に5.7mほどへだたっている。柱間は130cmほど、柱穴は径50cm弱、深さ10cmで、なかに径14cmの柱痕跡を留めるものがある。

**SB 236** I地区にある南北棟4間(11.28m)×2間(5.34m)の建物で、桁行柱間は中央2間、252cm、両端2間312cm、樂間は267cmである。柱穴は方80cm深さ50cmほどである。

**SB 246** J地区にある南北棟5間(11.88m)×2間(4.46m)の建物で、柱間は桁行238cm、樂行223cm等間である。各柱穴は方80cm深さ50cmで径25~30cmの柱痕跡がある。北雲には238cmへだて、柱通りに並び柱穴があり、方1間分の小部屋が付属したのであろう。

**SK 234** SA233-SB236東側柱列に重複し柱穴を被う東西約6m南北約33m深さ約40cm

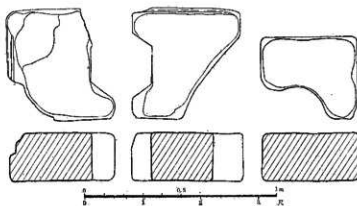
の長い土壁で、土器・瓦などが出土した。おそらく塵芥処理の土壁であろう。

**土壁** SK 238 I地区西南隅からJ地区西辺へ連続する土壁で、西辺は現道路下にあり南北は約44mである。土器・瓦・麻布片が出土しており、SK 234と同時期同性格のものであろう。

**SK 137-138** O地区中央に

Fig. 13 八角柱置き石突断面

15mほど隔たつて東西にある方1.5m深さ50cmほどの竪で、一辺に六角形を二分した形の切欠きのある約56cm厚さ25cmほどの四角な凝灰岩が埋設されていた。2つの切欠きを相対して並べ、間に小さな石を仮定すると、33cmの方形を大面取りし、内面20cmに作った形の穴が考えられる。この用途は不明であるが、八角柱をはめこんだ釜石状のものと思われる。なおこれと同種の凝灰岩がSB 131の東1南3の柱穴からも出土したが、この方は穴が円形(径30cm)である(Fig 13)。



多量の土器  
の出土

**SK 140** 東西約3.8m南北約5.6m深さ35cmの土壁で、壁内から、流入した少量の土砂のほか、土師器を主体とするほぼ筒形の土器のみが、周囲から投げこまれた状態で多量に発見された。東のSK 139もほぼ同様な土壁だが発掘にいたらなかった。

**SK 148** Q地区中央附近にある径1m深さ20cmほどの土壁で、壁内から土器が出土した。

**SK 147** Q地区の西よりにほぼ南北にのびる溝状遺構で多量に瓦の出土をみた。北端がとざされていて溝とは考えられず、性格はよくわからない。

## H 平城宮以後の遺構

以上記述した遺構は直接平城宮と関連あるものと考えられるが、その他明らかに時期のおくれる遺構で、特に著しいものを以下述べてよう。

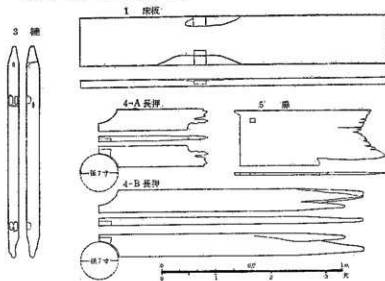
改造された  
井戸

**SE 168-B・C** L地区の井戸はその後2度にわたつて改造されている。出土土器や第7次調査発見の井戸SE 272B・SE 311Bとの構造上の差異から、9世紀前半以後に改造されたものとみられる。\*SE 168-Bは、A井戸枠組の下3段を残して上部を取りはらい、底部をさらえて、枠組内4隅に径20cmの丸太材を挿立て、その隅柱の上部に脚貫を通し枠を組み、枠外にA井戸残存部分に接して横板を並べ、その外を堅板で抑えた構造のものとおもわれる。SE 168-Cは内法約1mほどで、さらにB井戸の内側に造られた。隅に方15cmの角材を挿立て、上下2段以上に脚貫を通し、井戸底より瓦板を並べたもので、各面筋遣いを入れ変形を防いでいた(PLAN 12)。C井戸材はB井戸材の一部転用したらしく類似の材も使われていたが、主構造材をなす柱・堅板はアカマツで、B井戸のヒノキと異なる。B・C両井戸からは次のような建築廃材の転用材が認められた(Fig 15)。

転用建築材

1 床板(B井戸横板)長171.5cm幅27cm。両側に千切のための $6.5 \times 2.0 \times 5.5 \sim 7.0$ cmの柄穴

\* SE 272, SE 311の改造B井戸は、各々のA井戸 溝柱式のものでない。  
と同様に井筒組であつて、SE 168-B・Cのような4

Fig. 14 井戸<sup>6</sup> 出上転用古材

があり、復原長は 209 cm 以上である。

2 柱 (B井戸間柱) 長 198 cm 径 20 cm。井戸の扉貫桁穴他に 5.0×5.0 cm の鍵間渡穴が 60 cm 間隔にある。もとは径 33 cm ほどの柱で、片方が壊れてあつたと推定される。

3 樫 (C井戸間貫) 長さ 1.2 cm 断面 5.6×7.0 cm。上面に 66 cm 間隔に 5.0×5.0×2.5 cm のえつり穴あり、端部に旧木口及び茅負釘穴が残る。桁にとめた釘穴がないから旧軒出は 115 cm 以上であつたと考えられる。

4 長押 (C井戸窓板) 長 147.5 cm 幅 12.6 cm 厚 3.0 cm、長 61 cm 幅 12.2 cm の 2 枚がある。径 21 cm の柱にとりつく切目長押と考えられるが、端部下端の 7.0×4.0 cm の仕口切りかきは用途を定め難い。

5 扉 (C井戸扉板) 長 83.5 cm 幅 31 cm 厚 1.3 cm。2.6×2.2 cm の鍵孔があり、幅 3 cm の端喰がつく。螺番取付痕も残り、扉全長 96 cm ほどと推定される。厨子の扉であろうか。

## 第V章 遺 物

今回報告する 6ABO 区の発掘調査において出土した遺物は、土器・溝・柱穴さらに盛土中から発見されたもので、最も顕著な木簡をはじめとして、各種類にわたる多量の瓦類や土器類があり、他に少量ながら、金属・繊維・漆・木の各製品と自然遺物類がある。これら遺物の整理はなお未完了であり、今後の調査にまたねばならない点が多いが、これまでに知りえたところを報告する。

### 1 木 簡

木簡はすべて SK 219 から出土した。断片を含めて 41 点あり、形態によつて 7 型式に分類される。<sup>\*</sup>以下、木簡に遺物番号をつけ、各型式にまとめて記述する。

#### A 601 型式 (PL. 29~31)

短冊形のもので、表裏ともに墨書のあるものが多く 9 点ある。

**木簡 1** (PL. 29) 表 寺請 小豆一斗醬一十五升大原所酢末醬等

裏 右四種物竹波命婦御所 三月六日

長さ 25.9 cm・幅 (1.9 cm)\*\*・厚さ 0.4 cm で下部がわずかに薄くなり、裏面下端部に捺痕がある。左辺は割れている。表裏ともに同筆で、某寺より竹波命婦御所の用料として小豆・醬・酢・末醬等\*\*\* の支給を請うたものである。この木簡には紀年を欠いているが後述する他の木簡との関連で、宝字 6 年 (762) をあまりへだたらないものと思われる。この事を前提にして、この木簡の記載事項を検討してみよう。「竹波命婦」については、『統紀』に常陸国筑波郡の出身で筑波采女と呼ばれている壬生氏の小家主なる人がみられる。\*\*\*\* 小家主は木簡の推定年代である宝字年間の後半には外位ながら従五位下にあり、おそらくこの木簡の竹波命婦と同一人であろう。統紀によれば小家主は神護景雲 2 年には学監であり、高野天皇 (孝謙上皇) の御近に侍したものと考えられる。「寺」はこの竹波命婦の名とともに書かれているから、高野天皇に關連して求むべきであろう。そこで統紀によつて宝字 6 年 5 月、高野天皇が近江國保良宮より、平城京に帰り入れられた法華寺がこの「寺」と考えられる。いいかえると、高野天皇が法華寺に留まつておられたのは、宝字 6 年 5 月以降であ

。材質は木簡 20、21 のスギの他にヒノキである。

\*\* カッコ内の数字は縦書き部の最大寸法である。

\*\*\* 古原尚行「豆味噌と酢」(日本醸造協会誌 56-1) に、正倉院文書に「末醬」とあるのは古代の醸造法が物末杜込であったことによるもので、「末醬」と記すようになったのは奈良時代末から平安時代初期のことという。

\*\*\*\* 『統紀』にみえる小家主の記録を以下に記す。

○宝字 5 年 (761) 正月戊子 (2 日)

正七位下壬生直小家主女、外従五位下を受く。

○神護元年 (765) 正月己亥 (7 日)

外従五位下壬生直小家主女、従五位下階位等を受く。

○景雲元年 (768) 3 月癸亥 (14 日)

常陸国筑波郡人従五位下壬生直小家主女、覆繭綵を賜う。

○同 2 年 (769) 6 月戊寅 (7 日)

淳熙常陸国筑波采女従六位下階位等壬生直小家主女、本位同造に任ぜられる。

○宝龜 7 年 (776) 4 月丙子 (19 日)

従五位上で半覆繭小家主、正五位下を受く。

つて、宝字8年10月にはふたたび天皇の位につかれているから、この木簡に記された「三月六日」は宝字7年か8年のいずれかになる。<sup>\*</sup>「大床所」については明らかでないが、これと関連のありそうな「大床子」の記事は、平安時代に入るといくつかみられる。<sup>\*\*</sup>また古記録中には「大床子御膳」という名も見えているが、これは天皇の「海涼殿展御座の御膳のことで、大床子に着御、馬頭盤をすえて、一御台以下七登の供御を進める」ものであるという。<sup>\*\*\*</sup>このように大床子は天皇の御座と関係あるもので、あるいは「大床所」もこれと関連するものかもしれない。もし「大床所」が大床子と関係があるのならば、大床所は天皇の御膳を作る所である。「大床所」は「醬一十五升」のみにかかるものか、他のものにまでかかるかは、「大床所」と「竹談命御所」との関係にかかわる問題であるので、あらためて後に記すことにしたい。

大床所

木簡2 (PL. 29) 表 主殿寮 請火事 殿<sup>(30)</sup> \_\_\_\_\_  
裏 十二月廿二日

長さ(23.7cm)・幅2.5cm・厚さ0.4cmで、下部は折損している。文面は表裏同筆であるが、折損のため「殿部」<sup>\*\*\*\*</sup>以下はわからない。「火」という抽象的な表現を用いているので、その実体はとらえがたいが、主殿寮から火種を請求したものであろうか。裏面は月日以外に文字はない。

主殿寮から  
の請求

木簡3 (PL. 30) 表 <sup>(31)</sup> \_\_\_\_\_  
裏 七<sup>(32)</sup> \_\_\_\_\_

長さ(24.6cm)・幅3.4cm・厚さ0.8cm。下部は斜に切断されているが、原形は短筒形であつたろう。表裏ともに保存状態が悪く、文字も殆んど判読しえないが、「藤啓」「請」は偏と旁の一部から推定した。物資を請求したものであろうか。

木簡4 (PL. 30) 表 <sup>(33)</sup> 通 \_\_\_\_\_ 所 請菜端事 裏 墨書なし

長さ(17.1cm)・幅1.3cm・厚さ0.5cm。上端は斜にけずられているが、原状であろう。下端は折損しているが、文面は完結し、「<sup>(34)</sup>万<sup>(35)</sup>所」が菜端の支給を請うたものであることがわかる。第3字は旁が「久」で、「敷」や「敷」に類似するところもあるが、断定困難であり、第5字は伸冠の字らしいが判読し難い。

木簡5 (PL. 31) 表 \_\_\_\_\_ 請常食朝夕并三斗  
裏 \_\_\_\_\_ 受加件兩飯<sup>(36)</sup> 通

長さ(20.8cm)・幅(上端1.7cm・下端2.7cm)・厚さ0.3cm。下端と左辺は原状で上端と右辺は折損している。表裏ともに薄く削りつつた痕が認められ、断面は矩形にならず、やや丸味をおびている。表面の保存は良好だが裏面はかなり朽ちている。文字は薄く削った上に書かれ、表裏同筆であるらしく、朝夕の常食料として合計3斗の支給を求めたものであるが、<sup>\*\*\*\*</sup>裏面の文意は判然としな。裏面には文字のはかに下部部にやや著しい墨痕がある。なお、木簡6と比較すると、「請」以上に若干文字があつたのかもしれない。

常食の請求

木簡6 (PL. 31) 表 \_\_\_\_\_ 常食朝夕 \_\_\_\_\_ 裏 墨書なし

\* 高野天皇が入られた寺関係のものとしては、宝字元年(650)の「龍部寺宮」などもあるが、同時に出土した他の木簡からこの木簡が宝字末年のものと考えられるので、この場合には考慮する必要はない。  
\*\* 例え北山抄巻2、6月項には「期日忌火御飯を供するの事、内膳司、早旦(御前以前)系女に付

し、大床子御座においてこれを供す、御大盛一御を用う」とある。

\*\*\* 奥野高広「吉延の食儀」『日本歴史』91 頁10

\*\*\*\* 養老職員台上殿家系に殿部40人がみえる。

\*\*\*\*\* 職員令集解大炊寮系に朱記によれば、詔司は朝夕常食を給うものである。

長さ (11.5 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ 0.5 cm で、上端と左辺上部は原状だが、以下の各辺は折損し、墨書も大半を残すのみである。木簡 5 と同じく、朝方の常食の支給を請うたものであろうが、「常」以上の若干の文字は判読出来ない。裏面裏面には文字はない。

**木簡 7 (PL. 30)** 表 肥前国日正八位上矢<sup>(m)</sup>□□□□  
裏 前<sup>(m)</sup>日<sup>(m)</sup>□□□□從八位上矢田郡□□

**官位の記載** 長さ (14.0 cm)・幅 1.3 cm・厚さ 0.45 cm で下半が腐朽している。表裏は別筆で、表面は岡・官位・姓が記され、裏面もほぼ同様かと考えられるが、上部約 6 字分は一度字を書いた上に直接訂正を加えており、判読困難である。表裏共に矢田郡姓らしく、同一人物に関するものかもしれないが、表裏の官位に差があり、木簡の用途も不明であつて展開が残る。

**木簡 8 (PL. 31)** 表 □□□□□□□□  
裏 □□□□□□□□

長さ (18.2 cm)・幅 (2.25 cm)・厚さ 0.9 cm, 上下左右の各辺は腐朽甚しく、表面も荒れ、判読困難である。表第 2 字の旁は「五」であり、人偏かもしれない。裏第 4 字は「知」らしく、第 6 字は「似」または「段」に類似しているが決し難い。木簡の用途も不明である。

**木簡 9 (PL. 35)** 表 阿万留止<sup>(s)</sup>字乎弥可々多 裏 □□□□□□□□

長さ 17.1 cm・幅 1.4 cm で厚さは 0.15 cm と極めて薄く、601 型式の他のものとはやや異つている。各辺共に削つた面で、中央の一部と下左端のみ折損している。上右端は斜に削り落している。表裏は薄く削りつた痕跡が認められる。本来記入のあつたより厚い大形の木簡 (601 型式?) を半分に削り、表面を削りつて新しく記入したものとして推定される。表の文は万葉仮名で記されている。文字は第 4 字を「毛」とするのいささか疑問があるほかはすべて明瞭である。文意は判然としないが「字」は語の第 2 音節以下にはあらわれないものであり、「弥」は万葉仮名の分類で甲類の「ミ」である。「弥」が甲類とすれば、動詞「み(る)」あるいは名詞「み(か)」「(斐)」などの意である。「弥」を動詞「みる」とすれば、「字乎弥」の意味は「魚見」あるいは「鰯を見」であろう。その場合「可々多」はつぎに韻字を補うと「カタガタ」(旁)になるから、「字」以下の意味は「魚見(鰯を見)旁;」であろうか。しかし「カタガタ」(旁)は上代語にはあまり用例をみない。また「弥」を名詞「み(か)」「(斐)」の意とすれば「字乎弥可」は「魚鰯」であろうか。この場合全体の意味は「余るとも魚鰯かた」である。いずれにせよ、これだけでは文意はなお不明で、多分前後に文のある字句であろう。\*裏面にも墨痕が認められるが、左半を欠き判読できない。

万葉仮名

## B 603 型式 (PL. 32)

短冊形の材の上下両端を半球状に切欠き、上下両端左右に切込みをいれたもので、5 点ある。

**木簡 10 (PL. 32)** 表 紀伊国日高郡財原<sup>(s)</sup>□□<sup>(s)</sup>欠田部益占調<sup>(s)</sup>張<sup>(s)</sup>  
裏 三斗 天平字<sup>(s)</sup>東<sup>(s)</sup>年十月

紐の正成

長さ (20.6 cm)・幅 2.2 cm・厚さ 3.5 cm。下端は腐朽し、表裏共に部分的に荒れている。下端の原形は上端と同様であつたであろう。上端切込み部分には横に圧痕があり、紐で括りつけた底とおもわれる。表裏同筆で、文面は完結しているようである。この木簡は銅として貫通した塩につけ

○ 万葉仮名については飯倉高義氏の御教示を得た。

たもので、表に貢納者の国郡郷名・姓名を、裏に数量および収納年月が記されている。国郡名は調直の調直は紀伊国日高郡に財部郷があり、その書き誤りであろう。現在和歌山県御坊市の西部に財部郷があり、御坊市に東接する川辺町の一部は最近まで矢田村であった。この木簡にみえる郷名や人名は、これら現存地名と深い関係があるとおもわれる。「部財郷」と「矢田郷益占」の間には約2字分の行狹がある。上の字は墨痕から推して「戸」と推定され、賦役令の調の貢物には「共に国部里戸主姓名年月日を注せよ」とある規定からみて、この2字は「戸主」とであると考えられる。<sup>80</sup>裏面上部の「三斗」は、賦役令の規定にある正丁1人の調直の量であつて、この木簡は矢田郷益占の戸から納められた正丁1人分の調直に付けられたものと解される。「天平半宝」は天平宝字の書き誤りである。次の字は数字であるべきだが、墨痕では下の縦棒が明瞭で「三」又は「五」と解され、一部に縦棒が認められるから、「五」と推定される。

木簡11 (PL. 32) 表 「<sup>(郷名)</sup>甲斐国山梨郡雑役胡桃子一古  
裏 天平宝字六年十月

長さ 12.0 cm・幅 2.0 cm・厚さ 0.25 cm。わずかに下端左角が欠けている。表裏主文は同等だが、<sup>クルミの荷札</sup>「甲斐国」は細字で「国」が「山」と重なつており、後筆とおもわれる。詳細な説明は木簡12と一括して述べる。

木簡12 (PL. 32) 表 「<sup>(郷名)</sup>甲斐国山梨郡雑役胡桃子一古  
裏 天平宝字六年十月

長さ 12.9 cm・幅 1.9 cm・厚さ 0.4 cm。完形である。両端が方頭である点を除けば、形状、文面や表裏主文が同等で、「甲斐国」が後筆らしい点などが、木簡11と一致し、筆跡も類似している。甲斐国山梨郡から宝字6年10月に貢進した雑役の胡桃子につけたものである。貢進物につけられたものであるから、墨書にみえる「雑役」は調直と同様の地方貢進物の税目表示である。律令制下地方からの貢進物には調直のほか、中男作物・交易雑物などがあり、臨時の別勅で旨の必要にしたがつて良造を命ぜられるものもある。「雑役」という税目は令の規定やその後の記録には存しない。<sup>81</sup>雑役の「雑」は正統に対する正統ならざるものの謂であり、確定に対する不確定なものの総体を意味する。四等官などの長上官をのぞく下級官人を雑色あるいは雑仕とよぶ用法と同じことである。「役」は力役で、人民の労働力収取を意味する。したがつて雑役は文字通りには、「正統ならざる不定・雑多の力役」ということであろう。地方からの貢進物の正統は調直であるから、雑役は調直以外のものと考えられ、役とあるから人民が労働力を提供して調達するものを指す。

延喜式計式によると、甲斐国中男作物の中に「胡桃油」があり、この木簡の品目と一致する。中男作物は養老元年に設けられた税目でありその設定の勅には次のように述べられている。「今より以後、宜しく百姓人身の調物および中男の正調をのぞくべし、それまさに官主の用ゆべき料などの物は、所司宜しく年別用度を支度し、並びに郷士の山す所に随つて、国に附して中男を役し進めしめよ。若し中男の功に足らざれば即ち以つて人夫を役して雑色を折げ」(賦役台帳解調編系所引従者

<sup>80</sup> 正倉院に現存する調の保書銘中には、戸口の姓名を記したのものもある。これは別戸主の場合と考えられるが、その場合も必ず「戸主某戸口某」とあり、戸主(郷戸主)の名を記さずに「某郷戸口某」と来るとは考え難い。  
松島順正『正倉院古契文集成(納)』『書影部紀要』

<sup>81</sup> 雑役の用語については、山岡孝太郎氏所蔵の宝字4年3月19日付丸部足人解(寧楽遺文 p. 701~2) 順康二代新天平勝宝5年10月21日付官符の事書(新訂増補国史大系後編 p. 553)にみえる。いずれも里部司が徵発する力役である点で共通するが、これは木簡の雑役のようなある種の税目をがすものとは異なるものであろう。

元年勅)。\*すなわち、中男作物は 1、それまでの正丁の属物と中男の正調を併せたもので、2、賦課単位は中男個人ではなく、国(郡)とする(集納の中心は中男である)。したがって、中男の労働力が不足した場合は、正丁(老丁を含む)の雑働で補うものである。「山梨郡」の上端に削字で甲斐国が後書されているのは、郡ごとに徴集したものを、両衙にあつめた時に書き加えたものであろう。

中男作物の事例は正倉院に 1 点現存している。布袋の墨書銘に「信濃国水内郡中男作物芥子式野天平勝宝二年十月」とみえるが、調のように貢進者個人の姓名が記されず、国郡のみを冠するのは、上に述べた中男作物の賦課形態と符合するものである。この木筒も上の中男作物墨書銘と全く同じ書式なのである。品目が一致し、しかも賦課形態が同じであるとすれば、雑役は中男作物の別称ではなかろうか。中男作物が国(郡)単位に、部内百姓の労働力収取(中男の力役および正丁、老丁の雑働)によつて調達されるものであるとすれば、それがまた雑役と呼ばれても不思議ではあるまい。中男作物と雑役が同じものとすれば、両者がどのように使われられるのが問題である。しかしこの点に関しては現在のところ不明である。この木筒は地方貢進物の一つに、「雑役」と呼ばれるものがあつたことを示す貴重な資料といわれなければならない。「吉」は「旗」の音通で、クルミは筒に納めて貢進され、この種の木筒がつけられていたことがわかる。

木筒13 (PL. 32) 表 「甲斐国」山梨<sup>(国)</sup>裏 <sup>(郡)</sup>

長さ(4.3cm)・幅(1.0cm)・厚さ0.3cm。木筒11と同形品の左上部の断片である。切込み部の両面に尻痕がつき、その上に紙の断片かと考えられる繊維物質が付着している。文字は完全でないが、筆跡は木筒11・12と類似している。おそらく同じ文面のものであろう。

木筒14 (PL. 32) 表 <sup>(国)</sup><sup>(郡)</sup>中<sup>(物)</sup>裏 墨書なし

長さ(15.5cm)・幅2.8cm・厚さ0.3cm。中央で2つに割れており、出土時は表面を内側にして置なつていた。下部は腐朽し、表裏共に著しく荒れており、特に出土時に外側になつていた裏面は、黒炭すら認められない。上端は方形で左右に切込みがあり、下端も同様であつたとおもわれる。某国某郡貢進の中男作物につけられたものであろう。「国」「郡」「物」は右半部、「郡」は扁旁の各々一部が残存しており、それによつて推定した。国郡名を墨痕から読みとるのは困難である。裏面には、おそらく年月日が記されていたと思われるが、知るべくもない。

### C 604 型式 (PL. 33)

上端を圭頭状に切欠き、上部左右に切込みをいれ、下端を直角に切断したもので、1点である。

木筒15 (PL. 33) 表 藤甲嵐 裏 墨書なし

長さ8.3cm・幅1.9cm・厚さ0.4cm。下部は直角に切断されている。「藤甲嵐」はウニで、\*\*その容器につけられた木札であろう。ウニは賦役令に調の雑物としてあげられているが、調の貢進時の荷札なら賦役令の規定によつて、貢進した国郡里・戸主姓名・年月日が記されるはずである。この木筒にはそれがいないから、平城宮内で保管した際の付け札であろう。

### D 605 型式 (PL. 33)

扁平な長方形の材の下半の両側を削つて尖らせたもので墨書は表のみにあり、4点ある。

\* 『純日本紀』養老元年11月22日条には、最後のと \*\* 賦役令集解にはウニと調がふられている。ところが「即ち以つて雑働を折げ」とある。



木簡16 (PL. 33) 表 長女柏 裏 墨書なし

長さ 13.5 cm・幅 1.45 cm・厚さ 0.25 cm。完形である。

柏の付札

木簡17 (PL. 33) 表 長女柏半把 裏 墨書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.6 cm・厚さ 0.3 cm。完形である。「長女柏」はナカメカシワと訓む。<sup>\*</sup>

木簡18 (PL. 33) 表 木滑海藻 裏 墨書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.7 cm・厚さ 0.3 cm。完形である。「木滑海藻」は海藻の一種のカジメで、賦役令には調の雑物にあげられている。

海藻の付札

木簡19 (PL. 33) 表 撫滑海藻 裏 墨書なし

長さ 11.2 cm・幅 2.5 cm・厚さ 0.2 cm。完形である。海藻につけた木札であろうが、「撫滑海藻」がいかなるものか実体を明らかにしえない。

### E 606 型式 (PL. 34)

方頭で下と中央に小孔が穿たれている長大な木簡で2点ある。

木簡20 (PL. 34) 表  裏 墨書なし

長さ (47.7 cm)・幅 3.2 cm・厚さ 0.4 cm。下半は腐朽している。上端より約 2 cm 下左寄りに横に2孔あり、この2孔の中央下 0.5 cm に1孔がある。上端より 18.6 cm と 35.2 cm 下の左辺寄りに各1孔、35.9 cm 下に上2孔よりやや右寄りに1孔がある。中央の1孔は斜に、他はすべてほぼ垂直に穿たれている。孔は径約 0.3 cm ほどで、上端2孔の左のものと最下の1孔には繊維物質が残存し、最上段2孔を結ぶ延長線上で表面と右側辺に下から2孔目の孔縁の右から横に圧痕がある。墨痕は表面にかなり認められるが、面が荒れて、殆ど「食」がわかる1字のほかは判然としえない。

小孔と縦の圧痕のある木簡

木簡21 (PL. 34) 表 墨書なし 裏 墨書なし

長さ (25.8 cm)・深 3.4 cm・厚さ 0.4 cm。上右端は斜に切欠かれているが、左端は折損している。下部は切断されている。孔は上端から 3.4 cm に左右に1列3孔、その下 0.5 cm に1孔あり、垂直に穿たれている。上1列3孔の下方 16.6 cm に左側辺にかかった小孔が認められる。圧痕は表裏共に一切認められない。小孔のある木簡20を上にして両者を重ねると、木簡20の下2孔を除き、小孔が完全に一致し、木簡20の表面の圧痕と小孔中の繊維物質からみて、両者を重ねて小孔を穿ち、それに紐を通してしばつたものと推定される。木簡20の裏面に圧痕がないから、さらに多くのものを重ねていたものであろう。用途は不明だが、材が他と異りスズであること、形状が特殊なことが注目される。<sup>\*\*</sup>

重ねてしばつた木簡

### F 608 型式 (PL. 31・33・34)

折損・腐敗その他によつて原形の判明しないもので、8点ある。原形は以上にのべた他の型式に

\* 延喜神祇式鏡作大嘗祭条の神脚雜物中にある「長女柏」に、「ナカメ」柏と訓がふられている。また延喜造酒司式に供奉料と東官料のなかにも長女柏がみえる。柏は青柏や平柏として菓子雑物を盛つたり(例、延喜大嘗式・松尾神祭雜給料条)、稻物の口を覆つたりする(例、延喜大嘗式・平野祭料)のに

用いられたらしい。柏には長女柏の他に折損柏や三津野柏(例、延喜造酒司式)など、延喜式では種別があるが、その差異はあからない。

\*\* 墨書がないから、後に一括した墨書のない類にいれるべきかもしれぬが、木簡20と明らかに関連するので、木簡としてここで記述する。

属したであろうが、便宜上一括して述べることにした。

**木簡22 (PL. 33)** 表 海藻根 裏 墨書なし

長さ (7.55 cm)・幅 1.6 cm・厚さ 0.5 cm。上下端を欠き、裏面下半は一部に旧面を残すほかは削りとられている。「海藻根」は「マテカヒノネ」\*または「マナカエ」\*\*と読み、「海藻」がワカメのことであるから、「海藻根」はワカメの茎にできる成実菜（メカブ）のことではなからうか。\*\*\* 賦役令には調の雑物のうちにあげられている。原形に他の海藻類と同様 605 型式かもしれないが、決定し難い。

**木簡23 (PL. 34)** 表 □ 裏 墨書なし

長さ (29.0 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ (0.1 cm)。右辺と左辺下部が原状かとみられるほかは、上下左の各辺は欠損している。文意は判然とせず、あるいは習書であろうか。木簡9の如く、より大きな木簡を削り、記入したものが、あるいは 609 型式のような削り屑なのか判定し難い。

**木簡24 (PL. 33)** 表 馬馬馬馬馬 裏 墨書なし

長さ (15.1 cm)・幅 (1.3 cm)・厚さ (0.2 cm)。全周辺は折損し、裏面は荒れており、原形を判定できない。習書であろう。

**木簡25 (PL. 31)** 表 □ 裏 用書なし

長さ (8.7 cm)・幅 (2.0 cm)・厚さ 0.45 cm。上端と右辺および裏面は原状だが、左辺と下端は折損している。文字も右半のみで、判然としない。原形推定不能である。

**木簡26 (PL. 31)** 表 真□ 裏 墨書なし

長さ (5.2 cm)・幅 (6.4 cm)・厚さ 0.6 cm。右辺が原状かと考えられるのみで、上下左辺は折損している。表面左寄りに「真」があり、その右にわずかに墨痕があるが、文字か否かもわからない。特に幅広であることが注意される。

**木簡27 (PL. 33)** 表 □□ 裏 墨書なし

長さ (6.2 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ (0.3 cm)。表面に 2 字分ほどの墨書がかすかに認められるのみで、他はすべて腐朽していて、原形を知るすべもない。

**木簡28 (PL. 34)** 表 □ 裏 墨書なし

長さ (19.9 cm)・幅 (1.25 cm)・厚さ (0.3 cm)。中央や下にわずかに墨痕を認めるのみで、他はすべて削られている。保存状態は良好で、埋没時すでに削られて墨書を失っていた例である。

**木簡29 (PL. 33)** 表 □□□ 裏 墨書なし

長さ (9.1 cm)・幅 (1.5 cm)・厚さ (0.6 cm)。表面のほかは述べて原状を失っている。第 2 字は「山」もしくは「日」らしいが、他はわからない。他痕をもつ唯一の例である。

## G 609 型式 (PL. 30・35)

極めて薄く、\*\*\*\* 多くは小片で、表面とまれに周辺の一部にのみ原状部を残して、裏面は削つた面となり、したがって文字も表面のみで裏面になく、原形は判明しない。木簡を再使用するために削つた時にできた削り屑と推定されるもので、12片ある。

\* 賦役令簡解中の訓である。

在でも食用に供することがある。

\*\* 延喜上計式中の訓である。

\*\*\*\* ほとんどすべて 0.1 cm 以下の厚さである。

\*\*\* ワカメなどの葉部を採取したのこのり根節で、現

**木簡30 (PL. 30)** 表 □ 大豆二升直廿二文<sup>使口</sup> 裏 墨書なし  
 長さ (9.9 cm) ・ 幅 (0.7 cm) ・ 最上部の墨書は文字かどうかが疑問がある。あるいは円のような四角形風のものではなかろうか。下部は2行に分けて記されており、右上第1字の「使」の他はわからない。中央部は大豆1升が11文であつたことを示している。大豆1升が11文であつたのは、宝字7年3月12日から同8年3月4日の間にあたり、\*この木簡の記載のあつたのもその1年間であろう。物簡が記されている点はこの木簡とは類を異にする。

**木簡31 (PL. 35)** 表 山背国 裏 墨書なし  
 長さ (4.1 cm) ・ 幅 (1.9 cm)。上端は左右辺、上部は原形の側面を一部留めているらしい。木簡上端部の削り屑であろう。国名を記したものである。

**木簡32 (PL. 30)** 表 大天平宝字六 裏 墨書なし  
 長さ (7.1 cm) ・ 幅 (1.4 cm)。上端と右辺は原形の側面を留めているらしい。おそらく木簡上端右半部の削り屑であろう。年号を記したのだが、第1字の「大」の意味はわからない。

**木簡33 (PL. 30)** 表 □ 廿六日 裏 墨書なし  
 長さ (5.65 cm) ・ 幅 (0.9 cm)。全周辺ともに原状でない。上端左右に墨痕があるが、1字なのか、左右各1字になるのか明らかでない。

**木簡34 (PL. 35)** 表 率率□ 裏 墨書なし  
 長さ (8.1 cm) ・ 幅 (1.3 cm)。右辺は原状を留めているらしい。同一文字の反復で、習書した木簡の削り屑であろうか。

**木簡35 (PL. 35)** 表 故 裏 墨書なし  
 長さ (1.9 cm) ・ 幅 (1.3 cm)。全周辺ともに原状部分なく、かろうじて1字「故」を留めた小さな削り屑である。

**木簡36 (PL. 35)** 表 □老 裏 墨書なし  
 長さ (3.9 cm) ・ 幅 (1.7 cm)。両辺はすべて原状を留めていない。第1字は耳部の文字らしい。

**木簡37 (PL. 35)** 表 □□□□ 裏 墨書なし  
 長さ (5.3 cm) ・ 幅 (1.5 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。表面も部分的に削られている。5字分ほどの墨痕が認められるが、第2字が「冠」であることのほかはわからない。

**木簡38 (PL. 35)** 表 □□□ 裏 墨書なし  
 長さ (5.0 cm) ・ 幅 (2.3 cm)。右辺に1部原状が認められる。表面も一部削つているらしい。第1字は左に寄り、第2・3字とずれている。第1字と第2字の最終画は同じで、あるいは同文字かもしれない。

**木簡39 (PL. 35)** 表 □□□ 裏 墨書なし  
 長さ (4.9 cm) ・ 幅 (1.3 cm)。右辺に一部原状を残すらしい。太くて角ばらない書体である。第1・3字は右半部、第2字は左半部の各1部を残すのみである。

**木簡40 (PL. 35)** 表 □□ 裏 墨書なし  
 長さ (5.2 cm) ・ 幅 (0.7 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。文字も断片で、あるいは1字

\* 天平宝字7年以後の物簡の急激な上昇の中で、大豆も高騰している。当時の大豆の値段をあげると次の如くである。天平20年(748)11月4日 5文(大口10 - p. 84)、宝字7年(763)3月12日 8文(同16 - p. 349)、宝字8年(764)3月4日 17.5文(同16 - p. 479)、宝字8年12月29日 20文(同16 - p. 565)。

かもしれない。

木簡41 (PL. 35) 表 □□ 裏 墨書なし

長さ (4.9 cm)・幅 1.0 cm。周辺はすべて原状を留めていない。第1字は墨痕のみで、形状は知るべくもないが、第2字は「歹」扁かともみられる。

以上は6型式41点の木簡について述べたが、同じくSK 219 から出土したものに、墨書はないが形骸が類似し、おそらく木簡として使用するのを予定していたと考えられる木札がある。

木札1 603または604型式の上部の破片と考えられ、長さ (5.6 cm)・幅 (2.5 cm)・厚さ 0.3 cmで、下部と右辺は割れている。\*

木札2 (PL. 33, Fig. 17 F) 604型式に属するものだが、下部を斜に一方から切りおとして尖らせている点に特色がある。長さ 11.5 cm・幅 1.3 cm・厚さ 0.2 cmである。

## 2 瓦・埴

6ABO 区の4回におたる発掘で、全地域から多量の瓦類を採集した。軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦を主とするが、他に鬼瓦・熨斗瓦・戸瓦等の道具瓦や埴も若干みられる。

### A 軒丸瓦 (PL. 37~40, 別表3)

22型式31種の軒丸瓦をえた。その出土個体数および各部寸法は、別表3のとおりである。\*

単弁蓮華文

6127, 6131 はともに単弁である。6127 は径の大きな中房のまわりに2重の輪郭線で表わした単弁を12弁配し、幅のせまい珠文帯をへて、素文の低い外縁におわる。これと近似した文様のものは、唐招提寺・西大寺西塔跡・山町鹿寺などでも知られているから、奈良時代末期の型式と考えられる。6131も外区幅が狭いが、外縁には凸鋸歯文が施されている。内区には弁区より一段突出した径の小さい中房のまわりに16弁の単弁を配している。類例は大安寺\*\*\*から出土している。6133は内区に菊花状の単弁をもつ蓮華文軒丸瓦で、さらに文様細部の差異によりAからHまでの8種に分けられる。このうちA・B・Cは、いずれも弁が短かく平板な文様で、外区は間隔の広い珠文をめぐらした内縁と素文の外縁からなる。瓦の作りは3種とも同じで、瓦当と丸瓦との接合部内面を指でおさえて密着させ、瓦当裏面をほぼ平坦に削つたものである。D・Hは弁が細長く外縁と内縁との間に間隙がない。文様構成は全く同じで、作りも瓦当裏面をへらで深く削りついている点などよく似ている。DとHの違いは、中房の作りであり、Dの中房が弁区と同一平面にあるのに対し、Hでは一段突出している。Fは6133の中で最も内径が小さく、各弁が2木の鼻にかこまれ、外縁には鋸歯文がほどこされる。Gの弁をとりまく界線は間弁のような形となり、外縁には鋸歯文がめぐらされ、瓦当裏面は深くえぐりこまれている。6133は、軒丸瓦の中で6282と共に出土量の最も

\* この木札は単書のある木簡上部の断片かもしれないが、現存部に墨痕が認められぬので、ここで換う。

\*\* 記述の都合上、他の地区および6ABO区の第7次発掘で検出した形式の中のあるものを加えた。別表の中で個体数が0にあたるものがそれである。なおこれは軒平瓦についても同じである。

\*\*\* 6127については「昭和35年度唐招提寺総合調査日

録」奈良研 昭36「唐招提寺総合調査概要」(奈良研年報1961) 昭36。以下文中にある唐招提寺の例はこれによる。「西大寺西両塔」(日本建築学会論文報告集54) 昭31。山町鹿寺は岩井孝次『古瓦集』岩井珍品堂前12, PL. 27参照。6131については大同英他「大安寺南大門・中門及び列廊の発掘」(日本建築学会論文集50) 昭30。

多いものであるが、そのうちA・Cが大半を占めている。類例は西大寺や僧院寺などで出土している。6134-Aも単弁八弁蓮華文であるが、各弁の間に間弁がはいり、6133よりさらに線刻に近い平板な文様である。瓦の作りは他の型式のものとは比べると、瓦当裏面が非常に深くえぐりとられ、丸瓦のそりが非常に強い特徴がある。<sup>\*</sup>6208は複弁八弁蓮華文であるが、中房が大きくて、弁区より一段突出すること、内縁がないこと、弁の雄雌なことなど奈良時代前期のものであろう。

複弁蓮華文

6225は従来平城宮跡で最も多量に見出された型式で平城宮式とも呼ばれるものであるが、6ABO区では少量しか検出されなかつた。なお類例は唐招提寺からも発見されている。6235-Bは東大寺式と呼ばれるもので、類例は東大寺・興福寺・荒池瓦窯跡などから数多く発見されている奈良時代末期の代表的なものである。6241は幅広い素文の直立縁\*\*を有する瓦であり、内区の複弁八弁蓮華文は線刻で表わされた平板なもので、中房は弁区より1段突出している。作りの鈍重な点や、文様からみて奈良時代末期のものとおもわれる。6276-Cは縮歯文珠文縁複弁八弁蓮華文で、古い様相を示し、類例は薬師寺で知られている。6281-Cは径の大きい中房の中に1+4+8の蓮子を入れた複弁八弁蓮華文で、縮歯文珠文帯を外区にめぐらしている。同型式のものは藤原宮跡から多く出土している。

6282は6281から変化した型式と考えられるもので、内区は界線でかこまれた平板な線刻に近い複弁八弁蓮華文で、外区には珠文帯と縮歯文帯を配する。この型式はさらに6種に細分され、その中でAが6281に最も近く、径の大きな中房が弁区より一段高く作られ、1+8と配された蓮子の大きさも皆同じであつて、外縁も6281と同様に斜線になる。これに対し、B以下は平板な複弁八弁蓮華文に6281の面影をとどめるのみで、その他の点は大きく異なる。すなわち内区が著しく縮少し、中房もまた小さくなる。中房が弁区と同一平面におかれ、そこに1+6と配された蓮子のうちで、中央の1個が大きく作られる。また外縁と内縁との境にある間線が太いこと、内縁に配された珠文が小さいこと、外縁が厚い直立縁に近いことなども、B以下がAと異なる点である。Bは6282の中で最も多いもので、2葉に分離した蓮弁は短かい。DはBについて多数で、面径が最も小さい。ただ蓮弁はBのように分離せず連なっている。E・FはBより中房が小さく、蓮弁は長くなるが、全体にBより稚雑な文様を有する。瓦の作りをみると、Aは6281と同じように瓦当が薄く、瓦当と丸瓦の接合部は指で押さえただけのものであるが、B以下は瓦当が厚く作られ、瓦当裏面は接合部をもへらで削つているので接合部には壁が生じ、接合線は台形となる(PL. 44)。6282の類例は、東大寺、大宏寺、唐招提寺、秋篠寺、法華寺、高麗寺、山行四分寺\*\*\*などでも知

\* なおこの瓦の玉縁付近には、使用のさい打ちかいた痕跡がある。この打ち欠きと瓦の作りの特異な点から間瓦として用いられたものとの説もある。

\*\* 軒丸瓦の外縁はその断面形により(1)内面が突出するもの(2)内面が内傾するもの、(3)内面が内傾するが上開がないもの、の三種に大別することができる。ここでは(1)を直立縁、(2)を斜縁、(3)を三角縁と名づけておく。

\*\*\* 6133については、保井芳太郎『南都七大寺古瓦紋様集』鹿嶋荘 図3, PL. 46 保井芳太郎『大和上代古瓦志』大和史学会 図7 PL. 29参照。

6225平城宮式については溝辺文和『平城宮址発見の古瓦に就いて』『総合古瓦研究』夢殿館18冊特報

巻) 藤原寺合 図13 6235 Bについては『興福寺食寮発掘調査報告』(宗文研究学7) 図34 PL. 22 以下興福寺例はすべてこれによる。

6281-Cについては直立縁、平御寺『藤原宮址伝説地蔵殿の調査1・2』(日本古文化研究所報告2, 11) 図11, 16, 以下藤原宮跡の例はこれによる。

6282については石田虎作『古瓦図鑑』大塚巧芸社 図5 PL. 48, 岩井前掲書 PL. 27, 梅原未治『高麗寺の調査』(京都府府19) 図14 角田文善『山背四分寺』『四分寺の研究』考古学研究会 図13参照。なお以下高麗寺および山背四分寺の例は、すべてこれによる。

られている。

6284 は、6282 と同じように界線にかこまれている分懸した複弁を内区に 8 弁配している。6282 と異なる点は、6282 の蓮弁が平面的に表出されていたのに対し、本型式のものは蓮弁にかなりの反転がみられ立体的に表わされている。A と B に分けることができるが、いずれも瓦当裏面は接合部までへらで整えている。類例は大安寺、額安寺などにある。6291-A は、内区が外区内縁より一段高く作られた瓦で、内区に 8 弁の複弁蓮華文を配している。外縁は幅広い斜縁であるが、上面中央に 1 条の凸縁がめぐっているらしい。これと同型式のものは唐招提寺で採集されている。

6301-C は反転がかなり強い複弁を 8 弁内区に配している。径の大きな中房は弁区より一段隆起し、その中に 1 + 5 + 10 と蓮子を三重においている。この型式の瓦は興福寺式と呼ばれる興福寺創建時のもので、6ABO 区出土の瓦の中では時代の決定できる数少ないものの一つである。6303、6304-A、6307 は、いずれも縁飾歯文珠文縁複弁八弁蓮華文で後述の 6311 と似ているが、中房が 6311 では弁区より一段低いのに対し、これらでは一段突出している。6307 は間弁がなく、6304-A は間弁が界線となり各弁は分離している。6303 の類例は西大寺、秋篠寺、横井千坊庵寺で知られ、6304 は唐招提寺から出土している。6306-B は 6284 と主文はよく似ているが、中房が弁区と同一面におかれ、蓮弁に反転が殆どない点に特徴がある。また瓦当裏面の接合部は折で押さえただけで、この点も 6284 と異なる。類例は大安寺、唐招提寺、法隆寺などにある。6311-A・C は複弁八弁蓮華文で、蓮弁は反転がかなり強く各弁の間には間弁を配している。外区は 2 条の圓縁にかこまれた内縁の珠文帯と縁飾歯文を施した外縁からなる。C は蓮弁の反転が A より弱く、平板なものである。6311 は 6ABO 区の出土数が少なかつたが、6AAQ 区で数多く検出されている。同型式のものは興福寺、唐招提寺、輪院寺、額安寺などからも出土している。6313-B は、大きな蓮子を一個入れた中房と、厚く反転の強い 4 弁の複弁を配した小形の瓦である。文様的手法、瓦の作り、土質などは、6311 とほぼ同じである。類例は、中山寺や山城門分寺などで発見されている。6316 は平板な複弁八弁蓮華文とみられるが、界線で単弁ふうの 2 弁をかこんで複弁にしたようなものである。6320 は、複弁くずれとみられる単弁が 24 弁配された内区と、珠文を施した内縁、凸縁歯文を施した外縁からなるもので、類例は、唐招提寺・高麗寺・山背園分寺などで検出されている。<sup>\*</sup>

## 四弁蓮花文

## B 軒平瓦 (PL 41~43, 別表 3)

軒平瓦は 19 型式 33 種に分類することができる。出土個体数および各部の寸法は別表 3 に示したとおりである。

## 重圓文

6575 は重圓文軒平瓦でこれと組になる重圓文軒丸瓦も平城宮跡で採集されている。<sup>\*\*</sup>6641-B・E

## 偏行唐草文

は偏行唐草文を主文とし、6281 と組合う瓦で、同型式のものは藤原宮跡で多く検出されている。

6663 は従来 6225 と共に平城宮跡で最も多く発見されているが、6ABO 区では少数しか採集出来

\* 6284 については石田前掲書 PL 46、保井方太郎「大和古瓦図録」鹿嶋荘 昭 3、PL 17 参照。

6303 については保井「南都七大寺古瓦紋様集」PL 45、岩井前掲書 PL 22、6306-B については岩井前掲書 PL 22、6311 については岩井前掲書 PL 22

保井「大和」代寺院志」PL 29 参照。6133 については岩井前掲書 PL 22 保井「大和」代寺院志」PL 29 参照、6313-B については岩井前掲書 PL 27 参照。

\*\* 唐招提寺書

なかつた。4種に分けることができるが、Cが最も多い。瓦の作りをみると4種とも直線頸\*で、瓦の下面の繩印目文の方向が多少異なり、Aは横位の印文だが、他はみな縦位の印文である。類例は唐招提寺、中興寺、横井千坊院寺などで知られている。6664は6311と混わり瓦で、6663と同形の3回反転する均整唐草文を有するが、6663の外区が界線であるのに対し、6664は珠文である。細部の差異により6種に分つことができるが、いずれも段頸を持つている。下面の繩印目は、Aは斜位、Cはすべて横位(PL. 44)、Dは縦位である。Fには縦位のものと同位のものと同方あり、縦位の繩印目は磨消されている。これは横位のものも上下両面とも磨消されていないのと対照的な現象である。類例は興福寺、大安寺、薬師寺、西大寺、法隆寺、法起寺などの跡寺から発見されている。6665、6666は6664に似た文様、作りであるが、文様の硬化しているのをみれば6664よりも若干時期の下るものであろう。

6682もまた3回反転する均整唐草文であるが、前述した墓式の中心飾が線彫線であらわされた太い花頭形であるのにたいし、この型式では細い花頭形が線刻であらわされている。この瓦には、段頸を持つものと、曲線頸を持つものがある(PL. 42)。前者は上面の布目を磨消しているのに対し、後者は磨消していない。下面の繩印目は両者とも縦位である(PL. 44)。作り、文様などからみて、6664に近い時期のものと思われる。類例は唐招提寺、大安寺、西大寺、高麗寺などで検出されている。6313-Bと結び6685は、6682の小笠ともいえるもので、類例は元興寺、岡寺、山背岡分寺からも発見されている\*\*。6691-Aは4回反転する均整唐草文で、頸は6682の後者と同じ曲線頸である。下面の繩印目の磨消法は、瓦当面付近では横位に丁寧に消しているが、それより後はところどころ雑に消している(PL. 46)。類例は興福寺、唐招提寺、山背岡分寺、高麗寺などで知られている。6694は4回反転する均整唐草文だが各単位が連続していない。瓦の上面、下面とも磨消しているようである。類例は薬師寺にもみられる。6702は外区がなく、内区を割る界線の外に素文の外縁がつけられている。上面には糸切痕とみられる条痕\*\*\*が布目と共に残り、下面は粗く磨消しており、縦位の繩印目が残っている(PL. 44)。6720は昭和3年に宮跡東北で発見された溝(SD 050)から、完形品が採集されている。\*\*\*\* 三葉形の中心飾と3回反転する均整唐草文を配し、頸はゆるやかにたかまつている曲線頸であつて、後でのべる6721とよく似ている。この点からも6721に近い時期のものとおもわれる。6721は唐草文が5回反転するのと、脇区に珠文がないこと、上下外区の珠文が数多く小さいことの両点が6720と異なる。6721は6732とならんで、軒平瓦の中では出土量が多い。種類も多く、8種に分けられいずれも瓦の上面には布目が残っている。下面の繩印目の方向は斜位で磨消さないものが多いが、磨消したのもも少数ある。磨消の有無は種類の差と関係がないようである。なお、Gで上面に糸切痕とみられる条痕の残るものが1例あ

\* 軒平瓦の頸は、瓦の縦断面でみると3種に大別できる。(1)は平瓦の下面の縁が尻から瓦当面まで直線的のび、(2)は下面の縁が、瓦当面に近いところで下方に大きくまがって瓦当面に続き、(3)は下面の縁が瓦当面付近で直角におさまつて段を作る。石田茂作博士は(1)を直線頸(2)を斜頸、(3)を段頸、中頸と名づけられているが『古瓦図説解説』ここでは(1)を直線頸、(2)を曲線頸、(3)を段頸とよぶことにする。

\*\* 6663については保井『大和上代寺院誌』PL. 66、堀井前掲書 PL. 38 参照

6664については奈良国立文化財研究所『平城宮跡伝馬橋板蓋宮跡発掘調査報告』(奈良学報 10) 昭 36、岩井前掲書 PL. 34 参照

6682については堀井前掲書 PL. 37 参照。

6685については保井『大和上代寺院誌』PL. 21、岩井前掲書 PL. 37 参照。

\*\*\* 原口正三『河内船橋遺跡出土遺物の研究』(大阪府文化財調査報告 8) 昭 33、P. 46で粘土を切つた時の糸切痕としている。

\*\*\*\* 岸田正三『平城宮遺跡及遺物の調査』(奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告 13) 昭 7。

る。類例は西大寺、高麗寺から出土している。

6732 は 6235 と組合い、東大寺式と通称されるもので、類例は東大寺、興福寺などで多く見出される。西大寺西塔跡における調査の結果、奈良時代終末期のものであることが明らかにされている。6732 の中にはAが最も多く検出されており、\*厚手の大形品で、曲線額をもち上面には粗い布目と糸切痕が、下面には縦位の縄目印が残されている。Bは落差の大きな曲線額を持ち、瓦の厚さは全体にAより薄い。瓦の上面に布目が残っていることはAと同じであるが、下面の縄目印の方向が大部分横位である。Cは文様細部の変化もさることながら、土質がA・Bとまったくことなっており、胎土中に砂粒が多く含まれている。6763 は文様・土質・作りが 6732 に近いものである。6760 は内区が外区より一段低く、上面には布目と糸切痕が残る、下面の縄目印は斜位である (PL 44)。類例は興福寺からも出土している。また同系のものには線輪がかけられたものも採集されている。\*6761 は 6760 と同じように曲線額をもち瓦の上面には布目と糸切痕がみられるのに対し、下面の縄目印は磨消されている。同型式のものは高麗寺にみられる。

6739, 6718, 6791 は小さな破片で、全体がよくわからないが、いずれも奈良後期後半のものであろう。6801 は、中心に「修」の字を入れた飛雲文で、平安時代に下るものと思われる。同型式のものは、かつて平城宮跡で発見され、唐招提寺や高麗寺からも出土している。なお「修」の字は、第1次調査で検出された平瓦にみえる「修」と同じ意味のものとおもわれる。

### C 道具 瓦・埴

道具瓦としては鬼瓦・鬘斗瓦・面戸瓦がある。鬼瓦 (PL 44) は鬼形の全像をあらわしたもので、完形でなく現存部分の全長 39.5 cm、厚さ 6.5 cm である。この他に同文の小片が2個深集されている。釘孔は、現存部分では腹部にあたる円形の中央に1カ所しかないが、小破片の1個では額の中央にもあつて、おそらく2カ所に釘孔があつたとおもわれる。類例は薬師寺、唐招提寺などでも知られていて、大飯府西琳寺、竹林庵寺出土のもの先行型式であるといわれる。\*\*\*

鬘斗瓦は1例であるが、ふつうの平瓦を焼成前に半載して周囲を整形したいわゆる半鬘斗\*\*\*\*である。凹面には布目が残っているが、凸面は縦に磨消している。全長 40.1 cm、幅はせまい端で 11.2 cm、広い端で 13.2 cm である。なお藤原宮跡からも同様な半鬘斗が出土している。面戸瓦は蟹面戸が1例検出されたが、破片であるので大きさを明らかにしえない。藤原宮跡、難波宮跡からも面戸瓦は出土している。\*\*\*\*\*

埴には、大きさに2種あり、方 29.5 cm、厚さ 8.6 cm のものと、それを縦に半載したとおもわれる長さ 29.5 cm、幅 14.6 cm、厚さ 8.6 cm のものがある。これらは天平尺で方1尺、厚さ3寸とそれを半載した大きさのものとに一様に作られたものとみられる。なおこれらの埴は、6ABO-C地区で数多く出土したが、これらはSB 205 の盛土層の中に含まれており、年代の古いものといえる。その他丸瓦・平瓦を多数深集したが、宋整理のため詳細を明らかにしえない。ただ丸瓦はすべて玉縁を有するものばかりであり、平瓦はその大半が下面の縄目印が縦位で、横位のものはほ

\* 現在6732を、9種に細分しているが、平城宮跡ではそのうち4種が検出されている。

\*\* 鈴木又一氏蔵 藤岡一「奈良・平安時代の胎輪陶」(世界陶磁全集2) 316。

\*\*\* 藤沢 夫「日鮮古代瓦の系図」(世界美術全集

2) 336, 同「唐瓦の系図」(世界考古学大系4) 336。

\*\*\*\* 木村捷三郎「本邦に於ける規瓦の研究」(仏教考古学論叢) 116。

\*\*\*\*\* 難波宮址顕彰会『難波宮址の研究1—4』31—36。

飛雲文

鬼瓦

鬘斗瓦

埴



とんどみられなかつた。また平瓦には桶巻作りのものと一枚作りのものがある。

### 3 土 器

遺物で最も多数をしめるものは土器である。土器には土師器・須恵器・黒色土器・施釉陶器があり、他の遺物と同様に大部分は土壌(例 SK 219)や溝(例 SD 126)や掘立柱状取穴(例 SB 143)などから出土する。これらの遺群から出土した遺物は、遺群の性質に応じてその意義に軽重の差はあるにせよ、一括遺物である。特に編年的研究がなお不十分な古代の土器において、このことは研究を進めるうえに重要であると考え、土器の報告は遺構単位にまとめておこなうことにした。そのうち、SK 219 出土の一群は、考察のところで述べるように質量の両面で他の群の基準となりうるものであるから、最初にこの一群を報告し、それをもとにして他におよぶこととした。記述を始める前に、土器の分類呼称法について述べておこう。土器はその形、色調、土質などから分類することができる。分類した土器をどう呼ぶかということには多くの問題がある。\*それを客観的に表現するには、瓦類のように完全な記号によるのが最も望ましいが、現在の研究状況では、完全な記号化は非実用的なものに置るおそれが多い。そこで従来の呼称を一部とり入れ、類別された器形を杯A・杯B……、甕A・甕B……、と呼び、その各々で大小の関係にあるものを杯AI・杯AII……、と細分することにした。このように同一記号のもとにまとめた同一系列の土器のうちで、手法などの点でさらに分類が可能なものを a・b・c の記号をつけて区別した。\*\*したがってこれらの記号は土器の系列を示すものであるが、時間的な順序や形態変化の方向を示すものではない。

平城宮の土器

土器の呼称

#### A SK 219 出土土器 (Pl. 45~48, 201~250・1~26)

この土器は埋没の絶対年代が推定される点のみでなく、出土遺物の保存状態が良好で、細部の観察や数量的な処理が可能であった点も特徴としてあげることができる。土師器は一般に、埋没中に色調が変化し、器体も風化して崩壊寸前の状態になるのが多いが、この土層の土師器は、破損はしているが保存良好で、ほぼ原状に近いかと推定される状態で検出された。このように質的にも量的にも優秀な資料であるから、やや詳細に記述し、他の土器群の記述の基準にすることとした。

木簡に伴出した土器

土器は土師器と須恵器と少量の黒色土器からなる。\*\*\*

土師器 杯A・杯B・碗A・碗C・皿A・甕・蓋A・高杯A・壺A・鉢A・甕B・甕C・鍋A・かまどAの器形がある。

土師器

a 杯AI (201~204) 口径 19.5 cm, 高さ 4.8 cm\*\*\*\* の口縁部の開いたやや浅い土器で、外面の整形手法によつて a (Pl. 52 1, 4)・b (同 2)・c (同 3)・d (同 7) の 4 種に分けられる。\*\*\*\*\* AIa

\* 小林行雄・原口正三「古器名考証」(世界陶磁全集 1) 附 33, 今回の出土品でも杯 AIb が墨書によつて奈良時代には碗又は埴と二様に呼ばれていたことがわかる例 (Pl. 53-1, 2) がある。

\*\* 例えば 皿 AIb は皿Aなる器形で、室家宗并順には口径 22.5 cm ほどの大型の一群の系列に属する土器で、b 整形手法で仕上げられたことをしめしている。

\*\*\* 特徴せぬかぎり、土師器の成形は、手捏ねでロク

ロを使用せず、須恵器はロクロ製である。なお、「平城宮跡」(遺跡文化財調査報告 5) 文化財保護委員会 附 32 の遺物の項の土器群に土師器の技法の記述ではかなりの事実誤謬があるようである。土器番号 201~345 は土師器, 1~118 は須恵器。

\*\*\*\* 土器の口径、高さは特に記さないかぎり測定可能なものの平均値である。

\*\*\*\*\* 杯A・植A・皿A 類の整形手法による類別 a・b・c・d に、共通しており同手法をしめている。

(201) は底部内面と口縁部内外面を右廻りに横になでて仕上げ (PL. 52 9), 底部外面は木漆の圧痕がつき成形時の凹凸のまままで調整していない。Alb (202) は, AIa の底部外面をへらで削って仕上げたもので, 底部内面と口縁部外面は AIa と同様右廻り横になでている。AIc (203) は外面のへら削りの仕上げが底部にとどまらず, 口縁部までおよんでいるもので, 内面は a・b と同様である。Ald (204) は, Alb の外面を, 口縁部は城に底面は格子目にへら磨きしたものである。へら磨きはやや粗い。内面は他と同様横になる。この杯 AI を預別できる点は, この 4 種の外面の整形手法のみであつて, 口縁部外反度や, 端部のつくりなどで認められる各個体のわずかな差異は類別の基準となりうるほどのものでない。なお, 焼成後口縁部に径 4 mm ほどの 1 孔を穿つたもの (203) が 4 例ある。

b 杯 AI Ⅱ (205~208) 杯 AI より器高がわずかに低く, 口径 19.3 cm 高さ 4.1 cm である。整形手法は杯 AI とほぼ一致し, a・b・d の 3 種にわけられ, 各々杯 AI の a・b・d に対応する。外面全面へら削り手法 (c 手法) のものはなく, 大多数は杯 AIb 類に属する。なお, 口縁部部に油煙黒色物質が附着し, 灯火器に用いたと考えられる 1 例 208 がある。

c 杯 BI (212) 口縁部の開いた深い器体で, 底部のやや内側に滑くて低い高台のつくものである。内外面を右廻り横になで, その上を口縁部外面は丁寧に横にへら磨きして仕上げている。

d 杯 BⅡ (209~211) 杯 AI 形の土器の底部に厚手の断面 4 角形の低い高台のつくもので, 内外面を右廻り横になで, 口縁部外面をやや粗くへらで磨いている。口径 21 cm 前後, 高さ 5.0~5.5 cm 程度であるが, 大きさは均一でない。また口縁部が直口になるもの (210) や, 口縁部が外反するもの (211) など, 細部にもかなりの違いがある。口縁部直下に焼成後内外から小孔を穿つた 1 例 209 がある。

e 碗 AI (225~227) 小さな平底とわずかに内彎しながら開く口縁部からなるやや深い器形で口径 15.3 cm, 高さ 5.1 cm である。整形手法は 1 種類で, 内外面を右廻りに横になでたのち, 外面をへら磨きして仕

Tab. 7 SK 219 川土土器個体別数量表

土 器 器	個 体 数	%	
杯 A	a	1	5.1
	b	11	
	c	1	
	d	4	
杯 B	a	1	2.4
	b	7	
	c	43	
	d	30	
樹 A	a	43	12.9
	b	30	
樹 C		8	2.4
皿 A	a	4	24.9
	b	61	
	c	18	
	d	7	
皿 B	a	35	19.2
	b	22	
盤		1	0.3
盃 A	a	11	3.3
	b	2	
高杯 A	a	1	0.3
	b	2	
盃 A		1	0.3
鉢 A		3	0.9
盃 A		21	6.3
盃 B		12	3.6
盃 C		3	0.9
鍋 A		1	0.3
かまど A		1	0.3
計	333	99.9	
黒色土器			
樹 A		2	
須 恵 器			
杯 A	4	6.1	
杯 B	6	9.1	
皿 A	4	6.1	
盃 A	24	36.4	
盃 B	13	19.7	
盃 C	6	9.1	
皿 D	1	1.5	
高杯	1	1.5	
盃 A	1	1.5	
盃 A	1	1.5	
鉢 A	1	1.5	
盃 A	2	3.0	
盃 B	2	3.0	
計	66	100	

上げたもので、へら磨きは口縁部と底部において施し、口縁部は横に4度でめくりするのを通則としている。口縁部(226, 1例)や底部中央(225, 2例)に1小孔を焼成後内外から穿っているものがある。

f 腕AI(228~230) 腕AIよりやや小型(口径12.9cm 高さ4.2cm)だが、整形手法その他ではほぼ一致する。底部は平底からさらに上げ底風になったものがある。灯火器に用いた痕跡をとどめる3例がある。

g 腕C(231~233) まるい底部と、屈曲しながら垂直に近く立つ口縁部を持つもので、内面と口縁部外面は右廻りに横になで、底部外面は成形時の著しい凹凸や指紋をとどめたまま、へら削りなど仕上げのあとを一切とどめないのが特色である。大きさや底部の彎曲度、口縁部のたち方など器形にはかなりの違いが認められるが、個体数(8個体)も少ないので、細分しない。なお、灯火器に用いた1例がある。

h 皿AI(219~224) 口径22.4cm、高さ2.9cmの大きな浅い器形で、外面の整形手法でa・b・cの3類に分けられる。この類別は杯AIと一致する。AIa(221~222)は、杯AIaと同じような木葉底のものである。口縁部は彎曲しない。AIb(219・220・223)は、杯AIbと同じ手法で、底部外面をへら削りしたものである。この類には、口縁部が外反彎曲し、端部で粘土をおろかしている一群があり(219・220, PL.5 28), この群にのみ口縁部内面に放射状、底部内面にラセン状のやや粗いへら磨き暗文がつけられたものがある(219, 3例)。しかし、8割ほどのものは口縁部にあまり彎曲せず、端部では粘土が内側におろかされたもの、まるく窓口となるもの、内方へ傾斜する面となるものがある。<sup>\*</sup>このAIbはAIaの底部外面をへら削りしたもので、へら削りが不十分で、木葉痕がわずかに認められる例がある。AIc(224)は、内外面を横に右廻りになで、外面を原則的に口縁端部までへら削りしたもので杯AIcと手法が一致する。口縁部は外彎せず、端部まで削るのでむしろ内彎する傾向があり、端部では粘土を内側へおろかえし、まるくなでつけるのを通則としている。AIa, AIbは一般的に暗褐色~青灰色で胎土も密であるが、AIcは赤褐色系の色調を示し、胎土もやや粗いものが多い。

i 皿AI(213~218) 口径17.7cm、高さ3.2cmと小型であるが、他の点は皿AIと共通するところが多く、同様に整形手法からa・b・cの3類に分けられる。AIa(213~214)は、木葉底のものである。皿AIのうちで内面に暗文を施した唯一例である213はこの類に属し、口縁部内面に放射状、底部内面にラセン状の暗文がつけられている。AIb(215~216)は皿AIb同様底部外面をへら削って仕上げたものである。AIa, AIbを通じて、口縁部はあまり彎曲せず、116の如く外彎するものは例外的である。口縁端部も普通内側へ傾斜する面となる。AIc(217~218)は皿AIcと同じく口縁端部まで外面をへら削り、底部と口縁部の境界は明瞭でない。口縁端部は内外からつまんで横になで薄く仕上げるのが通則だが、粘土を内方へおろかえしむ例もある。色調、質の点で皿AIで見られたa・bの暗褐色~青灰色で密なもの、茶褐色~赤褐色系でややざらついた胎土からなるものとの違いはこの皿AIのa・bとcの間でも認められる<sup>\*\*</sup>なおAIb類には口縁に小孔を穿つたもの1例、灯火器に用いたもの4例がある。

\* 口縁部が外反彎曲するものと他のものとの間には中間的なものもあつて、適当な基準がない。また、両者の違いは機能的なものとは考えられないこ

とでもあり、一応同類としてあつかうことにした。  
\*\*この差異は産地地のちがひによるものでないかと考  
えている。附頁章C土器参照。

j 盤(B7) 横になで上に内面は放射状に粗い踏文を施し、外面は横にへら磨きした小破片が2片ある。器形や大きさは不明だが厚さと破片の曲率から見て、盤の一部分と考えられる。<sup>\*</sup>

k 蓋 AI (234・235) 上面をわずかに押えてくぼませたつまみのつく頂部からまるく縁部にいたり、縁部は粘土を内側へおろかえてなでつけるか断面三角形に仕上げたもので、直径 22cm 前後である。235 の宝珠形つまみは例外に属する。内外面は横になで、さらに上面は頂部と縁部においてへら磨きする。上面のへら磨きは、中央のつまみを中心として四角に相対する辺を同時に磨き、ついで縁部は横方向に全周を6度ほどにわけて磨くのを通則とする(PL. 52-10)。この器は高台のつく杯B類の蓋になるものであろう。

l 蓋 AI (236) 直径 16cm ほどで、蓋 AI より小型である点を除くと、蓋 A と同じである。しかし、対になるのは、碗 A の類と考えられる。

m 高杯 AI 葎原径約 31cm の杯部の断片であつて、上面は横になで、下面はへら磨きしたものである。脚部その他についてはわからない。<sup>\*\*</sup>

n 高杯 AI (239・240) 平らな杯部と縦にへらで削つて面取りした脚部をもち、脚部断面は239で8角形、240は11角形となる。杯部下面と脚部上面は全周を5~6回にわけて横にへらで磨き、脚部内面は横に荒く削る。240の杯部上面には、外から頂に連続状、放射状、ラセン状の踏文がめぐらされている。239には踏文はない。

o 壺 A (237) 鉢鉢と通称される器形で、内彎する口縁部をもち、底部は平底に近い丸底で、不安定である。内面全体と外面上半は黒灰色を、下半は茶褐色を呈し、土質はやや粗いが、いぶし焼きで表面は緻密になつており、他の土師器とはかなり類を異にしている。<sup>\*\*\*</sup>

p 鉢 A (238) 厚手粗質の土器で、内面は横になで、外面は荒くへらで削り、削り目が明瞭に残っている(PL. 52-6)。口縁部は内面を底部と別に狭く横になで段状となることが多い。外面に煤の付着するものがあるが、特に火熱を受けた形跡は認められない。

## 煮焚の土器

q 壺 A (242~244) 短く外反する口縁部と、器高中央附近に最大径の位置するまるい体部の壺で、体部内外面は刷毛目で、口縁部は横になで仕上げている(PL. 52-12)。口縁部の上面に横の刷毛目の残るものもある。口縁部の横になでによつて、基部外面は凹凹し、体部との境に検査ができる。口縁部は外面を横になで、粘土が上へはみでたような状態になる。外面には煤が付着し、体部下方の表面が剝離したものが多く、火熱を受けたためとおもわれる。暗褐色を呈し、土質は良好である。大きさに大小があつて、口径 18cm 前後の AI (242) と 15cm ほどの AII (243・244) に分けられるようである。

r 壺 B (245・246) 口径 27cm 程度の大形の器体に把手がつく点のほかは、細部の手法、色調などで壺 A とほぼ一致する。体部両面につく把手は、2等辺3角形を呈し、その両辺で粘土を外側へおろきつけたもの(245)と丁寧になでつけたもの(246)とあり、いずれも器壁に挿入し上方へおろきつけてつけられ、器壁との間はわずかの空間しかない。外面には煤が付着し、下半部表面が剝離したものが多い。

s 壺 C (247・248) 短く外反する口縁部と長手の体部からなる壺で、247は巻上げ技法の痕跡

\* 284 または船橋 B 地点の壺 A (原口正二『船橋遺跡の遺物の研究』(平安学国考古学クラブ研究報告第2) 第33 (以下『船橋 I』と略称) 第15図 304、305の破片である。

\*\* 船橋 B 地点高杯 C (船橋 I) 第15図 322、323の型であろう。

\*\*\* いぶし焼きである点は黒色土器に近いが、それに特有なへら磨きがなく、内面・胎土にも差異がある。

をとどめ、口縁部内外を潰しなで、体部は縦に刷毛目で仕上げる。刷毛目は罍A・Bとは異なつてやや粗い(PL. 56-13)。焼成温度が低いのか黄褐色、やや軟質であつて、胎土も粗質で粒子が大である。外面の下4分ノ3ほどに煤がつく。ほぼ同じものが他に1個体ある。248は口径が口径より大で、外面は縦に刷毛目で仕上げ、内面は縦に荒く削つている。体部下半を欠く。灰褐色でやや硬く、胎土も滑である。外面には煤がつく。

t 鍋A (249) 浅く胴部の張らないもので、細部の手法では罍A・Bと同じである。器体が浅いので外面の刷毛目の方向は一定でない。茶褐色で、胎土は細砂を含む。外面にわずかに煤が付着するが、この個体を鍋としてどの程度火にかけて用いたかやや疑問がある。

u かまど (250) 截頭砲弾形の一側面を大きく切り取り、その切開口の周辺に幅広の庇を取りつけ、河側面中央に円孔を穿つたものと復原される。背面の頂部から胴部中央附近までと、正面右側庇幅部と、左側庇から円孔部周辺の3截片のみである。円孔の位置から見て、おそらく把手はつかないと考えられる。巻き上げ技法の痕跡をとどめ、外面は縦に、内面は横に刷毛目がつく。内面には多量の煤が付着する。

黒色土器 (241) 腕が2個体ある。内面と口縁部外面が漆黒色で、外面下部は茶褐色を呈し、内面の端部6mmほどを残して下方は横に丁寧にへらで磨き、外面も粗く磨いている。

黒色土器

須惠器 杯A・杯B・口A・蓋A・蓋B・蓋C・蓋D・高杯・壺A・壺B・鉢A・寛A・甕Bの器形がある。

須惠器

a 杯 AI (6) 口径18cm、高さ3.5cmほどで、外傾する口縁部と底部の境は線をなし、底部下面にへら切痕をとどめる\*。

b 杯 AIV (5) 深い器体の底部と口縁部との境はへらで削つている。

c 杯B (1~4) 杯Aの底部のやや内側に低い高台のつくもので、大きさはBI (3, 4)、BII (2)、BIII (1)と分類することができる。うち1と2は灯火器に用いた痕跡がある。

d IIIA (7・8) 短く外反する口縁部と下面にへら切痕をとどめた平らな底部をもち、口縁部と底部の境は明瞭な線となる。大きさは一定でない。

e 蓋A (10~13・18) 屈曲する縁部と平らな頂部からなり、上面中央がわずかに隆起したつまみがつく。頂部の仕上げ削りはやや粗い。青灰色硬質のものが多い。特に大型のAI (18)とその他のAI (10~13)にわけられる。AIは杯Bの蓋になるものであるが、内面に墨が付着し、中央部分の表面が磨滅して、視として使用されたと考えられるものもある\*\*。

f 蓋B (14~17・19) 縁部は屈曲せず、頂部もまるいもので、平らなつまみがつく。頂部の仕上げ削りは丁寧である。蓋Aと同様に大型のBI (19)とその他のBI (14~17)に大別できる。縁端部を見ると、断面が3角形に近く鋭くおわるもの(17)とまるくはぶくおわるもの(14~16・19)があり、前者は青灰色硬質であるのに対し後者は暗褐色やや軟質で胎土に細砂を含んでいる。この両者は別分せねばならぬものかもしれない\*\*\*。

g 蓋C (9) 縁部は屈曲せず、頂部は平坦であつて、縁端のまるいつまみのつくもので、やや

\* 底部外面の隅巻状の痕跡で、ロクロ台から切離した際のものと考えられ、へら切痕と仮称する。

宮藤・佐藤島板窯官窯調査報告(奈良学報10) 昭36 p. 26

\*\* この類の蓋を模に使用した例は、船橋遺跡や飛鳥板蓋宮伝承地の出土品にもあつて、古代に広く行われていたものと考えられる。『船橋I』p. 36『平城

\*\*\* この蓋はおそらく生産地の違いによるものであるまいか。蓋Aは蓋Bの青灰色硬質のものに近いが、胎土がより密である。

小型(直径12cm前後)である。緑端部をおろかえてまわくんでつけるのが特色である。青灰色硬質である。

- h 蓋 DI (20) 平らな頂部に垂直に近い縁がつくもので、登類の蓋である。
- i 高杯 径7cmほどと復原しうる脚部の脱離痕をとどめた杯部底部の小破片で、高杯と推定しうる程度で詳細は不明である。
- j 壺A (21) 通常鉄鉢と呼ばれるもので、内湾する口縁部と鈍角の尖底からなる。青灰色を呈するが、外面上半が暗調で下半が明調になっているのは重ね焼きを示すものであろう。
- k 盤A (22) 平底で、大きく開く口縁部を持つ大型の器形であるが、ロクロによる水びき技法で成形している。なお、この器にSK217出土の1片が接合した。
- l 鉢A (23) 口縁部の破片のみで、全形を知らえないが、「すり鉢」の一部分であろう\*。
- m 甕 (24~26) 巻き上げ技法で成形した大型の器形である。口縁部が外反し端部を下へおろりまげたりして、やや手を加えた甕A (24, 26) と、口縁部が直口でひき上げたままあまり手を加えない甕B (25) に2大別できる。26の口縁部外面は青色を呈し焼成前に酸化鉄を含んだ泥土をぬつたものらしい\*\* 内面の甲文は26では丁寧に消されている。25は、灰白色やや軟質で胎土に砂粒を含み、他の青灰色硬質のものとは異なる。

## B SK 217出土土器 (PL. 47, 27~30)

土師器と須恵器がある。須恵器盤Aの口縁部片がSK 219の22に接合し、遺構も同様な土壌であつて、SK 219と同時間性格のものといつてよい。土師器には杯A・碗A・皿AがいずれもI・IIともに、蓋AI・高杯AI(断面10角形の脚筒部片)・甕AI・甕Bなどが数個個ずつあるが、SK 219のものに完全に一致するので省略する。なお、杯A・皿Aにはb・c両手法のものが認められる。須恵器にはSK 219にみられぬ瓶や甕Cがある。瓶29は、球形の器体に長い口頸部と高台がついたもので、口頸部基部は2段構成\*\*\*である。甕C30は長手の器体に屈曲した口縁のつくもので、底部を欠いている。外面は平行印目、内面には当型の周縁による円弧形の痕跡がある。胎土、色調は甕B25に類似する。その他に杯B (28)・蓋A (27)・甕Aがある。

## C SG 180 出土土器 (PL. 48~50, 251~263・31~44)

保存状況が悪く、細部や手法の観察は困難であり、記載のないものは整形手法の不明なものである。土師器では、杯AI (b?) (251・252)・碗AI (257)・碗AII (258)・碗C (259・260)・皿AI (b?) (256)・皿AIIb (254)・皿AII (c?) (255) は器形及び判明する技法ではSK 219出土土器と一致するが、異つたものに杯C (253)・碗AIII (262) 各1例、碗B (261) 2例、皿B (263) 1例がある。杯Cは浅くて、口縁部の湾曲に特色があり、碗AIIIはAIよりさらに小型であるが、ともに整形手法はわからない。碗Cは底部外面をへらで削り、口縁部は横になで、外面はその上をへらで磨き、内

\* 「すり鉢」の名称は横山浩一「手工業生産の発達」(世界考古学大系3) 34に見える。

\*\* 嶺崎彰・「土器の発達」(世界考古学大系4) 36 p. 135 に述べられている「大型甕の表面に黄土(酸化鉄)や泥七をぬる」手法である。

\*\*\* この種の瓶の頸部と胴部の接合部分の手法につい

ては、嶺崎前掲論文にしたがつて、頸部基部までいづきにひきあげそれに口頸部をつける2段構成と、胴部までひきあげたものに粘土板をあてがつてふきぎ、それに開口して口頸部をつける3段構成とにわける。

面は口縁部に放射状、底部にラセン状の暗文がある。皿Bは小型で、口縁部が屈曲する。底部外面は成形後仕上げない手法らしい。他に断面八角形の高杯AⅡの脚筒部片や、外面に刷毛目のついた甕の破片がある。

須恵器には杯AⅠ(40)・杯AⅡ(38・39)・杯AⅢ(37)・杯BⅠ(36)・杯BⅡ(34)・杯BⅢ(33)・杯BⅣ(35)・皿B(41)・甕AⅠ(32)・蓋AⅡ(31)・蓋DⅠ(42)・瓶(43・44)と甕の破片があり、杯A・B類の口縁部と底部の境界が稜にならず、まるくなるものが多いこと、蓋DⅠの縁端部の粘土のつまみあげ部分がかなり高いことが注意される。

#### D SK 220 出土土器 (264~266)

保存状態は良好で、土師器には杯AⅡb 1個体・碗AⅠ(264) 1個体・碗AⅡ 2個体・甕C 1個体・皿AⅡ 1個体・皿AⅢ(265) 5個体・皿AⅣ 2個体・甕AⅠ(266) 1個体があり、須恵器には杯BⅠ 1個体・杯BⅡ 1個体・皿B 1個体・蓋AⅠ 1個体と甕がある。須恵器はすべて小破片である。

#### E SD 126-B 出土土器 (PL. 48-50, 267~272, 45~56)

調査地域の北端に近く東西に走る溝から出土した土器群で、保存状態は良くない。土師器には杯AⅠ(267)・碗AⅠ(269)・皿AⅡb(271)・皿AⅢ(c?) (272)・皿AⅣ(273)・皿AⅤeと断面9角形の高杯AⅡの脚筒部片がある。271の口縁部内面には放射状暗文が認められたが、底部上面のラセン状暗文は確認できない。268は黒色土器で、内面と口縁部外面は漆黒色を呈し、横にへら磨きされているらしく、底部外面は茶褐色となる。須恵器は、環状の変形つまみのついた蓋AⅠ(45)・蓋AⅡ(46・47)・蓋Cと蓋DⅠの小破片・杯AⅠ(49)・杯BⅠ(50・51)・杯BⅡ(54)・杯BⅢ(52・53)・皿A(48)・甕A(56)・甕B(55)がある。甕A 56は肩部が張り、稜になることが注意される。

Ⅱ期の溝  
出土土器

#### F SK 107 出土土器 (PL. 49-50, 273~285, 57~67)

礎石を埋没した土壌から検出した土器群で、色調は変化しているが、保存状態はやや良好である。土師器では、杯AⅡd(273)・碗AⅠ(283)・碗AⅡ(277)\*・碗C(275・276)・皿AⅡb(281・282)・皿AⅢ(279)・皿AⅣ(280)と甕Bの小破片があり、SK 219にみられるものと同様である。その他に杯AⅡb(274)・甕A(284)・高杯AⅡ(278)・甕AⅠ(285)がある。274は端部の屈曲する口縁部の内外を横になで、底部下面は他のへら削り底のように削り痕が平面(PL. 52-2-3)とならず、へらの幅の狭い部分を当てて削つたものらしく、1cm幅ほどの凹面をなす細い削り痕(PL. 52-5)\*\*をとどめている。284は直径41.5cmの大甕の深い器形で、外面は横に丁寧にへら磨きしているが内面の整形手法は不明である。\*\*\* 278は断面11角形のやや長い脚部を持つ小型の高杯で、杯部下面は横にへら磨きしているが、上面に暗文はない。285は口径20cm前後の大甕の甕で、把手はつかない。なお、碗Cには灯火器に使つたものがある。須恵器は少量で、杯AⅡ(82)・杯BⅠ(58)・杯BⅡ(59)・杯BⅢ(60・61)・皿(66・67)・蓋AⅠ(57)・蓋AⅡ(63)・蓋DⅠ(65)・甕B(64)と壺Aおよび瓶の小片がある。

礎石埋没境  
出土土器

\* 碗AⅡ-AⅢは外面の保存不良でへら磨きを確認できないが器形からみてへら磨きしたものであろう。

\*\* この種の痕をとどめるへら削り手法は、船橋B地点、飛鳥飯坂宮伝承地出土土器にも認められる。

\*\*\* 外周のへら磨きと器形からみて、鉢でなく盤として雙脚に用いた器と推定される。『船橋1』第15図304, 305と同様な機能をもつたものであろう。

## G SD 106 出土土器 (PL. 48-50-51, 286・68~73)

南限境界溝  
出土土器

SD 106 の底に近い埋没土中から出土した土器は、保存状態が悪く、土師器で全形を知りうるものは皆無に近く、皿 AIc 286 が完形に近い唯一例といつてよい。須恵器で注意されるものに、杯 BII (70~72)・壺 A (68)・壺 B (69)・甕 B (73) があり、そのうち尖底をもつ68は、灰白色やや硬質の胎土は緻密なものであつて、おそらく愛知県猿投山古窯群の製品であろう。\*73はやや軟質の胎土の粗い土器で、内外の叩目もかなり粗末である。

## H SK 134 出土土器 (PL. 48~50, 287~299・74~79, PL. 11-4)

小土塚から一括した状態で土師器24個体分、須恵器7個体分が発見されたが、欠損したものが多く、廃棄された時すでに破片で失われた部分があつたものであろう。土師器は保存状態は不良で、整形手法をほとんど確認することができないが、杯 AI (b?) (287・288) 2・杯 AII (b?) (289) 1・碗 AI (294) 2・碗 AII (293) 2・碗 C (292) 2・皿 AIIb (297) 1・皿 AI (c?) (298) 1・皿 AIIb (290) 3・皿 AIIc (291) 3・盤 A? の口縁部小破片・蓋 AI (295) 2・蓋 AII 1・蓋 BI (296) 1・甕 AI (299) 2 がある。須恵器は杯 AI (78)・杯 BII (77)・蓋 AII (74)・蓋 AIII (75)・蓋 DI (76)・壺 C (79) があり、蓋 AII が2個体の他は1個体ずつである。

## I SB 143, 194-B 出土土器 (PL. 51, 80~87)

第1-2期建  
物柱穴出土  
土器

掘立柱穴から検出された須恵器で SB 143 では 81・86 が東14南1, 82 が東13南1, 84・85・87 が東1南1, SB 194 B では80が東7南1, 83 が東8西1 の各柱穴から出土した。81では肩部のおりかえられた筒形の口頸部の中央に浅い凹線が2条めぐり、まるい体部には外方へふんばつた高台がつく。肩部は口頸部基部までいきいきにひきあげずに一度粘土板で開口部をおおいそれに口頸部をつけた3段構成となる。肩部上面にはもと灰釉が施され、窯中で消失した痕跡をとどめ、灰釉土器であつたと考えられる。灰白色堅緻な胎土である。この土器は、器形・灰釉・胎土などから、愛知県猿投山古窯群の製品であることが判明した。82は肩部がはつて縁のある瓶であつて、3段構成である。胎土は灰色の堅緻なもので、肩部と頸部の外面に薄緑色の自然灰釉がかかっている。この土器は、器形・胎土などからみて、岡山県寒風古窯群で製作されたものであろう。\*\* 83はやや小型の丸い体部に3段構成で口頸部がつき、低い高台がつく。85は口頸部までいきいきに引きあげて成形した2段構成のもので、糸切底に高台がついており、84のような口縁部になるものであろう。86の平甕は把手の4角な基部を覆す体部の約半分の破片で、口縁部と把手の大半は不明である。87は外面に叩目をとどめず、内面の当型も特殊であり胎土に多量の紙砂を含み、粗質である。

## J SB 116 出土土器 (PL. 48~51, 300~314・88~92)

第1-3期建  
物雨宮湧出  
土器

SB 116 の雨宮溝特に東溝から、土師器・須恵器がかなり出土したが、床土に近く不安定な状態におかれていたため、保存は良くない。土師器では、杯 AIc (304・305)・碗 AIc (306・307)・皿 AIc

\* 愛知県猿投山古窯群の製品については、船橋彰一氏の御教示を得た。なお、川原寺出土品「川原寺発掘調査報告」(宗文研究報9) PL. 55-131 は器形そ

の他でこれとはほぼ一致するものである。

\*\* 岡山県寒風古窯群の製品については山田英範氏の御教示を得た。



(309~311)・Ⅲ A1c (312) が圧倒的に多い。これらでは、整形手法を確認しうるものがすべて口縁端部まで外面を削るc手法であり、全体的に器高が低く、さらに端部をつまんで潰りなで、端部外面が凹面になるものが多いことが注意される。313 は手法は不明だが、やや深い器体と口縁部の外反程度からみてⅢ A1 とは別の系列に属するものかもしれない。高台のつく杯 B1 (302・303) はこれまでにはみられない中型の上器で、外面は横にへらで磨くのが原則である。この杯 B1 類に伴う蓋 AI (300・301) は、全体を4分割しその各々で口縁端まで一度に磨く手法のもの(PL. 52-11)である。壺 B (308) は、須恵器壺 B (64・69) を模したと考えられる器形で、外面は丁寧に横にへらで磨いている。甕 A11 (314) は保存悪く、外面の刷毛目などを観察すべくもないが、口縁部の屈曲度はやや注意をひく。火熱を受けて赤化している。須恵器には、杯 A1V (91)・Ⅲ B (90)・高杯 (88・89)・壺 C (92) がある。高杯はⅢ形の杯部に太い脚部がつくもので、89 は青灰色で胎土が密であるのに対し、88 は暗灰色のやや粗い胎土で、おそらく産地が違うものであろう。88の脚部にはしぼり技法による粘土のねじれあとが認められる。

#### K SK140 出土土器 (PL. 49~51, 315~322・93~102, PL. 11-1-2)

この土壌からは、完形に近い多量の上器類特に食器類が少量の須恵器を伴って出土した。各器形の組合せやその数量的関係などで興味ある事実を示す資料と予想されるが、目下整理中であり、完了後に詳細な報告を行うこととして、ここでは代表的なものについての簡単な説明にとどめる。

多量の完形土器類の出土

土器類には、杯 A1c

Fig. 15 SK140 土器出土土器実測圖

(315)・碗 A1c (317)・

碗 A1c (319)・碗 Bc

(318)・Ⅲ A1c (322)・

Ⅲ A1c (321) が多数を

しめ、これらはすべて

c手法であるが、口縁

端部直下が凹溝するもの

が多いので、\*その凹

溝部が削れずに残ること

がある。杯 B1 (316)

は SB 116 例より器体

が浅い。320 は口縁内

外を潰りなで、底部外

面は成形時の凹凸のまま

で整形せず、内面には粗い

ラセン状の筋文がある。須

恵器は杯 B11 (94)・

Ⅲ B (98) があり、蓋 A11

(97) は器体の厚さが均一

で、縁部の屈曲が内外面

ではほぼ平行しており、蓋

D1 (96)・蓋 D11 (95)

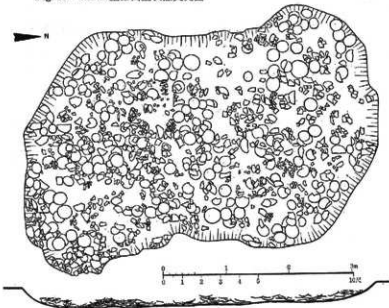
では縁端部をつまみあげ

がない。99 は底部に小孔

を焼成前に穿った浅いⅢ

形の特殊なものである。高

杯 (100) は杯部の破片で、



のみは成形時の凹凸のままで整形せず、内面には粗いラセン状の筋文がある。須恵器は杯 B11 (94)・Ⅲ B (98) があり、蓋 A11 (97) は器体の厚さが均一で、縁部の屈曲が内外面ではほぼ平行しており、蓋 D1 (96)・蓋 D11 (95) では縁端部をつまみあげがない。99 は底部に小孔を焼成前に穿った浅いⅢ形の特殊なものである。高杯 (100) は杯部の破片で、透孔のある径 4 cm ほどの脚部のつくことがわかるのみであるが、灰白色の堅緻な胎土は 82 に類似し、おそらく岡山県東風古窯群の製品であろう。

\* この口縁端部直下が凹溝する傾向は、成形時に横に磨く傾向と関連するものと考えられる。

になる部分が、外面ではせまくなって口縁部上部

平甕93は、断面角形の平らな把手と端部が外方へまわく曲げられた広い口頸部が、高台つきの肩部が稜をなす平らな体部につくもので、体部と把手の上面には淡緑色の灰釉が厚くかけられている。灰白色藍緑な胎上で、器形・灰釉・胎土・色調などから愛知県豊牧山古窯群の製品であることは疑いない。その他に壺B(102)・壺C(101)がある。102は胎土焼成とともに特に良好な土器である。

#### L SK148 出土土器 (PL. 48-49, 341~345, PL. 11-3)

土師器11個体と須恵器1片があるが、完形になるものは少ない。土師器は、杯 A1c(343)1・碗 A1c(342)3・皿 A1c(345)3・皿 A1c(344)3で、すべて外面を口縁端部まで磨るc手法のものである。341は皿 A1に近い。須恵器片は高林脚部の透孔周辺の一部かともみられる小破片である。

#### M SA109 出土土器 (PL. 48-50-54, 323~339・103~118)

主として北溝内の堆積土中から検出されたもので、保存状態は悪い。土師器、黒色土器、須恵器、施釉陶器がある。土師器の大部分は、杯 A1c(323・324)・杯 B1(327・328)・碗 A1c(337)・碗 A1c(336)・皿 A1c(329~331)・皿 A1c(332・333)からなり、c手法が圧倒的である。しかし、杯 A1類の325や皿 A1類の334は、口縁部が彎曲し、外面はわずかに上部を横になるのみで、以下は仕上げをしない。蓋には A1(326)と B1(335)がある。高杯 A1(338)は、下面を荒くへら磨きした杯部に断面7角形の長大な脚部のつくものである。この他に、円盤状の浅い器体に高さ1cmほどの高台のつく皿や、壺A類の破片などが少量ある。壺A類には印目のある破片が1個体分ある。黒色土器では、低い高台がつきその附近の外面のみ茶褐色でその他は漆黒色を呈する杯339や、内面と口縁端部外面のみ漆黒色を呈し、外面に煤が付着した壺がある。須恵器は、杯 A1(110)・杯 B1(109)・杯 B1・杯 B1(108)・皿 A(111・112)・蓋 A1(106)・まるい頂部をもつ蓋 B?(107)・蓋 D1(103・104)・変形のみずびき技法による蓋 E(105)と、ろくろのみずびき技法で成形した115とまきあげ技法による114がある壺・みずびき技法による鉢 C(113)・まきあげ技法の壺 A(117)壺 B(118)壺 C(116)がある。蓋類のみずびきは中央が隆起して血珠形になるものが多い。109の下面中央に墨書で「麦」があり、118の口縁部外面にへら書で文字がある。

施釉陶器(PL. 54-2~7)には、白茶色軟質の胎土で白・緑・褐の三彩釉を内外にかけた蓋形土器片 1(2)・須恵質に近いがやや軟質で灰色の胎土に淡緑釉を内外にかけた切高台の碗片 1(5)・同じような胎土、釉だが平底になるもの 1(4)と同様な胎土にやや濃い淡緑釉を内外にかけた碗片 1(3)と、砂粒を混入した赤褐色やや硬質の胎土(1cm)の器底の片面に黄褐色の釉をかけた破片 1(6)がある。\*

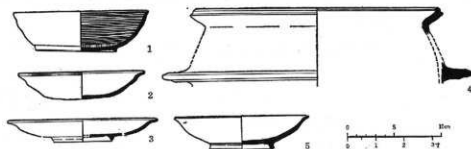
#### N 平城宮廃絶後の土器

以上で平城宮に関連した遺物から出土した土器群のうち整理の完了したものについて報告したのであるが、このほかに平城宮以後の時代の遺物が少量ある。特に著しいものを次に述べてよう。

SA 109 北溝附近の床土近くから愛知県豊牧山古窯群製の灰粒皿 (Fig. 16 5) が土釜類を作って出上している。灰白色の胎上で淡緑色の灰釉が上面にかけられたものだが、灰釉はほとんどが剥離

\* 6 ABP-A 地区から灰色軟質の胎土に淡緑釉を内外にかけた緑輪土器碗 (PL. 54-7) が出土している。

Fig. 16 平城宮廢跡後の土器実面図



している。SE 168 で、最後に改造された井戸(C)の底部の堆積泥土中から、黒色土器3・土師器3 (Fig. 16) を検出した。黒色土器碗(1)は内面と外面端部が漆黒色を呈し、内面は口縁部と底部にかけて横に密にへら磨きしている。外面は凹凸のままである。土師器皿(2・3)はともに硬質で胎土の粗い茶褐色の土器で、外面は一切仕上げない。土釜(4)は砂粒を含んだ茶褐色のややろい土器で、口縁部と鈿部の破片のみである。

#### ○ 墨書土器類 (Pl. 53・54-1)

土器に文字を記したものが11点ある。墨書9点・へら書2点で、土師器7・須恵器4である。出土地点は SK 219 の6点が最も多い。

1 「弁焼勿他人取」 SK 219 出土の土師器の杯 AIb 202 の口縁部外面に横位置に右から左へ墨書したものである。「焼」は土器の呼称の1つである。\* 文意は「焼を弁別し、他人のものとするな」といったものであろう。\*\*

2 「弁枯勿他人取」 1と同じく SK 219 出土の土師器杯 AIb の口縁部外面に墨書したものであるが、この土器では、最終字「取」のやや後方に径 0.5 cm ほどの小孔が穿たれている。1とは第2字\*\*\*と第6字が異なるが、文意はほぼ同じであろう。1と2は同器形でありながら「焼」「枯」と2通りに呼称していることは興味深い。

3 「男」(3字)・「麻呂」・「麻」カ(3字)・「再」カ SK 219 出土の土師器碗 AI の内面に墨書したもので、荒い筆致である。同一文字の反復で習書であろうか。左端は麻呂、中央上から麻・男・男・再、右上から麻・男・麻(上から消す)とある。「麻」と「男」の重複からみると、先に「男」を書き、後で「麻」を記したものである。

4 表 「津」(6字) 裏 「□□□」「神」(5字)・「灌」(2字)

SK 219 出土の土師器皿 AIc の内外面に墨書したもので、内外ともに数文字の反復であり、習書であろう。外面は「津」が6字あり、内面は右に「灌」2字、左に神が5字たてにならんで書かれ、神の上に太く3～4文字ほどあるがわからない。

5 「広」 SK 219 出土土師器皿 AIa 213 の底部外面中央に墨書で1字「広」と記され

\* 古記録に数見するが、1例をあげれば室字 2・7 の東寺写経所解(大日吉4-278)に産焼とみえる。

\*\* 弁を動詞とせず、「弁焼」と熟して読むのも一案だが、意味が不明である。

\*\*\* 「枯」は近衛大学京式製菓条と貞観儀式撰神大嘗祭儀項河内屋新造器中にも見える。いずれも祭器であ

る。しかし、後者では「サハリ」と訓があり、「サハリ」は朝鮮語の「サバル」(陶器の鉢の蓋)に通ずるもので、おそらく関係あるものと考えられ、この墨書土器にも通常用器であつて、あえて祭器と考える必要はあるまい。

ている。<sup>\*</sup>

6 「秋□」 SD 126 出土須恵器杯 AI 54 の底部外面に墨書があるものだが、1部が失われていて第1字「秋」がわかるのみである。

7 「麦」 SA 109 北溝出土須恵器杯 AI 109 の底部外面中央に墨書で1字「麦」と記されている。

8 「平安」 SK 238 出土須恵器蓋 A の上面中央から外側へたてに「平安」の2字を墨書したものである。

へら書土器 9 「□鳥」 SK 107 出土土器(皿A I ?) の底部破片外面に焼成前にへら書したものであるが、上字は不明で下字のみ「鳥」とわかる。

10 「茶」 SA 109 北溝出土須恵器甕 B 118 の口縁部外面に焼成前にへら書したものである。

11 「□□□□□」 SK 219 出土土器器鍋 A 249 の体部上部に横に墨書したものが、墨がうすれて判読できない。(PL. 54 I)

## 4 金属製品その他

### A 金属製品 (PL. 55)

万年通宝  
神功開宝

万年通宝・神功開宝 万年通宝銭2枚、神功開宝銭11枚が SB 145 西委中央附近の第Ⅱ期と第Ⅲ期の整地層の境でさしに通したような状態でまとまつて検出された。

万年通宝銭はいずれも「年」字の第4画が横になつたいわゆる「枕点万年」銭である。神功開宝銭のうち8枚は「功」字のつくりが細長い「刀」で第4画の末端が撥ねあがらないいわゆる「長刀神功」銭に属し(下2段)、1枚は「功」字のつくりは「刀」だが第4画の末端が撥ねあがつたいわゆる「撥神功」銭であり(上左2)、1枚は「功」字のつくりが「力」となつたいわゆる「力功神功」銭であるが(上左1)、他の1枚は錆が著しくて判別できない(下右2裏)。

鉄釘 金属製品としてはその他に、SA 109 北溝・SK 140 などから出土した鉄釘などがあるが、いずれも断片であつてみるべきものはない。

### B 繊維製品 (PL. 55-2)

麻布

麻布片が SK 238 から出土している。方約 14 cm のもので、折り重なつて検出された。西村兵部氏の調査によると次の如くである。

この麻布は平織のものである。全体的にみて、経糸は緯糸より粗手である。経糸はかなりつよく張つて真直ぐに通っているが、緯糸は捻曲して、右の断面からすれば経糸は直線にならび、緯糸は経糸の間を蛇行している状態である。このことは緯糸をおすにあたって、引張るもからの弱いことをしめしている。経緯糸はともに左捻り(S捻り)がかかっているが、経糸の捻りは緯糸のそれより強い。糸の密度は経緯糸とも1cm間に平均22本がかぞえられ、奈良時代の調膚布、衣服にみられる麻布と同程度の密度であり、瓦の面にみられる布日から推される麻布の密度は平均7~10本であるから、これは倍以上の強みである。経糸の太さは0.5mm位のものが多く、0.3~0.35mmのものもかなりみられる。緯糸は0.5mmのものから0.7ないし0.8

\* 大阪府柏原市船橋遺跡出土品のうちに、極形上層底部外面中央に墨書「広」のあるものがある (PL. 58-6)

mmのものにわたっている。網線によって掘りに脆弱のある点、また経糸が緯糸にくらべて細くなっている点は本麻布の特徴である。

### C 漆製品 (PL 56-1)

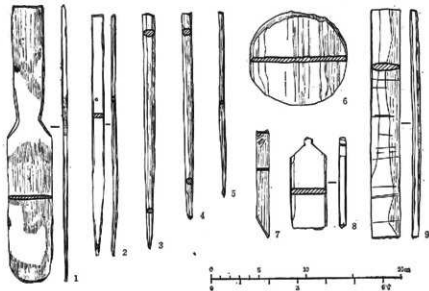
網状漆製品がSK219の灰色砂質土中から出土した。布目順郎氏の断面観察によると、(PL 56-1) 網状漆製品 10~20 $\mu$ 程度の黒褐色の黒漆の層(A)のなかに、主体が黄ないし黄褐色のニカワ状物質からなり植物繊維(苧麻?)が散見される部分(B)とかなりの空所(C)が認められる。おそらく、麻繊維をニカワまたは生漆で固めた紐で経緯交互に0.3cmほどの間隔をおいて編んだ曲面の網を黒漆でぬりかためたものであるが、断片のためもとの形態、大きさは不明である。周縁部にあたると推定される部分は0.7cmほどの幅の塗膜となつて残存しているが、芯部は消失している。形状網目の大きさなど正倉院蔵の冠断片\*とはば一致するものである。

### D 木製品 (PL 55, Fig. 17-18)

木製品の大部分はSK 219から出土し、その他にSK 217・SK 218から少量の木片と楡皮が検出された。またSK 219からは前述した木筒のほか、杓子・管・曲物底板や、木炭・たきぎ・木片・楡皮などが出土している。

- a 杓子 (PL 55-1, Fig. 17-1) 全長 29.6 cm, 幅 1.3 cm, 厚さ 0.5 cm の長方形で扁平な板の一半を削りせばめて柄を作り出し、他端の隅をまるく削りおとして先端としたものである。先端は両面ともに磨滅しよく使用されたことをうかがわせる。材はヒノキである\*\*。
- b 管 (Fig. 17-3~5) 長さ 25.4~20 cm で、断面6乃至8角形に削り、一端を細くしたものである。材はヒノキである。

Fig. 17 木製品実測図



\* 正倉院北倉所蔵の御冠残片(庫裏番号 205)で、勝宝4年(752)4月9日の大仏開眼の際に聖武天皇・光明皇后が着用になつたものと推測されている。

\*\* 帝室博物館編「正倉院御物図録」3巻第51図  
木製品の材質は小原二郎氏の御教示による。

## 曲物底板

## c 曲物底板 (PL. 55-6, Fig. 17-6)

直径 10.1 cm, 厚さ 0.6 cm の円板で, 材はヒノキである。

d その他 2 (PL. 55-2) は下半を両側から削り尖らせ, 上端より 9 cm のところに径 0.2 cm の小孔を穿つた付丸形のものであり, 8 (PL. 55-8) は幅 3.9 cm, 厚さ 0.6 cm のヒノキの板の一端につまみ状の突起を削り出したもので, 他端は折損している。9 は幅 3.0 cm, 厚さ 0.8 cm のやや三昧線形に近い断面をした長方形の材で, 一面には鋭利な刃物による傷痕がある。一端は折れているが, 現在長 25.0 cm である。材はスギである。両者いずれも用途は不明である。

## 木炭

e 木炭 (Fig. 18) 約 300 個出土しており, そのうち 7 割弱はいわゆる「なら炭」「かし炭」と呼ばれるカシ属の樹木を原料としたもの (左上) がしめ, 2 割強はシイ属の樹木 (左上 2) を, 1 割弱はニレ属の樹木を原料としたもの (左下) である。また, アカマツと思われるマツ属のものも 2 片ある。

## たきぎ

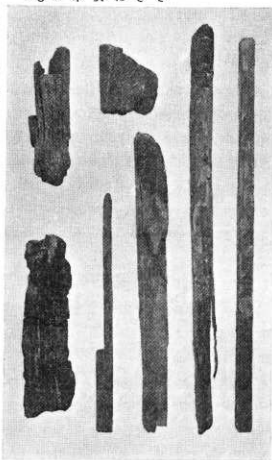
f たきぎ (Fig. 18) 木材を細かく縦割りしたたきぎが約 1000 本出土した。ほぼ方 2 cm, 長さ 35~40 cm ほどのもので, 方 0.6 cm, 長さ 15 cm 程度の割り屑ともいうべきものも含まれているが, 比較的大きさが均一なものが多い。半数以上は焼けこげた痕跡があり, おそらく燃料としたものであつたと考えられる。なお, たきぎの中には原材における加工痕跡を留めるもの (Fig. 18 右 4) がある。2 本のスギ材と 1 本のマキ材のほかはすべてヒノキ材である。ヒノキ材の年輪は眼が大きく間隔が密で, 原料はかなり太かつたと推定される。あるいは建築腐材を削つたものであろう。

その他に木片が約 200 片出土しており, 削つたり, 鋸引きた時の切屑と思われる。焼けた痕跡は認められない。大部分の材はヒノキで, スギは 4 片にすぎない。輪皮はいずれも断片であり, 原形の大きさのわかるものはないが, 現存品で最大長は 55.2 cm, 最大幅は 6.0 cm である。鹿根芽材と推定されるが, 釘孔などは認められない。

## E 自然遺物 (PL. 57, 別表 2)

SK 219 から果実・種子・葉・樹枝の自然遺物を検出した。目下整理中であるが, これまでに種またはおおよその所属が決定したものは 35 種 (別表 2) である。果実・種子などの小型の自然遺物は 28 種ある。丹信実氏の整理結果によると, フジの種子を除くほかは有用植物で, 食用となりうるものが 23 種ある。すなわち, 澱粉料植物としてハシバミ・クリ・イチイガシ・ツラカシ・トチノキ・ヒシがあり, 果菜としてウリ類, 果樹としてクルミ類・アンズ類・コダイモミ・スモモ・カキノ

Fig. 18 木炭・たきぎ



キ等が数えられる。自然産物のうちで最も数多く出土したクルミ類は油料植物であり、食用に供することが出来るが、アブラギリとともに灯用その他に塗料としても使用できる。クルミ類にはナガグルミ・オニグルミ・ハリヤキオタフクグルミ・ミソナンオタフクグルミ・ヒメグルミ・アウチグルミの6種がある。いずれも核果は縦割られ、油質をふくんだ胚乳を擠出使用したことを示している。そのうちには核先端を欠くものや核外面に焼痕のあるものもある。また、今回の出土品中にチヤの種子と、ネツカアズの核果がみられたことも注意すべきことである。後者は熱河産のものと全く一致しており、従来知られていたマンシユウアズ・モウロアズとも異なるものである。

樹皮は7種を数えることができる。小原二郎氏の同定によると、シイ属のものが最も多く、ヒノキ・カン属のものがこれにつぐ。カン属のものとしてイチイガシの葉が検出されている。これらの樹木が当時の植生の主体をなしていたと思われる。

\* クルミ属は本邦産物分布生態上、クリ属の代表的な落葉樹で、その原産は暖温性に富み、大きさ・核の形状・核面の皺及び核殻の厚さ等は一定しない。今回の出土品は6種としたが詳細に検討すると、現今北米東部地方産物名目であるバターナット *Butternut* に似た化石種のバタグルミ *Juglans cinerea* L., ごく普通の樺太・北海道・本州・四国及び九州に分布するオニグルミ *Juglans mandshurica* MAXIM. var. *acuta* KITAM. (= *J. ailanthifolia* CARR. (= *J. Sieboldiana* MAXIM., non GOEPPERT.) およびナガグルミ *Juglans Sieboldiana* MAXIM. var. *shinanoana* MAKINO (*J. stenocarpa* MAXIM.) あるいは中国原産栽培種であるチウチグルミ (菓子胡桃) と称せられる *Juglans regia* L. var. *orientalis* KITAM. に連なるものもあつて、極めて興味深い。オニグルミの産区内に属する種と認められるものに

カラフトグルミ *Juglans sachalinensis* (MIYABE et KUDO) KOMAT., ゴニフオニグルミ *Juglans mirabunda* KOIDZ., トガリオニグルミ *Juglans Alardiana* DODE, コシボソグルミ *Juglans coarctata* DODE 及び *Juglans Lavalliei* DODE の5種類がある。またチウチグルミとオニグルミとの間種と認められる *Juglans Avellana* DODE 及び *Juglans notha* REIDER に似たものもある。これらオニグルミ系統のものにほかに古来栽培されて来たヒメグルミ (1名メグルミ)・オタフクグルミと称せられる *Juglans mandshurica* MAXIM. var. *cordiformis* KITAM. non WANGENHEIM = *J. subcordiformis* DODE) およびその変種があり、ヒメグルミとオニグルミの間種、すなわち雑種と認められるものもある。

## 第VI章 考 察

### 1 遺 跡

遺跡の性質からすれば、この一郭が宮城内に配置された官衙の一区劃に当ることは、容易に考えられる。その場合、最も問題となる点は、建物群としてのまとまりで、個々の遺構については、建物がすべて簡単な掘立柱式であるために、建築的な考察を必要とする部分は少ない。建物群のまとまりには、その敷地の区劃が重要であるが、今回の調査では道路や宅地のために、そうした境界部をほとんど発掘しえなかつた。したがつて、考察は現段階での仮説の域を出ないことをあらかじめ断つておきたい。

#### A 建物の規模・構造

今回の報告に取り上げた建物の数は、30棟であるが、建物は第Ⅰ～Ⅲ期に6回にわたつて建築され、何棟かずつ一群となつて存在していたもので、第Ⅰ-2期と2期の関係を除けば、各時期ごとに完結し、造営時期の異なるものが併存したことはない。建物の規模も各時期毎にかなりの特色をもっているが、それは改めて記すとして、ここではごく一般的な事項のみについて述べよう。

- 柱穴の状態 建物はすべて掘立柱式で、地盤に掘込んだ穴に直接柱を立てたものであるが、中に1例のみ柱下に礎盤を挿入していた。SB 211 がそれで、深さ 50 cm 程の掘りかた内に、方約 40 cm の不整形で上面平坦な石が据えられていた。<sup>\*</sup> 柱穴は身舎の本柱では、80～120 cm 程のほぼ正方形で、深さも 70～100 cm 程度が普通である。柱穴内には旧柱の残存するものもわずかに見られたが、大部分は腐朽してしまい、また掘り取られたものもある。痕跡によつて知られた旧柱はすべて丸柱で、身舎柱の太さは径 30～38 cm まで、建物の大小につれて各種あつた。建物の平面では、身舎の周囲4面に扉をもつたものは30棟中1例のみで (SB 200)、2面扉の例が6棟 (そのうち SB 201には南面に扉がある)、1面扉の例が3棟で、残り20棟は扉をもたない。したがつて、建物の大部分が切妻造りで4面扉の1例のみはおそらく寄棟造りであつたろう。身舎はごく小規模な建物1例 (SB 135) を除けば、すべて梁間2間であつた。<sup>\*\*</sup> またその桁行柱間は13間が最大で1例 (SB 143) あるほかは9間 (SB 176) 1例・7間14例・6間2例・5間10例・4間及び3間各1例である。身舎の柱間寸尺は桁行、梁行共に10尺の等間としたものが最も多くて16棟あり、桁行10尺で梁行を8.5～9.5尺とした3棟をこれに加えると、桁行10尺等間の例が全体の殆どを占めている。<sup>\*\*\*</sup> この他桁行柱間寸尺を9尺等間 (SB 236 のみ9.5尺) とし、梁行を8～10尺にとつたものが5棟、桁行を7.5～8尺等間で梁行も7.5～8尺としたものが5棟であつた。以上すべての建物が桁行柱間寸尺を等間としている
- 平面の種類
- 柱間の寸尺

<sup>\*</sup> SB 143 では、棟造りの柱位置のみ掘立柱にせず、小さな礎石を用いたらしいが、これは剛仕切に關係した補助的な柱で、主体部は掘立柱であつた。

<sup>\*\*</sup> 第7次調査の SB 293 は梁間3間である。

<sup>\*\*\*</sup> 柱間寸尺に完敷を用いることが普通なので、ここでも天平尺を用いて記載する。



点は実用性を重視した明解な意匠の現われとして注目される。\*

廂には梁行柱間寸尺を身舎と等しくしたものと、それより広くしたものと2種類がある。これを表示すれば Tab. 8 のとおりで、SB 176, 200, 177-A, 186-A, 201 の5棟が前者に、他の5棟が後者に関する。

Tab. 8 附付建物柱間寸法一覧表

造営期	建 物	桁行柱間寸法			梁行柱間寸法			廂柱穴	
		廂	身舎	廂	探廂	廂	身舎		廂
I	SB 176		10×9間			10	10・10	10	特に小、浅
I-1	SB 170		10×5間			12	9・9	12	やや小、浅
	SB 200	9	9×5間	9		9	9・9	9	やや小、浅
I-2	SB 177-A		10×7間			10	10・10		やや小、浅
	SB 186 A		10×7間			10	10・10	10	やや小、浅
	SB 201		10×7間		13	10	10・10	10	探廂はやや小、浅
I-3	SB 116		9×5間			11	8・8		やや小、浅
	SB 182		7.5×5間				7.5・7.5	11	かなり小
	SB 191		8×5間			11.5	8・8	11.5	かなり小
	SB 211		8×5間			11	8・8	12*	かなり小

\*南北間寸法が異なる。

Tab. 8によつて、前者の5例がいずれも建物の全ての柱間寸法を等間にとつたものであること、後者には身舎の桁行と梁行柱間寸法に差のあるものがあり、また廂は身舎の1梁間より3~3.5尺広くしていることなどが知られる。

廂の柱穴には、その大きさや深さが身舎とほぼ等しいもの(SB 200・177-A・186-A・201・116)もあるが、一般にはやや小さく浅い。これは廂柱が身舎柱より一般に細いため、柱穴もそれにしたがつたと解されるが、その中でも特に小さく浅い例としてはSB 176・182・191の3棟がある。例えばSB 176は身舎柱穴が方約85cm 深さ60cm であるに対して、廂柱穴は方約55cm 深さ30cm ほどであり、SB 181・191も廂の柱穴は方約60cm である。しかし、柱穴の大小が廂の構造と

廂の柱穴

\* SB 135 1棟のみ桁行3間の中央間をやや広く取っているが、これはごく小規模で例外である。

- 床張り建物** どのような関係があるのかは全く不明である。<sup>\*</sup> 床をもつていたと思われる建物は SB 170・SB 180-A・SB 116 の3棟であるが、床東置と考えられた椽通りと並ぶ小柱穴が、いずれも本柱列にはなく、その中間に配置される点は異例である。<sup>\*\*</sup> しかしこれら3棟がそれぞれその時期の中心建物であることをみても、概数であつた可能性は十分にあり、こうした床東配置もあつたと考えられる。建物内にあつて床東と類似した小柱穴によつて構成される SB 171 (170の内) や SB 192 (191の内) も、その性格はよく分らないが、これと床東とに一連の工作らしくあるいは期のようなものであつたかもしれない。なお以上各建物の遺骨尺をみると、別表1で明らかかなように 297 cm (0.98尺) を単位としたものが最も多いが、他に 300 cm (ほぼ現尺) や 295 cm (0.973尺) もある。また出土した瓦類
- 屋根葺材料** が比較的少ない点からみて、これらの建物は瓦葺ではなく、檜皮葺もしくは板葺であつたと思われる。SK 217-219 の土埃中や SB 143 柱穴埋土中に檜皮が相当量埋没していたから、檜皮葺と考えるのが妥当であろう。建物の規模に比べて柱径が割合小さい点も、この推定を裏付けるものである。

## B 道路と区劃

- 橋と道路** **I・J地区の性格** この地区にある第Ⅰ期までの遺構は、東西両区に連続する溝のみで建物はない。第Ⅱ期になると、この地区は橋で細長く区劃されたらしく、その間に建物が2棟あり、遺物を埋没した土埃も橋内に範囲が限られている。そのために、この部分は道路のような性格をもつていたと判断されたが、もう少し細部を検討してみよう。平城宮の南北中心線がほぼこの地区の中央を通ることは、現在の地形から判断されるが、今回検出された遺構で第Ⅰ期の SB 176 東側柱列と SB 205 西側柱列、及び第Ⅰ-2期の SB 177 東側柱列と SB 209 の西側柱列がこの想定線に対して対称となる。榊 SA 233 も同じく想定線に対称と仮定すれば、今回発掘しえなかつた道路下にも西側の橋があつてよいことになり、両橋間の距離は 14.5 m と推計される。ところで、想定される西側の橋をも含めて榊とその両脇の建物の配置をみると、橋は建物群の境界として実に適当な位置にあたるものであるが、実際には造営期が異なるから併存したことはない。すると第Ⅰ期及び第Ⅰ-2期にも、この橋(第Ⅱ期)に似たものがあつたのではなからうか。もしこの仮定が成立つとすればここに第Ⅰ期・第Ⅰ-2期・第Ⅱ期を通じて、幅 14.5 m (天尺50尺) 程の道路状空間地があつたと考えられる。しかしこの想定は第Ⅰ-1期にあてはまらないらしい。それはこの期の石炭溝(SD130)がこの地区を通過するだけでなく、<sup>\*\*\*</sup> それに SD 244 が重なり、また南端の溝 SD 106 も SD 244 の西端で中絶するというこの地区のみに見られる特殊状況が存在するからである。第Ⅰ-1期建物 SB 170 と SB 200 が、前述の宮城中心線とは対称にならず、両建物妻柱間の中点が約6 m東

第Ⅰ-1期の  
中心位置

<sup>\*</sup> 窟の構造を大きく分ければ 榊を桁上で身舎榊と連結して、屋根面を一括にしたものと、身舎桁下に桁柱を入れてここで屋根に設けられるものとの2種類がある。また身舎が丸柱とした場合、庇柱を身舎と同じ丸柱としたものと、角柱としたものがある。これらは榊を身舎に対してその一部として扱うか、またはこしのように軽く扱うかの差で、建物の構造も榊の構造によつて多少変化する。今回の調査では小さな楕円穴で旧柱の形状が判別するものがなかつたので、こうした構造上の問題には全くふれ

られない。

<sup>\*\*</sup> 床敷を桁行方向に配せば床東と本柱位置とは必ずしも一致する必要はないが、普通はこれをそろえている。平城宮でも第3次調査によつて検出された6AAQ-A地区の SB 163および SB 164は榊下で桁行柱通りと一致する位置に床東を配する。

<sup>\*\*\*</sup> 北端の SD 126もこの地区を通過するが、その中にこの地区内の部分のみ発掘時にやや大きな玉石を埋めこんでいた。

へ寄ることも注意される。SD 244 の規模や性格が明らかでないので推測しがたいが、この時期の中心線は東寄りにあり、SD 244 がその中央部にあたるとのではあるまいか。そしてこの北にはやはり空地が取られていたものと思われる。楕円で区割された第Ⅲ期の状況が最も明瞭であるが、いつの時期でもこの地区付近が東西区を分ける性格をもっていたことは想定して誤らないであろう。

**6ABO 区の周辺** 第7次調査までの段階では 6ABO 区の遺構は、東西両区を通じて、全体が一連のものとして解されるが、これを周辺と比較すると、大体 6ABO 区の中だけで一区割の建築群となるらしい。前述した I・J 地区はその中の道路状空地であるが、6ABO 区周辺には他地域との境界があつたものとおもわれる。調査が周辺にまで及んでいないから、このことを明確にはし難いが、現状では次のように判断される。地形からみれば現在 6ABO 区の西方は佐紀池で、この付近から西は急激に下がっている。この地形の下がりに注目するとこれらの遺構群の西限は現在の佐紀池の東堤付近とみられる。北限として注目すべきは、SA 233 が 6ABO 区に北接する 6ABN 区まで延びず、この地区には現在までに全く遺構の存在をみない点である。後述(第Ⅳ章-1)するように、宮城周辺に存在した条坊の道路を検討すると北宮極路より 1 町南の小路の線が丁度 6ABN 区の南部にあたる。するとここに平安宮古園でみような宮城内で官衙地域を区割する道路があつたのではなからうか。SD 126 は第Ⅰ-1 期に、この道路に関係した溝であつたと思われる。東限については全く知見をもたないが、これは I・J 地区を中心として東西ほぼ対称の敷地であつたと仮定すれば 6ABO 区東端付近にあたる。<sup>\*</sup>

南限については、6ABO 区南辺に数条の溝もしくは土塁の存することが最も注目され、この付近に境界線が設けられていたことが想定される。第Ⅳ章で記したように、南接する 6ABP 区で発見された東西に長い遺構は宮城中心で分断されずに続き、6ABO 区が I・J 地区(宮城中心)で東西に区割された状況と異なっている。また現在一条通りが 6ABO 区と 6ABP 区の間が存在し、旧境界上に設けられたような機軸を呈している。これらのことから南限はこの付近にあったと考えられる。この南限の境界には時期によつて移動があつた。すなわち第Ⅰ期は SD 105、第Ⅰ-1 期には SD 130 と SA 106、第Ⅰ-2 期から第Ⅲ期には SA 109 である。これらのうち最も北にあるのは SD 130 で、南端の SA 105 との距離は約 20 m ある。このうち並存したと思われる SD 130 と SA 106 の間隔が約 18 m ある点は注意され、この間が道路であつたとも考えられる。第Ⅰ-2 期以降は土塁が SD 130 より約 10 m 南に寄るが、SA 109 は南の 6ABP 区遺跡の北境と推定されるので、この場合には道路はなかつたものであろう。南限に道路があつたか否かは、6ABO 区と南の地区との関連で、かなり重要な問題となるが、今回の調査では宅地や道路のためにこれ以上を明らかにすることはできなかつた。しかし時代によつて区割をかざる境界の移動が行われたことがわかり、宮城内の建築群の配置を考える上に重要な事実を提供した。

### C 造営期別建物群の特色

ここでは第7次調査までに知られた 6ABO 区全体の状況から、各造営期の遺構の特色について現段階での一応の結論を記しておく。

**第Ⅰ期** 1 建物数が少く(5棟)その分布は比較的狭い。特に西方区では西半分を低湿地のまま敷地の制約

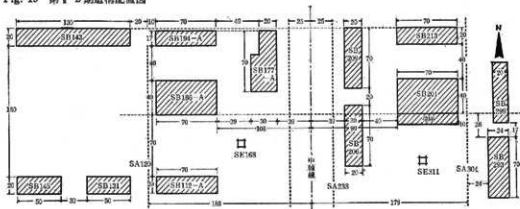
\* この東端の水田下の土層は地元耕作者の言によれば、かなり浅い。溝があつたのではないかと想像される。

で放置しており、敷地の利用が不十分であった。2 建物は9間×4間 (SB 176), 7間×2間 (SB 205) など長大なものがあり、その柱間寸尺も10尺でかなり大きい。\* ただし SB 176-SB 205共に10尺は平均値で、各柱間寸尺には多少の広狭があるし、または方位がわずかに異なる。これは造営が多少粗雑であったことを示すのであろう。3 建物の配置では、SB 176 と SB 205 の側柱列が宮城中軸線に対して対称となるだけで、それらは南北にかなりずれ、全体としての対称性は弱い。4 以上の点からすると、この時期には 6ABO 区が東西2群に分れていたとしても各群の独立性は弱く、むしろ全体として1区割であり、\*\* 建物の配置にも南西部が低い地盤であったために敷地が制約され、統一的な計画を持たなかつたものと解される。

計画的配置  
建物と井戸

**第II-1期** 1 全域におよぶ盛土によつて敷地は広大になつた。しかしまだこの時期には建物の数は少い(3棟)。2 建物の規模は第I期より小さくなつたが、質的に向上した。特に SB 200 は4面に廂が付き密棟造りと思われ、またこれとセットになつて背後に SB 212 が付属する。SB 170 も南北に廂があり床張であつた。\*\*\* 3 建物の配置では SB170 と SB 200 の南側柱列をそろえ、またこれらの南前方にはそれぞれ井戸を設けるなど、東西両区を対称に扱つた明確な計画性がうかがわれる。4 したがつてこの時期には東西2群に分れて、各区割が建物と井戸の組合せで成立していたと想定される。ただし両区が全く同じ比重ではなく、東方区の方がより重要であつた。5 なおこの期の境界線が宮城中軸線より東へ寄つていたらしいことは、前に述べたが、これはまだ東西両区が独立した1区割として成立つておらず、6 ABO 区全体の機能を便宜的に分割した程度にとどまることを示すのではなからうか。

Fig. 19 第1-2期遺構配置図



官衙の整備  
と拡張

**第II-2期** 1 南限の土盛を南に移し、敷地はさらに広くなつた。建物の数もかなり多く(13棟)、それらがほとんど敷地一杯に配置される。2 建物は SB 194 の梁間寸法を除いてはすべて10尺間に統一され、桁行5間・7間・13間など大きな規模のものばかりである。\*\*\*\* 3 その配置は各区割ごとに正殿ともいふべき中心建物を置き (SB 186-201) その周囲に切妻造り建物を配置する形式で、しかも東西両区でほぼ対称となる。\*\*\*\*\* 4 建物配置や柱間寸尺ばかりでなく柱穴

\* 柱穴は身舎で方2.5~2.8尺柱径は1.0尺程度の割合細いものと推定される。

\*\* 西方区だけをとってみても、建物が少ないので官衙として独立した一区であつたとは考え難い。

\*\*\* 柱穴は SB 170 が身舎で方2.7~2.9尺、SB 200 は方3.5~4.0尺、柱径は前者で1.1尺、後者で1.2尺と推定される。

\*\*\*\* 柱穴の大きさは方3.5~4.0尺、柱径は1.2~1.3尺と推定される。

\*\*\*\*\* 宮城中軸線から SB 186 東側柱列までの距離108尺と SB 201 西側柱列までの距離99尺との差は、SB 177 に西廂がついたことによつて生じたものである。なお標 SA 120 と304とは第III期のものであるが、この対称性によくあてはまることが注目される。

の形状や寸法などの細部に至るまで、東西両区に共通した統一性があり、全体が一貫した計画によって成立している。明瞭に両区に分割された点は、前期より一歩進めて機能による区割割が計画当初から意図されたことを示す。5 西方区の建物のみは第Ⅱ-2期に改造されるが、これも両区が全く独立していたことを示している。6 なお、中心建物が前期のSB 200および170をうけ継いだ位置にある点は注目すべきで、両期の建物は機能上に一連のものであつて、第Ⅱ-2期は第Ⅱ-1期を拡大整備したものと解される。

西方区の改造案

**第Ⅱ-3期** 1 建物数は第Ⅱ-2期とあまり変わらぬほど多く(12棟)、その範囲もほぼ全域に広がっている。2 しかし個々の建物の規模は小さくなり、桁行5間のものが最も多い。その柱間寸尺も7.5~9尺で、10尺間の建物はない。また崩を持つた建物が多いが、廊柱はあまり太いものではなく、\* 余体として第Ⅱ-2期の建物より木細く、こじんまりとした感がある。3 建物の配置は、個別的には近接するもので柱通りをそろえているが、全体では整然としない。前期にあつた正殿と付属室といった相互関係はないようで、東西両区の対称性もほとんど考慮されていない。4 建物の区割は、一応東西両区に分れるが、それが1群とならずに3~4棟程度が寄り集まつて1区割をなし、それが何組かある形をとっている。5 以上の建物の規模や配置は第Ⅱ-2期とかなり相違しているが、これは第Ⅱ-3期の運営計画が前期を全く踏襲しなかつたことを示す。前述のように第Ⅱ-1期から第Ⅱ-2期への移行が連続的であるのに、ここで全く不連続となる点は注目すべきであろう。

分割された配置

**第Ⅲ期** 1 敷地の造成は全域におよんでおり土填などは広範囲に分布しているから、この時期の建物も存在したはずであるが、中央区の2棟しか発見できなかった。あるいは小さな礎石を用いていたものが、耕作によつて全く痕跡を残さないのであろうか。\*

礎石使用か

以上の各時期の建物群を敷衍に述べたように官衙の一区割として考えた場合に、次のような問題が起る。まず第Ⅱ期と第Ⅱ-1期では建物の性質にかなりの相違があり、特に井戸の有無はこの敷地の機能上に大きな変化があつたことを思わせる。そうすると官衙区としては同一でも、この阿期では官衙の機能が異なつていた可能性があり、具体的にはここに前後で異なつた官衙が位置していたのではないかと考えられるのである。第Ⅱ-1期と第Ⅱ-2期の間にはこうした問題はなく、後者が前者を継承拡大したと思われる点は既に記した。ところが第Ⅱ-2期と第Ⅱ-3期の建物群を比較すると、ここでまた両者の建築的性質が全く異なることが分る。しかしこの場合には井戸を中心とする建物群全体の機能は、そのまま受けつがれ、個々の建物の規模や配置が変化すると解される。これが占地した官衙の移転変更によるか、同一官衙内での時代による機能変化かについては後述するが、現段階では後者の場合と考えている。なお第Ⅲ期と前期との関係は、この期の建物がほとんど検出されなかつたので、不明といわざるをえない。

機能の変化

建物群の配置でこれに類似した遺跡を他に求めると、奈良市法蓮町奈良高等学校校庭発見の掘立柱建物群があり、第Ⅱ-2期群とよく似ている。\*\*\*奈良遺跡もその性格が明らかではないが、同じく奈良時代に属する両者の類似性は、官衙建築のあり方を示すものとして注目されてよいであろう。

類似の遺構

\* 穴はいずれもやや小さく(身方25~3尺)柱枘も1.1尺前後である。

\*\* 第8次調査地域には、第Ⅱ期に属するものではあるが小礎石を用いた建物がある。

\*\*\* 『奈良高等学校校庭における掘立柱建物遺跡』(大

和文化研究2-5)図29。この遺跡は京域外に當るが、一条通りのすぐ北にある。建物の配置から寺院跡とは考えられず、写経所もしくは倉庫の如き官衙的性格をもつたものと思われる。

## 2 遺 物

## A 木 筒

SK 219 から出土した41点の木筒は7型式に分類されたが、そのなかで原形の明瞭なもの4型式19点である。ここでまずこれらの木筒の形状と記載内容を比較検討してみよう。

請求伝票

601 型式は皿形に成形して墨書したもので、物資の支給を請求する伝票として用いたもので、(1-6)、その他のもの(7-9)とにわけられる。前者は差出した官司名、支給を求めた物資の品目数、発信月日の順に記載するのが通例で、発信者の前に、「露通」「調啓」と冠辞を記したのも、発信月日を省略したとおもわれるものなどもある。支給を求めた物資は木筒2・3を除けばすべて食料品であり、これらの木筒は諸官司から食料の支給を求めた伝票で、請求宛先に残されたものであろう。以下これらの内容について問題となる点を若干考察してみたい。

木筒1は、法華寺から竹波命婦御所の用料として小豆・醬・味噌・酢の支給を請求したものであるが、上の4類はさらに大床所の用途(醬、或は醬と小豆)とそれ以外にわかれる。法華寺は当時高野天皇の御在所で、天平宝字6年5月保良宮から帰つて、この寺に入り、\*以後しばらく留められた。法華寺は宮寺ともよばれたように皇室と深い関係があつたから、天皇の御所として臨時に利用されたものであろうが、入寺直後に出家している事情もあわせ考える必要がある。\*このような天皇と法華寺との関係からすれば、その御所に侍した女官等は形式上、一応寺の管轄下に入つたものと思われる。竹波命婦はのちに称徳天皇時代に掌燈であつたので、\*\*\*宝字7~8年頃も膳司に関係した女官と推測される。とすれば、竹波命婦御所は、後宮の膳司的なものであろうか。しかし正式の官職名がなく竹波命婦御所と記されているため、竹波命婦を含めた女官等の食糧をも請求したものとみられ、天皇供御に関係する機関とするよりは、平安時代初期以降の史料にみえる「女官厨」のような所とも考えられる。\*\*\*\* この点で竹波命婦御所と大床所の関係が問題になる。大床所についてはさき天皇の供御物を調えるところと推定したが、\*\*\*\*\*さらに限定していえば、内膳司内の「御膳所」のような性格をもつていたのではあるまいか。\*\*\*\*\* このことと竹波命婦御所を膳司的なものとする考えを結びつければ、大床所は命婦御所に包摂され、特に天皇御膳のものを調える一機関となる。寺が請求し、これを命婦御所が受け、さらにその一部は大床所の用料にあてるといふ、この木筒の請求形式からして、上にのべたような寺-竹波命婦御所-大床所の系列は十分考えられるところである。しかし命婦御所を女官厨的なものとすれば、大床所はこれとは独立したものとしよう。この考え方からすれば、命婦御所が天皇の供御物を含めて請求した理由が説明されねば

\* 總記 宝字6年5月辛丑条

● 同 同年6月庚戌条

\*\*\* 同 景雲2年6月戊寅条

\*\*\*\* 總後紀 承和9年3月丁酉条 「女官御厨」とは「女官厨別当」のことであろう。延喜式卷12中務(女官厨)、卷18式部上、卷35大炊、卷50雜式  
太政官御家は三代東照天安2年12月13日条、梅原  
阿は額原符立抄卷10弘仁13年正月20日宣旨、單に厨

家としては額原符立抄卷6弘仁3年12月28日宣旨が早い例であり、官司所属の厨の史料は平安時代初期以降に見られる。これらと全く同じものが奈良時代に存在したか否か不明であるが、少くともその先駆的形態のものが存在していたのではなからうか。

\*\*\*\*\* 第V章 1木筒 参照  
\*\*\*\*\* 延喜式卷39内膳司 料科頭

ならないが、竹波命編が両者を兼ねて監督したとすれば、これもあり得ることである。以上2つの考え方によつて、この木簡の請求先も二様に推定される。第1の後宮膳司的なものとする仮定に立てば、当然天皇供御の調理機関である内膳司へ請求したと考えられるし、\*第2の女官厨とすれば大膳職へ請求したとすべきであろう。\* この点は6ABO区の官衙名を決定する重要な鍵となるものであるが、いまはいずれとも決し難い。

木簡2の差出部署主線索は灯燭や薪類を主管するが、\*\*\*ここから他へ「火」を請求することは何等かの儀式に関連するものかどうか記録上は明確でない。単純に火種を求めたとすれば、宛先として常に火を用いる大膳職、大炊寮、内膳司などが挙げられるが、他の官司でも差支はない。

木簡4には、「□□□□所」とあり、これが請求者である。官司内には、例えば内膳司の「御膳所」・「煮糲所」・「粟所」・「煮菜所」のように、職掌に応じたいくつかの下部機構があったが、\*\*\*\*この「□□□□所」もその種のものであろう。職掌司の下にある「所」が、所轄の官司の手をへずに、直接他の職掌司に物資の支給を求めることは考え難い。この木簡の宛先は、所属する職掌司そのもの、もしくはそれに属する他の「所」であろう。

木簡5・6は常食の支給を請うたものである。6は文字を僅に残すのみであるからひとまずおき、5を中心にして考えることにしたい。差出部署の部分は欠けており、どこから出したものかは不明である。職員令集解を見れば、常食は通常飯を指すものとなるが、春米などをふくむ場合もある。\*\*\*\*その支給量は官職により一定しないから、「三斗」をもって差出人を推定することも不可能である。令によれば飯・春米・糲穀の支給はいずれも大炊寮の所管であり、この木簡の宛先は大炊寮と考えられなくもない。しかし大炊寮から一括支給を受けた職掌司に対し、その官司内部から分給を請うたものとも考えられる。したがつてこの木簡5・6の宛先を決定することは困難である。なお裏面は上方の文字が消えており、意味を掴み難いが、「厨飯□送」とあることにより、この「常食」は飯ではなく白米(春米)を指すものと考えられよう。601型式で伝票以外のもののうち、木簡9は万葉飯名で書かれているが歌謡とも散文ともきめられない。他と比較してきわめて薄く、これは伝票その他として用いられた木簡を削つて再使用した1例と考えられる。木簡に万葉飯名を記した点は、きわめて珍らしく、木簡の用途がかなり変化に富むことを示すものといえよう。

601 型式の木簡の比較資料には、正倉院南倉の雜札6点や、秋田県弘田稲出土例、\*\*\*\*\* 神奈川

○ 天皇供御料は、大膳職から月料の形で内膳司に放され、そこで管理された。しかし高野天皇が法華寺に入られた時、御齋を掌つたのは内膳司ではなく、竹波命神祇所であり、これは内膳司から一応独立したものと考えられる。したがつて高野天皇供御料を内膳司にてはなく、直接大膳職に請求することが全くなかつたとはいえない。しかし一応の管掌によつて、宛先は内膳司とする方が必然性が高いと考えられるが、このころの政治の複雑さからいつてもいづれともきめがたい。なお後考をまちたい。

● 宝字4年6月25日奉造大炊世首菅藤科雜物請用帳には、醫司から木燭・燭・餅を請けており〔大日本古文書4—p.421〕、大膳職からは塩その他を請けたことが記されている。これによれば、当時大膳職から糲などを掌るところが独立して一つの司となつていたとも考えられる。しかし同年8月3日發一

切糲科雜物帳帳によれば大膳職から燭・木燭を請けたむねが記されており〔同14—p.425〕、醫司がこの時大膳職から独立した官司であつたとは考え難い。したがつて木簡1が燭・木燭・餅を請求しているからといって、特に宛先を醫司と考える必要はない。

\*\*\* 職員令主線条

\*\*\*\* 延喜式卷39内膳司、なお大膳職にも「醫祝」・「菓子所」等がある(同卷33大膳下)。

\*\*\*\*\* 職員令集解大炊寮条朱記によれば常食一飯と考えられるが春米・黒米その他の食料をも含めた場合が少くない。(宝字6年正月14日流石山寺所食物用帳—大日内5—p.5—33—その他)。

\*\*\*\*\* 『史蹟遺存報告』第3 文形部, p.35「件隨願取回四月廿六日 寺寺生仙氏離」

県下曾我出十例などがある。<sup>\*</sup>正倉院所蔵の6点のうち「装束司篋」の1例を除いた5点はすべて品物にそえた札と考えられ、<sup>\*\*</sup>また菰田橋の例は箱の誌取状と思われる。このようにこの型式の木簡の用途は多様であつたことが推察される。

**荷札** 形鑑に特色のある603型式5点は、上下端左右に切込みがあり、その部分に縦溝がついていることから、他の器物にしばりつけたものと推定される。記載内容をみると国郡名に続いて調の塩・雑役の胡桃子・中男作物の□等の名があり、裏面に年月が記される。この5点は、明らかに地方からの貢物につけた荷札である。このうち木簡10のみに邸・戸主名がみえ、他に欠けていることは、賦課単位が戸である調と、郡単位の雑役・中男作物との違いによるものである。裏面の年月は各調での収納年月を示すものだが、これが実際の収納日かどうか疑わしい。正倉院所蔵の調の貢物につけられた紀年でも大部分が10月であるから、この種の記載はかなり形式的であつた可能性が強いと思われる。603型式の比較資料には、三重泉岳井遺跡から出土した同形品があり、似た用途のものであると推定される。<sup>\*\*\*</sup>604型式は上端左右のみに切込みがありこの点で603型式と同じように他の器物にしばりつけたものと考えられるが、一面に品名のみあつて他に記載はない。ウニは賦役令で調の雑物の一にあげられており貢納時には当然荷札をつけたであろうが、この木簡には地名・年月の記載がないから、次の605型式と同じような平城宮内での保管に際して付けた木札と考えられる。

**付札** これと全く同一型式のものに、正倉院南倉第260櫃の雑牌がある。これは品名や所属場所だけを記した付札である。<sup>\*\*\*\*</sup>これに似たものは長方形または台形の頂部を圭頭・華頭・方頭・菱角頭などに作つた牙製・木製の牌が経巻や獣物類の付札として正倉院に多数みられる。<sup>\*\*\*\*\*</sup>

605型式は4点あり、柏と海藻の品名を記すのみで他に記載がない。604型式同様、保管の際の付札であり、604・605型式の形鑑の違いは、保管方法の差異によるものであろう。

606型式は短冊形ではあるが、他とことなつて、きわめて大型であり、孔を穿つて2枚以上連続してつかわれたとおもわれ、この点で用途など全く考えつかない特殊なものである。

609型式は木簡の削り屑で、これだけでは原形を判定することができない。しかしこのような削り屑の存在は一度使用した木簡の文字の部分の小刀で削りこつて再使用したことを端的に示すも

\* 赤原直忠氏報告

\*\* 正倉院南倉に現存する601型式の木簡は、次の通り。

- a 勝宝5年3月25日装束司篋(大日本古文書12-p.428)
- b 同5年3月28日仁正倉所在文(同12-p.429)
- c (勝宝)9歳正月27日同内理繕編蓋桃鏡文(同13-p.212)
- d 5月23日同内理繕定年火町監檢給文
- e 宝字元年閏8月10日法華経疏奉讀文案(同13-p.237)
- f (年月日未詳)可忍上經師號名(同13-p.240)

aは装束司から東大寺政所に宛てた牒であるから、木簡1~6と同様の機能を持したものであることができる。しかしそれは仏像以下の法文であるが、文面からは他の官司などに宛てたものとは考えがたい。cは解送などの員数を改め納め時の札で、これまた他に宛てたものではなく、むしろそのものに添えら

れてきた札と考える方が妥当なようである。eは、見したところ、法華経函を内裏に調う時の文書という考えも浮ぶが、勝宝7年5月3日写經所奉讀経讀外典候紙(大日古13-p.135以下)、勝宝7年経読執業等申請紙(同13-p.192以下)の各条項と比較すると、文面は極めて類似している。この候紙はともに他から借りうけた紙の整えともいべきものでこの木簡は内裏への請求に、直接使用したものでなく、何時かの命で何処から調うためで使用責任者は誰かを記して、経巻に宛えとして添えた木札と考える方がよさそうである。fもまた文面からは、他に宛てたものと考え難い。したがって、b~fの5点は木簡1~6のような他に宛てたものでなく、物に添えた添札と解したい。

\*\*\* 「三草考古図録」p.76

\*\*\*\* 「倭国郵口部字口口口口解」

\*\*\*\*\* 「正倉院日録」

正倉院には付札として木簡の他に紙葉、布箋もある。



のとして注日される。この中で木簡30は物価を記している点が、他のものとことなっている。

このように、木簡は牒など正式・略式の文書や付札・荷札として事務処理のために、あるいはメモ風のものや留書のために用いられており、きわめて広範囲に使用されていたことが推察される。さらにこれら41点の木簡が、SK 219 土壌で一括して出土したことから、以下に述べるようなことが考えられる。第1にSK・219 がその存在する6ABO 区の官衙のごみ集場であると考えられるから、木簡の記載内容はこの地域に宣統末年に存在していた官衙の決定に役立つものである。第2に紀年銘の存する木簡が4点あるが、宣統5・6年に集中しており、その他に記載内容から絶対年代の推定できるものも宣統年間後半で、SK 219 の埋没年代が推定される。このことによつて、第3にSK 219 の埋没年代が、その遺跡における層序から6ABO 区の建物をはじめとする遺構群の絶対年代決定の基準となり、遺構の相対的編年に絶対年代の一点を組み入れたことになる。また第4に伴出した各種遺物の絶対年代が推定され、特に多量に出土した土器の場合にはこのことは奈良時代土器研究にきわめて大きな意義をもっている。

木簡出土の  
意義

さきに述べたように、木簡は当時きわめて広範に使用されていたと考えられる。このことは、正倉院文書などに残された多量の記録が紙に記されていることにより木簡の使用などを注意しなかつたこれまでの常識をくつがえすものである。また、平城宮やこれと関連の深い正倉院にみられることは中央諸官衙で使用されていたことを示すが、さらに平安時代前期をくだらない三重県柚井・神奈川県下曾我・秋田県弘田撰の諸遺跡の出土例は全国的に8・9世紀頃地方官衙でも木簡による事務処理が行われていたことを推定させる。

このような木簡を利用する事務処理がいつからわが国におこなわれたかは、今日これを知るすべもない。しかし、火化前代の官司制の発展の中で、中央政府の書記官として大きな役割を果たした帰化人「史」がこの種の事務処理を行へたことは十分推察できる。その後も、律令体制の整備にもなつて全国的に利用されるにいたつたものであろう。

木・竹簡は周知のように中国できわめて古くから用いられていた。竹書紀年や長沙の張国墓のそれはおくとしても、19世紀末以来の中央アジアにおける西欧・日本の学者の調査により、多くの漢晋代の木簡が発見され、東洋史上に大きな寄与をなした。なかでも内蒙古自治区カラホト(居延)を中心とする地域において発見された約1万点の木簡は、文書・簿籍・信札・経籍など豊富な内容をしめし、重要な史料価値をもつものである。<sup>\*</sup> これらの漢代の木簡は平均長さ23cm 幅1~1.5cm ほどのものが一般的で、平城宮出土の601 型式はほぼ同じ大きさである。それにもまして興味深いのは、彼地でもまたごみすて場から出土し、多数の削り屑をともなっていることである。この点で平城宮の木簡も中国の木簡とおなじ用法のものであつたことがしられる。ただ我國の例に経籍や冊書などがみられないのは、それらには紙が使用されていたためであろう。また中国では漢晋代までの用例しか知られていないのに、わが国で8・9世紀まで用いられていることが問題となるが、敦煌、コータンその他の場所では、8世紀末から9世紀にかけてチベット語で書かれた木簡が検出されており、中国周辺地区では紙が入手しにくかつたこともあつて、中国の前代の遺風を伝えたものであろう。<sup>\*\*</sup> 平城宮での木簡の出土は、かつて中国から移入された事務処理法の一つとして、木簡がわが国で一般的に使用されていたことをしめした点で重要なものといえる。

中国の木簡  
との関連

\* 中国科学院考古研究所編『居延漢简甲编』(考古学专刊乙编8号)1959。

Documents Concerning Chinese Turkistan] (Royal Asiatic Society, London) 1955

\*\* T. F. Thomas, 『Tibetan Literary Texts and

## B 瓦 瓦

**瓦出土状況** 今回報告する 6ABO 区の発掘で出土した軒瓦は 307 個である。この数は、100a をこえる調査面積と検出された建物の数からみれば、非常に少ない。\*また、出土状況は大正年間の宮跡保存工事の際に現固有地周辺でみられたような密着した状態ではなく、\*\* 種々の型式の瓦が調査地全域にまばらに分散した状態であった。瓦の出土個体数のすくない理由の一つとして、瓦葺でない建物の存在を考慮せねばならないが、瓦が分散して出土するため個々の建物について瓦葺か否かを判定することは困難である。ましてある特定の建物に用いられた瓦の型式決定は不可能であり、建物の造営時期を瓦の型式にもとづいて判定することもできない。

**二重の軒瓦** 軒丸瓦と軒平瓦の組合せは出土状況から決定すべくもないが各型式の個体数の統計をみると(別表3)、軒丸瓦では 6282 が 30.5%、6133 が 31.3% をしめ、軒平瓦では 6721 が 30.9%、6732 が 23.2% となり、計41型式の軒瓦のうちこの4型式のものが出土総数の半数以上をしめている。他の37型式の大部分はおのおの5%にもみならず、この4型式で2種の組合せを考慮してもよいとおもわれ、\*\*\* 外区文様の珠文の形状や土質などの類似から、6282-6721 と 6133-6732 の組合せを推定できる。この推定は出土状況からもらうづけることができる。建物の柱穴や溝から発見した瓦を、その造営期別に分類すると (Tab. 9)、6282-6721 は第 I 期に7個ずつ出土し第 II 期以後は稀であるのに対し、6133-6732 は第 II 期以後に多い傾向を示している。このことは 6282 と 6721、6133 と 6732 が組合い、前者の組合せの軒瓦が後者よりも先行する時期のものであることを示すものと考えられよう。6732 は一般に東大寺式と呼ばれ、6235 と組合うと考えられているものだが、6235 はわずか3個体にすぎず、6ABO 区では 6732 が 6133 と組合うものと考えられる。\*\*\*\*

**瓦当の厚さ** 22型式の軒丸瓦を観察すると、瓦当の厚さにかかなりの差がある。それを瓦当の厚さに対する両径の比で表わし、\*\*\*\*\* その比を横軸に、縦軸に瓦の個体数をとつて、各型式ごとに頻度多角形を画いて

Tab. 9.  
造営期別軒瓦出土個体数表

型式	I	II	III
6133-A	●●●●		
6133-B	●		
6133-C	●		
6225	●		
6281-C	●●●●		
6282-B	●●●●●		
6282-D	●●		
6282-E	●		
6282-F	●		
6284	●		
6301-C	●		
6304-A		●	
6311-A		●	
6311-C	●		
6313-B	●		
6575		●	
6641		●	
6663-B	●		
6664-A		●	
6664-C	●●●●		
6682		●	
6721-A	●●●●		
6721-C	●	●	●
6721-F	●		
6732-A		●●	
6760		●	
6761			●

(●は1個体を示す)

\* たえば川原寺では調査面積が約110aで1122個の軒瓦が出土し、興福寺東院跡では30aの調査から462個出土している。

\*\* 上田三平「平城宮跡調査報告」(調査報告2)大15

\*\*\* 出土個体数の統計によつて組合せを決定する方法は興福寺、川原寺、興福寺などの調査で採用した。

\*\*\*\* それぞれの型式における組合せに関しては現在では明らかにできない。ただ数量の上から、6133-A・C と 6732 A が、また 6282-B と 6721-C が組合うのではなからうかと思える程度である。

\*\*\*\*\* 瓦の両径は一定しているが、瓦当の厚さをどこ

で計るかによつて比に大きく変化す。瓦当裏面から外縁上端までを厚さとするのも一案であるが、外縁は磨滅が甚しいので、その数値は不確定であるから、ここでは瓦当頂面から中切面までの数値を瓦当の厚さとする。このような頻度表では各型式についてかなりの個体数がないと無意味で、10個以上出土しているものだけを取上げた。6311、6225は6ABO区では少数例しかないが、他の区では多く採集されているのでそれを加えた。また各型式は構つかの時期に分れるが、ここでは6311はAを6282はBを6133はA・Cをその型式の代表とした。

みた (Fig. 20)。これによると 6225 の瓦当厚さの標準は 0.22, 6311 は 0.20, 6282 は 0.20, 6133 は 0.15 にもとめられる。このように 6133 が薄く, 6225, 6282, 6311 などがそれより厚いことが明確に判定できる。ここで参考に興福寺食堂調査で検出した 6301-A を表に加えると, その標準が 0.11 付近にあることがわかる。6301-A は興福寺創建時すなわち和銅初年のものであり,\* 6133 はそれに相当する 6732 が西大寺西塔の発掘調査で,\*\* 宝龜初年のものであることが明らかにされており, Fig. 20 から 8 世紀始めから時代の推移とともに瓦当の厚さがまし, 6225 で最高に達したものが, 再び薄くなりはじめ, 8 世紀後半には 6133 のようになっていった傾向が認められる。

瓦当厚さの変化に対応して瓦当と丸瓦の接合手法に差が認められる。6301 では接合部の内面に粘土を薄くおき, 指で押さえたのみで, 縦断面は明確な稜をもたず, 横断面は半円弧となる。\*\*\*6311 や 6225 (PL. 44) では指で押さえた後をへらで削りとり, 縦断面には明確な稜がみられ, 横断面は半円弧となる。6282 (PL. 44) もへらで削りとるので縦断面に稜が生じるが, 前述の 3 型式に

瓦当接合手法の変遷

Fig. 20 軒丸瓦当厚指数型別変遷図

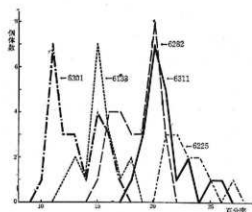
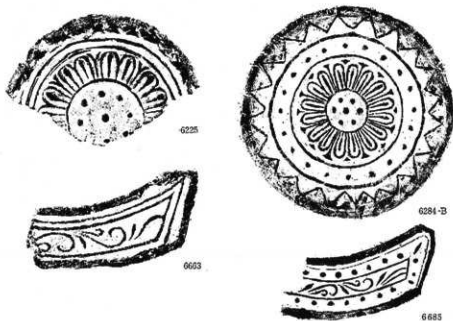


Fig. 21 奈良市中山町瓦當跡出土軒瓦 1:3



\* 奈良国立文化財研究所「興福寺食堂発掘調査」(奈良学報7) 図34 なお, 6301-Aと同型式の6301-Cは6ABO区からも3個出土しているが, その比はAと同じである。

\*\* 大岡実・浅野清「西大寺東西両塔」(日本建築学

会論文報告集54) 図31

\*\*\* 丸瓦に瓦当をつけることにより, 瓦当裏面から丸瓦内面につらなる山線と, 瓦当裏面に丸瓦との接合線が生じる。ここでは仮に前者を縦断面, 後者を横断面とよぶ。

比して、粘土を厚くおくため縦断面は直角に曲らず鈍角になり、また横断面も台形になる。6133では指で押さえるのみだが、粘土を厚くおくため縦断面は縁をもたない内側する曲線となる。しかし横断面は半円弧となる。

軒平瓦もまた型式によって頸の形が異なる。8世紀始めの6301と組合う6671が頸の広い段頸をもち、70年代の6732では、文様・手法などからみて平安朝初頭のものと思われる6801\*と同じような曲線頸となる。この2型式の間においてよいと思われる6664は頸のせまい段頸をもち、6721は曲線頸となっている。

瓦窯 平城宮に使用された瓦の製作地を考える場合、問題になるのは奈良市中山町で発見された瓦窯跡である。現在までに平城宮跡北方の奈良山丘陵で43基の瓦窯跡が発見されているが、中山町には現在確認されたもののみで7基ある。この中山町瓦窯跡は西大寺所蔵の「京北斑田園」にみえる「瓦屋虫」の位置と一致している。この窯跡では7基の他にも広く瓦の散布が認められ、採集軒瓦には数種の型式があるし、平瓦にも桶巻作りと一枚作りの両者があることなどから、この「瓦屋虫」ではかなり長期にわたって瓦生産が行われたと推定される。採集した軒瓦には、6225—6663、6284—B、6307、6685 (Fig. 21) など平城宮跡出土と同型式のものが多くみられる。平城宮に用いられた瓦の一部がこの地で製作されたことは明らかであり、その規模、生産期間の長さからみてこの瓦窯群が当時の平城宮所用瓦製作の中心地であつたと推測される。\*

## C 土 器

土器の編年 前章の土器の報告では、13の土器群の相互の関係については触れなかつたから、まずその点についてやや詳細に考察してみよう。これらの土器群の年代の前後関係については、遺構の時期からある程度概念を得ることができる。\*\*\*しかし、土器の変化を軸とした土器群の相互関係と遺構の時期が一致するか、土器の様式の相異によって遺構をさらに細分しようかといったことがお問題になる。この問題を解明するために各土器群に共通に存在し、器形の変化に時間的推移を反映していると推定される土師器杯 AI を手懸りに選び、それをもとにして土器群の時間的関係を追求してみよう。SK 219 と SA 109 の出土土器を比較すると、土師器の杯 AI は口縁部の外傾度に差があり、それがおそらく時間的推移に比例しているであろうことは推定できる。この変化をしめす指標として、杯 AI の口縁部からおろした垂線と器高の $\frac{1}{2}$ の高さにおける器壁との間の距離 (b) にたいする器高(a)の百分比をみると (Fig. 22), SK 219 から SB 116 までの A グループ (26—40)

\* 6801 は出土状況からみて平城上宮が平城に遷つた時期のものと考えられる。

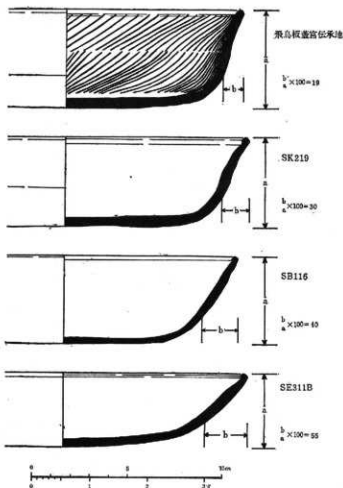
\*\* 中山町が当時の宮瓦窯の中心地であつたにちがいないとしても、それがいずれの宮に属していたかを現在では明らかにし得ない。

瓦から宮名を明らかにできるのは 6801 のみであつて、この瓦の中心部に書かれた「修」の字は、修理職をさすものとおもわれる。修理職が少くとも平安朝のある時期には溢瓦をもおこなつたことは、寛仁2年(1018)の木政官符に「修職 瓦屋」の語がみえることから確かであるが、修理職の設置されたのは弘仁9年(818)であるから、大同年間にはまだ存在していないことになる。けれども修理職

の前身と考えられる修理左右坊城使はすでに神護景雲年間には存在していたとみられるので、6801が修理職あるいは修理左右坊城使に属する宮瓦窯で作られたものと考えることができよう。ただ、これが平安朝の瓦窯で作られたか奈良の地で作られたかは不明である。なお藤原貞幹の「好古日録」にみえる「修」をもつた瓦は、6801と同じ型式のものとおもわれる。

\*\*\* Tab. 6 に示した遺構の時期には、遺跡の重複関係や居住でなく、包含された土器の編年によって決定したものがあつた。なお、本節では土師器は特記せずに杯 A、寛 B などと記した。

Fig. 22 土師器杯 AI 口縁部比較図



Tab. 10 土師器杯 AI 口縁部外傾指数表

グループ	遺 構	外傾指数
A	SK 219	26~30
	SG 180	34
	SD 126	33
	SK 107	36
	SK 134	30~34
	SB 116	35~40
B	SK 140	51~58
	SA 109	56~58
	SE 311-B	55

と SK 140 から SA 109 までの土器群の二大別

B グループ(51~58)に大別できる (Tab. 10)。\* もちろんこの指数であらわされたような器形の変化は、通常漸進的なもので、このような区分にはかなりの主観性をともなう。\*\* まして、Aグループ内の指数の差異が、その群の時間的な違いを示すものとは簡単にいえない。そこで、後に問題にする SB 116 を一応除外して、その他のAグループの土器群を検討し、この指数によつ

土器群の二大別

Aグループの検討

て一括することの妥当性を調べてみよう。SK 219 の杯 AI の指数は26~30であつて、30以上を示す他の土器群のものより小さい。このことは、年代的に先行する飛鳥板蓋宮伝承地出土杯 AI \*\*\* の指数を参考してみると (Fig. 22), SK 219 のものが他の土器群に先行する1群であることを示すと解しうるのであろうか。

SK 219 にみられ、他のAグループのものに種な要素をあげると、木葉底手法 (a手法) とへら磨き暗文手法がある。木葉底手法は、杯Aと皿Aにあり、185個体中13例で、最も普通の底部へら削り手法 (b手法) の一工程前において製品化したものである。従つて特にこの手法による土器が時間的にさかのぼるものとはいえないが、他の群に木葉底のみられぬ点は、この手法が古い技法の残存によるものであることを示すものかもしれない。\*\*\*\* へら磨き暗文手法は、皿Aと高杯 AI に

木葉底手法

\* 口縁の外傾度を示す指数は、口径乃至器高に対する底縁の比率によるのが理想的だが、底部と口縁部の境界が不明瞭だから、できるだけ底に近くへら削りの影響をあまりうけないと考えられる器高内の高さにおける距離を底縁に代用した。

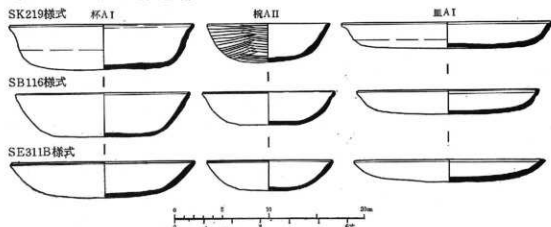
\*\* この種の指数は原則として完全に同一系列の土器で、土器の個体的特色を排除するために、土器群を単

位としたものをもととして考察されねばならない。

\*\*\* 『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(奈良学芸院 10) 昭36

\*\*\*\* 船橋遺跡B地点出土の杯 AI に木葉底手法が認められる。船橋B地点出土土器の多くは今回報告したものより古い時期に属し、木葉底手法による不調整底技法は時間的にさかのぼるものと推定される。

Fig. 23 土器様式変遷図-1



暗文手法の  
衰退

あるが、皿Aの147個体中4例、高杯Aの1例を合せて5例にとどまる。暗文裝飾手法は、古くは皿類のみでなく、杯・碗の頸にも必ずといってよいほど採用されたものである。\*それがSK 219では1器形のうちで3%にすぎないこと、器形的に限られ、かなり粗雑な施しかたであることは、その暗文手法の衰退を示すものであろう。また、その5例のうちの3例をもつ皿A Iでは、暗文のあるものが口縁部の外反彎曲するもののみである点も注意されてよいが、口縁部の外反彎曲する皿A Iはわずかに17例にすぎない。\*\* 須恵器でも、蓋Aの系列のものは他にもあるが、蓋B・Cの系列はSK 219以外にないことは注意する必要がある。\*\*\*

Aグループ  
にみられる  
古い要素

ここで他の群に目を転ずると、SG 180の暗文のある碗B 261\*\*\*\* やSD 126の暗文を伴い口縁部の外反彎曲する皿A I b 271 や、SK 107の古いと考えられる異なつたへら削り手法の杯A I b 274などを、他には稀な古い要素として指摘することができる。すなわち、特にSK 219のみ古い要素があるとは断言できない。そこで、土師器碗A Iで、杯A Iと同様な指敷をとつてみると、SK 219では30~38となり、SK 217・SG 180・SK 107・SD 106・SK 134ではすべてその30~38の範囲内にあつて、碗A Iを基準にすれば、これらの土器群には差がないことになる。

以上のように、Aグループを構成する土器群は、SB 116を除いて、その各々に古い様相をとどめる土器を含んでいるが、多くは似かよつたものであつて、特に新しい要素を含むものを指摘できず、これらの土器群が成立した時期はあまりへだたつていないと考えられよう。\*\*\*\*

SB 116出  
土土器

つぎにAグループから除外したSB 116の土器群を検討してみよう。この土器群の杯・碗・皿の頸の整形手法をみると、口縁部まで外面を削るc手法のみである。他のAグループの土器群では、へら磨きで飾るのを通則とした碗Aや、c手法が稀な杯Aの系列の土器まで、このSB 116ではc手法によつていることは注意すべきである。c手法は、SK 219の杯Aで38個体中1例、碗Aに

\* 例えば、大原府船橋遺跡B地点や飛鳥板蓋宮伝承地の出土土器に多くみられる。

\*\* 暗文手法を伴う口縁部の外反彎曲する皿A類が特にBグループにみられるのは、後述するc手法の全面的採用と無関係であるまい。

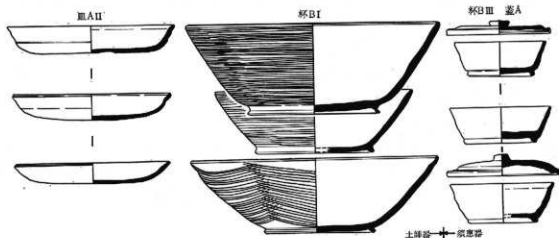
\*\*\* SA 109出土土器群に、蓋Bかとおもわれるものが1例(107)あるが、SK 219のそれと同系列と断定するには疑問がある。なお、この蓋AとB・Cについては、のちに土器の生産地を問題にするとこ

ろでふれる。

\*\*\*\* 『船橋』第14図 270~272, 『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(京大研学報10) PL. 26-2・3であり、時代の古い遺跡で多く検出される器形である。

\*\*\*\*\* これらの土器群が形成され始めた時については、その遺構の性格からも推定されるように時差があつたかも知れないが、明確にSK 219以前の時期の一指の比較資料がない現状ではそれを指摘できない。

Fig. 24 土器様式変遷図-2



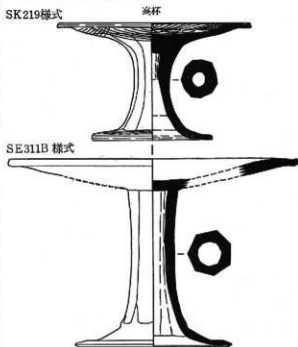
は皆無、やや多い皿Aで147個体中40個体にすぎず、一方Bグループでは圧倒的多数がこの手法によっている。さらに、杯BI(302・303)は、Bグループに多くみられる器形でありながら、なおBグループのものより深い傾向にあることや、蓋A(300・301)の上面のへら磨きが頂部と縁部を分けて磨く2段階磨きの方法でなく、後に盛行する1段階磨き手法のものであることも、\*第1グループのなかの他の土器群にみられぬ新しい要素としてあげることができる。また、碗AIIの器高が3.8~3.6cmであつて、SK219の4.6~4.0cmと第2グループでの3.4~3.3cmの間にあることや杯AIの指数に40があることも、この土器群の編年上の位置を示すものといえるであろう。この様にSB166の土器群の成立時期はAグループの他のものよりおくれた段階にあると考えられる。

Bグループは、内容の豊富なSK140やSK234などの土器群が未整理なので、詳細な考察は後日にゆずるが、このグループを構成する土器の二、三の手法上の特色をあげると、まず土師器の供膳形類では外部全面へら削りのc手法が圧倒的で、へら磨きで土器を飾ることは杯B、それと対になる蓋Aや高杯など特定の器形に限られている。しかし、小型の聯形では、320のように外面は口縁部を横になで、底部は成形時の凹凸のまま残す手法があらわれる。\*\*これはこれまでc手法がとら

\* 後述する第7次調査検出の井戸底(SE311-B)出土の土器群の蓋Aはすべてこの手法によっている。

\*\* p. 71 註1参照、この新しい不磨底手法は最初

Fig. 25 土器様式変遷図-3



から土器の器壁を薄く作り、薄く削る必要をなくすことと関連するもので、起源的に古い不磨底と関係なく、造物でもかなり明確に区別できる。

れていた他の器形にもややおくれて採用される手法の先駆ともいべきもので、Aグループの不調整底のように木葉底になるものでない。衰退した陪文手法では、ラセン状のもの(S30)があることが注意される。しかし、放射状のもの欠いており、放射状陪文とラセン状や蓮瓦状陪文が組合せになるのを原則としている古い陪文手法と明確に分離される。また、各器形をみると、大きさの同一性が失われ、形態的にみて系統的な位置の不明確なものがみられるようになる。また、例えば土師器高杯の脚高や須恵器蓋の竪形などのつまみなど、器形や細部の手法でAグループと異なる多くの要素を指摘できる。杯AIの指数はこれらの要素の幅年上の位置を代表したものと見える。

## 土器群成立の3段階

このように、13の土器群が成立するのに3つの段階が認められた。すなわち、第1段階にはSK 219を代表としてSK 217・SK 220・SG 180・SD 126・SK 107・SD 106・SK 134が、第2段階はSB 116とSB 143・SB 194 Bが、\*\*第3段階にはSK 140・SK 148・SA 109が土器群として成立したのである。

この3段階は、遺跡の造営期にもほぼ一致し、第1段階は第Ⅱ-2期までであろうし、第2段階は第Ⅱ-2・3期に、第3段階は第Ⅲ期と対応している。現状では、遺跡で決し難い遺構の時期区分における位置を上器で推定することはできるが、遺跡で決定された遺構の造営期をさらに伴出土器によつて劃分するにはいたっていない。各段階の絶対年代については、第1段階はSK 219によつて天平宝字7年がその存続年代の一点となる。また第3段階の土器は、第7次調査で6ABO区で検出された井戸(SE 311-B)底から出土し、平城上皇没年(824)に近く埋没されたと推定される一群の土器に類似するが、これまで述べた土器の変化の傾向からみて、それより新しいものとするのできる要素はなく、第3段階の下限をここにおくことができる。したがつて第2段階はその中間に年代を求められよう。

## 土器の3様式

次に、この3つの段階の土器を3つの様式として把握し、その各々の土器型式の変化過程を述べるべきであるが、すでに触れた所と重複する点も多いので、各様式の典型的な土器の変遷図をかかげて、記述にかえることにする(Fig. 23-25)\*\*\*

## 平城宮出土土器の特色

出土土器の年代を一応決定したので、次にその性格について二、三述べてみよう。これまでの考察では、土師器が中心となつている。SK 219をみると、出土土器401個体中土師器が83%をしめ、須恵器は17%にすぎない。他の土器群も、ほぼこれに近いが、むしろ須恵器の比率がより低い場合が多い。これを堂内の一般住居跡の例と比較するため、出土土器の大半が奈良時代に属する大阪府柏原市船橋遺跡の場合をみると、\*\*\*\* 6割余が土師器で、須恵器が4割に近い個体数を示している。土器の考察で土師器が中心となるのは、その主流が土師器であることによるのであり、逆に須恵器の寡少性を平城宮出土土器の特色の一つにあげることができる。

## 須恵器の寡少性

土師器の内容をみると、煮食のための器が11.4%であるのに対して食事のための器が87.3%をしめる。先の一般住居跡の例では、前者が46%後者が35%となる。この点で注意されるのは、平城宮の土師器には、貯蔵用の形類である壺類が皆無に近いことである。壺類は、甕・杯類とならぶ土師

\* 黒色土器や反胴の陪文はこの新しい技法の系列につらなるものである。

\*\* SB 143・SB 194については、他と比較する適当な器形を欠くが、須恵器杯B(80)からみて、第2段階に属せしめるのが妥当と考えられる。

\*\*\* この3様式は主要な土器群を出した遺構番号によつて、SK 219様式・SB 116様式・SE 311B様

式と仮称する。変遷図もこの3段階の出土土器を中心として作成した。

\*\*\*\* 約6世紀頃、畿内一般住居跡の比較資料として大阪府柏原市船橋遺跡B地点の遺物『船橋I』のデータを用いる。ただし、船橋遺跡を単純に一般住居跡とみなすのは問題があるが、他に適当なものがないからやむをえない。



器の基本的な器形の一つであり、主に須恵器がはたしている貯蔵の機能をもつものである。<sup>90</sup>それを欠くことは家族のような小人数の単位を対象とした小量の貯蔵が不必要であつたことを示している。このことは煮焚のための甕類と、食器である杯・碗・皿等との比率とも無関係でない。平城宮跡の土器群では一般住居跡に比して甕類が少い。しかし、甕B1個の容量は杯Aの数十個にあたり一時に多量な食物を調理してこれを盛りおける場合には、煮焚の器の最大限の能力に応じた多数の甕類の器が存在しうると考えられ、甕類と食器との比率がこの程度であつてもよいのではなかろうか。平城宮のように、多人数の筵居がなされる場では、土器の組合せが、小人数の日常の食生活を原則とする一般住居とは異つた点があるのが当然であろう。あるいは煮焚の少い食物を供したと推定することや、煮焚のために土器以外の他の材質の器、例えば鉄釜などの存在を考えることによつても、煮焚の器と食器の比率を解することができるかもしれない。いずれにせよ、土器は平城宮と一般住居の生活内容の違いを反映しているものとみなすことができよう。

土器器の87.3%をしめる食器のうち9割ほどは杯A・碗A・皿Aである。個体数は杯A 38, 碗A 73, 皿A147となり、ほぼ1:2:4の整数比をなしている。もちろん灯明皿として食事以外の用途に使つたり、小孔を穿つて特別の使用法を想定させたり、墨書して個人用器たることを示しているものがあることと、杯A・碗A・皿Aをさらに火小の器形にわたつた個体数が整数比をなさないことからみて、この比率は特定の筵居における食器の組合せを示すものでなく、食器のなかの各器形の数值的関係の趨勢を示すものと考えられるべきである。ともあれ、食器の圧倒的多数が数器形からなることは多人数を前提とした画一的な筵居方式を考えることによつて理解できよう。

このような特殊な消費の場である平城宮へ、どこで製造された土器がどのように供給されたのだろうか。この問題の解決には、生産地の出土品と比較研究することが第一条件であるが、特に土師器は困難であり、なお明産に解答出来ない。しかし、土師器、須恵器を通じて、器形・色調・土質などの点であきらかに共通する参数のものほかにやや異なつたものが少数ながら存在する。そのうちには、愛知県豊後山古窯群(68・81・93)や岡山県豊後古窯群(82・100)で製作されたことの判明しているものがある。<sup>91</sup>土師器でも甕247・248は、器形・土質の点で他のものと類を異にし、東国的様相をもつものといえよう。これらの少数の特殊品のほかは、おそらく畿内の平城京の周辺地域の製品であろう。その供給が1カ所の生産地からではないことは、例えば須恵器蓋Aと蓋Bの器形や手法の違いから明らかである。また、SK 219の土師器皿Aにおける40個体のc手法のものは土質・色調・細部の手法から、a, b, d手法のものと異なつていて、生産地が違つている可能性がある。この場合、時代のおくれる土器群にc手法のものが圧倒的になることは、特定産地の製品のみが供給されるようになったか、あるいは他の産地でもc手法がややおくられて採用されていたのかはなお決し難い。しかし、このような数カ所の生産地からの供給といつた考え方が成立するには、特に土師器の場合にこれまで軽視されがちだつた専業工人の存在を前提にしなければならない。その製品を平城宮へ供給する過程については、当時の手工業生産のありかたと直接に関連してくる問題となる。特殊な消費の場であつた平城宮は、現段階ではなお資料不足であるが、将来この問題解決に絶好の資料を提供するであろう。

<sup>90</sup> 例えば、船橋B地点の甕A・肥子付甕などで、ここでは土師器の2割ほどをしめている。

<sup>91</sup> 24・30・102なども異色あるもので、将来は特定

の生産地の異産であることをあきらかにできるであろう。現在判明している岡山窯群がいずれも近畿式の須恵器製造区にあることは興味深い。

## 3 造営期の年次と官衙の比定

## A 造営期の年次

この問題は当然平城宮全域との関連で考えるべきもので、現段階では未だ決定的な判断を下しえない。後述するように宮城の中樞部である朝堂院や内裏の位置が変化し、それにつれて諸官衙の配置にも移動があつたと思われるので、その前後関係を把握する必要があるが、調査は未だそこまで及んでいないからである。

造営年次の決定

年次決定の手掛りとなる主な事項は次のとおりである。a 木簡出土の土層 SK 219 は第Ⅱ—2期建物がその埋土上に建つから、それ以前と判明するが、第Ⅱ—1期の当初にはなかつたものである。すると第Ⅱ—1期とⅡ—2期の中間に木簡埋設の年代「天平宝字7・8年頃」が入る。b 第Ⅲ期盛土層の下で、万年通宝(宝字4年铸)及び神功開宝(神護元年铸)銭が出たことから、この期の上層は、神護元年(765)より下る。c 井戸311-Aに万年通宝と神功開宝、井戸Bに隆平永宝(延暦15年铸)が含まれていた。井戸Bの技法や伴出した他の遺物からみて井戸Aは奈良時代終末期まで使用され、井戸Bは平安時代に属するものと判断される。BはAの改造であるが、その規模がかなり大きな点は同時に建物の改修もあつたことを思わせる。なおAは一度廃棄され、AとBが連続していない点は注意を要する。d 土器は編年上3層に分かれるが、その第3段階のものは第Ⅲ期遺構と井戸311—Bとに共通して出上る。すなわち第Ⅲ期は前記bよりさらに限定され、平安時代に属すると考えられる。e 第2段階に分類された土器は第Ⅱ—2期建物を撤去した時の柱取穴や、第Ⅱ—3期建物SB 116の雨落溝中に包含されており、編年上は第1段階(宝字7年頃)と第3段階(天長2年頃?)の中間に位置する。井戸311-Aから出土した土器も第2段階のものに最も類似している。

第Ⅱ期 以上によつて、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の中間に宝字7・8年があることおよび第Ⅲ期が平安時代でこれは当然大同4年の平城上皇遷都と関連するものであろうことは明らかである。また第Ⅱ—3期が奈良時代の終末期頃と考えられる点もほぼ問題はない。そこでもう少しこの年次を限定しえないであろうか。この場合まず注目すべきは第Ⅱ—2期にその1部を改修した時期があることで、これからするとⅡ—2期の存続期間はある程度(といっても10年程度)\* 長かつたと考えられる。全く機械的に、第Ⅱ—2期を許容される上限である宝字7年に、第Ⅲ期を大同4年と仮定してみると、その間は46年ある。第Ⅱ—3期をその中間とすると、延暦初年にあたる。しかし第Ⅱ—3期を延暦と考えるのは次の点でかなりの無理が生ずる。a 延暦元年に平城宮造営省が廃止され、延暦3年には長岡遷都の勅が発せられた。b したがつてこの時点で造営が行われたとすれば、留守司の如きものと考えざるをえないが、\*\* そのためにわざわざ新造工事が行われたとは考え難い。c もし留守司が引続いておかれたとすれば、井戸311でAからBの間に中断する期間があることを説明しにくい。d 第Ⅱ—3期は建物の数や面積からしてもかなり大規模な造営で、その点では第Ⅱ—

\* 伊勢神宮の式年造替の例は、大体単立柱建物が所みはじめる時期と一致する。

\*\* 延暦10年に長岡宮へ移し、同11年2月には

諸衛府をして平城旧宮を守護せしめているから、この頃まで留守司の如きものがあつたことは確実である。

2期に決しておらず、この点でも留守司のための建物とは考え難い。<sup>90</sup> e なお第Ⅱ-3期を更に下して平城上皇の造営とすることも、前記中断の事実や土層の層年によつて否定される。

すると第Ⅱ-3期は延暦以前と考えたいが、宝字7年から延暦元年までは19年しかない。これは第Ⅱ-2期を最上限まで上げての仮定であつて、第Ⅱ-2期を更に下して考えることもできるが、第Ⅱ-2期と第Ⅱ-3期を奈良時代中に入れることが一層困難になる。したがつて第Ⅱ-2期はできるだけ宝字7年に近い方が都合がよい。ここで注意されるのは、SK 217・219で木簡と共にかなりの量の楡皮が出土した事実である。この土層の性質を明確に限定することはむづかしいが、おそらく大掃除を行った際のごみ溜めと見ることができる。この際に楡皮が混入することを重視すればそれは建物の改修時である可能性をもっている。すると第Ⅱ-1期建物を取り片づけ、そのごみを埋めて直ちに第Ⅱ-2期建物を建てたと云えないであろうか。これを記録と関連させれば、統紀に見える宝字4・5年の改修が、こうした官衙地区ではややおくれて宝字7年に行われ、それが第Ⅱ-2期に相当するのではあるまいか。

第Ⅱ-2期を宝字7年とすれば、第Ⅱ-3期までの間は15年前後となるが、これを逆に前にとると第Ⅱ-1期は748年前後と推定される。これは天平20年頃であるから、天平17年の平城遷都後の造営とすれば、前記宝字年間改修とよく似たおくれを示す状況となる。すると第Ⅱ-1期は崇仁宮遷都以前と考えられ、平城宮創建時の造営に属することとなる。但し、その実年代は催遣使の任命にも見られるように、必ずしも和銅年間とは限らず、官衙の如き付帯部分であることからしても、かなりおくれたものと推定される。以上の年次を整理すれば次のとおりである。<sup>91</sup>

Tab. 11 造 営 期 年 次 比 定 表

造 営 期	第Ⅱ期	第Ⅱ-1期	第Ⅱ-2期	第Ⅱ-3期	第Ⅲ期
推定造営年次	和銅末年か	天平20年頃	天平宝字7年	宝龜年間か	大同4年頃
記録に見えて1に関連する造営工事	和銅創建	天平17遷都後の改修	天平宝字4・5年の改修	記録に見えず	平城上皇遷都の造営

## B 官衙の比定

木簡がこの地区にあつた官衙によつて廃棄され、その官衙名を考察する最も重要な手がかりとなることは既に記した。その点でこの木簡の最大の特徴は食料品に関するものが圧倒的に多いことでその数は総数41点のうち14点にのぼる。<sup>92</sup> ところで木簡は用途によつて a 物資（ここでは1点を除き食料）の支給を求めた伝票 b 調などの荷札 c 品目表示の付け札に分けられるが、これを使用する機能から言えば、a は物資の請求 b は物資の取納・貯蔵 c は整理・貯蔵のためと考えられる。するとこの木簡に関連する場所は、食料品の取納・整理・貯蔵及びその支給を行う官衙であつ

<sup>90</sup> 網々の建物の規模や配置が大きく変る点はすでに第1節でふれたが、この変化は同層の官衙内でのものと思われる。

<sup>91</sup> 以上は、1 この地区には創設当初から、建物が作られた（宮城内でも重要な位置を占めているからその可能性は十分にある）2 各時期ともに臨時的な建物ではなく、一定期間中官衙建築としての機能を果たしたという2点を前提にしているので、これが

成立しなければ年次の比定そのものが大きく変つてしまふことになる。

<sup>92</sup> この数は品目が記されてそれが食料品とわかるものだけの個体数であるが、前後関係よりみて当然食料品と思われるものや、食料品と密接な関連のある「段女指」などもこれに加えると、記録の多少判断とする木簡中食料品関係のものが約7割を占めている。

たと推定される。さらに木簡中には加工品である髷・束髷が含まれているから、この官衙では食料の調理・加工も併せ行つたと考えてよい。この地区で井戸が重要な位置を占めていることも、これと無関係ではないであろう。こうした機能を総合的にはたした官衙としては、宮内省に属する大膳職・大炊寮、内膳司がある。平安時代では他に諸官衙に直属した厨房もあるが、これは奈良時代からあつたか否かは不明であり、また平安宮古図をみてもその規模は比較的小さかつたらしい。このうち大炊寮は米などの主食を取扱い、木簡中の大部分を占める副食品には直接関係しないので、今の場合は除外され、また膳官司の厨房も発掘遺構の規模や位置によつて否定してよいと思われる。するとこの官司は大膳職か内膳司の二者にしばられてくるが、これをさらに限定するのは現段階でははなはだ難かしい。その理由は次のとおりである。 a 木簡中にこの限定に役立つものは請求伝票しかないが、その中でも木簡1の竹波命縁御所に関するもの以外は請求先をきみにくい。 b 木簡1も二通りの考え方が成り立ち、大膳職か内膳司かを決し難い。 c 遺構の配置や、相対位置による考察は、今回の調査が官衙地域に対する最初のものなので平城宮内での比較資料を全く欠いている。 d 平城宮と平安宮とでは朝堂院を始めとして、官衙の配置にもかなりの相違があり、この問題に関しては平安宮古図による類推はあてはまり難い。

しかし木簡1で記したように第Ⅱ-2期以降には6ABO区と南接する6ABP区との間に道路がなかつたと思われる点は注意すべきで、もしこの想定が正しく、また土壁に囲まれる6ABP区が内野貞の推定することく内裏であつたとすれば、ここが内裏と密接な関係にある内膳司であつた可能性が強くなるのではあるまいか。

ここで推定された官衙は、木簡が第Ⅱ-1期の終末に関連するので、当然その時期のものとなるが第Ⅱ-1期と第Ⅱ-2期は遺構の性格で一連とみられるから、この官衙は第Ⅱ-1・2両時期に通じてあてはまる。第Ⅱ-3期は建物の配置や規模が大きく変化するが、井戸311-Aから「糞所」と題された委が出土したから、この時期にも食料を調理する官衙であつたと思われる。すると大膳職もしくは内膳司は、第Ⅱ期を通じてこの地区にあり、そのうち2から3期の間に何等かの機構の変化があつたものと想像される。なお第Ⅲ期には井戸がなかつたことを重視すれば、この時期の官司は第Ⅱ期とは異なつていたと思われる。なお第Ⅲ期は平城上皇に関連するもので、前期の平城宮の官衙と同じ構成とは断言できない。検出した建物もわずか2棟で、その性格は全く不明である。

この地区にあつた官衙は大膳職・内膳司のいずれにせよ、これを木簡の出土した東半区のみに限らず、6ABO区全域をしめる1官衙と考えたい。延喜式によれば、両官衙ともに「糞所」のように「所」を称したいくつかの下部機構をもつており、それに要する建物もかなりの棟数に及んだと想像される。平安時代の記録をそのままあてはめることはできないが、最初にあげた取納から文絵に至る各段階でやはり相当規模の建物や敷地が必要であつたと思われる。それが2ブロックに分割されていたとしても差支えないであろう。

以上はいわば現段階での仮説で、今後調査の進行とともに改定を加えてゆきたい。しかし、この地区の調査が始めて平城宮官衙の実体を明らかにしたことおよびそこに位置した官衙がほぼ想定しうることなどは大きな収穫であつた。また官衙の位置や機構が、時期によつて変化すると推定される点も今後の検討を要する重要問題であろう。

## 第VII章 平城宮の諸問題

### 1 平城宮の四至と条坊

平城京は朱雀大路を中心に、東西おのおの9条4坊の左京と右京にわかれ、左京にはその東に2条から5条にわたって4条3坊の外京が設けられていた。<sup>\*</sup>平城京の条坊制については、すでに多くの先学の業績があり、京城の四至や京内道路の恒員が考究されてきたが、種々の解釈があつて未だ結論をえない状況にある。現在幸いにも平城京の大半はまだ水田地帯として残っており、旧条坊の痕跡はかなり明瞭に道路や畦畔で追跡できる。航空写真などでみると往時の条坊の道路が細長く続く水田列として残っているものもあつて、その位置や恒員を推定できる。ここではこのような条坊の痕跡をもとにして先学の業績を参照し、平城宮跡周辺から条坊の諸問題をとりあげたい。

平城京概観

平城京の地割は、大空令の小尺を測地尺として1800尺で計測され、各坊の町はすべて方400尺であると説かれていた。ところが近來の研究で大路の幅員には広狭があり、さらに平安京と同様ある部分では条坊間にも大路が存在するらしいことが判つてきた。その結果、条坊地割の寸法と大路・小路・町の通計とは一致しなくなるものもあり、旧來の説と矛盾が生じてきた。これを検討するには、一切大路・二条大路・坊間大路（平安京壬午大路に当る）など、他の大路よりも、すべて広い恒員の大路を合行左京右京各一坊が、最適と考えられる。

#### A 条坊の地割

平城宮跡の東西に接して南北に細長く続く水田列がある。これに航空写真でみると、旧京の殆ど全域にわたって続き、明瞭に一切大路の形跡を残すものである。宮城は東西を一切大路、南を二条大路で限られるが、東西の一切大路間の距離を求めると平城宮の東西幅すなわち2坊分の突距離を知ることができる。この場合条坊地割が朱雀大路を含むか、或は朱雀大路西側から東西に設定されたかを、併せて検討できることになる。この水田列の距離を、文化財保護委員会作製の平城宮跡1000分ノ1地図で計測すると、外畔間3600尺、内畔間3380尺であつて、これから宮城東西幅は3380尺、一切大路恒員は110尺ほどになる（PLAN 1）。

一切大路跡

宮南の一坊を同様航空写真でみると、朱雀大路、一切大路やこれに挟まれる一切の4町3路の形跡が、水田畦畔から明瞭に認められる。ここで注目されるのは、一切内にある3路のうち中央の路は幅が広く、これが坊間大路と確認できることと、また町の形状が正方形にならず、とくに朱雀大路に隣接する町にこの傾向が著しいことである。それらの東西幅を現地でも水田1筆ごとに略測すると、Fig. 26に示したような値になる。坊間大路が条坊地割の中心にあると仮定すると、宮跡東部

坊間大路の存在

<sup>\*</sup> 「神皇正統記」(改定史稿集巻27)に左京条九坊用六、右京条九坊用三の記載が挿入されている。この京は舊の記載事項から平城京と考えられ、誤記でない

すれば、平城右京には3坊分条坊が設けられなかつたかもしれない。現状では旧右京四坊は大部分が条坊の痕跡すらも認めがたい。

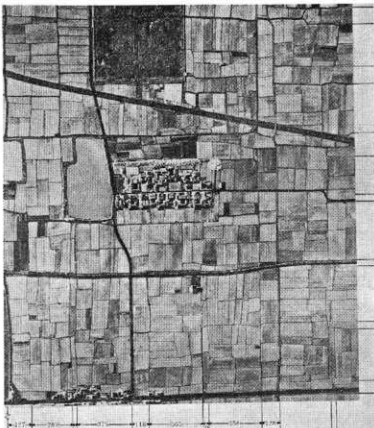
の朝堂院跡は、中軸線を坊間大路中心、すなわち条坊地割中心に一致させたと考えられる。<sup>\*</sup>1000分ノ1宮跡地図上で、昭和30年発見の大極殿回廊や諸堂跡を示す土壇から朝堂院中軸線を求め、これと宮城東西幅を2分して得た平城宮中軸線との距離を計測すると880尺となる。地割が1800尺で計画されたと仮定してこれをその半分の900尺とすると、測地尺と現在尺との比率は0.978となる。

この比率で宮跡東西幅を測地尺に換算すると、 $3380 \div 0.978 = 3456.0$  すなわち3456尺となり、宮城

東西幅は1800尺で想定した地割寸法より小さく、その差は $1800 \times 2 - 3456 = 144$ (尺)となる。しかし一坊大路の外側間の距離3600尺を換算した3681尺は、地割寸法より81尺大きい。この結果から、地割線は宮城中心すなわち朱雀大路の中心と、一坊大路の中心よりやや外方、道幅のほぼ3分ノ2の位置にあたることになる。またこの値には朱雀大路幅員の2分ノ1が含まれるので、京の地割は朱雀大路の両側から設定されたものでなく、むしろ大路中心からの設定と考えられる。

以上は1800尺を規準とする地割が行われたとしての考察で、これを他に及ぼしてゆくこととされておりである。まず南北方向は宮城の北限が確定しない現状では、平城宮跡を基準にすることが出来ない。しかし二条についてはすでに大同実による東大寺転宮中心(一条大路心)から、旧二条大路南縁石垣までの実測値があり、1837.1尺と知られる。これを先の数値によつて換算すると1880尺となる。<sup>\*\*</sup>ここでこれを地割線を一・二条大路心とみると、南北方向では80尺の差が生ずる。この差は二条大路南半の幅員で、二条大路は160尺と計算される。同様三条についても、大同実の興福寺旧境内の南北の実測値があつて、1646尺と知られるので、<sup>\*\*\*</sup>前記の二条の実測値を加えて、一条大

Fig. 26 平城宮跡東南付近条坊地割



(数字の単位は尺)

測地尺と現在尺との比

1800尺の地割

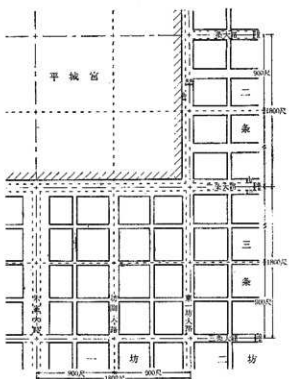
\* 次節でのべるように宮城中央区は第1次、東宮区は第2次の朝堂院に比定される。第1次の朝堂院は朱雀大路中心と中軸線を揃えるので、第2次のもも正間の坊間中央路中心に中軸線を一致させたと考えられる。しかし坊間大路を示す水田の中心線の延長は、現状では正しく朝堂院跡中軸線と一致しない。これは水田の東西幅が120尺ほどあるため、坊間大路幅を100尺とみて、中心線と中軸線が一致

すると仮定した。なお朱雀大路の幅員はFig. 26に示した水田からは260尺ほどみられるが、南の水田はこれより広く平安京回廊280尺の幅員とみるべきであろう。

〇〇 大同実「平城京二条大路と東京極路」(建築史1-1) 図14

〇〇〇 大同実「興福寺建築論」(建築雑誌505) 図3

Fig 27 平城宮周道条坊復原図



路中心より三条大路北縁までの距離を求めれば 3483.1 尺、これを換算して 3562 尺となる。二条大路中心が地割線とすると  $1800 \times 2 - 3562 = 38$  (尺) 差があり、三条大路の幅員が 76 尺となる。

以上の一切と二・三条の計算から、条坊地割を 1800 尺とみるのは妥当であり、1 町を 400 尺とすると三条大路の計算値を参考にして、大路 80 尺小路 40 尺とみなせよう。このことから Fig. 27 に示すように、条坊を限る大路が地割線上に 2a (80 尺) で計画され、一切大路・二条大路はさらにこれを平城宮城の側に、等距離  $b (=a)$  で拡張され、それぞれ 120 尺、160 尺の幅員をもつようになったと考えられる。<sup>\*</sup>すなわち大路で幅の広いものは、計画数値 80 尺のどちらかに、道幅を広げた結果と考えるのである。

大路・小路の幅員

条坊を限る大路が 80 尺より広い幅員で設計されると、地割計法が各条坊に一定である以上は、当然条坊内の町に影響を及ぼすことになる。

宮南の一切では、二条大路に南接する町が Fig. 26 で認められるように、南の 3 町より南北幅が狭いのはこのためであり、また前述のように一坊の東西方向は中間に大路が設定されたため、町幅に広狭があるのが明瞭に認められる。大路の幅員が町に及ぶ最もよい例は朱雀大路両脇の町で、最大の幅員の路に接する町が最小の幅となる。

道路幅員の町への影響

この 1800 尺の地割を、一切と二・三条以外で検討してみると、次のようになる。最近、大安寺南大門、中門、西大寺東西両塔、薬師寺南大門、中門など京内寺院の一部が発掘されてその位置が確定した。<sup>\*\*</sup>寺院の中軸線は条坊に規制されるので、奈良市作製の 3000 分ノ 1 都市計画図上でこの位置を計測し、条坊地割を検討できる。発掘によって得られた大安寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線より 5730 尺東にあり、これを換算すると 5859 尺となる。伽藍中軸線は三坊大路の 1 町東の小路中心と一致するので、想定地割計法は  $1800 \times 3(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400(\text{町}) + 20(\text{小路半}) = 5860$  (尺) で、実測値とよく合致する。また西大寺東西両塔の中心、すなわち西大寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線の 4620 尺西にあり、これを換算すると 4724 尺となる。伽藍中軸線は三坊九〜十二坪の中心と一致するので、想定地割計法は  $1800 \times 2(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400 \times 2.5(\text{町}) + 40 \times 2(\text{小路}) = 4720$  (尺) となり、両者はほぼ合致する。一方薬師寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線から 3100 尺西にあつて、換算すると 3170 尺となる。伽藍中軸線は、一切大路の 3 町西の小路にあると仮定すれば、想定地割計法は、

地割計法の検討

\* 瓦形形で認められる二条大路跡の水田は、平城宮に接する部分では、南北幅が特に広く 170 尺ほどであり、東一坊大路跡より東側の水田では 160 尺ほどになっている。宮正西のみは広くされていたようである。

\*\* 大岡典、浅野清「大安寺南大門中門及び回廊の発掘」「薬師寺南大門及び中門の発掘」(日本建築学会論文集 50)「西大寺東西両塔」(同論文集 54)

1800(坊)+40(大路半)+400×3(町)+40×2.5(小路)=3140(尺)となり、これでは30尺の差ができる。\*以上は東西距離であるが、南北方向では薬師寺南大門、大安寺南大門の基壇前面と宮跡南端間の距離が計測され、これは7040尺、換算すると7198尺となる。宮城南端から六条大路北縁までの計画寸法は、80(二条大路半)+1800×4(坊)-40(大路半)=7240(尺)で、これも約40尺の差が出るが、門の前前が大路より後退していたであろうから、これでは細かい検討はできない。

## 外京の地割

なお外京の東西地割寸法は1800尺ではない。興福寺金堂心すなわち興福寺伽藍中軸線と大安寺伽藍中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五～八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は、5532-[1800-(40+400+20)]=4192(尺)となる。これを1800尺の地割で2坊1坪半として計算した結果、1800(坊)×2+40(大路半)+400×1.5(町)+40(小路)=4280(尺)と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が、1800尺より小さかったことを示すもので、興福寺周辺の条坊痕跡によつても同様な結果が得られる。その原因は使用尺度の相違か、または大路・小路の幅員が狭かったものであろう。いずれにせよ外京設定の時期が遅れることを示すと考えられる。\*\*

## 条坊間大路の問題

条坊間の大路については、主として中世の山畑券文によつて現在一・二条や一・二坊にその存在が知られている。\*\*\*このうち水田の畦畔によつて、明瞭に条坊におよぶ条・坊間の大路が認められるものは、宮内の左右各一切の坊間大路のみであつて、他のものは確認できない。条坊地割寸法は坊間大路の存在にならば制約されず、何れの条坊でも等しい寸法であるため、距離測定からは大路の存在を確認することができず、現在では文献によるか、その痕跡を留める水田の形状によらざるをえない。宮東の一・二条では、宮跡付近の水田の形状からは坊間の3路すべてが、大路のように広い幅員で認められる(PL 1, Fig. 26)。しかしこれを追求しても、法華寺以東では大路の痕跡を求めることができない。

二条の条間大路については二・三の問題がある。「東大寺修理所修理注進状」(東大寺文書)に中御門大路の記載があり、条間大路が外京にも存在したことが知られる。一方地割を一定とみるとすでに述べたように、この大路に隣接する町は400尺平方より小さな面積でなければならぬ。正倉院文書紀朝臣藤原長家地相換券文には、外京の二条五坊七町は1町2段124歩(400尺平方)と記載され矛盾が生ずる。また東大寺中御門に相当するいわゆる焼門の位置は、大同突の実測によつて磁器門心より855.3尺南と知られる。とすれば中御門大路は地割の中心に位置しないことになり疑問である。なお坊間大路については右京九条二坊、左京四条一切では文献上否定的なものもあり、また坊間の中央にない大路が、右京二条一切に存在することなどがあつて判然としにくい。或は利用度の高い小路のみは、大路に拡張されたのであろうか。\*\*\*\*

\*これは現在考えられているいろいろな条坊寸法を用いても、うまくゆかない。薬師寺は条坊とずれて建てられたらしい。

\*\* 興福寺の伽藍中軸線は大路6丈小路3丈の幅員で計画された条坊によく合致することが今迄知られてきた。しかし外京の東西方向の地割をそう認めても、なお寸法に差がある。興福寺の伽藍中軸線が、この基準の異なる外京の条坊に合致する以上、興福寺の位置は外京設定以後となる。興福寺の供養や推摩会が和暦7年に行われていることから、外京の設定は和暦年間とみられよう。

\*\*\* 田村吉永「平城京条坊機構の諸問題」(史蹟と美術22-9) 図27、大井重二郎「平城京条坊大路以外の六大路の確證と京極路の内計算について」(続日本紀研究4-8・9) 図32。

\*\*\*\* 東大寺文書「薬師寺僧侶田池地分」に、右京九条二坊八坪西小路、東大寺文書「藤井坊子田池地分」に左京四條一坊七坪東小路とある。これからはこの坪に接する坊間の路は小路のようにみられる。また西大寺本懐行自録「西大寺四王堂免田等事」に右京二条三坊一坪南大路とあつて、坊間中央路の他にも大路が高えられよう。



## B 平城宮の地割

宮城東西距離は前述のように地割線より一坊大路幅員の3分ノ2を減じたものであつて、一坊大路幅員を120尺とみたため、 $(1800-80) \times 2 = 3440$ (尺)となる。宮城の広さ

南北距離も両限は二条大路のためせばめられているが、北限も北京極路で同様せばめられたとすると宮城の広さは3440尺四方となる。

宮城には朝堂院、内裏、各省官衙が存在し、それらを囲む道路の存在が考えられるが、平安宮宮城内道路古図にみられるような宮城内の路は現在の地形から明らかに指摘することはできない。発掘で判明した道路遺構は、6ABO区中央の官衙を囲むる幅50尺ほどの南北路で、この位置は宮城中軸線上にある。また、6ABN区南端部は地山が南よりも一段高くなり、この部分ではなんらの遺構も発見されないため、東西に通ずる路と推定した。この位置は南北地割の4等分線上に相当する。なおこの他に地域を囲むる遺構として、昭和3年発掘の6AAB区に玉石積の溝が知られている。溝が発見された場所は南北に細長く連続する水田で、この水田列は宮城中心にまでおよび、朝堂院と東一坊大路の間の宮城北半地域を2分する位置にあるが、地割寸法とは直接関係しない。なお、現在国有地となつている朝堂院跡についてその構成と地割の関係を見ると、南門、中門、大極殿前門のそれぞれ前面は南北地割の4等分線上に位置する。この諸門と道路との関係は、平安宮古図に見られないもので、宮内建物群の全体計画を考える上に注意すべき点であろう。

上記の要旨を列挙すると次のとおりである。

- 1 平城京の条坊は1800尺の等間隔で方眼に地割され、地割計画では条坊大路の幅員の広狭は考慮されなかつた。
- 2 条坊大路は地割線上に設定された。
- 3 幅員が広い大路を設定するに当つては本来計画された条坊大路の片側ないし両側に拡張された。
- 4 幅員が広い大路に隣接する町は、大路の影響で町の広さが縮小された。
- 5 五〜七坊のいわゆる外京では、南北方向と東西方向は地割の寸法が異なる。南北方向は一〜四坊の延長なので問題ないが、東西方向の地割の違いは、外京設定時期の遅れることを示している。

平城京条坊割の正確な数値は、旧京全城にわたる地形測量によらない限り結論は求められず、今後の問題として残さざるをえない。とはいうものの、平城京の大路の位置や幅員は平安京と近似している。大きな差異は町の広さが一定でないことで、その他は延喜式に示される京程を平城京にも適用してよいのではないだろうか。平安京条坊割は町の面積を一定にし、北辺坊を整理したもので、全く平城京条坊割の発展形式と解されるのである。

## 2 宮内諸建造物の機能と位置

### A 文献にみえる建造物群

ここでは文献にみえる平城宮関係の殿、院、苑、門などを宮城門、内裏、朝堂および諸官衙に整理分類してその機能と宮内位置を考えてみる。

#### 宮 城 門

宮城の周壁には宮城がめぐらされ(宮衛令宮城条)、その外辺には溝が掘られていた(同条古記)。宮

城4面にはそれぞれ3門ずつあわせて12の大門が存し(宮内令宮門条古記)、門前に橋を渡して(舊御令宮内大橋条古記)、宮城外に通じていた。宮城十二門のことはすでに飛鳥板蓋宮にみえるが(皇極紀4・6)、十二門の存在を確証できるのは、わが国都城制に飛躍的な発展を劃した藤原宮においてである。宮城門はまた外門とよばれ、門部が守衛する。これに対して、宮城内には衛門府と衛士府が防守する宮門(内門)、兵衛府が上當する開門(内門)があつて(宮内令宮門条古記)、内裏を中心に3重の構造をなしていた。

宮城十二門

宮城十二門には固有の門号がつけられ、平安宮の場合には拾芥抄(宮城部第19)によると、東面北から陽明・待賢・郁芳、南面東から美福・朱雀・泉嘉、西面南から鏡天・蕃壁・殿宮、北面西から安嘉・俣壁・施智とよばれた。ところがこれらの門号は、弘仁9年に唐風の2字を用いる美称に改められたもので(紀略弘仁9・4・庚辰)、それ以前はそれぞれ山、建部、的(山犬養)、壬生、大伴(山犬養)、若犬養、玉手、佐伯、伊都部、海犬養、猪俣、丹治比と氏名を冠するものであつた。<sup>\*</sup>平城宮の場合もこの氏名を冠す門号であつたことは、のちにみるように統紀の実例によつて証明される。氏と門号の関係については従来、拾芥抄(同上)の記述から各氏族がそれぞれの門を造営したものと考えられてきたが、最近の研究によつて氏族造営説は排せられ、門号となつた各氏族は実は大化前代以来の天皇近侍氏族で、令制では宮城内の守衛にあたる衛門府門部に系譜を引く氏族であることが明らかにされ、改新のプロローグをなした入鹿誅滅事件、いわゆる乙巳の変に際して、これら氏族が板蓋宮の大門を防守した功勞を表彰して附したものと見る見解がとられるに至つている。<sup>\*\*</sup>

平城宮の宮城門

平城宮十二門のうち、文獻にみえるものは、朱雀門(統紀和訓8・正・別、天平6・2・朔、天平16・3・丁丑、養朝令儀条古記)、建部門(大日本古12—392)、中壬生門(統紀神慶2・5・戊午)、的門(統紀宝龜3・12・乙亥)の4門である。朱雀門は宮城南面の中央に位置する宮城正門で、十二門中最も重要な外門である。元日朝賀に際して鼓吹騎兵がこの門の左右に陣列し、天皇がこの門に御出で、京中の大歌垣を觀賞しているなどの統紀の事例がそのことを証明している。儀制令儀条古記にも「元日朱雀に飾馬を陣列する許に、藤原右大臣(武智麻呂)の義戈を立つ」とあるから、元会朝賀の儀式に朱雀門は欠くことのできない重要なものであつた。平安宮の場合も同様にその委細は貞觀儀式(巻第6元正明堂)によつて知られる。いうまでもなく、元朝儀式は天皇大極殿に御出で朝堂で行われるものであり、朱雀門といわばその延長として利用されるのである。朝堂と朱雀門のこうした機能上の対応関係を考慮すると、平城宮跡で朝堂を東方部に推定した従来の説は再検討する必要が生ずる。朱雀門の記録が天平16年以降に見当たらない点からすれば、記事の省略を考慮するとしてもなお、それがかつて朝堂正面の門であり、これ以後朝堂の位置に変化があつて、機能的に以前の重要性を失つた事柄を示すのではなからうか。(後述参照)

建部門は正倉院文書に右大臣(藤原藤成)以下13人がこの門に参向したとみえるものである。その年時を大日本古文書編の編者は、勝宝4年としているが、たしかなこととはなお不明であり、何のための参向かも明らかでない。ところで建部門の位置であるが、本来は平安宮待賢門の位置、すなわち

\* 熊大養門は一条兼良「年中行事秘抄」所引「弘仁陰陽寮式」群書類從6)にみえ、佐伯名前は弘仁式所載の門号を都に遷都から景雲3年までのものとした。|宮城十二門付と古代天皇近侍氏族(純日本紀研究2—4,5)。大伴門が朱雀門にかつた時期は不明であるが、朱雀門の初見が和暦8年であることか

らすれば、あるいは平城宮ではじめて改称された門であらうか。

\*\* 川助政太郎「平安宮十二門に関する問題」(史迹と美術15—6)、井上謙「宮城十二門号と乙巳の變」(純日本紀研究1—7)、山田英雄「宮城十二門号について」(純日本紀研究1—10)、佐伯有富彦掲論

東面中央であるが、弘仁式、貞観式の逸文から佐伯有清が復原したところによると、\*菘仁宮以来景雲3年までの平城宮は東面の門号位置に移動があり、建部門は本来の的門=都芳門の位置すなわち東面南端に位するのである。勝宝4年のものとすれば丁度その間にあたるわけである。つぎに中壬生門。これがもし壬生門と同じならば、平安宮美福門の位置、すなわち南面東の門である。それならば何故「中」の字を冠するのか。拾芥抄で東、南、西各面の中央門がまた「中御門」とよばれていることからして、「中」を中央の意味に解することはきわめて自然である。ところが統紀によると、中壬生門の西に官人百姓の訴陳を聴く場所を設けたとあるから、この門は宮城の北西か南面以外には考えられないことになり、おそらく南面東の門と推定される。したがって「中」の字は位置の意味からは解けず、別の解釈が必要になつてくる。南面東門とすれば、東朝堂の正面にあたる。さきに朱雀門についてのべたように、朝堂の正面門は朝儀に際して重要な機能をもつものであつて、こうした事情が「中」の字をつけた理由ではなからうか。

的門は平安宮都芳門と同位置とすれば、東面の南端の門である。統紀によると、宮城内にあつて的門に通ずる東西の路に、太政官弁官司の南門が開いていたことがわかる。この的門と弁官司の位置は平安宮の場合もほぼ同じである。

### 朝堂関係

朝堂は諸司百官が、一堂に会して朝儀を行う場所である。北城に天皇の高御座を設ける大極殿の一部を付し、南面には控えの場=朝集殿の一院を配し、この間に朝儀の場としての12堂があつて以上3つの部分からなつている。宮城内諸建築物中内裏とともに、最も重要なものであることはいうまでもない。そこでまず朝儀の具体的な内容を統紀について調べると次のようである。

朝堂儀式の具体例

- 1 即位および大嘗会の饗
- 2 元日朝賀および饗
- 3 蕃客(外使・華人)謁見および饗
- 4 正月の節宴(7日・16日<雑歌>、17日<大射乃至内射>)
- 5 その他
  - イ 饗饗(1代1度の仁王・大般赤群の饗饗、天平9年段宗義行につき勝勝王冠饗饗)
  - ロ 授位(神位6・3・甲午、延暦2・2・壬子)
  - ハ 宣詔(天平元・8・癸亥<改元>、宝守6・6・庚戌<高野天皇詔>、天心元・4・癸卯)
  - ニ 特別な宴(神亀4・11・己亥<蕃王饗宴>)

つぎに律令の規定および集解註釈書について朝堂の儀の内容を検討しよう。衣服令には大祀・大嘗・元日の三大儀式に際して、五位以上が着用する礼服の詳細な規定が見えている。また同令武官朝服条には、特別に「会集等日」の服装がきめられている。この「会集日」を義解は「元日及聚集并蕃客宴会等」とし、穴説は「大祀、大嘗、元日および宮内令の儀仗を立てる日」としているが、儀仗を立てる日は宮内令元日条に「元日、朔日、若しくは聚集すること有らん、および蕃客の宴會許見には、皆儀仗を立てよ」とあるのを指す。儀仗を立てる儀式のすべてが、朝堂で行われるとは限らぬにしても、さきの統紀の用例に徴して、それらが多く朝堂儀であることはまちがいない。右にあげたもののうち、朔日すなわち告朔儀のことは儀制令文武官条に、朔月の公文(いわゆる告朔文)を五位以上が朝庭の案上に送り着け、これを大納言が進奏するとあるから、朝堂でおこなわれたことは明らかで、統紀にその例を見ないのに、毎月の常例行事として省略したものに他ならな

\* 佐伯有清は弘仁式の場合、大衆の宮城に東面の門につけられる土牛童子像の色が、のちの貞観式・延暦式とことなつていることから、門号に移動があつたことを推定され、つぎのように整理された。

	〔藤原宮〕 〔平城宮〕	〔弘仁式〕 兼〔貞観式〕	〔貞観式〕	〔延暦式〕
(北)	山門	山門	山門	陽明門
(中)	建部門	山門	建部門	待賢門
(南)	的門	建部門	的門	都芳門

い。\*

天平10年頃にできた大皇令の注釈書古記はさきの宮衛令元日条で、朝堂儀式をその儀式内容によつて次の3つに分類している。

- 1, 元日……五歳を装い、鉦鼓あり。
- 2, 春客宴会群見, 左大臣以上任授……幡を立てるも鼓・鉦・鼓なし。
- 3, 五位以上授……幡なく直に傍伏威儀。

これによつて平城宮における朝堂儀式の一端をうかがいがい知ることができよう。

以上の事例によつて、平城宮の朝堂が、常の行事や臨時の大事に際して朝儀、饗宴のいずれにも使用されたものであることがわかるが、平安宮においては弘仁年間豊楽院、武徳殿などが新しく造営されて、饗宴・騎射が朝儀そのものから分化し、それぞれ固有の殿舎をもつようになった。このような両者の差異は、実は奈良朝、平安朝の政治のスタイルを反映するものであろう。

つぎに大極殿、朝堂関係の用語を個別的に検討しておく。

a. 大極殿閤門（大極殿南門、南門）と重閣門（重閣中門） 平城宮の大極殿が藤原宮と同様朝堂院に対し南面を閉じて一院をなす構造であったことは、平安宮の場合と異なる大きな特色である。大極殿南面の正門は純紀に大極殿閤門、単に閤門、あるいは大極殿南門、単に南門とみえているものがそれにあたる。その用例をみると、華人奏楽観覧・大嘗会宴・正月の節宴に際してここに天皇が御降するものである。これに対して重閣門、あるいは重閣中門はその用例がいずれも5月5日の騎射であること、騎射が行われる場所は他の例では、松林苑や逸原の南野射であり、正月17日の大射（あるいは内射）が朝堂院で行われているのと対照的であること、さらに「重閣」ないし「重閣」という門の構造に注目すると、平安宮の会昌門あるいは応天門に相当するものではなからうか。\*\* なおこの他に重閣中門なるものが、宝亀4年正月7日の節宴に利用されているが、同日の饗宴の他の例から推して、朝堂院一郭の謂であらうか。

b. 大極殿南院・南院・南閤 南閤は霊龟元年（大和）、大極殿南院は勝宝3年（錦秋宴）に1例ずつみえ、単に南院は、勝宝3年（七夕宴）・宝字元年（奈良麻呂の乱につき畿内百姓村長以上に配）の2例みえる。南閤は大射の行われた他の例からすると朝堂院の別称であろう。霊龟元年のことだから、まだ朝堂院の体裁を整えていなかったものに、このような表現を用いたのであろうか。大極殿南院、南院も朝堂院一郭を指すらしいが、この用例がいずれも孝謙朝のものであることに注意したい。孝謙朝の内裏・朝堂の利用が不安定なものであったことは、第Ⅲ章にものべた通りであるが、宝字元年は丁度大宮改修のために、山村宮に移御していた時期のものであり、勝宝3年の2例は当時朝堂院に何等かの改修が行われたと思われる時期である。かかる時期の朝堂院一郭を、あえて南院・南閤と称したとすればはなはだ興味深いものがある。

c. 中朝・西朝 中朝は天平2年（正月7日節宴）、西朝は霊龟3年（華人奏楽）にそれぞれ1例ずつみえる。「朝」は朝堂と解するのが自然で、華人の奏楽は朝堂でおこなわれるのが通例である。

d. 太政官院と朝堂 太政官院は、のちにのべる介官曹司を合む太政官の官衙であり、また太政官坊ともよばれる。（純紀宝字元・7・戊午）

太政官院は大嘗の斎事のおこなわれる場所でもあり、淳仁・光仁・桓武のいずれの時もここで

\* 純紀天平9・6・朔月条に「麴朝す、百官官人度  
を思らるるを以てなり」とある。この朝儀は告部の  
ことであらう。

\*\* 堀山敏男はこれを大極殿閤門と同一に考えている  
が、その用例の差異に着目するなら、いかがである  
うか。「大極殿の研究」p. 25

こなつた。平安宮では、朝堂院（八省院）に斎場を造るのが通例で、貞観儀式には徽帳にわたつてその儀式次第が記されている。したがつて平城宮では朝堂とならんで、大嘗の斎奉を行うかなりの規模の太政官院一帯が存在していたと推定され、平安宮古図によつて知られる太政官の規模とは相当異なつていたものとおもわれる。いずれも長岡宮の例であるが、太政官院に百官の朝庭が設けられ、その周型に築垣がめぐらされていたことなども（統紀延暦5・7・丙午、同4・8・乙酉）、平城宮の太政官院の規模・機能を上に参加になる。その位置はあとにのべる弁官曹司を含むものであるから、朝堂の東南にあつたものであろう。

### 内 裏

内裏はいうまでもなく、天皇の常の御所である。しかしそれは単なる天皇常住の殿舎ではなく、後にみるように授位、賜宴、外使接見の行われる政治の場所でもあつた。統紀、万葉集などに「内裏」と記されるほか、「御在所」「中宮」「中宮安殿」「中宮院」「中宮西院」「東院」「東内」「東常宮（南大殿）」「西宮前殿」「西宮後殿」「内南安殿」などとみえているものも、内裏そのものの別称、或は内裏内の殿舎を示すとおもわれる。これらの個別的な検討はすでに關野貞が『平城京及大内裏考』によつて一応果していることであるが、個々の点については異論もあり、近來の発掘の進展で得られた新知見もあるので、今一度それぞれの用例を検討し、なかでも各々がどのような関係にあるかを中心に、問題を整理しつつ述べてみたい。

a. 中宮と内裏 中宮は養老7年を初見に、勝宣6年に至るまで都合22回統紀にみえる。<sup>\*</sup>このうち3例を除く19例は、天平12年正月以前、すなわち崇仁遷都以前に限られる。その19例について利用内容を検討すると、授位、賜宴、蕃客献物、詔経など種々の行事に使われているが、その中で目立つた傾向として、天平元年以降元日の賜宴に6度使われていて、その画一的な利用がみられるのである。中宮の宴は侍臣に關わるものであるが、これと対をなして、そのほかの五位以上および蕃客は朝堂で饗せられる。元日の饗宴に際して賜宴をうける身分によつて中宮と朝堂が使われられているのである。このような一般的な中宮使用例からすれば、崇仁京から遷都後の3例はいずれも特殊なものである（統紀2、宮丁崩）。

中宮

ところが天平18年以降は上にのべたような用例の中宮は記録上から消え、かわつて内裏の用語が一般的になる。天平12年以前にも内裏の用語が全くみられないわけではないが、この例はわずか5例でしかも特殊な用例なのである。<sup>\*\*</sup> 崇仁遷都を境に、内裏関係の用語に中宮→内裏の変化がみられることは興味深いことである。御在所の意味もこの時期以前は内裏と同義に用いられているのに対し、以後は、一時的な行宮御在所の義にかわつている。<sup>\*\*\*</sup> 統紀の編纂者が用語を統一することなく、以前の記録をそのまま採用した1つの例であらう。

中宮については、これを宮子皇太夫人の御所とする説もあるが、<sup>\*\*\*\*</sup> 上の用例からすれば、内裏と同一の機能を有する殿舎とすべきであらう。後にみる東院・東内・東宮・西宮に対して宮城内中央に位することからよばれた「内裏」と考えるべきである。

\* 「中宮院」：5、「中宮西院」1、「中宮供養院」1に含ませる。

\*\* 神龜元（大嘗朝宮）、神龜3（玉粟生す）、天平元（光明皇后實祭）、天平3（政道に關する宣勅）、天平9（新羅使不礼につき宮人に宣見を請べさせる）。

\*\* 統紀神龜3・3・辛巳条、天平元・3・癸巳条、

天平12・9・戊子条にみえる御在所は内裏と同義であり、應安元・賜5・丙辰条、勝安4・4・乙酉条、宝字5・正・丁酉条では、御在所をいずれも一時的な天皇居所の意に使っている。

\*\*\*\* 大井重二郎「平城宮の中宮、皇后宮と西宮について」（大和文化研究4—4）

中宮院 b. 中宮院と中宮 中宮が崇仁遷都以前に特徴的な「内裏」の称呼であることをのべたが、中宮院は逆に天平17年以降にのみみられるものである。すなわち天平17年5月平城遷都に際して、御在所としたところが中宮院であることを初見として、その後5例みえている。このうち天平18年正月に太上天皇(元正)の御在所を中宮西院と呼んだ例(万葉集)を除けば、残りの4例が全て宝字6年5月以降の、淳仁天皇の御在所として示されている点はきわめて特徴的である。そこで考えられることは(1)中宮院がみえるのはいずれも平城宮が改造中、または改造を要する着替えない時期であること。(2)中宮の如き「内裏」視念がそこにはみられず、朝儀・陽宴が催されることもなく、全く天皇の御在所のみになつて、機能的に縮小化する傾向がみられることである。

東宮 c. 東宮・東院・東内・西宮 東宮が皇太子の居所であることは、東宮職員令に明示されており続紀の唯一の事例、神亀5年8月丙戌条の「東宮」も、基正の居所であることから問題はない。そして、これが天皇の御在所に対する方向からよばれた称呼であることも、東宮職員令集解の「御子の宮、御所の裏に在る故に東宮と云う也」(穴説)などによつて明らかである。

東院 東院は続紀壽永6年正月7日条(五位以上陽宴)、神護3年正月18日条(宣部)、同年2月14日条(山雲岡造神賀卒)、同年4月14日条(東院に殿新成。前臣聚米)、景雲3年正月17日条、景雲4年正月8日条(次侍從已上陽宴)と6例みえるが、これらはいずれも孝謙・称徳朝のものである。そして孝謙朝よりは称徳朝に多くみえるが、東院玉殿が称徳朝に新造され、その利用の仕方、正月節会(或は次侍從)以上に対する陽宴など、かつての中宮、或は後の内裏の機能と全く同じであることなどが注意される。なおこの東院が宮城内に存在したか否かは東内・東院を含めて問題となるが、宮城内と考えられる理由は次のとおりである。

続紀では天皇が宮城内の殿角に出御の時は「御」と記し、宮域外に出幸された場合は「幸」と記して使いわけのを一応の原則としたらしい。<sup>\*</sup>東院で「幸」としているのは、神護3年2月14日の出雲岡造神賀奉奏上の1例のみで、他はすべて「御」とする。岡造神賀について続紀で奏上の場所を明記するものが他に1例あり(壽永2・2・奏奏)、この場合は大安殿であつた。したがつて、先の1例も内裏乃内内裏関係の殿合で行われたとすべく、東院を宮域外に求める必要は認められない。

東院に関しては事例中唯一つ、孝謙朝に属する壽永6年正月7日の記事が、万葉集(4301)の詞書にもみえる。これには「7日、天皇太上天皇(聖武)皇太后(光明子)、東常宮の南の大殿に在りて肆宴する歌」とあつて、東院がまた東常宮ともよばれたことをしめしている。東常宮がさきの皇太子の居所東宮に通じるものであり、孝謙が聖武・光明皇太后とともに東常宮に在つて、正月節宴に奉歌をうけている様子は、皇太子時代の居所(東宮)を即位後も常の御所としたことを想像させる。そして称徳朝にはさらにこれが改修発展して、のちにのべる西宮とともに、内裏の一翼をなうにいたつたのであろう。なお平城宮の東宮殿合は、和銅7年に立太了した元明・元正朝の首皇子(聖武)にまでさかのぼるものであり、おそらく聖角から養老にかけての時期に造営をみたのではなからうか。<sup>\*\*</sup>

東内 東内は続紀景雲元年12月乙酉条(近東内次官任命)、同3年正月丁丑条(御東内始行古昔梅過)の2例のみで、称徳朝にのみみえる。景雲元年から2年にかけて造営が行われ、3年正月にいたつて竣

\* 天皇が宮域外に出幸された場合は例外なく「幸」であるが、「御」は必ずしも宮域内とは限らない。例えば天平14・2・朝、皇后宮に幸したあと、3月20日には皇后宮に御して五位以上を宴しているなど

の用例もある。

\*\* 東宮を内裏内殿合とすることは当時の皇太子の地位を考えると無理である。

工した東内においてはじめて吉祥御進を行なつたものであろう。<sup>\*</sup>東内と東院の関係は不明とするはかない。

西宮は称徳朝にのみ固有の宮殿であつて、統紀によると5例みえる。<sup>\*\*</sup>これらの利用例をみれば、最初の例は元日朝賀に際して、天皇が西宮前殿に出御したものであるが、元朝の常例は大極殿出御であり、もし大極殿が存しない場合は廃朝される前例があるから、<sup>\*\*\*</sup>これは前後にその例をみぬ特殊なものである。その他の例は、さきの東院と比較すれば、やや奥向きの行事に利用されたものと解され、法王道説が大臣以下の元日拝賀を西宮で受けているのも「内裏」としては前次的なものであつたからであろう。道鏡の法王宮においても節日に屈宴が行われていることから考えれば、称徳朝における西宮は、機能的に東院と法王宮の中間に位置するものであり、称徳崩御の場所が西宮寝殿であることも、これがさきの中宮院と似た性格のものであつたと推定する理由となる。

なお、その宮城内の位置は岡野貞のいうように、宮城内西方に「大内宮」の字名を残すあたりと考えられるが、また内裏として拡張発展した東院に対して、かつての中宮院が、西宮とよばれたとも考えられるから、どちらか決しがたい。

d. 大安殿・中安殿・内安殿・内南安殿 これらがいずれも内裏内殿舎を指すこと、大・中・内宮がそれぞれ平安宮内裏の紫宸殿・仁寿殿・常寧殿に比定されるとする通説は妥当な解釈とおもわれる。これらのうち、内南安殿は勝宗7年8月13日の除宴の場所として、万葉集(4452)の詞書にみえるもの。大安殿は統紀の神亀2年以降の例にみえるが、うち3例は天平14年正月から17年正月のすなわち恭仁・早賀宮にかかわるものである。なお勝宗2年元日の朝賀と、同年2月4日の出雲園造の神斎賀奏事の2例は、当時帯在中であつた難波宮の大安殿であるかもしれない。残る4例は確実な平城宮のもので、冬至肆宴1、踏歌宴2、無造大会1(天平17・8・15、平城道部の宮後)など多くの節宴に使用されているが、恭仁・紫香楽宮においても七日宴2、踏歌宴1などに使用されている。したがつて、大安殿で行われた元日受朝は特例に属し、大安殿を大極殿と同一とすることはできない。中安殿は元明太上崩御の場所としてみえるのが唯一の例であつて、これがのちに仁寿殿に相当するという通説の重要な根拠をなしている。内安殿は、養老5年、神亀4年、宝字3年、4年の4回みえるが(統紀)、養老5年の伊勢斎内親王任命を除いて、いずれも重要事儀にのぞみ、主典以上の官人を集めて留射を開わり、あるいは授位を行っている。このように、機能的にはむしろ「大極殿」に相当するが、やはり内裏内殿舎とすべきであらう。

ところでこれら内裏内殿舎とおもわれる安殿関係の記事は、大安殿は勝宗6年まで、内安殿は宝字4年正月まででなくなる。これを宝字年間の内裏改修に関係づければ、大安殿・内安殿・中安殿はいずれも宝字以前の旧内裏にかかわるものであろう。宝字の改修以後で大安殿(前殿、正殿)に相当するものは「前殿」である。ここでは宝亀7年8年の元日の宴、16日の節宴、遣唐使節刀禰母が行われており、前後の記事に徴して、「内裏」の前殿であることは明らかである(別表5参照)。称呼の上からいえば、さきにみた称徳朝の西宮前殿にその系譜をひくものであろうか。

\* 吉野天徳廟のことは景宗元・正・乙未朱に諸国分寺において正月8日から7日間おこなうべきことを命じているのを初見とするが、宮中においておこなわれた最初がさきの景宗3年正月のものであろう。東内は宮城内御道端として指定されたものであろうか。

\*\* 宝字9・正・癸巳冬(前殿、受朝)、神祇3・8・乙酉冬(極殿、設点)、以雲2・11・壬辰冬(前殿、新嘗儀集)、同3・正・壬申冬(前殿、法王道説に拝賀)、同4・8・癸巳冬(寝殿、称徳崩)

\*\*\* 別表5参照。

## 諸 官 衙

a. (太政官) 弁官曹司 宝字元年7月庚戌条と宝龜3年12月乙亥条にみえる。後者はさきに宮城門のところでべたように、弁官曹司の所在を推定しうる貴重な記事である。すなわち、弁官曹司は、宮城東面南端の的門に通ずる路に南門を開き、朝堂東回廊のほぼ中央部に接してその東側に位置していた。この位置は平安宮内の太政官とはほぼ一致する。

b. 中務南院 勝宗5年正月癸卯条にみえ、元日陽宴に使われている。普通一般の元日宴は、内裏あるいは朝堂が用いられているから、この場合は特例である。

c. 武部曹司 宝字5年正月丁酉条にみえ、小治山宮から遷幸なつて、ここを御在所としたとある。当時平城宮が改作中であつたための処置であろう。

d. 大藏省(節部省) 養老5年・天平10年・宝字8年・宝龜3年・同6年・延暦元年の7例みえる。位置を直接示すものはないが、宮城内、宮城外を判定する一つの手がかりとして、さきにも使つた「御」「幸」の用字を検出すると、天平10年が「御」とあり、宝龜3年・7年のものが「幸」となつている。わずかの例であるが、いずれも平城宮改作前後の安定した時期のものであり、朝堂の移建によつて官衙の配置がえも行われたと推定されるから、天平頃に宮城内に存したのが、宝龜に宮城外へ移建されたのではなからうか。なお、倉には雙倉・長蔵などの種類があり、「北行東第二雙倉」とあることからすれば、南北2列以上に並んでいたであろう。

e. その他 學(景雲元・2・丁亥)・左右兵庫(天平元・4・朔)・兵部南院東庫(天平元・12・庚戌)・圖書寮(宝字8・10・壬申)・圖書藏(宝字元・7・庚戌)・初負御井(宝龜3・3・甲申)などがみえる。このうち大学は「幸」とあるから宮城外らしく、圖書寮・藏は明らかに宮城内であるが、そのほかは不明である。

## そ の 他

a. 南苑(南樹苑) 南苑は統紀神龜3年3月辛巳条を初見として、天平19年までに16回みえるが、天平末年でたえることは、恭仁遷都以前の平城宮にかかわる苑であることを示している。天平19年には、本来内裏あるいは朝堂などで行われるべき元日宴会の他、授位・騎射・仁王経講読などに用いられている。これは恭仁遷都により定廃に帰した内裏・朝堂が、遷都後まだ使用にたえなかつたための臨時利用と考えられる。これを除く天平12年までの南苑用例をみると、冬至などの節宴8回その他3回である。関野貞は南苑を宮城内の中央部、内裏の南域に比定されたが、節宴の内容から今少し小規模なものと考えてよいのではあるまいか。南樹苑と別称され、曲水宴にも使われているから、水に関係ある場所であつたのであろう。あえて南苑の位置を定めるならば、中央内裏と朝堂の間、あるいは場所は不明だが、同様なことに使用される松林苑の南であろうか。天平19年以後に南苑がたえることは、以後の宮城内改造で、この地域が他のものにかえられたためであろう。

b. 松林苑・松林宮・北松林 天平元年3月癸巳条を初見に、いずれも天平年間には5回みえる。曲水の宴に2回、5月5日騎射宴(端午節句)に2回、正月17日(大射宴)に1回使用されている。さきの南苑同様の機能をもつた苑で、泉水のえられる場所であつたらう。北松林とあるから内裏の北方であることはまちがいないが、宮城内であるか否かは不明である。この苑の記事が天平年間で限られているのは、南苑とともに注意をひく。

c. その他 西油宮(天平10・7・癸酉)、鳥池池(神龜5・3・己亥)、内嶋院(宝龜8・3・乙卯)などがみえるが、これらの位置や実体はあきらかでない。

大藏省

南苑



## B 平城宮大内裏の復原

宮城内の諸施設の配置を決定するのは、いうまでもなく宮城の中央に大きく占地する朝堂と内裏である。関野氏は、朝堂を十二堂と大廻廊の土壇を明瞭にとどめる宮城東よりの地域に、また内裏を朝堂と推定した地の西北、東大宮・大宮などの字名を残している宮城全体の正面北域の高燥地とした。この関野の復原は、これまで一般に認められてきたところである。

しかし第Ⅱ章にふれたように、関野の推定した内裏の南域、すなわち宮城中央正面の一郭に、東方の朝堂推定地と同様な土壇およびその痕跡が東西にならんでいる。これを関野は平安宮聖徳院の先駆的なものとして文献にみえる菅菴にあたとされたが、\*ここが朱雀門大路の正面、平城宮の中心の一郭であり、土壇が整然とならぶことから、この地も朝堂であつたと考えられないであろう。従来調査、特に昭和30年の大塚東回廊東南隅の調査結果で、東の朝堂推定地域が和銅創設期にさかのぼりえないことがわかり、東の朝堂が必ずしも平城宮の当初計画によるものでないと考えられるにいたつた。\*\*この東と中央の両地域の東西幅を測ると、東の地域は 185 m、中央の一郭は 215 m で中央の方が広い。これを藤原宮の朝堂院が 225 m であること、\*\*\*平安宮の復原数値が 160 m であるのと比較すると、中央のそれは藤原宮にきわめて近く、東はそれと平安宮の間に置かれるべきものと考えられる。

第2次朝堂院・内裏

	東西幅	南北幅	堂間東西距離
第1次朝堂院	690	—	560
第2次朝堂院	600	1650	450
第2次内裏	600	650	—
藤原宮朝堂院	780	1940	600 (単位尺)

このことから平城宮内の中央と東の2地域は、前後に時期を異にして造営されたとみるべき選擇であり、中央が和銅創設以来の第1次のもの、東の朝堂は第2次のものと考えられてくる。

文献からこの点を検討してみると、前述のように朱雀門は崇仁遷都以前にのみみられるから、この間は朝堂が宮城の中央にあつたと考えられる。これに対して東朝堂の正門門が「中壬生門」として史料にあらわれるのは称徳朝である。

内裏についても、最近の発掘で、関野の推定した宮城正面北域のほか、東朝堂に北接する地にそれと対になる状態で、内裏と推定できる特殊な築地回廊をめぐらす一郭の存在することが明らかになった。この築地回廊は昭和29年の発掘できららかにされたように、2回におたる掘立柱の廊状遺構に、重復して建てられているから、平城宮としては後の時期に置くべきものである。ここは文献的にも東宮ないし東院の延長線上に考えられ、それを称徳朝に内裏として拡充発展させたものとするれば、遺構の状況と矛盾しない。

朝堂・内裏について第1次と第2次のものが想定できるとすれば、移建をあえてしなければならなかつた理由、またその時期、そして中央部の第1次朝堂が移建された跡の処理などが、あらためて問題になる。さらに内裏・朝堂の移建が、宮城北域の3期5次におよぶ官衙群の造作とどのように関連するのかも検討を要する問題であろう。

\* 関野氏「平城宮及大内裏考」p. 153~4

\*\* 固有地になり芝地に整備される以前は、この地もすべて東西に細長い水田がありその中に土壇がなら

び、この点で現在の中央区と同じ無観であった。

\*\*\* 『藤原宮址伝説地高燥の調査—2』(日本古文化研究所報告11)

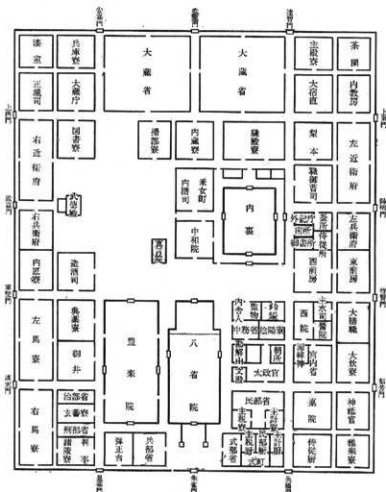
朝堂移建の  
時期

朝堂の移建のおこなわれた時期は 1 天平末年、2 勝宝年間、3 宝字年間の3つが考えられる。1は、天平17年の平城遷都後、大極殿を新造した際に移したとするもの。しかし文献的にはその微証はほとんどない。南苑および松林苑が天平末年で消えることを宮城内の全体的な改造にかかわるものとするれば、或はこの時期に朝堂の移建が行われたとすることもできるが、これらの苑の消滅を移建と直接結びつけるには飛躍がある。2は孝謙即位直後から宝字元年まで大極殿の記事がみられず、その間大安殿やその他の記事があつて、朝堂の改修を想わせる状況による。孝謙の皇太子以来の居所東院の前面にみずからの朝堂を造営したと想定するのだが、これも文献上に明らかな微証はみられない。3は文献上に宮城内改造を明瞭に伝える記録があり、この時唐招提寺に東朝堂の施入があるので、少くとも朝堂に大々的な改作の加えられたことが確められる。また大極殿に相当する機能をもつ安殿関係の記事で、大安殿は勝宝6年に内安殿は宝字4年でみられなくなるから、あるいはこれらが朝堂の大極殿に改作されたのではないとも推定される。この時期の改作は勝宝8年の聖武太上崩御、宝字4年の光明皇太后崩御ともなうものであるから、新しい宮城内の構成プランがこの時に考えられたとするのは、きわめて自然である。しかし宝字の改修が淳仁天皇を擁立した仲麻呂の主導によつておこなわれたこと、淳仁天皇は廃帝まで明らかに中宮院を居所としたことから、中宮(内裏)との関係を強調すれば、宝字の改修に東へ朝堂を移したとするのではやや無理があるのではなからうか。以上の3説はいずれともきめうるものではないが、現段階では東の朝堂院出土土瓦の様式から1・2説は3よりも妥当性があると考えられる。

内裏移建の  
時期

次に内裏移建の時期については、東院が孝謙・称徳天皇に特別関係のある御所で、これを拡大発展させたのが称徳朝であることはさきにもふれた。宝龜年間の宮中行幸をみると、例えば宴会などの時、5位以上の官人を内裏に、以下の官人や蕃客を朝堂に鑿する仕方が多く現われるが、これは内裏と朝堂が位置的にきわめて密接な関係

Fig. 28 平安宮宮城図



(国史文庫本による)

にあつたことを示している。東の地域に内裏(東院)と朝堂が大極殿を媒介として組み合う構成に完成したのはこの時期であろう。大極殿東南回廊の改作(礎石の取替え)を宝字年間とすることもできるが、様式から宝亀年間にとみられる RT-6732 型式軒平瓦が多量に出土することからも、この時期の改作と考えるのが自然ではなからうか。<sup>\*</sup>

それでは第2次朝堂移建後、中央の第1次朝堂跡はどう処理されたであろうか。現在の地形からみて移建後に官衙などが建てられたとは思わず、そのまま放棄されていたとも、これが宮城内の中央域を占める点で考えがたい。周知のように平安宮には中央の朝堂の西にほぼ同規模の樂楽院を設け、朝儀が朝堂で行われるのに対して饗宴はこの場所でおこなわれた。両者を併立させる構想がいつ、どのような理由で生まれたかはなお検討を要するが、或は平安宮樂楽院にさきだつて、平城宮において中央と東の2度にわたる朝堂が造営された事情と関係するのかもしれない。<sup>\*\*</sup>

次に宮城内に配された官衙の位置と、これより推測される点についてふれてみたい。まず文献宮城内諸官衙の配置の上で官衙の位置がほぼ推定できるのは太政官亦官曹司で、この位置は、平安宮太政官の占地にほぼ等しい。また天平年間に宮城内に存した大藏省が、宝亀年間には宮城外に移されていたのではないかと推測されることもすでに記した。大藏省は平安宮においては、宮城中央の北部、北辺跡に相当する位置におかれているが、平城宮でも北方にあつたのではなからうか。平城宮には一条より北の部分はなかつたとするのが通説であるが、<sup>\*\*\*</sup>大藏省が宮城外に移されたとすれば、そこは北辺跡にあたり、この時新たに北辺部が作られた可能性がある。今回の 6ABO 区の調査で、宮城北部の官衙群の整備発展されはじめる時期が、宝字7年以降と判明したが、この時期に大藏省の移転を含んだ官衙の大規模な造営工事がおこなわれ、宮城が北に拡張されたのではなからうか。前述した平城・平安阿京における条坊計画の関連からみて、平城宮にも或時期に北辺部分があつて、平安宮がそれを踏襲したと考えられるのである。

また発掘資料によつて、官衙の位置が想定されるものは、今回の調査による大蔵殿もしくは内膳司があるが、今一つ昭和3年の調査で出土した墨書土器から推定される官衙がある。この土器は 6AAB 区の溝から検出されたもので、「宮内省」、「内掃司」などの記載があり、この地域にかつて宮内省に關係する官衙があつたことを示している。調査が溝に亘られているので、この官衙の規模や位置は判らないが、今回調査した地区と合わせて、内裏の北方一帯は官衙地域であつたと推定される。太政官の位置が宮城の東南にあり、北方に官衙群が配置されることに加えて、第Ⅱ章2でふれた地形や土師の形状を考慮すると、平安宮占園にみえるように、宮城の東・西・北の外縁にそつて、諸官衙が配されていたものであろう。しかし朝堂・内裏で両宮城にかなりの相異点がみられるように、個々の官衙の規模や位置は必ずしも平安宮と同じではなかつたと考えられる。以上は現段階での一応の想定で、その実態はすべて今後の発掘調査にかかっているが、内裏や朝堂だけでなく周辺唯一のものの官衙に至るまで発掘可能である現状は実に貴重なもので、その点では平城宮跡が我両都城中でも唯一のものと云つてよい。この遺跡の発掘調査の重要性が改めて強く認識されるのである。

<sup>\*</sup> この問題は『平城宮跡第1次発掘調査報告』でも簡潔にふれた。

<sup>\*\*</sup> 平安宮において樂楽院が完成し、利用されはじめるのは弘仁年間であるが、延暦18年正月に「樂楽院未だ功を成さず(後制)」とあるから、すでに平安宮の初期から樂楽院の構想がみられる。続日本後紀承和2・3年の記事では樂楽院の設置が朝堂ともよば

れたらしい。

<sup>\*\*\*</sup> 宮田貞吉「平城京及大内裏考論」(『歴史地理12』5)は依紀池に北接した御前池中に、平城宮北大垣の遺構を示す土塁が存したことを報告している。この遺構に注目すれば平城宮に北辺跡のないことが想像できる。

## 付章 遺跡遺物の分類標示方法

平城宮跡のような大規模な遺跡を長期間にわたり発掘調査を行う際には、検出される遺構と遺物を明確に分類標示する方法を事前に決定しておくことが、もつとも緊急にして肝要なことである。その方法は、発掘進行中の遺構の記録・遺物の処理にあたって簡略でしかも適確なものであることが望ましい。その点で、既往の分類標示方法は実際の要求を充すに不十分な点が多い。当研究所では新たに当調査の研究調査の対象に適合した方式をつくり、一巡の寺院・宮殿遺跡の発掘調査で採用した。平城宮跡の発掘調査においてもその方式を用いたが、ここではこれまでと違って、特に広大な地域を対象とするため、調査報告においても一部この分類標示方法を記述に用いざるをえなくなつた。そこで、本報告書の理解をたすけるためにその解説が必要となつたので、これを機会にここで当研究所の遺構・遺物の分類標示方法の大概について述べることにした。

### 1 遺跡の標示方法

遺跡名称の  
標示

遺跡の標示方法では遺跡名称の標示とその遺跡の中での局部的な地点の標示が問題となる。第1の遺跡名称の標示では、平城宮とか飛鳥寺とかの固有名称を用いばよいのであるが、実際には調査によつて出土した多数の遺構の記録と遺物の処理記録を正確迅速に行うには、字回の多い漢字の使用は不適當である。特に、土器や瓦の細片に遺跡名を漢字で記入するのは困難である。当然、固有名称を簡略化することが考えられるが、当研究所のように多数の遺跡から出土した多量の遺物の処理を前提とする場合には、例えば平城宮の簡略化として「平」1字を用いた場合、平安宮や平陸守などと混乱する。それをさけることを考慮すると「平城」の2字は必要で、ここでは簡略化の意味はない。当然そこで遺跡名称を数字またはアルファベットで標示することが考えられる。\*この場合でも、遺跡名称を最高4字程度までで標示するのが望ましい。

遺跡を記号で標示するには、それを分類する必要がある。分類には当初10進分類法を考えたが、全国的な規模ですべての遺跡に通じた10進分類は4桁の数字では不可能に近い。\*そこで、数字1字とアルファベット3字を併用し、17万余の遺跡名称の分類標示を可能とすることにした。

この場合第Ⅰ項は数字で遺跡の所属する時代\*\*をあらわし、以下はアルファベットで、第Ⅱ項はその種類と所在地域をあらわし、次の第Ⅲ・Ⅳ項を各遺跡の固有記号とすることにした(Tab.12)。例えば 6AGF は平城京内右京3条1坊をしめし、5BAS は飛鳥寺、6BKF は興福寺、7CTJ は東寺、5DST は四天王寺、6EHL は掃磨岡分寺、6FNH は新治院寺、6KKZ は観世音寺、6POY は小治山安万呂墓、6SAI は奈良市荒池瓦窯(興福寺鳥居瓦屋)、6TYD は茨城県柴崎守台瓦窯、6UTK は筑前国分寺瓦窯を標示している。

平城宮跡の  
標示方法

平城宮跡は、総面積 100 ha ときわめて規模が大きく、諸寺院遺跡などの数倍ある。そのため4桁の記号1単位で全域をあらわすと、次に述べる遺跡内の一局部地点を標示する記号を4桁程度に

\* 当研究所では後述するようにすべての遺構・遺物の記録はハンドソート・パンチカードで整理している。この場合数字やアルファベットによる記号化が必要となる。

\*\* たとえば古墳や貝塚では全国的には方の単位を必

要とするであろうし、さらにそれを他の種類の遺跡と区別するにはさらに桁数が大になる。

\*\*\* 遺跡が前後幾時代のもの重複である場合は、その遺跡の創始された時代または最初その遺跡の発見の編號となつた遺構・遺物の時代による。

Tab. 12 遺跡名標示の項目別内容分類表

第 0 項	第 I 項	第 II 項				第 III・IV 項
		A	B	P	Q	
1	外 (中国・朝鮮等) 先縄文時代	宮殿・官衙・城郭	大和	P 近畿 R 墳墓	P 近畿 Q 東日本 R 西日本	一般にはアルファベット2字の組合せによつて、固有遺跡名をあらわす
2	縄文時代	B C 山城 D 低河原	S 製造所	S 近畿 T 東日本 U 西日本	S 近畿 T 東日本 U 西日本	
3	弥生時代					
4	古墳時代	E その他の近畿	V 記念物	W 東日本 X 西日本		
5	飛鳥時代	F 関東、東北				
6	奈良時代	G 中部	Y 交通関係(関、烽火等)	Z その他		
7	平安時代	H 中部 K 四国、九州				
8	鎌倉時代	L 近畿 (住居)	M 東日本 N 西日本			
9	室町以降	N 西日本				

おさめられなくなる。そこで、平城宮跡の場合は、第 I・II 項は他と共通するが、第 III・IV 項の各遺跡の固有記号のところで、第 III 項が平城宮全城を南北に細長く分割した大地区 (東から A・B・C・D) 4 区を標示し、第 IV 項はそれをさらに 3 ha 以下に分割した地域を示すことにした。このようにして、平城宮跡は、6AAA~6ADH の遺跡記号をもつことになる (PL 1)。例えば 6ABO 区は今回報告した地域を含めた宮跡中央北寄りの東西 220 m 南北 100 m の範囲であり、6AAR は現固有地内大極殿回廊東南隅付近である。

遺跡内の局部地点を標示する問題は、遺跡の発掘にあつて、どのように発掘地域を区割り標示するかといった問題と共通する。いいかえると、局部地点の大きさをどの程度にするかによつてその標示方法も変つてくる。実際には対象とする遺跡の性格によつて区割りの大きさとその標示方法が異なつて当然である。当研究所がこれまで行つてきた寺院跡や平城宮跡のように建築遺構類の検出が主眼となる発掘においては、区割 1 単位を方 3 m ほどにとると記録および出土土物処理に便利である。というのは、3 m は天平尺の 10 尺に近く、建物の柱間は一般に 10 尺前後につくられていることが多いから、礎石や柱穴などを検出した場合に、柱間寸法を判定しやすく、またそれらが何区割にわたっているかをみれば建物の規模も容易に判定できる。すなわち、遺構の単位と発掘区割の単位をできるだけ一致するようにしたのが、この方 3 m の区割である。平城宮跡では 6AAA~6ADH の各地区のなかの水田にアルファベットをつけ、それを 3 m<sup>2</sup> 方眼で区割り、南北軸を 1 桁のアルファベット、東西軸を 2 桁の数字\*であらわすことにしている。これによると 6ABO BH 80 地区は木簡の出土した地区であり、6ABO SJ 41 は第 2 次調査で検出した東西に長い 13 間建物 (SB 143) の西南隅の柱穴のある地区を示している。

遺跡局部地点の標示

\* 例えば 6ABO 区を方 3 m に区割り、それを標示するには理論上は、東西軸は 2 桁の数字で南北軸は 1 桁のアルファベットで十分なのだが、実際上は各

水田単位にその区割をまとめたほうが記録や遺物処理に便である。6ABO 区の水田記号は Fig. 1 にある。

## 2 遺構の標示方法

遺構番号 遺跡名称の標示や発掘区割設定とその標示の方法は発掘前の準備段階に決定しておかねばならない。それにたいして発掘の進行にしたがい、建物や溝など各種の遺構が検出されると、それを標示する必要が生ずる。それらは方3mの敷区割、大きなものにあつて数十区割にわたるひろがりをもっている。寺院跡のように金堂・講堂といった名称が想定しうるのはよいが、類似した性質をもつ遺構が多数重複して検出される平城宮跡などでは、これらの遺構を特定の名称や地区記号で呼称することは不可能となり、遺構番号をつけることが必要となる。

遺構の標示方法には、大地区や各調査期にまとめてその各々で番号をつける方法と、1遺跡に遍じた一連番号をつける方法とがある。いずれも一長一短があるが、平城宮跡では後の方法を採用し、全地域の遺構に検出順に一連番号をつけている。<sup>\*)</sup>また、同じ所にはほぼ同じ規模で改築された遺構は同番号のあとにA・B・Cをつけてわかる。<sup>\*\*)</sup>さらに、番号のみでは遺構の種類が不明なので、それを示すアルファベット記号 (Tab. 13) を番号の前に付して理解の便をはかることにした。具体的には、遺構種類記号の前に遺構記号の標示であるSをつけ、例えば、SA 109 に第Ⅱ期の東西にのびる溝を伴つた土壇状遺構をさし、SB 116 は第Ⅲ-3期の南北棟 5×3 間建物であり、SK 219 は木簡出土の土壇を標示することとなる。

## 3 遺物の分類と標示

遺構番号 大規模な発掘によつて出土する莫大な量にのぼる遺物の処理記録には事前に周到な準備を必要とする。さきの遺跡標示方法もまたその必要から出発したものともいえるが、その他に遺物処理の最小要件として遺物の実測・拓本・写真などの記録台帳を作成せねばならず、第1に遺物番号が必要となる。この遺物番号としては、同一地区から出土した遺物には一連番号を付すことにした。例えば6ABO BH80 R-001<sup>\*\*\*)</sup>はSK 219の南西部のある地区から出土し、第1番目に登録した遺物で、具体的には木簡10をさしている。

このように登録された出土遺物は、発掘整理の過程でそれぞれの形態や様式によつて分類することができる。この分類はすべて4桁の数字で標示するのを原則としている。<sup>\*\*\*\*)</sup>第1項は時代を標示し (Tab. 12)、第Ⅱ～Ⅳ項で細分をおこなう。

代表的な遺物である軒瓦についてその実際のものをみてみたい。軒瓦の分類では第Ⅰ項を除く3桁の数字1～999のうち、1～449が軒丸瓦、501～899が軒平瓦、のこりの数字が道具瓦をしめす。道具瓦では451～499が椀先瓦、901～919が船尾

Tab. 13 遺構・遺物記号表

S-遺構		R-遺物	
A	樹・土塼・塀	L	漆器
B	建物	M	金属器
C	廊	N	自然遺物
D	溝	P	土製品
E	井	Q	石製品
G	池	T	瓦・扉
H	広場	U	織物製品
K	土	W	木製品
X	その他	Y	その他

\*) 土壇は土葺その場で瓦を敷き

\*) 平城宮跡で第1次5ヵ年計画以後に検出された遺構は101番からつけ始めている。なお、この方法では地域が離れていても発掘時期が近いと遺構番号が接近するし、その逆の場合もある。それによつてひきおこされる不便を除くには、地域名や調査別名を冠する方法もあるが現在では行っていない。

\*\* 例えば6ABO 区第Ⅱ-2期の東西棟 5×4 間建物 SD 186-A は収蔵されて第Ⅱ-2期の SB 186-B

となる。

\*\*\* 「R」は遺物記号の標示であつて、遺構記号の標示「S」に対応するものである。

\*\*\*\* 飛鳥寺、川原寺、興福寺の報告においては3桁の数字の登録番号をもつて分類し、各寺々で独立した分類番号を用いた。平城宮においては、種類も100種をこえるので全遺跡に共通する4桁の分類にあらためた。

920~969 が丸瓦, 970~979 が菱斗瓦, 980~989 が面戸瓦を標示する数字となる。軒丸・軒平瓦については、瓦当面の文様を様式的に分類し、それぞれの様式の先後関係は無視して単純な文様のものから複雑なものへと機械的に配列し、番号をつけた。すなわち、軒丸瓦では、重圓文、車状文などの幾何学的文様を最初におき、つぎに蓮華文、宝相華文、獸面文、禽獸文の順に配列した。蓮華文では単弁・複弁・単複弁混合文の順とした。単弁のなかでは素弁・重弁・忍冬飾りのあるものの順に、複弁では外縁の装飾によつて、素縁・銅歯文縁・珠文縁・重圓文縁・珠文+銅歯文縁・雷文縁・平行線文縁・唐草文縁・雲文縁の順に配することとした。軒平瓦では、素文・重弧瓦・変形重弧文・重圓文をはじめにし、唐草文・雲文の順に配列した。唐草文は忍冬・葡萄唐草・偏行唐草・均整唐草文の順にならべ、均整唐草文は中心飾の形によつてさらに細分している。このように分類した軒瓦に番号を付したのが、本報告書の瓦の記述で用いた遺物型式番号である。

本報告書では、木製品のうち木簡についても同様な分類標示方法による類別記号を付した。<sup>\*</sup>その他の遺物、特に多量にある土器類でもこの類別記号を必要とする。原則として、瓦類と同様に4桁の番号でそれを示す方針であるが、現在ではなお土器の分類には問題が多く、最も容易な器形による分類の場合、機械的に類似したものが離れたり、またその逆の場合が生じやすく、4桁の番号でおさめた分類標示方法では非実用的なものとなるおそれが多い。そのため、本報告書では第V章第3節で述べたような土器分類標示法をとつた。

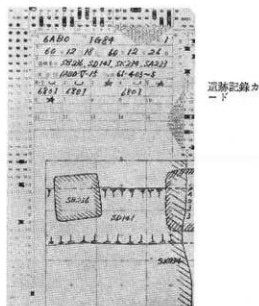
このように原則として、4桁の数字の遺物類別記号は、遺物の各種類に共通する数字をもつことになる。それによる混乱をさけるために、遺物を主として材質によつて分類し、それを示すアルファベット記号を番号の前に付すこととした。具体的にはそのままに遺物記号の標であるRをつけ、例えば、RT-6301は通称興福寺式の軒丸瓦を、RW-601は短筒形木簡をさすことになる。<sup>\*\*</sup>

#### 4 遺跡遺物の記録

上述の遺跡・遺物の標示方法によつて、実際に平城宮跡でどのように遺跡・遺物を記録しているかを記し、大規模な発掘の記録方法の1資料としたい。

遺跡の記録は通常、実測・写真・日誌の形でおこなわれる。平城宮跡の調査では実測・写真による記録のほかには普通発掘でとられる日誌式の記録は調査進行状況や事務的な事実の記録のほかはとらない。1地点の発掘中のデータは時間単位である日誌式の場合敷方不特定の場所に記録される。広範な遺跡を長期にわたつて発掘する場合それは記録として不満足なものであり、遺跡単位により記録する必要がある。遺跡の記録単位は、局部地点標示である方3mとしている。具体的に、6ABO IG 84地区の記録カード (Fig. 29) を例にとつて、遺跡記録方法を説明しよう。このカードはこの地区の遺

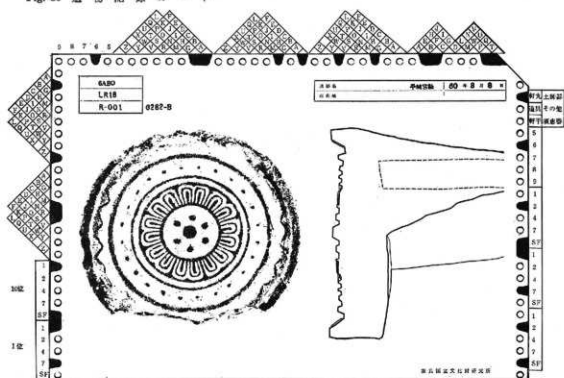
Fig. 29 遺跡記録カード



<sup>\*</sup> 木簡の類別記号を3桁でとどめているのは、現在の分類が従来のお粗分され、それを標示することを予定して第4項を残しているためである。

<sup>\*\*</sup> 本報告書では混乱のおそれがないので、遺物類別記号のRT・RWは省略している。

Fig. 30 遺物記録カード



跡記録カードの第1号で、この地区の調査は1960年12月18日から12月26日にかけて主としておこなない、実測図・写真は研究所資料登録番号 6ABO-V-15 と 61-403~5 にある。遺物は RT-6801 が3個体と緑釉陶片(☆印)3個体がこれまでに登録されている。\*遺跡の状況については、 $\frac{1}{30}$ の略図を記入し、その出土状況や細部についての記述は裏面に記入している。これらのうち、地区名、検出遺物番号、調査月日を周辺でパンチする。このカードでは上右で 6ABO を、右辺で IG 84 を上左で上記4遺物を、左辺と下左部で12月18・21・26日をパンチすることを示している。\*\*したがって、月日項で全カードをソートすれば、特定月日に調査した地区のカードがえられ、調査日誌の代りにすることができる。

遺物記録カード

つぎに遺物の記録方法を例 (Fig. 30) をあけて説明しよう。このカードは、6ABO LR 18 区から1960年8月8日に出土した RT-6282-B を記録したもので、瓦の拓本と実測図をはりつけ出土地区名、登録番号、出土年月日を記載している。さらに上辺で 6ABO を、左辺で LR 18 を、上辺右端で遺物材質類別である T を、さらに右辺で軒丸瓦であることと型式番号を、また同型式における種類をパンチする。したがって、全カードを地区項でソートすれば、LR 18 地区で出土した全軒瓦がえられ、型式項でソートすれば、現在までにえられた RT-6282-B をすべて選別することができる。土器その他の遺物についても同じ方法で登録処理をおこなっている。

\* その他の遺物は目下整理中で、順次登録していく。

\*\* このカードはハンドソートパンチカードになっている。パンチカードシステムについては平山健三

2名編『パンチカードの理論と実際』832などを参照されたい。



別 表

別表 1 建築物別寸法表

造営票	道 橋	規 模	観方向	配	桁行cm(尺)	梁行cm(尺)	脚cm(尺)	柱穴(間)	cm/尺
I	SB 167	6間×2間	N-S		1770 (60)	585(20)		方60cm	29.5・29.3
	SB 176	9×4	N-S	W-E	2652 (90)	1200(40)	300(10)	70 (40)	29.5・30.0
	SB 205	7×2	N-S		2030 (70)	580(20)		100	29.0
I 1	SB 170	5×4	W-E	N-S	1485 (50)	1246(42)	356(12)	100(100)	29.7
	SB 200	7×4	W-E	N-W・S-E	1900 (63)	1080(36)	270(9)	130(130)	30.0
	SB 212	7×2	W-E		1900 (63)	600(20)		80	30.0
I 2	SB 112	7×2	W-E		2079 (70)	594(20)		120	29.7
	SB 131	5×2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB 143	13×2	W-E		3939(130)	606(20)		120	30.3
	SB 145	5×2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB 177-A	7×3	N-S	W	2079 (70)	891(30)	297(10)	100 (80)	29.7
	SB 186-A	7×4	W-E	N-S	2079 (70)	1188(40)	297(10)	120(120)	29.7
	SB 194-A	7×2	W-E		2079 (70)	504(17)		120	29.7
	SB 201	7×5	W-E	N-S・S	2079 (70)	1873(53)	297(10) 386(13)	100(100)	29.7
	SB 206	7×2	N-S		2079 (70)	594(20)	(市孫前)	100	29.7
	SB 209	7×2	N-S		2079 (70)	594(20)		100	29.7
SB 213	7×2	W-E		2079 (70)	594(20)		100	29.7	
I 2'	SB 113	6×2	W-E		1782 (60)	564 (19)		100	29.7
	SB 166	5×2	W-E		1337 (45)	594 (20)		80	29.7
	SB 177-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
	SB 186-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
	SB 194-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
I 3	SB 116	5×3	N-S	W	1960 (45)	821 (27)	337 (11)	80 (80)	30.2・30.6
	SB 135	3×1	W-E		788	351		80	
	SB 146	5×2	N-S		1115 (37.5)	446 (15)		80	29.7
	SB 182	5×3	N-S	E	1115 (37.5)	772 (26)	337 (11)	60 (50)	29.7
	SB 191	5×2	N-S	W-E	1188 (40)	1158 (39)	356 (11.5)	100 (50)	29.7
	SB 211	5×4	W-E	N-S	1188 (40)	1158 (39)	359 (12) 326 (11)	80 (80)	29.7
III	SB 236	4×2	N-S		1128 (38)	534 (18)		80	29.7
	SB 246	5×2	N-S		1188 (40)	446 (15)		80	29.7

- 1 「尺」は造営にて、実数を用いたものと假定した。  
同一建物で桁行・梁行で多少差のあるものもある。  
2 SB 211は北側の梁間が南側より広い

別表 2

SK 219 出土自然遺物分類表

番号	科 名	種 名 (学名・和名)	分布・原産地	習 性	出土 部位	出土数量 完品 破片
1	Juglandaceae ナツグミ科	<i>Juglans Allardiana</i> DODE var. <i>shinanensis</i> KOIZUMI ナダグルミ	本州(中部地方)	落葉闊葉喬木	核実	1 187
2	〃	<i>Juglans mandshurica</i> MAXIMOWICZ var. <i>acuta</i> KITAMURA オニグルミ	樺太・北海道・本州・ 四国・九州	〃	〃	1 337
3	〃	<i>Juglans mandshurica</i> MAXIMOWICZ var. <i>scutissima</i> KOIZUMI ハリナキオタフクグルミ	那内(栽培植物)	〃	〃	0 12
4	〃	<i>Juglans mandshurica</i> MAXIMOWICZ var. <i>avellana</i> KOIZUMI ミノナシオタフクグルミ	〃	〃	〃	0 8
5	〃	<i>Juglans mandshurica</i> MAXIMOWICZ var. <i>cordiformis</i> KITAMURA ヒメグルミ	〃	〃	〃	1 130
6	〃	<i>Juglans regia</i> LINNAEUS var. <i>orientalis</i> (DODE) KITAMURA テウチグルミ	原産(中国)(栽培植物)	〃	〃	0 17
7	Betulaceae カバネギ科	<i>Corylus heterophylla</i> FISCHER var. <i>japonica</i> KOIZUMI ハシバミ	北海道・本州・九州	落葉闊葉喬木	果実	12 34
8	Fagaceae ブナ科	<i>Castanea crenata</i> SIEBOLD et ZUCCARINI クワ	北海道(西南部)・本 州・四国・九州	落葉闊葉喬木	〃	1 16
9	〃	<i>Cyclobalanopsis girba</i> OERSTED イトキガシ	本州(関東以西)・四 国・九州・台湾・中国	常緑闊葉喬木	果実・ 葉	14 37
10	〃	<i>Quercus myrsinaefolia</i> BLUME シラカシ	本州・四国・九州	〃	果実	19 12
11	Nymphaeaceae ヒツツグサ科	<i>Nelumbo nucifera</i> GAERTN ハス	原産(中国)熱帯	多年生水草	種子	0 4
12	Amygdalaceae サクワ科	<i>Prunus Ansu</i> KOMAROV アンズ	原産(日本?)栽培植物	落葉闊葉喬木	核果	19 5
13	〃	<i>Prunus Mandshurica</i> KOCHNEマンシウアンズ	原産(漢州)栽培植物	〃	〃	3 0
14	〃	<i>Prunus Persica</i> STOKES var. <i>antiqua</i> KOSHIMIZU コгдаイモモ	原産(日本?)栽培植物	〃	〃	20 9
15	〃	<i>Prunus Persica</i> STOKES var. ヒメコгдаイモモ	原産(日本?)野生種?	〃	〃	3 0
16	〃	<i>Prunus salicina</i> LINDLEY スモモ	原産(日本?)栽培植物	〃	〃	4 1
17	〃	<i>Prunus</i> sp. ネッカアンズ	原産(熱河)栽培植物	〃	〃	1 0
18	〃	<i>Prunus sibirica</i> LINNAEUS モウコアンズ	原産(蒙古)栽培植物	〃	〃	2 0
19	Legminosae マメ科	<i>Kranthia floribunda</i> TAUBERT var. <i>typica</i> MAKINO フア	本州・四国・九州・琉球	落葉闊葉喬木	種子	1 0
20	Euphorbiaceae ネクトのダイ科	<i>Aleurites cordata</i> STEUD アブラギリ	原産(中国)栽培植物	落葉闊葉喬木	〃	11 0
21	Hippocastaceae トナノキ科	<i>Aesculus turbinata</i> BLUME トナノキ	北海道・本州	〃	果実	8 21
22	Theaceae ツバキ科	<i>Thea sinensis</i> LINNAEUS チャ	九州・台湾 栽培植物	常緑闊葉喬木	種子	0 1
23	Oenotheraceae アカバナ科	<i>Trapa natans</i> LINNAEUS var. <i>bispinosa</i> MAKINO ヒシ	北海道・本州・四国・ 九州・朝鮮・満州・中国	一年生水草	果実	0 1
24	Ebenaceae カヤ科	<i>Diospyros Kaki</i> LINNAEUS カキ	本州・四国・九州	落葉闊葉喬木	種子	0 7
25	Cucurbitaceae ウリ科	<i>Cucumis Melo</i> LINNAEUS var. <i>Conomon</i> MAKINO f. <i>vididis</i> MAKINO アヲウリ	原産(熱河)栽培植物	一年生草本	〃	19 13
26	〃	<i>Cucumis Melo</i> LINNAEUS var. <i>Makuwa</i> MAKINO マクワウリ	〃	〃	〃	4 0
27	〃	<i>Cucumis sativus</i> LINNAEUS キウリ	原産(印度)栽培植物	〃	〃	66 18
28	〃	<i>Cucumis</i> sp. クリ鬨	栽培植物	〃	〃	2 0
29	Cupressaceae ヒノキ科	<i>Clamscyparis obtusa</i> ENDLICHER ヒノキ	本州・四国・九州	常緑針葉喬木	樹皮	0 17
30	Pinaceae マツ科	<i>Pinus densiflora</i> SIEBOLD et ZUCCARINI アカマツ	北海道(西南部)・本 州・四国・九州	〃	〃	0 1
31	〃	<i>Abies firma</i> SIEBOLD et ZUCCARINI モミ	本州・四国・九州	〃	〃	0 2
32	Fagaceae ブナ科	<i>Quercus</i> sp. カシ類	〃	常緑闊葉喬木	〃	0 15
33	〃	<i>Shiia</i> sp. レイ類	〃	〃	〃	0 59
34	Cercidiphyllaceae カワナ科	<i>Cercidiphyllum japonicum</i> SIEBOLD et ZUCCARINI カワナ	本州・四国・九州	落葉闊葉喬木	〃	0 13
35	Amygdalaceae サクワ科	<i>Prunus</i> sp. サクワ属	〃	〃	〃	0 4

別表3

## 軒九・軒平瓦分類表

(T-半弁 F-複弁 S-球文 K-圓縁・界縁 LV-龍踏歯文 RV-凸圓歯文 J-重洞文 U-飛雲文 KK-均整唐草文  
HK-偕行唐草文 単位-cm)

型式番号	瓦 当 面								全 長	玉 縁	個 数	休 体 数	計	%							
	直 径	内 区				外 区									K W 地区	A C 地区	I J 地区				
		中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 数	外 区 径	内 縁 幅	外 縁 幅										高 文 縁			
6127		15.8	6.6	1+8	11.0	2.0	T12	2.6	1.3	S12	0.9	1.1		1	0	0	1	3.8			
6131-A		16.7	4.0	1+8	12.4	2.1	T16	2.1	0.8	S24	1.3	1.1	RV24	1	0	0	1	0.8			
6132-A		15.9	3.4	1+5	9.6	1.7	T12	3.6	1.9	S13	1.7	0.9		40.0	5.0	14	1	0	15	11.7	
6133-B		15.1	3.6	1+6	9.0	1.7	T12	3.5	1.7	S15	1.8	0.9		40.6	5.8	2	0	1	3	2.4	
6133-C		16.6	4.0	1+6	9.7	1.7	T13	2.9	1.6	S18	1.3	0.8		11	0	1	12		9.3		
6133-D		13.7	4.0	1+6	11.1	1.7	T16	2.3	1.4	S24	0.9	0.8		0	0	0	0	31	21.2		
6133-F		13.5	3.0	1+8	7.6	1.6	T12	2.9	1.5	S24	1.4	1.0	LV		0	0	0	0	31	21.2	
6133-G		17.0	3.5	1+8	9.9	1.5	T16	3.5	2.0	S16	1.5	1.4	LV	44.3	5.6	0	0	0	0	31	21.2
6133-H		15.3	4.3	1+6	11.1	1.9	T16	2.6	1.6	S24	1.0	1.0		1	0	0	1		9.8		
6134-A		16.1	3.6	1+8	9.6	1.1	T12	3.2	1.0	S16	1.3	1.3	LV16	40.0	5.9	3	0	2	5	3.8	
6208		15.8	7.0	1+6	14.8	4.2	F6				1.6	0.6			0	1	0	1		0.8	
6225		16.7	6.8	1+8	11.6	3.6	F8	2.5	1.2	K	1.3	0.8	RV24	37.3	4.8	2	0	2	4	3.1	
6235-B		16.8	5.6	1+5	11.2	2.9	F8	2.8	1.7	S17	1.1	0.9			3	0	0	3		2.4	
6241		14.8	3.9	1+5	8.8	2.4	F8	3.0	1.5	S20	1.5	0.5		40.2	7.0	1	0	0	1		0.8
6270-C		6.2	1+8+0		3.0	F8				S			LV		1	0	0	1		0.8	
6281-C		17.4	5.5	1+4+5	10.8	2.8	F8	3.2	1.7	S32	1.5	1.0	LV48		0	1	0	1		0.8	
6282-A		15.7	5.3	1+8	8.7	3.1	F8	3.5	2.0	S24	1.5	0.9	LV24		0	0	0	0		0	

型 式 番 号	瓦 当 面										全 玉 餘 長	個 体 数	計	%			
	直 径	内 区				外 区				K W 地区					A I C 地区	I J 地区	
		中 房 径	蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅 数	外 広 区	内 縁 幅	外 縁 幅	外 縁 高								外 縁 文 様
6282-B	16.2	4.5	1+6	8.6	3.1	F8	3.8	2.0	S24	1.5	0.9	LV	15	4	827	21.1	
6282-D	13.2	2.7	1+6	6.4	2.4	F8	3.4	2.0	S24	1.4	0.9	LV24	4	2	39	7.0	
6282-E	16.1	3.4	1+6	7.6	2.6	F8	4.2	2.4	S25	1.6	1.3	LV24	1	0	0	0.8	
6282-F	15.8	4.0	1+6	9.2	3.2	F8	3.3	2.0	S24	1.3	1.4	LV24	1	0	0	0.8	
6284-A	15.6	3.5	1+6	8.3	3.0	F8	3.6	1.8	S24	1.8	1.3	LV25	5	0	1	4.7	
6284-B	15.3	3.5	1+6	8.2	2.1	F8	3.6	1.9	S20	1.7	1.3	LV20	1	1	0	1.6	
6291-A	16.2	3.5	1+6	8.7	2.4	F8	3.7	1.8	S16	1.9	0.8	LV18	1	0	0	0.8	
6301-C	16.0	4.8	1+5+10	10.2	2.6	F8	2.9	1.6	S20	1.3	0.8	LV35	1	2	0	2.4	
6303-A	16.5	4.0	1+6	9.5	3.4	F8	3.5	1.9	S22	1.6	1.1	LV	1	0	0	0.8	
6304-A	16.2	3.5	1+6	9.9	3.7	F8	3.1	1.5	S16	1.6	1.6	LV16	1	0	0	0.8	
6306-B	16.1	4.2	1+6	9.1	2.9	F8	3.5	1.8	S24	1.7	1.3	LV16	0	0	3	2.4	
6307	15.8	3.5	1+6	9.2	2.5	F8	3.6	2.0	S16V	1.8	1.0	LV	0	1	0	0.8	
6311-A	16.1	4.0	1+6	9.6	2.6	F8	3.2	1.5	S26	1.7	1.1	LV23	39.5	5.6	4	1	4.7
6311-C	15.7	4.0	1+6	10.0	2.4	F8	2.8	1.5	S16	1.3	0.9	LV16	1	0	2	2.4	
6313-B	15.2	1.7	1	5.6	3.4	F4	2.3	1.3	S16	1.0	0.9	LV16	0	0	1	0.8	
6316-A	15.0	3.6	1+7	9.8	3.1	F8	2.6	1.3	S16	1.5	0.6	LV20	1	0	0	0.8	
6320	15.7	3.8	1+8	8.8	0.9	T24	3.9	2.3	S21	1.6	1.4	RV24	2	0	0	1.6	

38 13 27 128  
104 (39) (29) (102) 100.4

( ) は種類不明を加えたもの

型 式 番 号	瓦 当 面										全 長	個 体 数			%				
	上 弦 幅	弧 深	下 弦 幅	厚	内 区 厚	内 区 文 様	上 外 区 厚	上 外 区 文 様	下 外 区 厚	下 外 区 文 様		脇 区 幅	脇 区 文 様	文 様 の 深 さ		K ? W 地 区	A ? C 地 区	I ? J 地 区	計
6375						J									1	0	0	1	0.6
6641-B					5.0	2.4	HK	1.1	S23	1.5	LV20	6.0	LV3	0.2	1	0	1	2	1.3
6641-E					6.0	2.4	HK	1.5	S24	1.1	LV		LV6	0.2	1	0	0	1	0.6
6663-A					5.5	2.9	KK	1.4	K	1.6	K		K	0.2	1	0	0	1	0.6
6663-B					5.9	2.8	KK	1.5	K	1.6	K	6.4	K	0.2	3	0	1	4	2.5
6663-C		27.0	7.2	28.2	5.3	2.6	KK	1.4	K	1.3	K	7.2	K	0.3	1	0	1	2	1.3
6663-D					5.0	2.5	KK	1.2	K	1.3	K		K	0.3	0	0	0	0	0
6664-A					6.2	3.1	KK	1.8	S21	1.9	S21	8.0	S3	3.3	1	0	1	2	1.3
6664-C		24.0	6.2	25.2	5.1	2.4	KK	1.4	S21	1.3	S21	6.2	S3	0.4	11	2	3	15	13.3
6664-D		24.0	6.0		6.0	2.2	KK	2.0	S17	1.8	S19	7.0	S3	0.5	1	0	0	1	0.6
6664-F		24.0	6.1	27.5	5.6	2.7	KK	1.4	S19	1.7	S21	7.6	S3	0.5	0	2	1	3	1.9
6665					5.8	2.7	KK	1.8	S23	1.3	S25		S3	0.3	1	0	0	1	0.6
6666					5.2	2.8	KK	1.2	S23	1.2	S19	5.2	S3	0.5	1	0	0	1	0.6
6662		21.5	7.6	27.3	5.2	2.4	KK	1.5	S17	1.3	S17	7.6	S3	0.5	3	0	2	5	3.2
6665-B		19.8	4.7	18.8	3.2	1.4	KK	0.8	S15	1.0	S17	4.7	S1	0.3	1	0	0	1	0.6
6661-A		27.0	5.5	29.3	5.5	2.5	KK	1.4	S21	1.6	S21	5.8	S3	0.4	3	0	1	4	2.5
6664		23.5	6.7	27.5	6.0	3.2	KK	1.7	S15	1.1	S17	7.0	S2	0.4	0	0	2	2	1.3
6702		23.0	4.1	27.9	3.9	3.7	KK	0.9		1.3		6.0		0.3	3	0	0	3	1.9

型式番号	瓦 当 面								全 文様の長さ	個 体 数			%						
	上弦 幅 深	下弦 幅 厚	内区 厚	内区 文様 厚	上昇区 厚	上外区 文様 厚	下外区 文様 厚	脇 幅		脇 区 文様 厚	K W 地区	A C 地区		I J 地区					
671B				KK	1.6	S			S 0.6	0	0	0	0						
672D			5.2	3.0	KK	1.2	S14	1.0	S14	S	1	0	0	1	0.6				
6721-A	26.0	5.4	26.8	4.5	2.1	KK	1.2	S36	1.2	S27	5.3	0.3	36.5	7	0	4	11	7.1	
6721-B		4.6		4.2	2.2	KK	1.1	S36	0.9	S27	5.0	0.3	35.6	3	0	0	3	1.9	
6721-C	26.5	4.9	28.0	6.3	2.6	KK	1.5	S26	1.3	S32	6.0	0.5		7	5	5	17	10.9	
6721-D		4.0		5.1	2.6	KK	1.2	S	1.2	S	5.3	0.5		1	0	0	1	0.6	
6721-E				4.2	2.2	KK	1.0	S	1.0	S	5.0	0.2		1	0	0	1	0.6	
6721-F		6.5		5.2	2.6	KK	1.3	S37	1.3	S37	6.8	0.3		0	0	1	1	0.6	
6721-G	26.0	6.0	26.0	4.7	2.4	KK	1.1	S35	1.2	S35	5.2	0.3		0	1	2	3	1.6	
6722-A	28.5	4.7	30.5	6.9	3.6	KK	1.5	S11	1.6	S11	7.5	S1	0.4	34.0	16	3	5	24	15.5
6732-B				6.1	3.2	KK	1.6	S11	1.4	S11	6.2	S1	0.6		1	2	0	3	1.9
6732-C				6.0	3.0	KK	1.4	S17	1.6	S17	6.3	S1	0.3		2	0	1	3	1.9
6733				6.4	2.8	KK	1.6	S	2.0	S		0.4		2	0	0	2	1.3	
6760	24.6	4.1	26.5	5.4	2.5	KK	1.4	S19	1.9	S21	5.3	S2	0.5	2	0	0	2	1.3	
6761	27.0	6.1	28.9	6.6	3.2	KK	1.5	S11	1.9	S19	7.7	S1	0.4	35.8	2	0	0	2	1.3
6763	24.7	4.5	26.8	6.3	2.9	KK	2.0	S11	1.4	S11	6.4	S1	0.3		5	0	0	5	3.2
6791				4.9	2.4	KK	1.2	S+X	1.3	S+X				0	0	0	0	0	
6801	28.9	6.0	29.2	6.2	3.5	U	1.4		1.3	6.8	0.4			0	0	3	3	1.9	

83 15 34 132(188) 99.2  
(96)(18) (41)

( ) は種類不明を加えたもの

別表 4

平城宮主要殿舎の文献記載度数表

年時	殿舎	大極殿	御堂	中宮	中宮院	東宮	東院	東内	四宮	内裏	大宸殿	内宸殿	備考	造宮期	
															備
和銅	3 (710)	(●)											平城遷都	大伴宿禰手抄	
	4														
	5	元													
	6	崩	●										菅原千立太子(遷都)		
	7														
	1	一	●●												多治比真人集等
	2		●												
3	元	●													
4	正										●				
神龜	1	一	●●	●●	●●								假造司任命	東大寺經緯遺案	
	2		●●	●●	●●					●	●				
	3		●	●	●					●			知恩僧官事の任命		
	4		●	●●	●●						●		基王誕生		
	5		●●	●	●		●								
	1	一	●●●	●●	●					●			光明立后		
	2		●	●	●						●				
	3		●	●	●					●					
	4	聖	●	●	●										
	5	武		●	●										
	6		●	●	●								官人に延波京屯地を許給		
	7		●	●	●								投給儀行		
9		●	●	●●						●					
10			●	●								阿倍内親王立太子(740)			
11			●●	●●											
12 (740)		●●	●●	●●								藤仁京遷都			
17 (745)				●	●					●	●		平城京遷都		
18				●											
19															
20			●							●					
天平	1	一	●											天平遷都 天平御堂	
	2			●											
	3	孝		●											
	4	聖													
	5			●									大仏開眼		



年	時	殿舎										備考	造宮卿	
		大極殿	朝堂	中宮	中書院	東宮	東院	東内	西宮	内裏	大宏殿			内宏殿
天平勝宝	6			●						●	●		宮子太皇太后夫人崩御	
	7												聖武太上崩御	
	8										●		道祖王崩太子、大炊工立太子、仲麻呂崇 徽内相、奈良麻呂の変	
天平宝字	1		●										大宮改修	
	2	●	●										阿勢陀浄土院の造営はじまる	
	3	●	●										仲麻呂太郎となる、光明皇太后崩御	
	4	●	●										小治田宮移御 保良宮移御	
	5												平城遷幸	
	6												平城遷幸	
	7	●	●		●	●							仲麻呂の變	
	8				●	●							仲麻呂の變	
天平神護	1												中子生門	
	2												中子生門	
神護景雲	1	●						●	●	●			由美宮遷幸 務徳天皇崩御	
	2	●						●	●	●			由美宮遷幸 務徳天皇崩御	
	3	●						●	●	●			由美宮遷幸 務徳天皇崩御	
	4	●						●	●	●			楊梅宮成る	
	5												楊梅宮成る	
	6												楊梅宮成る	
	7												楊梅宮成る	
	8												楊梅宮成る	
	9												楊梅宮成る	
	10	●	●	●									楊梅宮成る	
	11	●	●	●									楊梅宮成る	
天應	1	●											長岡京遷都	
應曆	1	●											長岡京遷都	
	2	●											長岡京遷都	
	3	●											長岡京遷都	

石川藤原名入

高麗新羅遷都

藤原新羅遷都

凡例 1.資料は純日本紀・万葉集による。  
2.●1つはそれぞれの殿舎が記録に1回ありわれたことを示す。

別表 5

平城宮殿舎の主な利用事例一覽表

	即位	大嘗會	元日朝賀	節 口 儀 案																
				元日	正月七日	正月十六日	正月十七日	三月三日	五月五日	七月七日	冬至									
和	銅		「大極殿」																	
	4																			
	5																			
	6																			
	7																			
靈	龜	9・2 大極殿(元正)	大極殿 内	朝堂		中門	南園													
鏡	老																			
	2																			
	3		1・2 大極殿	殿上																
	4																			
	5																			
	6																			
	7						中宮													
神	龜	2・4 大極殿(櫻武)	11・23 齋宮 ・25 朝堂・内裏 ・26 朝堂	1・2 大極殿	中宮															
	2																			11・10 大女懸
	3																			
	4																			
	5		1・3 大極殿	朝堂																
	6		1・3 大極殿	南苑																
	7																			
天	平																			
	1				中宮	朝堂														
	2		1・2 大極殿	中朝		(大女懸 皇后宮)														
	3																			
	4		大極殿																	11・5 南園苑
	5																			11・27 南苑
	6				(中宮 朝堂 中宮 中宮 朝堂)															
	7																			
	8																			
	9																			
	10																			
	11				(中宮 朝堂)															
	12		大極殿	朝堂		(南 朝 苑 堂)														
	13																			
	14																			
	15																			
	16																			
	17																			
	18		(殿)																	
	19		(殿)	南苑																
	20		(殿)	内裏 朝堂	南殿 (南苑 朝堂)															

	即位	大嘗会	元日朝賀	節日要案									
				元日	正月七日	正月十六日	正月十七日	三月三日	五月五日	七月七日	冬至		
天平感立 天平勝元	1 7・8	11・25 南樂園新宮	庭(宮前)										
	2		大安殿	大御宮 樂園宮									
	3					大極殿南院							
	4												
	5		庭	中務兩 院									
	6		?	内裏	東院(東宮 宮南大極)	大安殿							
	7		庭(宮前)										
	8												
天平宝字	1		庭(宮前)										11・18 内裏*
	2	8・9 大極殿(淳仁)	11・23 乾政官院 ・25 閨門 ・26 朝堂			1・6 内庭*				(停止)			
	3		大極殿			1・18 新堂							
	4		大極殿										
	5		(院)前宮未就										
	6		(院)前宮未就							ネテ 「宮内南 池亭」			
	7		大極殿			閨門・庭	(閨 朝 門 堂)						
	8	10・9 (淳仁南宮・ 称徳重祚)											
天平神護	1	11・26 ?	内宮前殿 (西)			○(宮前 堂跡)							
	2												
神護景雲	1									「右大寺(第 一手)」			
	2		大極殿			内裏							11・22 内宮前殿 (新宮集)
	3		大極殿			法干宮							
	4		大極殿			東院							
宝 龜 1	10・1		西宮前殿			1・8 東院							
	2	11・21 太政官院 ・23 閨門前樓 ・25 朝堂	大極殿										
	3		大極殿	内裏									
	4		大極殿	内裏	重説山院 (西)								
	5			内裏	○(院跡) (院跡)								
	6			内裏	○(院跡) (院跡)								
	7			前殿	○(院跡) (院跡)								
	8			前殿	○(院跡) (院跡)								
	9		庭(皇太子不承)	内裏									
	10		大極殿	朝堂									
	11		大極殿	内裏									
天 応 1	4・15	11・13 太政官院	大極殿	内裏									
延 暦 1													
	2		庭										
	3												

凡例 1. \*は方輿集にみえるもので、以外の大半は純日本紀による。

2. 欄中の番号数字は月・日(例えば元日朝賀で1・2とあるものは正月2日に朝賀の行われたことを示す)。

3. 「○」は大極殿が存在しなかったための説明を指す。

4. ○は節日の行われたことだけがみえ、その場所が明示されていないもの。

5. 「」内のものは平城宮外のもの指す。

PUBLICATIONS OF NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE  
OF CULTURAL PROPERTIES, NO. 15

# **NARA IMPERIAL PALACE**

**ARCHAEOLOGICAL SURVEYS CARRIED OUT  
IN 1959 — 1961**

ENGLISH SUMMARY

## CONTENTS

	Page
Chapter I. Introduction	
1. Start of Research Work . . . . .	1
2. Program and Organization of Research Work . .	3
Chapter II. History and Site	
1. History . . . . .	5
2. Present Condition of Site . . . . .	10
Chapter III. Progress of Research Work	
1. Outline of Research Work . . . . .	13
2. Progress of Excavation . . . . .	15
3. Diary of Excavation . . . . .	19
Chapter IV. Sites	
1. Outline of Excavated Area . . . . .	24
2. Structural Remains in Chronological Sequence . .	37
Chapter V. Artifacts and Other Relics	
1. Wooden Writing Tablets . . . . .	50
2. Tiles and Bricks . . . . .	58
3. Earthenwares . . . . .	63
4. Metal and Other Objects. . . . .	74
Chapter VI. Studies	
1. On Sites . . . . .	78
2. On Artifacts. . . . .	84
3. Chronology and Identification of Structures. . .	96
Chapter VII. Problems about Nara Palace	
1. Palace Precincts and Town Planning . . . . .	99
2. Layout and Function of Buildings in Palace . .	99
Appendixes	
Method of Classification of Sites and Artifacts	
1. Abbreviations for Sites . . . . .	114
2. Abbreviations for Structures and Other Remains .	116

3. Classification of Relics and Their Abbreviations . . . . .	.116
4. Method of Recording Sites and Relics . . . . .	.117
English Summary . . . . .	ix

## TABLES

1. Dimensions of Excavated Structures. . . . .	.120
2. List of Natural Objects Discovered from Pit SK219 . . . . .	.121
3. Round and Plain Tiles for Eaves, Classified . . . . .	.122
4. References to Principal Buildings of Nara Palace in Ancient Records and Chronicles . . . . .	.126
5. Names and Functions of Principal Buildings of Nara Palace. . . . .	.128

## PLANS

- I. Topographical Map of Nara Palace Site.
- II. Layout of Various Structures and Other Remains in Area 6ABO.
- III. Whole Excavated Area.
- IV. Map of A·I Sections.
- V. Map of C·J Sections.
- VI. Map of K·M Sections.
- VII. Map of K·L Sections.
- VIII. Map of M·N Sections.
- IX. Map of W·Q Sections.
- X. Map of O·R Sections.
- XI. Chronological Divisions of Layouts of Structural Groups.
- XII. Detail of Well SE168.

## PLATES

- I. Aerial View of Nara Palace Site.
- II. General Views of Area 6ABO: 1) General View, seen from North. 2) N·Q Sections, seen from Northwest. 3) Southern Half of O Section, seen from North.
- III. Area 6ABO-O: 1) Structure SB116, seen from Northwest. 2) Same Structure, seen from South.
- IV. Area 6ABO-O: Structure SB116, seen from North.
- V. Area 6ABO-O: 1) Superimposed Pillar-holes of Structures SB112·116 and Fences SA120·121·130, seen from North. 2) Structures SB116·131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from East. 3) Structure SB 135, seen from North.
- VI. Area 6ABO-O·Q·W: 1) Structures SB116·131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West. 2) Structure SB143, seen from Northwest.

- VII. Area 6ABO-Q·W : 1) Structure SB143, seen from Southeast. 2) Same Structure, seen from South. 3) Same Structure and Pit SK148, seen from South.
- VIII. Area 6ABO-N : 1) General View, seen from South. 2) Wall SA109, seen from Northwest. 3) Gutter SD 106, seen from Northeast.
- IX. Area 6ABO-R : 1) Structures SB131·145, seen from West. 2) Structures SB145·146, seen from South. 3) Structure SB146, seen from West.
- X. Area 6ABO-V : 1) General View, seen from North. 2) Structure SB145, seen from West. 3) Wall SA109, seen from Southwest.
- XI. Area 6ABO-O : 1) Pit SK140, seen from West. 2) Part of Same Pit, seen from East. 3) Pit SK148. 4) Pit SK134.
- XII. Area 6ABO-K·L·M : General View, seen from West.
- XIII. Area 6ABO-K : 1) General View, seen from Northeast. 2) General View, seen from South.
- XIV. Area 6ABO-K : 1) Structure SB177, seen from Northeast. 2) Superimposed Pillar-holes of Structures SB176·177.
- XV. Area 6ABO-K : 1) Structure SB177 and Pond SG180, seen from West. 2) Structure SB176, seen from North. 3) Structures SB176·177, seen from Southeast.
- XVI. Area 6ABO-K·M : 1) Structure SB194, seen from West. 2) Gutter SD126 and Structures SB191·194, seen from West. 3) Structure SB191 and Pond SG180, seen from South.
- XVII. Area 6ABO-K·L : 1) Structure SB170, seen from West. 2) Same Structure, seen from Southwest. 3) Superimposed Condition of Structures SB170 and Southern Half of SB176·177, seen from East.
- XVIII. Area 6ABO-K·M : 1) Structure SB186, seen from South. 2) Same Structure, seen from Southeast. 3) Western Half of Same Structure, seen from North.
- XIX. Area 6ABO-L : 1) General View, seen from Northeast. 2) Structures SB182·113, seen from North. 3) Structure SB116 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West.



- XX. Area 6ABO-L: 1) Well SE168, seen from Northwest.  
2) Well SE168-C, seen from North. 3) Well SE 168-B, seen from Northeast.
- XXI. Area 6ABO-L: 1) Well SE168-A, seen from North. 2) Same Well, seen from Northeast. 3) Square Well Frame (Wood) SE168-A.
- XXII. Area 6ABO-L: 1) Square Well Frame (Wood) SE168-A, West Side. 2) Same Well Frame, South Side. 3) Center Mark at Joint of Frame Timbers. 4) Square Joint of Well Frame, a. 5) Square Joint of Well Frame, b.
- XXIII. Area 6ABO-L: Numbering of Well Frame Timbers SE168-A.
- XXIV. Area 6ABO-A·B·C·T: 1) General View, seen from North. 2) Northern Half, seen from Northeast. 3) Structure SB205, seen from Northwest.
- XXV. Area 6ABO-A·B: 1) Structure SB211, seen from East. 2) Same Structure, seen from West. 3) Part of Same Structure, seen from East.
- XXVI. Area 6ABO-B: 1) Pit SK219, before Excavation, seen from Southwest. 2) Same Pit, after Excavation, seen from West. 3) Same Pit, after Excavation, seen from North.
- XXVII. Area 6ABO-A·B·C·I: 1) Gutter SD141, seen from West. 2) Gutter SD126, seen from West. 3) Fence SA 203, seen from East.
- XXVIII. Area 6ABO-I: 1) Fence SA233, seen from North. 2) Southern Half of Same Fence, seen from West. 3) Structure SB236, seen from South.
- XXIX. Wooden Writing Tablets.
- XXX. Wooden Writing Tablets.
- XXXI. Wooden Writing Tablets.
- XXXII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIV. Wooden Writing Tablets.
- XXXV. Wooden Writing Tablets.
- XXXVI. Round and Plain Tiles for Eaves.
- XXXVII. Round Tiles for Eaves.
- XXXVIII. Round Tiles for Eaves.
- XXXIX. Round Tiles for Eaves.

- XL. Round Tiles for Eaves.
- XLI. Plain Tiles for Eaves.
- XLII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIV. Ridge Ornament and Techniques of Tile-making.
- XLV. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVI. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVII. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVIII. "Haji" Earthenwares.
- XLIX. "Haji" Earthenwares.
  - L. "Sue" Earthenwares.
  - LI. "Sue" Earthenwares.
  - LII. Potters' Techniques of "Haji" Earthenwares.
  - LIII. Inscribed and Incised Earthenwares.
- LIV. Inscribed Ware, Green-glazed Ware and Earthenware Ink-Slab.
- LV. Copper Coins and Wooden Objects.
- LVI. Fragments of Lacquered Caps and Hemp Cloth.
- LVII. Natural Objects.
- LVIII. Inscribed Earthenware Discovered at Funahashi, Osaka Prefecture.

## FIGURES

1. Area 6ABO, showing Progress of Excavation.
2. Superimposition of Various Structures-1.
3. Superimposition of Various Structures-2.
4. North-south Stratification of Southern Half of "N" Section.
5. East-west Stratification of "N-W" Sections.
6. Superimposition of Various Structures-3.
7. Area 6ABP "F·I" Sections.
8. Section of Levelled Ground.
9. Cobble-paved Gutter SD130.
10. Superimposition of Various Structures-4.
11. Pillar-holes-1.
12. Pillar-holes-2.
13. Protecting Stones around Lower Ends of Octagonal Pillars.
14. Reused Timbers Discovered from Wells.

15. Pit SK140.
16. Earthenwares Postdating Removal of Palace.
17. Wooden Objects.
18. Charcoal and Firewood.
19. Layout of Structures at Period II-2.
20. Thickness of Round Tiles for Eaves and their Relative Chronology.
21. Tiles for Eaves Discovered from Nakayama-cho, Nara City.
22. Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI.
23. Chronological Changes of Earthenwares-1.
24. Chronological Changes of Earthenwares-2.
25. Chronological Changes of Earthenwares-3.
26. Traces of Street Planning outside of Southeast Corner of Nara Palace.
27. Reconstruction of Part of Street Planning around Nara Palace.
28. Layout of Nara Imperial Palace.
29. Filing Card for Structures and Other Remains.
30. Filing Card for Artifacts.

#### TABLES IN TEXT

1. Survey Periods and Excavated Area
2. Labour Required for Excavating One Are of Ground
3. Structural Remains Classified by Survey Periods
4. Undulation of Levelled Layers in Sections A-G
5. Groups of Structural Remains and Their Chronology
6. Chronological Sequence of Structures and Other Remains
7. Typological Classification of Wooden Writing Tablets
8. Quantity of Tiles for Eaves, Chronologically Divided
9. Quantity of Earthenwares Discovered from Pit SK219
10. Pillar-distances of Structures with Overhanging Eaves
11. Flaring of Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI
12. Tentative Absolute Chronology of Structures and Other Remains
13. Abbreviations for Various Sites in Nara Prefecture
14. Abbreviations for Structures, other Remains and Relics



# NARA IMPERIAL PALACE

The site of Nara Imperial Palace, which existed from 710 to 784 A.D., is situated at Sakicho, Nara City, and is designated as a Special Historical Monument. The palace was built in the middle of the northern border of the capital, which was established after the continental model, measuring five kilometers from north to south and six kilometers from east to west. The precinct of the palace is about one kilometer square and in it the imperial domicile, halls of state and other government office buildings once stood. At present, about 10 per cent of the whole precinct is well preserved in turfed ground, but the remaining 90 per cent is mostly cultivated as paddy-field, dotted with the ruins of ground platforms and earthen walls.

The Nara National Research Institute of Cultural Properties has undertaken the investigation work of this palace site since the summer of 1955, and the present publication deals with the summarized result of the 2nd (1959), 4th and 5th (both 1960) and 6th (1961) surveys, conducted in an area of about 0.8 hectare.

The excavated area is tentatively termed "Area 6ABO" and is the northern end of the central part of the palace precinct. The spade-work disclosed twenty-five structures, four gutters, six fences and earthen walls, some pits and several wells, one of which is exceedingly large. The lower ends of the pillars of all structures were inserted into the ground, unlike the pillars of more important structures, which were erected on base stones. A minute survey of the excavated area shows that the ground was reclaimed and levelled three times consecutively. This enables us to divide the structural remains discovered therein into three successive periods. The superimposed condition of the pillar-holes in the middle layer further enables us to subdivide them into three shorter periods. Hence all the structures fall into five chronological sequence dates, as shown in Table I. Moreover, uniformity prevails in the design and technique of the structures, and also in the layout of each sequential period, and this fact seems to indicate that the structures unearthed were the buildings of governmental offices.

The artifacts discovered from the area are roof-tiles, earthenwares, copper coins, various metal and wooden objects, fragments of lacquered

caps, hemp cloth etc., but the most striking discovery was of forty-one pieces of long, narrow tablets of wood used as writing surfaces, recovered from Pit SK219. These wooden tablets can be classified into five groups according to their shapes, with the exception of the damaged and decayed ones whose size and shape are unknown. The first is a plain slip (Type 601). The second has a notch on each side near the upper and lower ends (Type 603). The third has notches near the upper end only (Type 604). The fourth has its lower end pointed (Type 605). The fifth is twice as long as the others and has a hole in the center and three holes near each end, from which it may be presumed that they were bound together by cords drawn through the holes (Type 606). Of especial interest are the chips from used tablets, which suggest that the tablets were reused after being erased by chipping. The difference in shape seems to have had something to do with their functions. Tablets of Type 603 were used, as their inscriptions indicate, as labels attached to packages of local foodstuffs collected as taxes in kind from people of distant provinces. Tablets of Type 604 and 605 were used also as labels attached to or pushed into packages of foodstuffs, supposedly stored in a kitchen or warehouse. The plain tablets were probably used as message slips or official records, and some of them have inscriptions requesting various foodstuffs. There are plain tablets that have names of officials only, while others have prose or verse written in "Manyō-gana" characters.

There are two tablets that have dated inscriptions, one for 761 and the other 762 A.D. Another two tablets are datable by the contents of their inscriptions, to either 763 or 764 A.D. Except for a few instances, the inscriptions on these tablets are related to foodstuffs, such as rice, beans, walnuts, sea-weeds, sea-urchins, vegetables, salt, soy, vinegar and bean paste.

Paper was used in clerical work of government offices in the Nara Period, as is evidenced by the archives of the Shōsōin Repository, but the present discovery revealed the hitherto unknown fact that wooden tablets were also used in less important business in the offices. In China wooden tablets were used as writing surfaces in the ancient Han and Chin Dynasties. This usage spread gradually into the surrounding regions and the finds in Turfan in the west and the present discovery in the east testify to its survival even in the eighth and ninth centuries. The date of these tablets provides reliable criteria for assigning to the structures of Period II-2 a date of shortly after 763-764 A.D., and furnishes an admirable starting point for establishing a chronological se-

quence for both the groups of structures and for the earthenwares discovered with them. The inscriptions vividly illustrate the diet of the people of the Nara Period and seem to prove beyond a doubt that the excavated area was originally occupied by the Imperial Household of fices in charge of cuisine.

Table I Chronological Sequence of Structures and Other Remains

In the Western Half of Area 6ABO			Chronological Sequence	In the Eastern Half of Area 6ABO				
G149		B176 B167	D141 D126-A	I	D141 D126-A	B205 B269* B317*		
G180 E168-A		B170	D130 D106-A D126-B	II-1	D130 D106-A D126-B D244	B212 B200	K217 K220 E311-A* E272-A*	
E168-A	K107 K134	B112 B177-A B131 B186-A B143 B194-A B145 B113 B177-B B166 B186-B B194-B	A105 D106-B	II-2		B209 B293* B206 B299* B213 B201	E311-A* E272-A*	
E168-A		B146 B182 B135 B191 B116	A109 A110	II-3		B211 B327* B314* B321*	B285* B273* B268*	E311-A* E272-A*
	K137 K140		A109 A110 A120 A121	III	A233 A304*	B236 B246	K234 K238 K335 E311-B* E272-B*	

"A"-Fence and Wall. "B"-Structure. "D"-Gutter. "E"-Well. "G"-Pond.  
"K"-Pit.

\*Remains discovered in a later survey but not treated in the present publication.

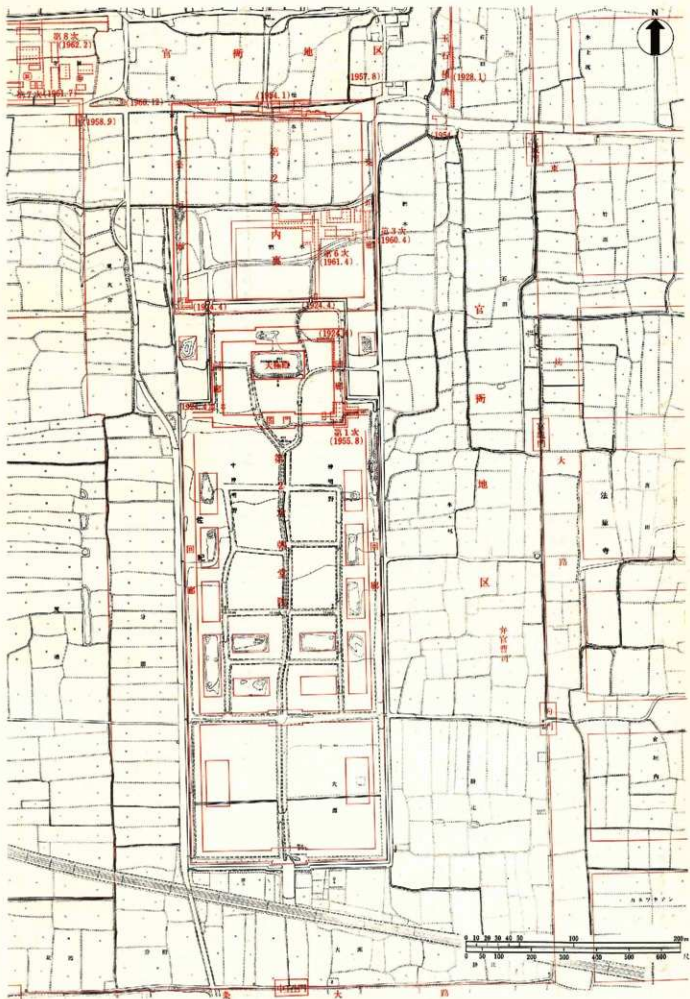
## 図 面 ・ 図 版

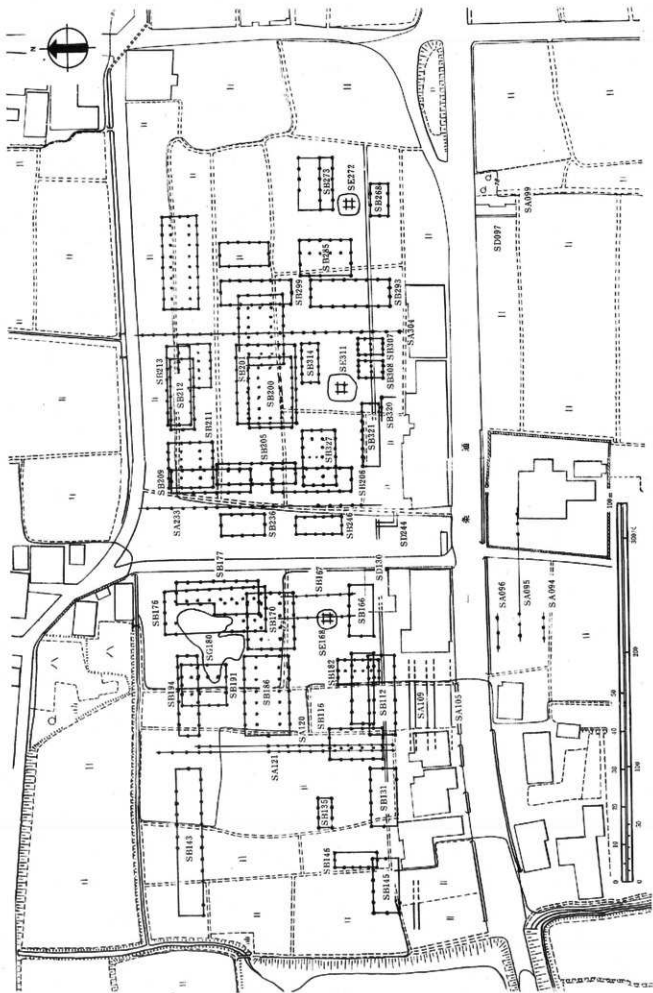
- 1 遺構にはすべて一連番号を付しその前に SA: 土  
罫・相, SB: 建物, SD: 溝, SE: 井戸, SG: 苑  
池, SK: 土城, SX: 不明の分類記号を標記する。
- 2 遺構の寸法数字は cm 単位とする。
- 3 高さ基準 L0 は埋蔵文化財発掘調査報告第五『平  
城宮跡』中の B. M. No. 2 の上面と一致する。

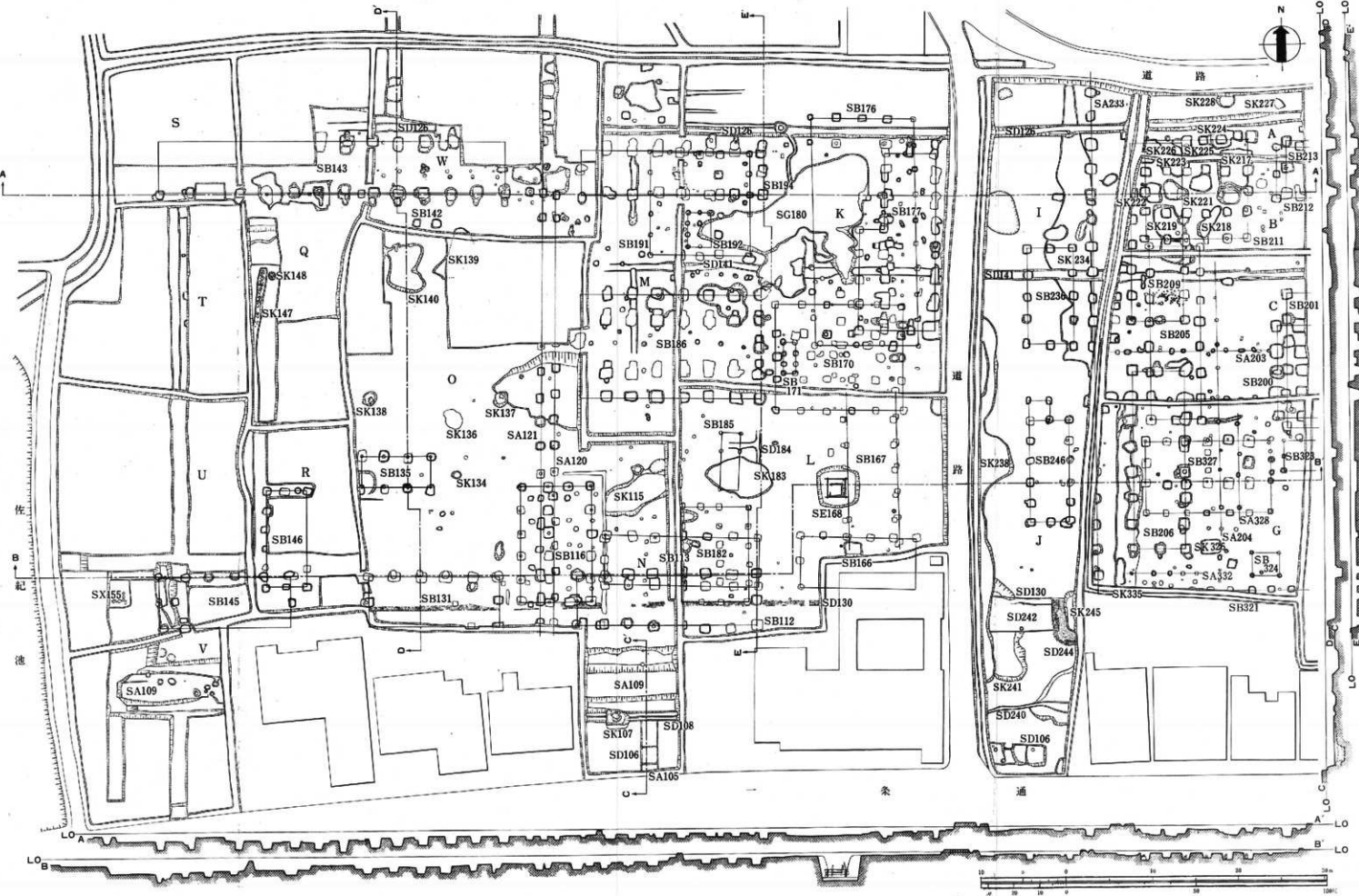
調査水準高さ	第2次調査 L0 - 46.75 cm
	第4次調査 L0 - 18.50 cm
	第5次調査 L0 + 3.25 cm
	第6次調査 L0 - 6.75 cm

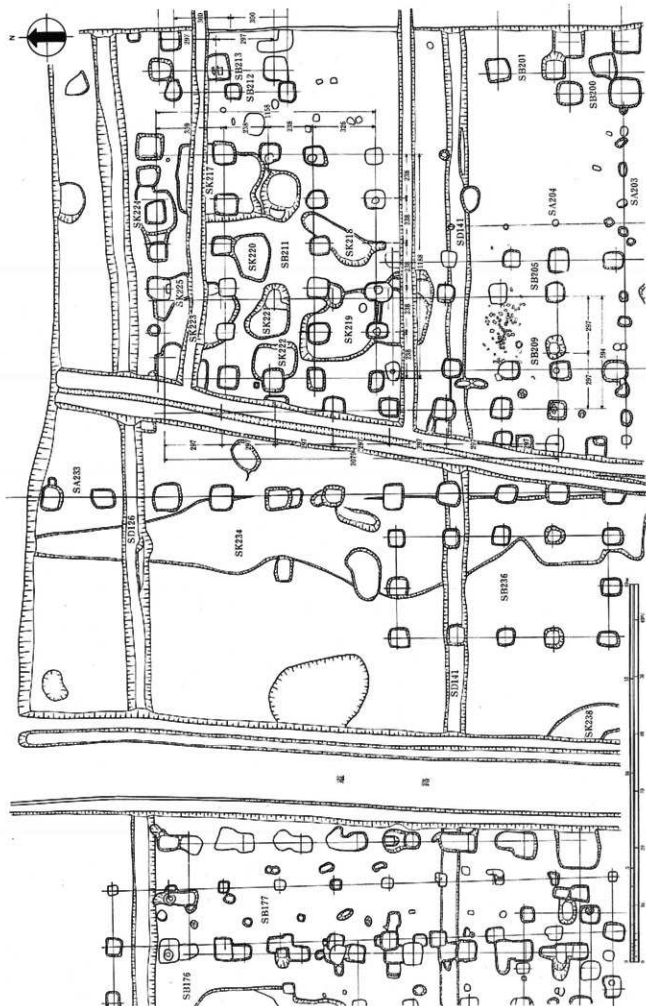


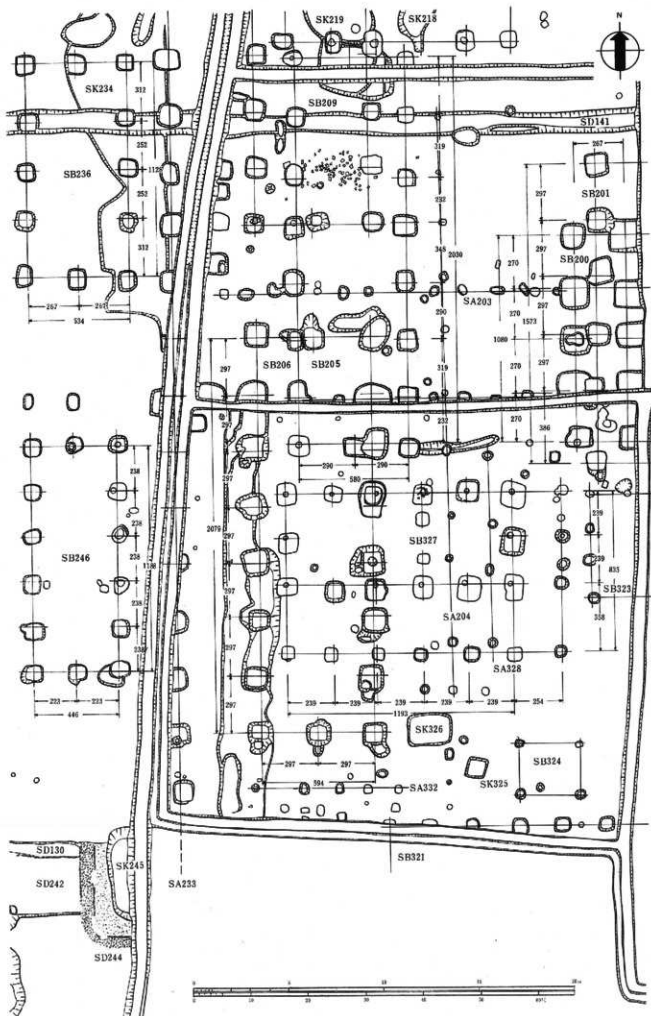


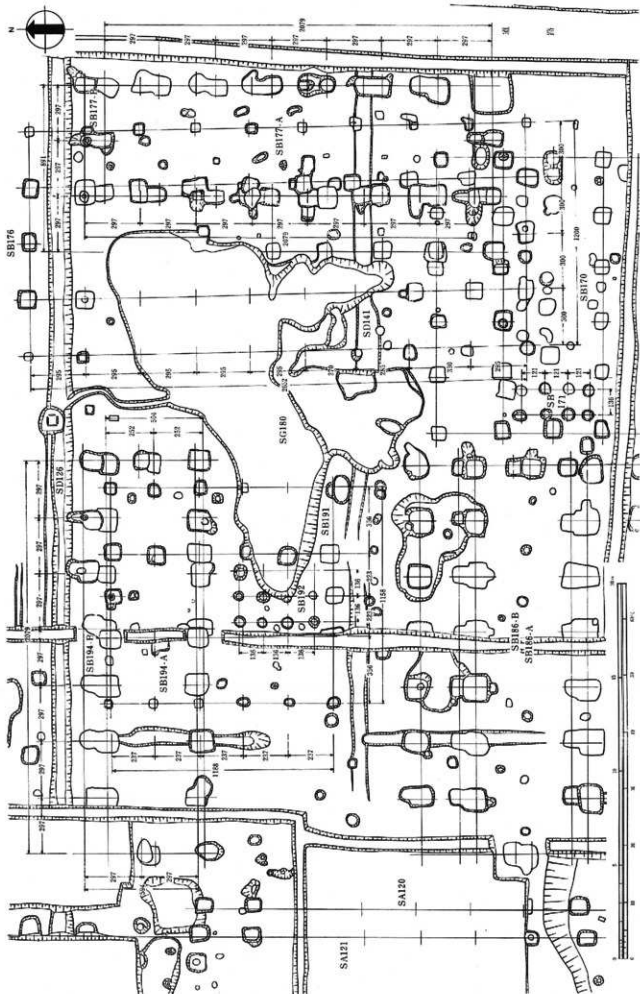


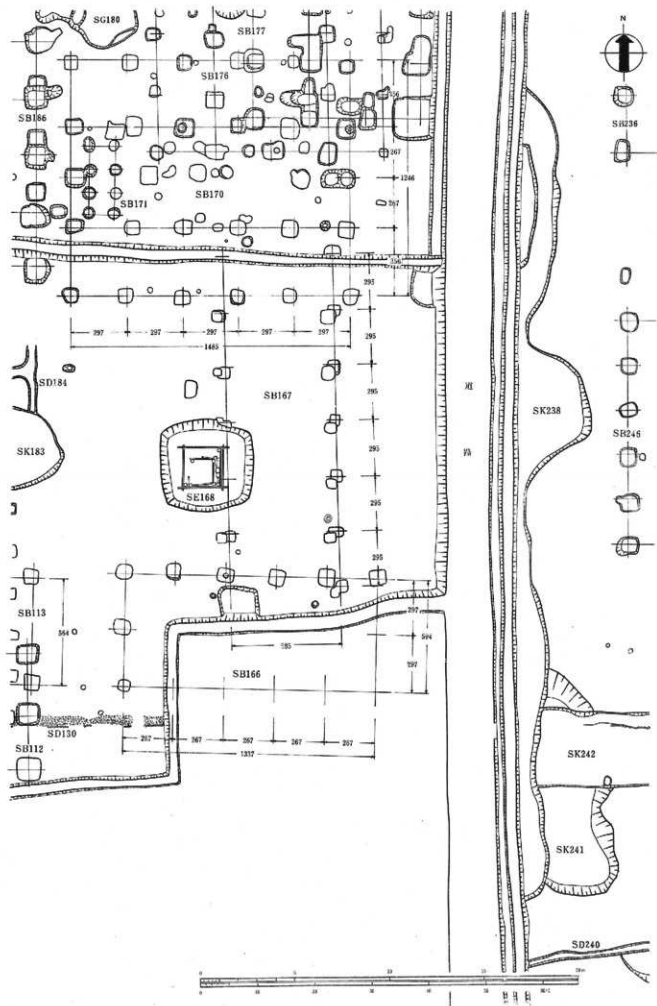




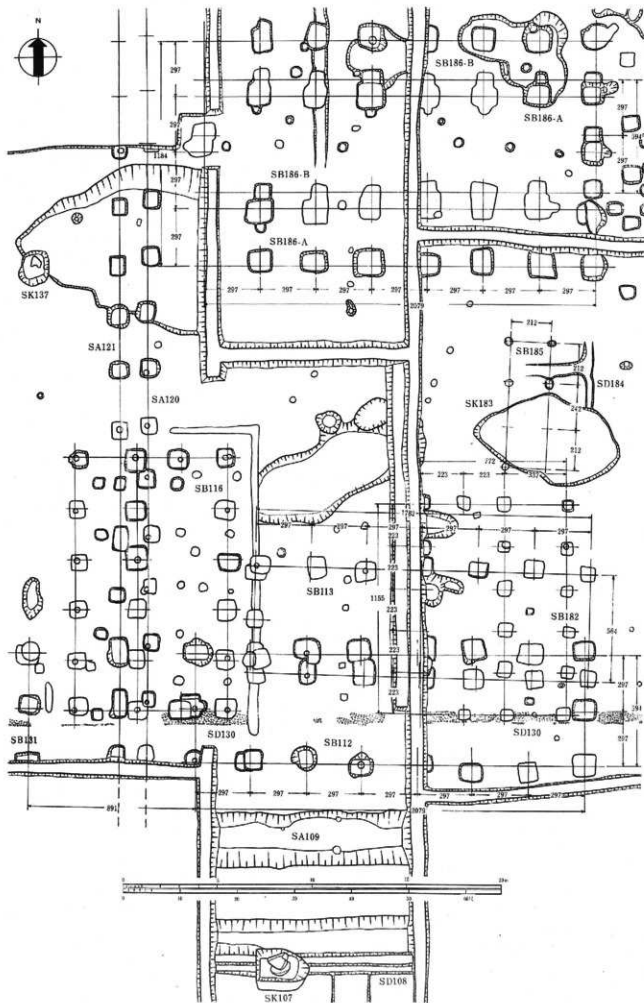


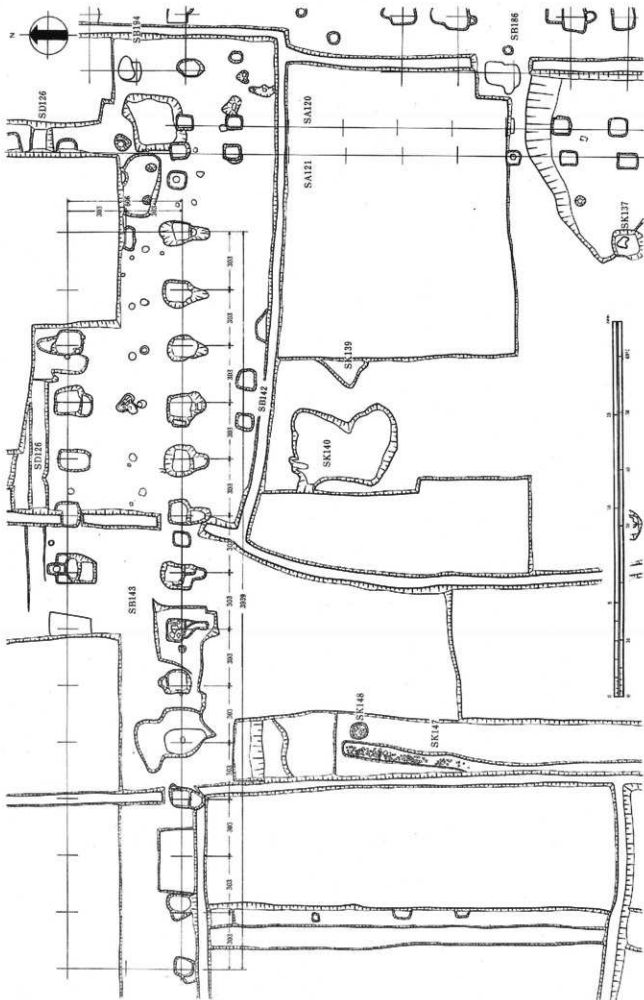


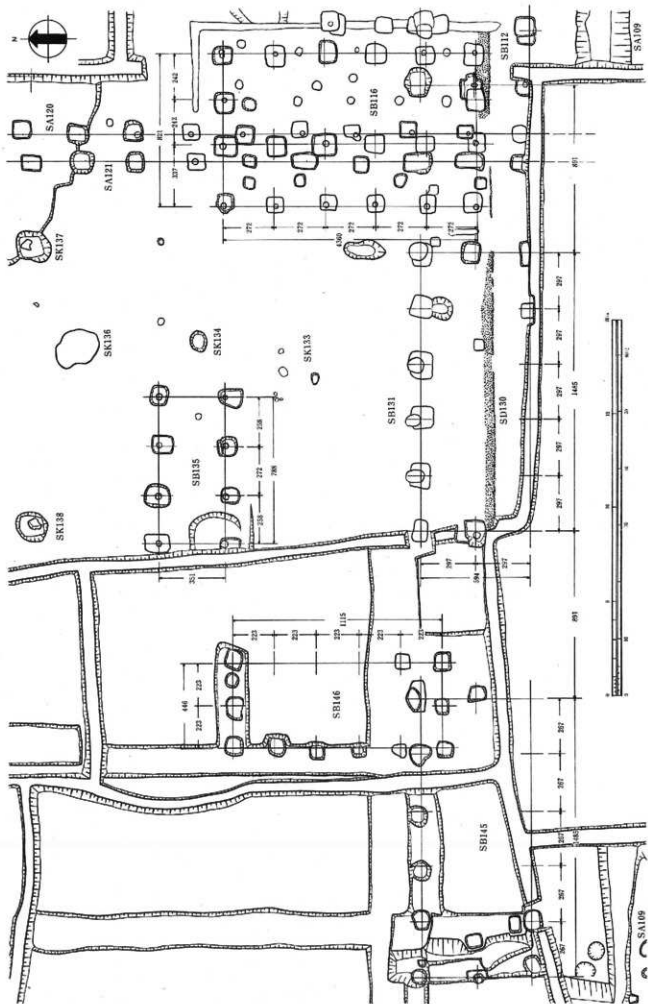


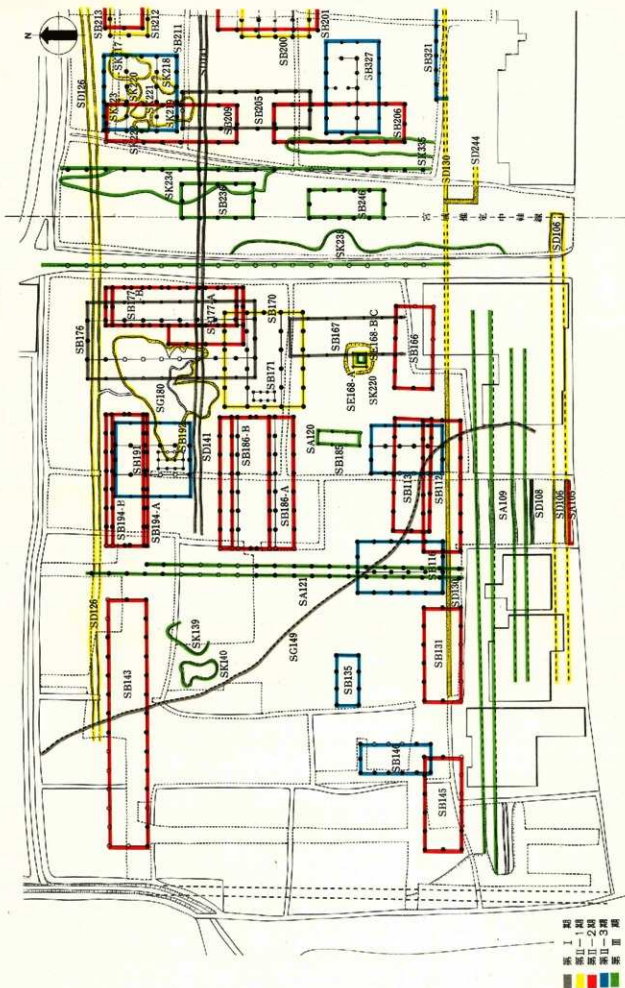






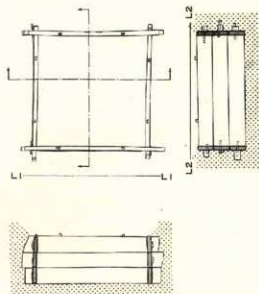




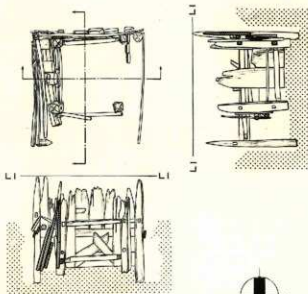


第一期  
 第二期  
 第三期  
 第四期

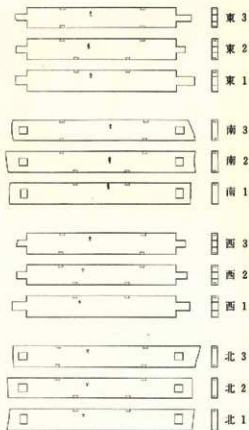
SE168-A



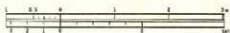
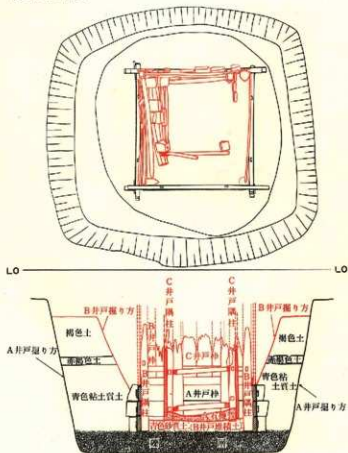
SE168-B-C



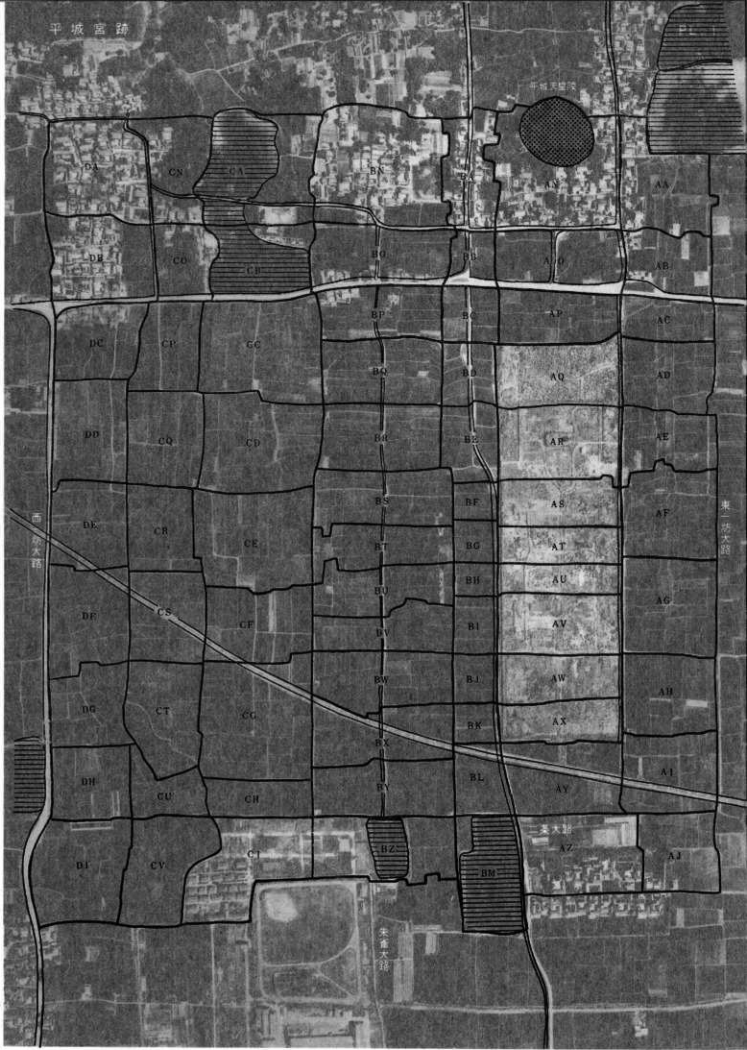
SE168-A 枠材



平面および断面



平城宮跡



(昭和30年4月撮影)

平城宮跡

PL. 1

平城天皇墓

西坊大路

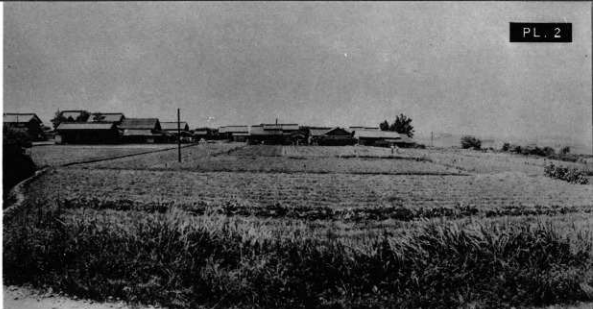
東一坊大路

二条大路

朱雀大路



1. 全 景  
北より



2. N-O地区  
西北より



3. O地区南半  
北より





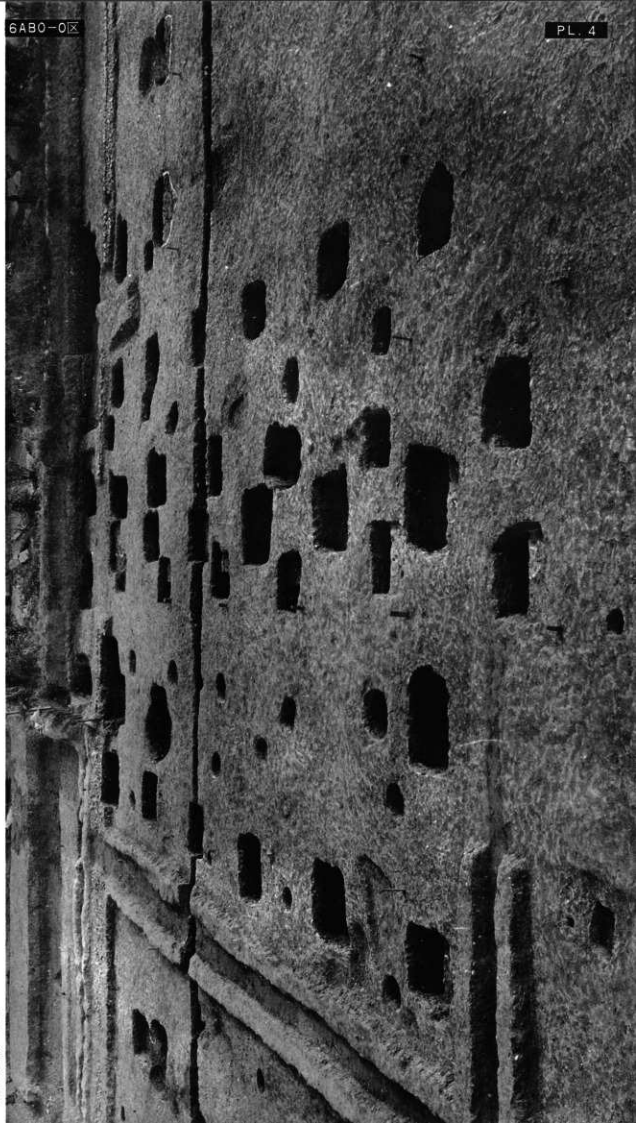


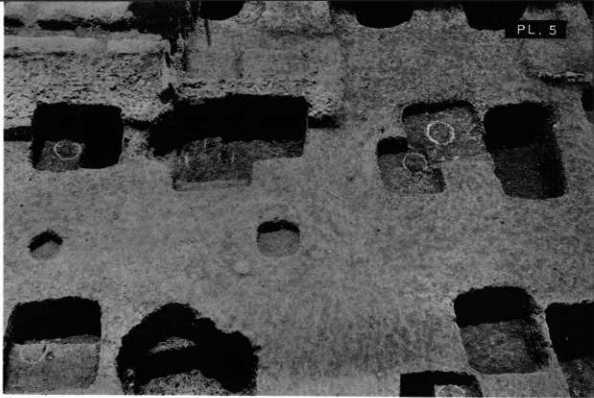
1



2

SB116建物 1. 西北より 2. 南より





1. 柱穴重複状況  
SB112・116建物  
SA120・121・  
130溝 北より



2. SB116・131建物  
SA130石敷  
東より



3. SB135建物  
北より



1. SB116-131建物  
SA130石敷西より



2. SB143建物  
西北より



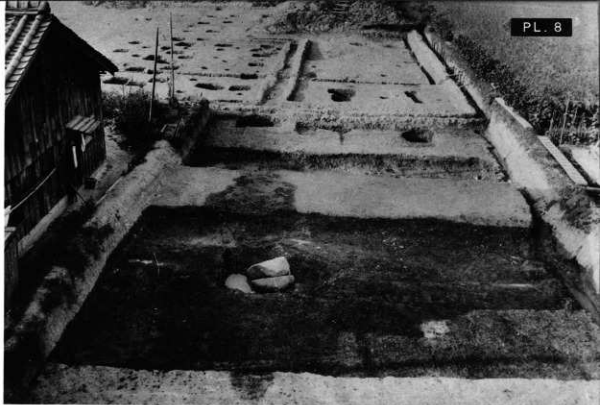
1. SB143建物  
東南より



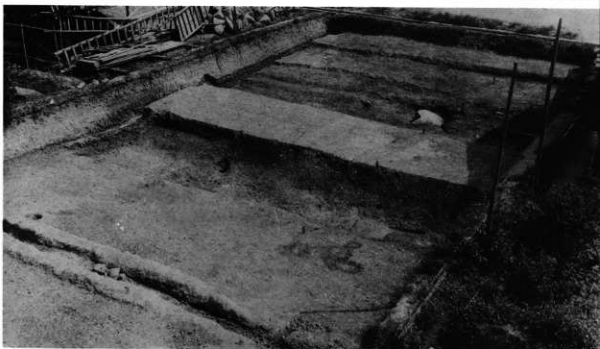
2. SB143建物  
南より



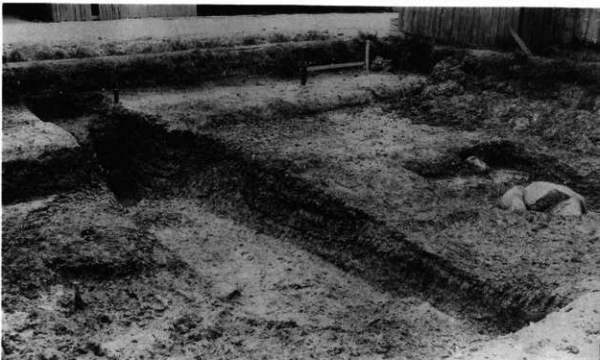
3. SB143建物  
SK148土壇  
南より



1. 全 景  
南より



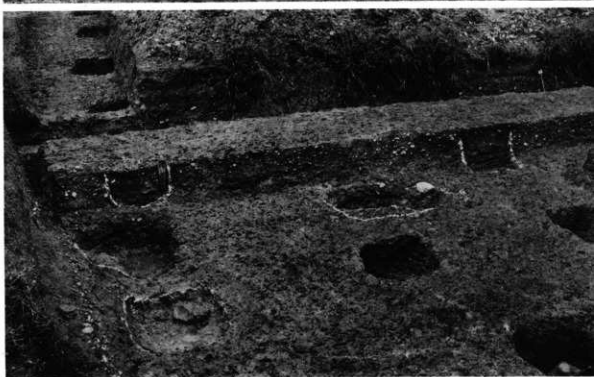
2. SA109土器  
北西より



3. SD106溝  
北東より



1. SB131建物  
SB145建物  
西より



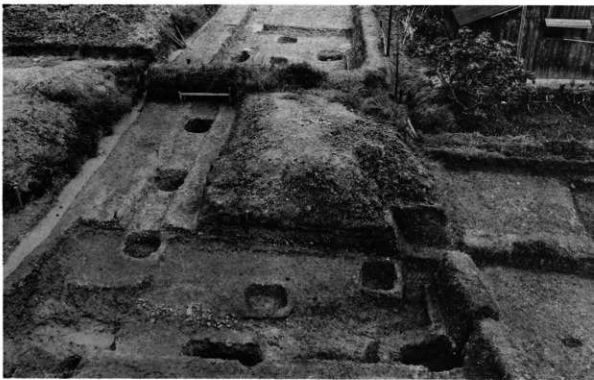
2. SB145建物  
SB146建物  
南より



3. SB146建物  
西より



1. 全 景  
北より



2. SB145建物  
西より



3. SA109土壘  
西南より





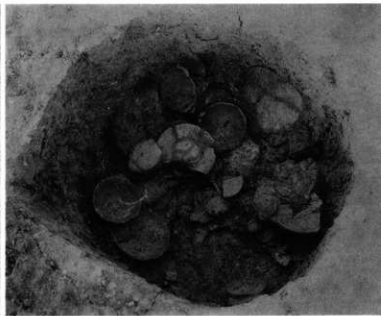
1. SK140土壇  
全景 西より



2. SK140土壇  
部分 東より



3. SK148土壇



4. SK134土壇

全景 西より





1



2

全 景 1. 東北より 2. 南より



1. SB177建物 北東より



2. 柱穴重複状況SB176-177建物



1. SB177建物  
SG180池  
西より



2. SB176建物  
北より



3. SB176・177建物  
南東より



1. SB194建物  
西より



2. SD126溝  
SB191・194建物  
西より



3. SB191建物  
SQ180池  
南より



1. SB170建物  
西より



2. SB170建物  
南西より



3. SB170建物と  
SB176-177建物  
南半の複合状況  
南より



1. SB186建物  
南より



2. SB186建物  
東南より



3. SB186建物  
西半部 北より





1. 全 景  
東北より



2. SB182建物  
SB113建物  
北より



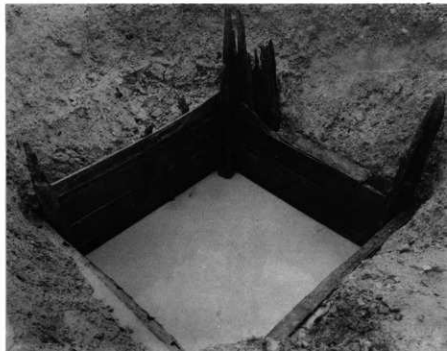
3. SB116建物  
SA130石敷  
西より



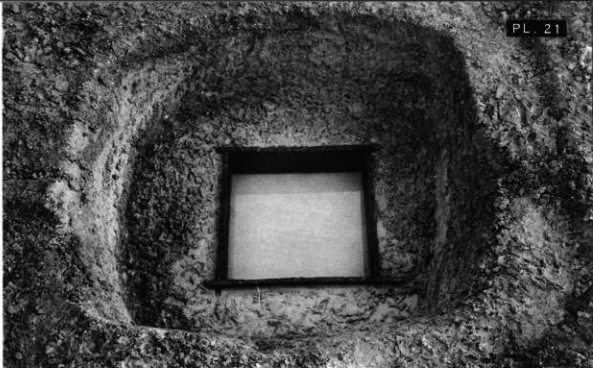
1. SE168井戸  
西北より



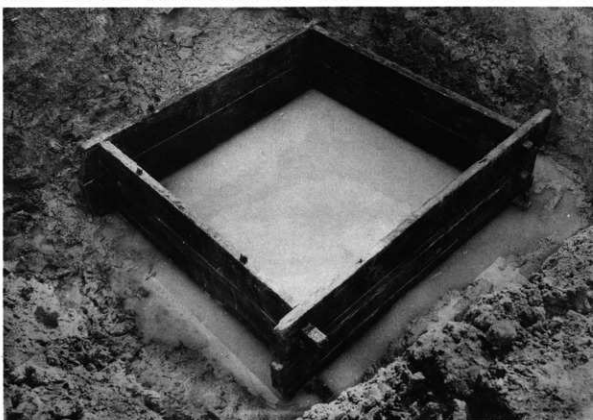
2. SE168-C井戸  
北より



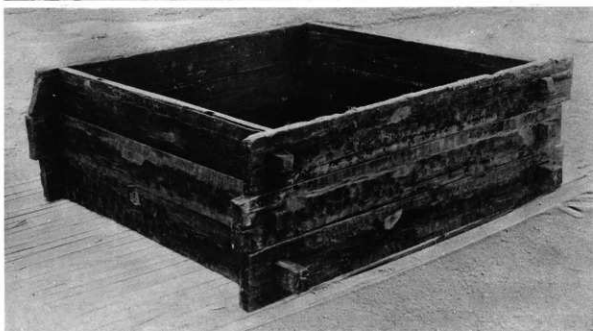
3. SE168-B井戸  
北側より



1. SE168-A井戸  
北より



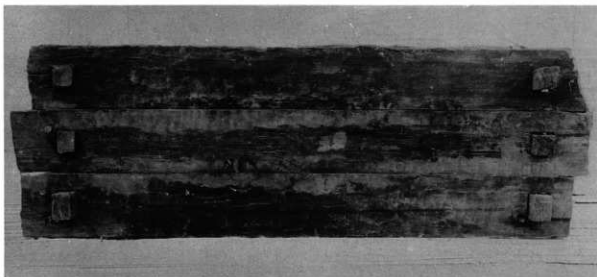
2. SE168-A井戸  
東北より



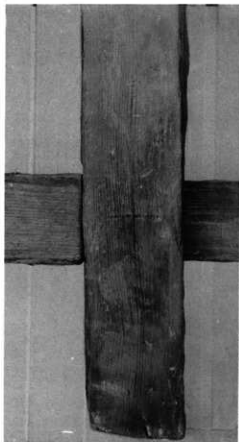
3. SE168-A井戸枠



1. SE168-A井戸枠  
西面



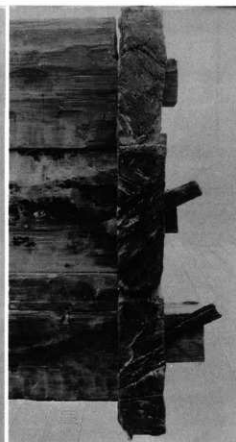
2. 同上南面



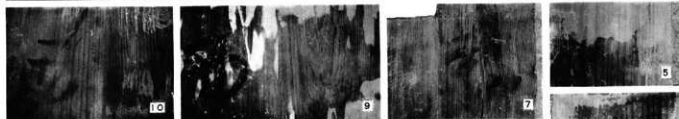
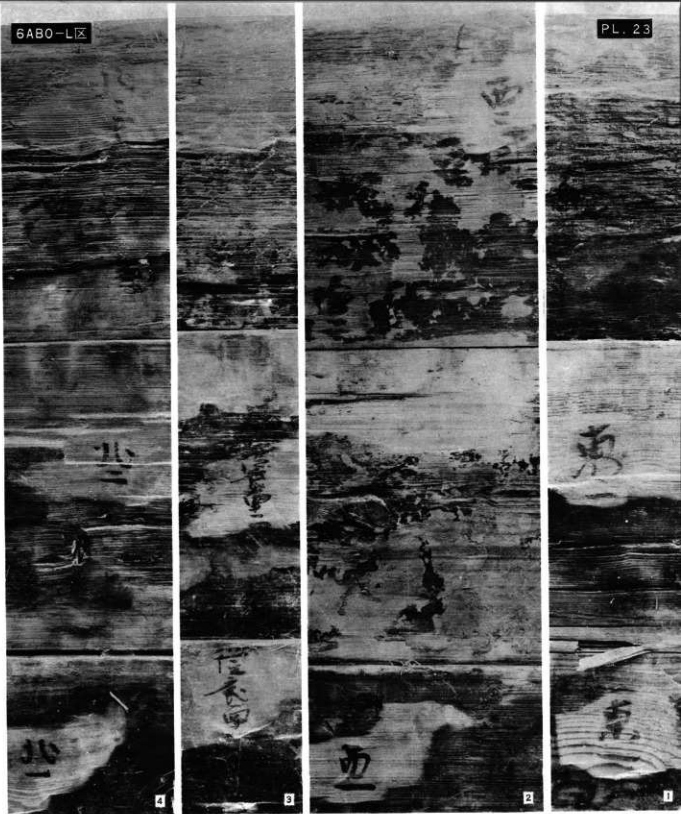
3. 枠上面の心墨



4. 井戸枠組目の状況a



5. 井戸枠組目の状況b



## 井戸杵番付墨書

1. 中央外面  
 5. 東3北端内面(北)  
 6. 西1北端内面(南)  
 7. 南1東端内面(東)  
 8. 南3西端内面(西)  
 9. 南2西端内面(西, 全葉[11])  
 10. 北1東端内面(西)



1. 全 景  
北より



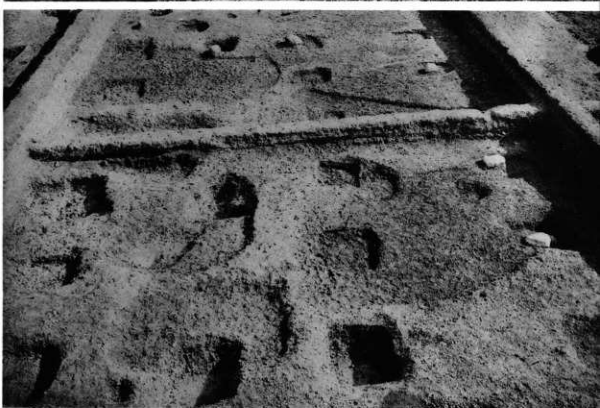
2. 北半部全景  
東より



3. SB205建物  
西北より



1. SB211建物  
東より



2. SB211建物  
西より



3. SB211建物部分  
西より



1. SK219土坑発  
掘前 南西より



2. 同上発掘後  
西より



3. 同上発掘後  
北より



1. SD141溝  
西より



2. SD126溝  
西より



3. SA203溝  
東より





1. SA233構  
北より



2. 同上南半部  
西より



3. SB236建物  
南より



2



1

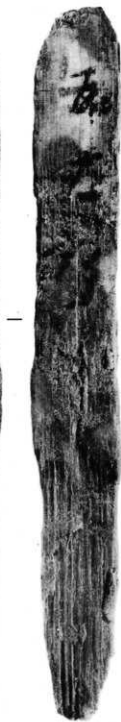


33

30

32

3



6



25



5



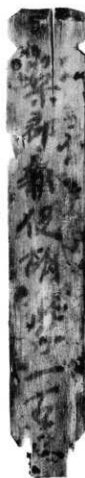
26



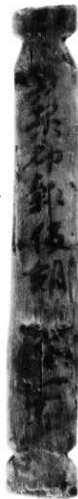
14



13



11



12



10



22



19



18



17



16



木札2



29



27



24



15



28



23



21



20



20

20・21 1:1.75

20・23・28 1:1



寺請  
山巨一十普一十  
大床所添  
未普十

同可富止  
所守新  
可少

王殿寮  
請事  
殿寮

凡前因  
是徐一夫  
尾

大正三  
年三月  
廿四日  
又得

辨市會  
朝夕并三斗

長七相

新園日高  
初駢  
天高初  
登古園  
端

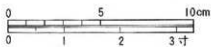
櫻海海

日本茶師  
初使胡  
魏字一古

棘甲  
胤

赤澤海  
紫

六倍





35



38



31



40



36



34



37



41



39



9



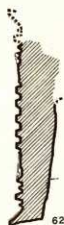
6282-B

6721-G



6133-C

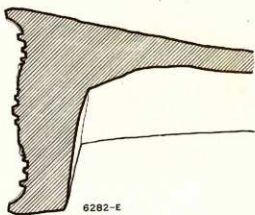
6732-A



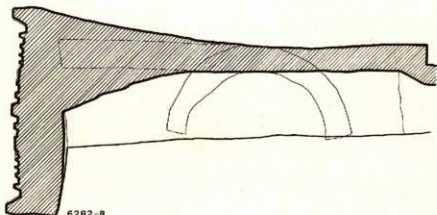
6281-C



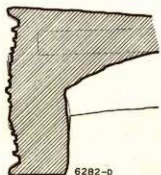
6282-A



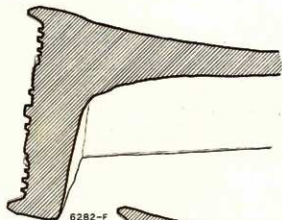
6282-E



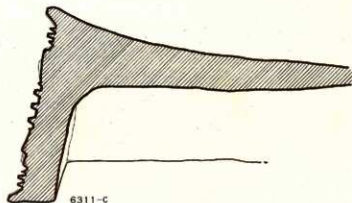
6282-B



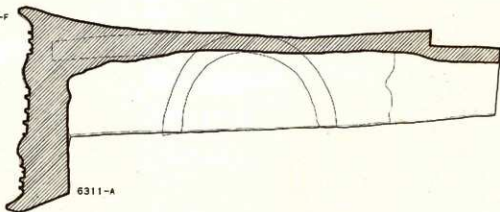
6282-D



6282-F



6311-C



6311-A





6282-A



6281-C



6282-D



6282-B



6282-F



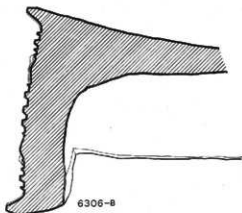
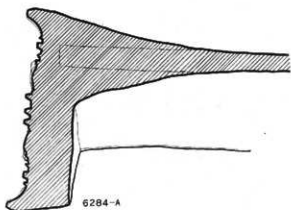
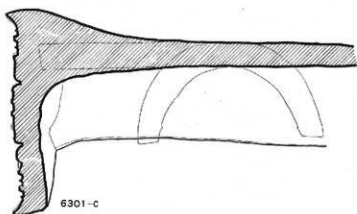
6282-E



6311-C



6311-A





6291-A



6301-A



6307



6303-A



6306-B



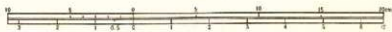
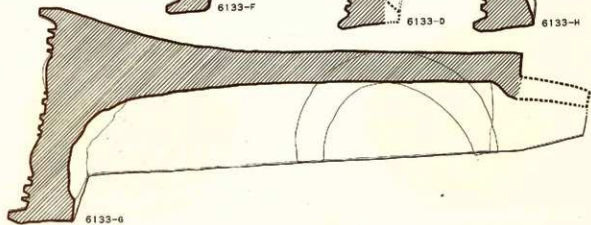
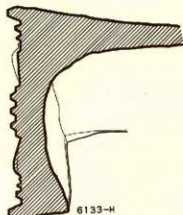
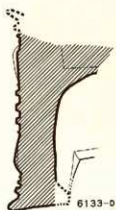
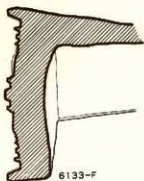
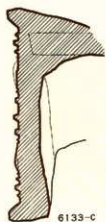
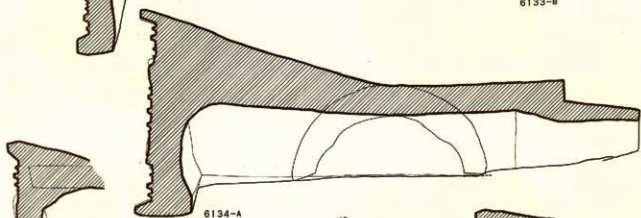
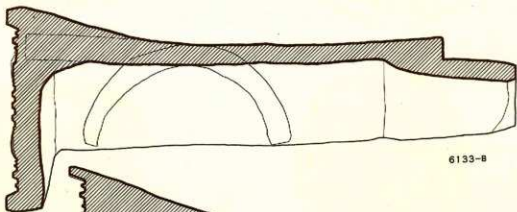
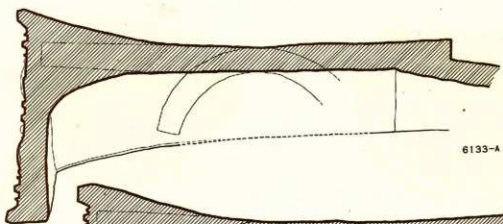
6304-A



6284-B



6284-A







6133-A



6133-C



6133-D



6133-B



6133-H



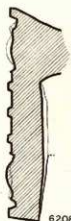
6133-G



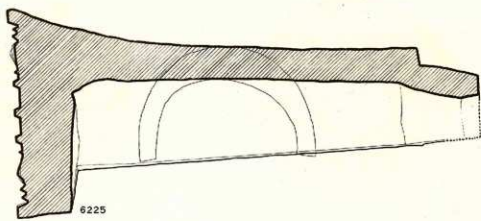
6133-F



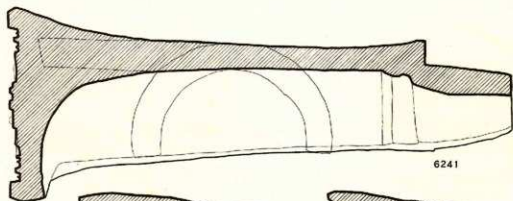
6134-A



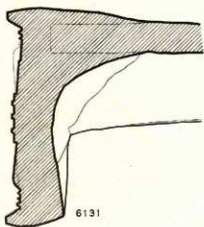
6208



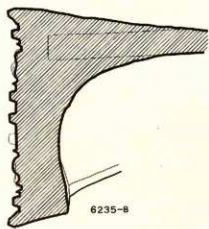
6225



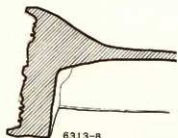
6241



6131



6235-B



6313-B



6320



6127



6316-A





6208



6225



6241



6225



6131



6320



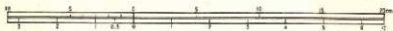
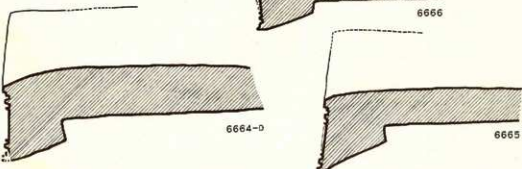
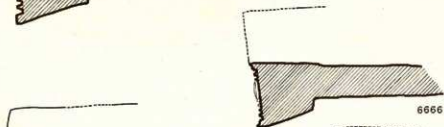
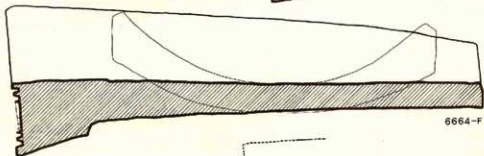
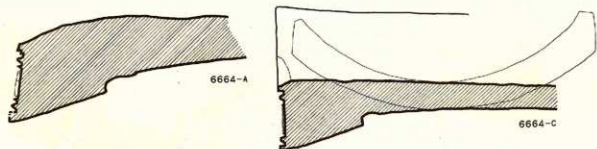
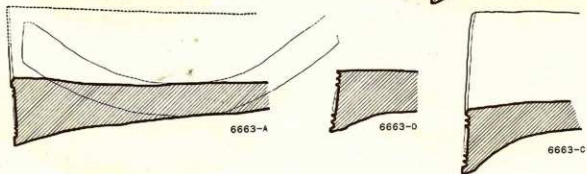
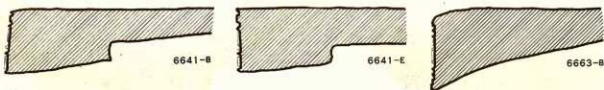
6127



6313-B



6316-A





6641-B



6641-E



6663-B



6663-A



6663-D



6663-C



6664-A



6664-C



6664-D



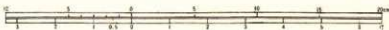
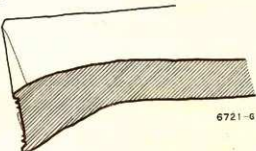
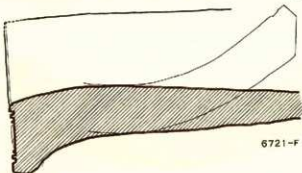
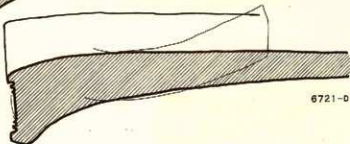
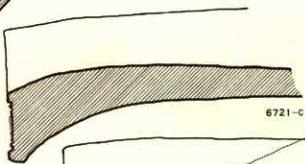
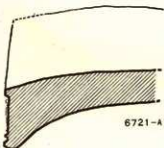
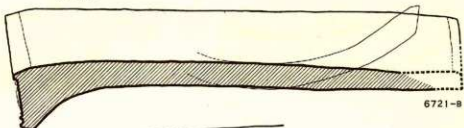
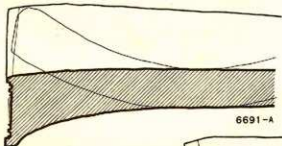
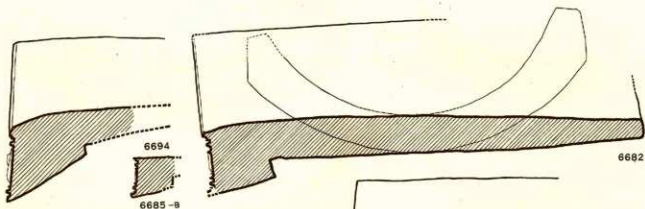
6664-F



6666



6665





6685-B



6682



6720



6691-A



6721-B



6694



6721-F



6721-A



6721-D



6721-C



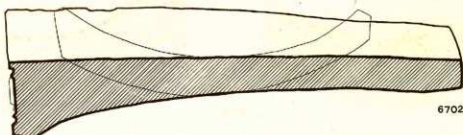
6721-E



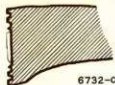
6721-G



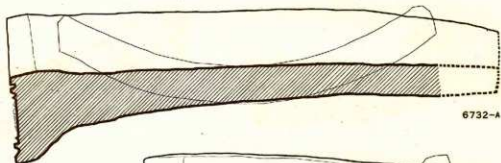
6739



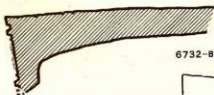
6702



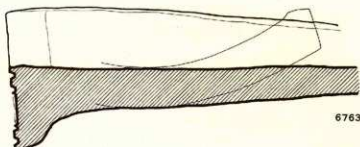
6732-C



6732-A



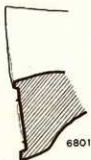
6732-B



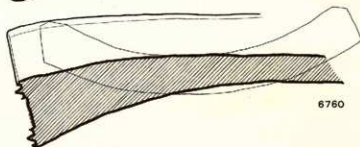
6763



6718



6801



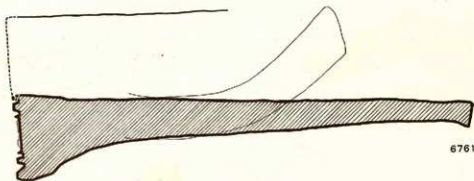
6760



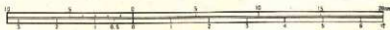
6791



6575



6761







6739



6702



6732-B



6732-A



6732-C



6763



6791-B



6760



6718



6761

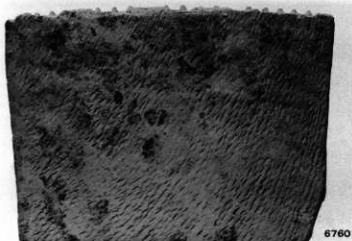


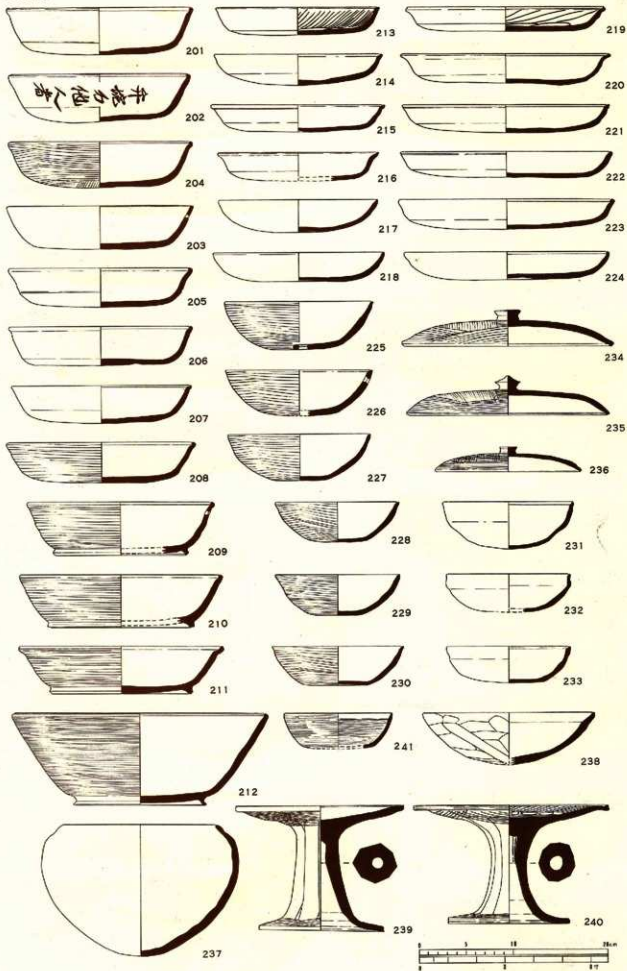
6575

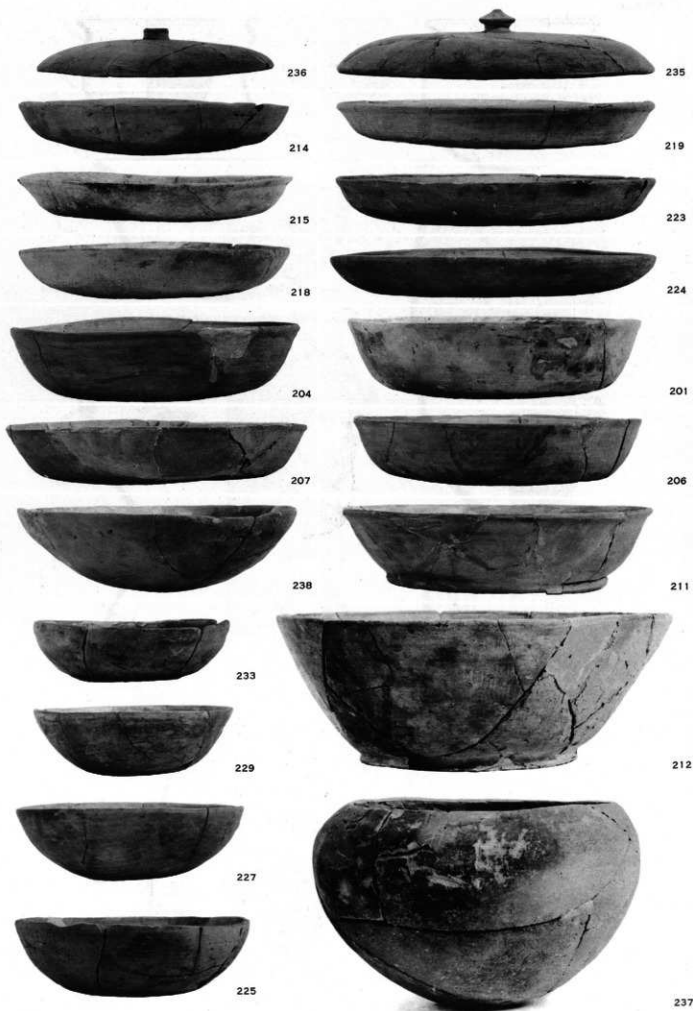


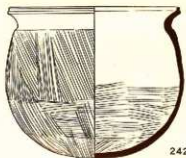
6801

1:3

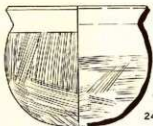




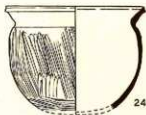




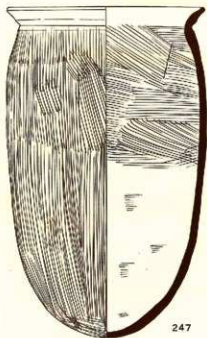
242



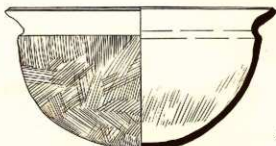
243



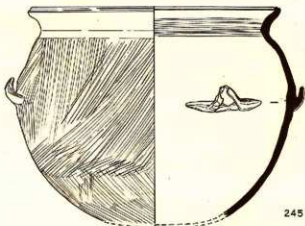
244



247



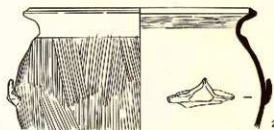
249



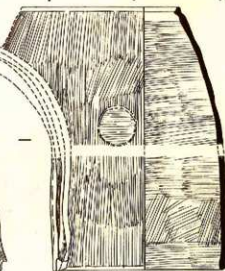
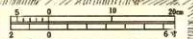
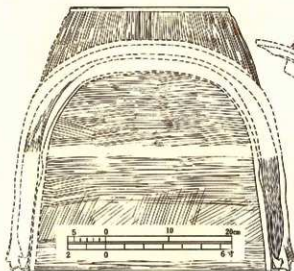
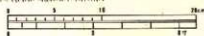
245



248



246



250



149



145



143

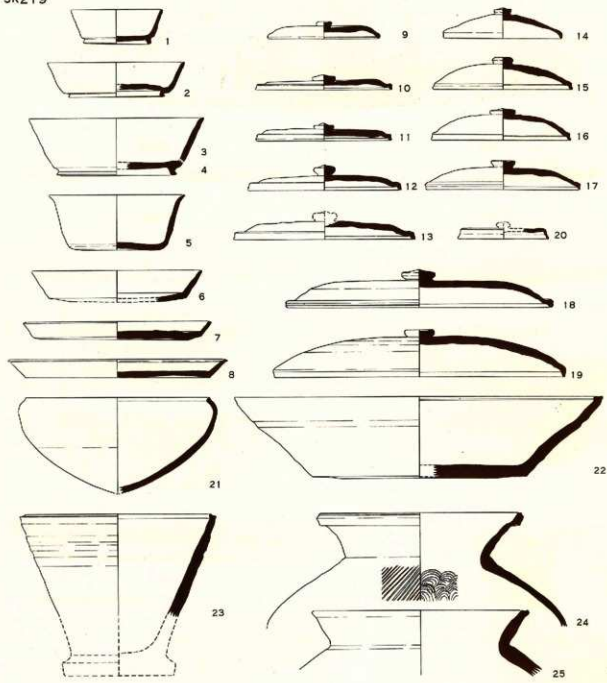


142

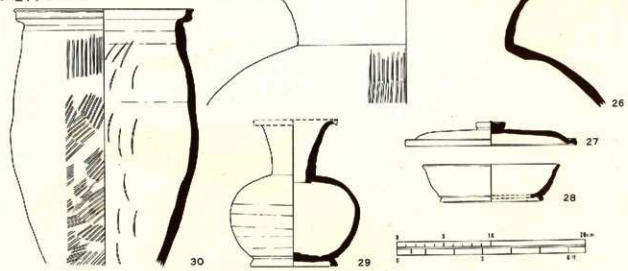


147

SK219



SK217 (27-30)





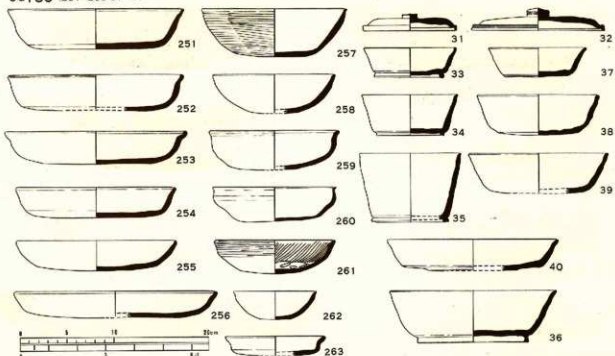
1~24-SK219出土

29-SK217出土

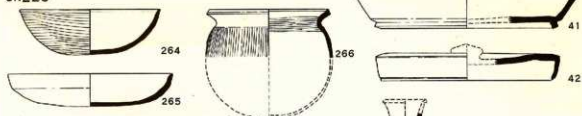
1~21 1:2



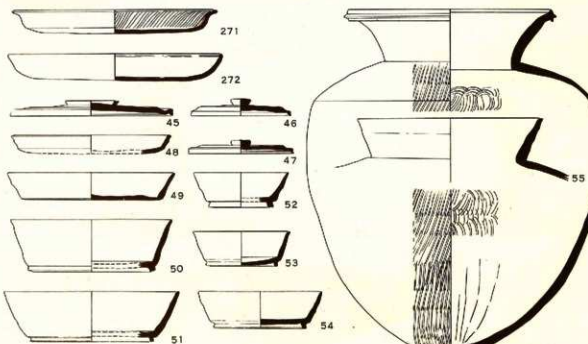
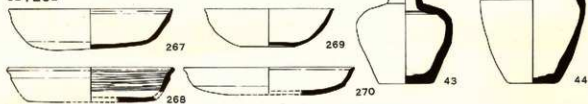
SG180 251-263 31-44



SK220



SD1 268





274



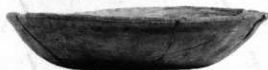
267



315



305



323



324



254



286



290



329



312



322



321



345



320



263



262



239

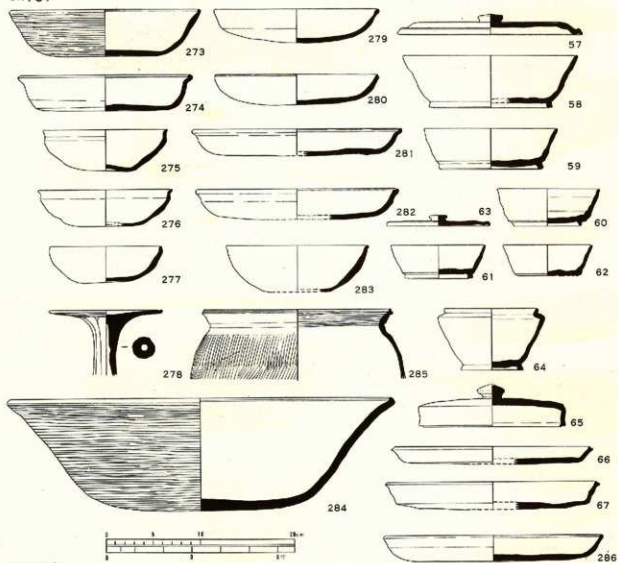


240

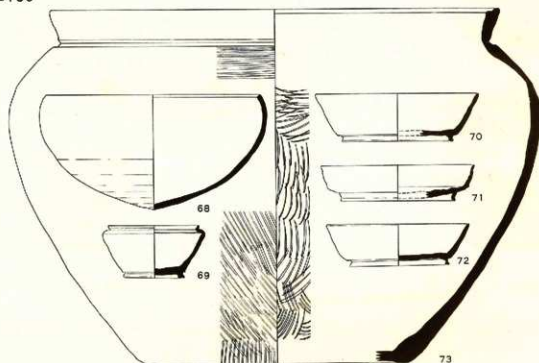


338

SK107



SD106





335



296



294



295



306



300



337



303



342



319



316



281



328



318



275



278

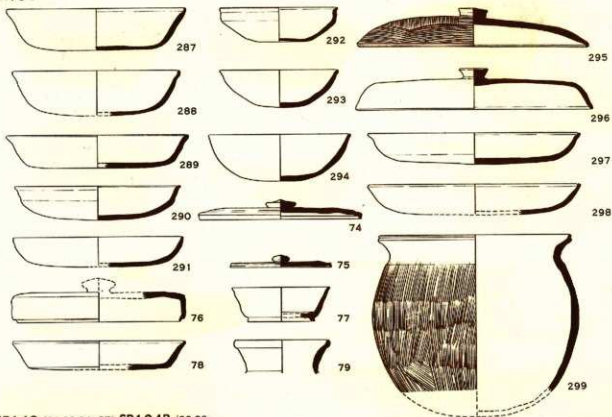


308

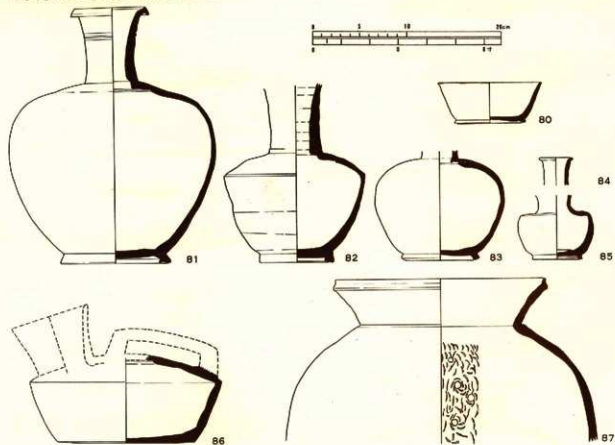


284

SK134



SB143 (81-82-84-87), SB194B (80-83)





94



75  
77



46  
53



64



37



35



72



65



59



104



109



32



97



91



105



114



118

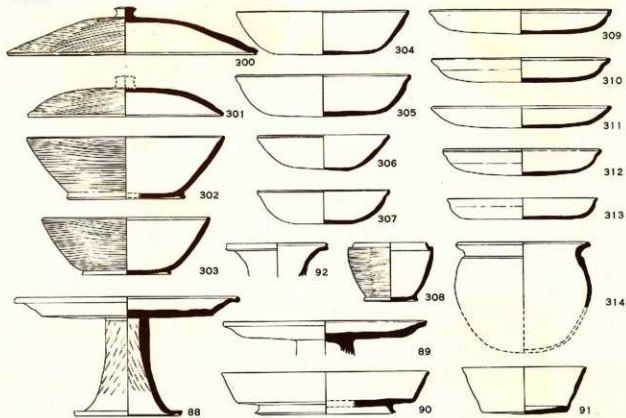


117

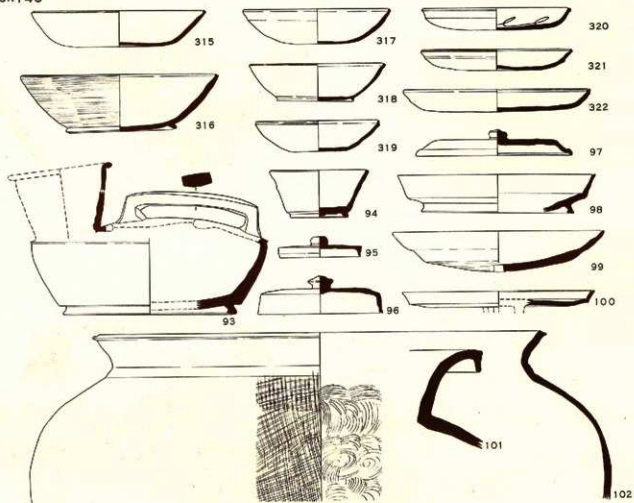


56

SB116



SK140





80



68



82



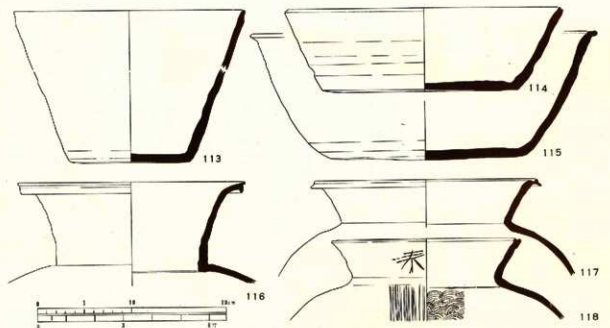
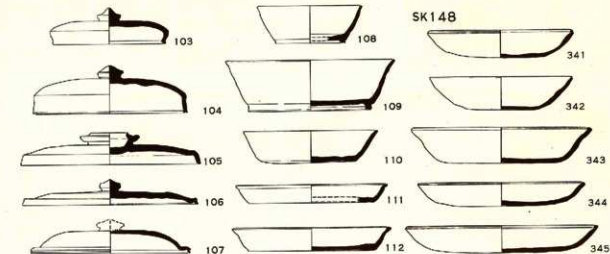
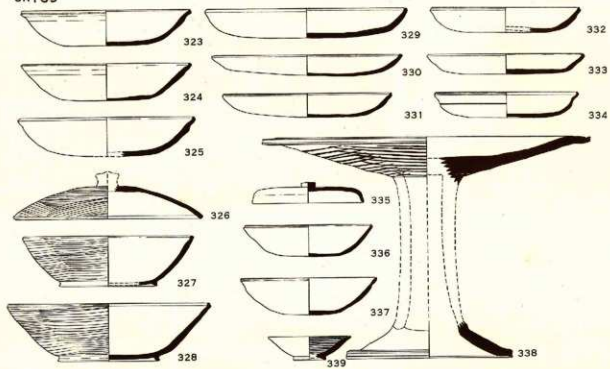
81

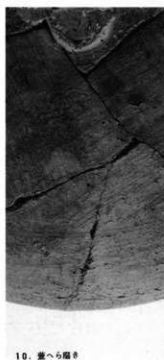
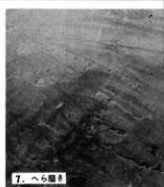
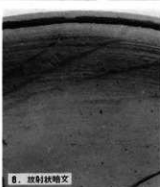
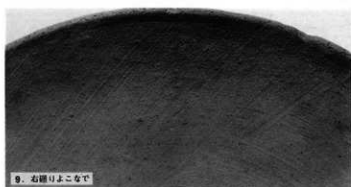
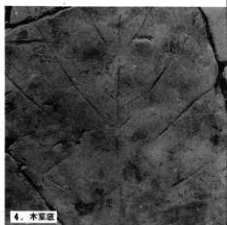
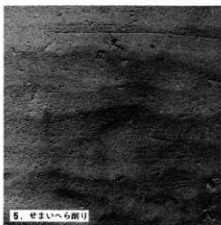
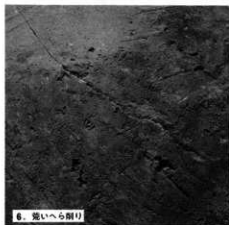


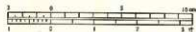
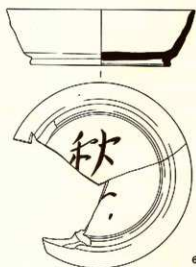
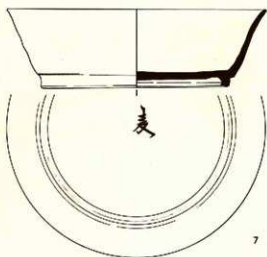
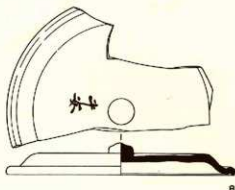
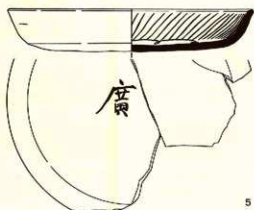
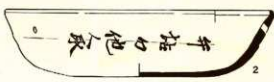
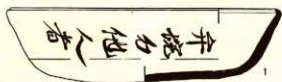
93

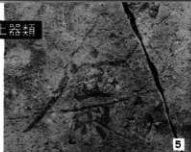


SA109





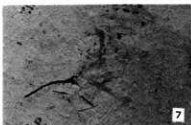




5



6



7



8



9



10



3



4



4



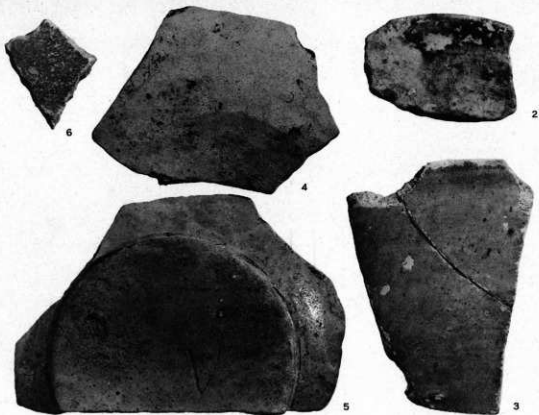
1



2



1. 黑吉土器



2. ~ 5.  
綠釉陶片  
6. 褐釉陶片

1:1.5



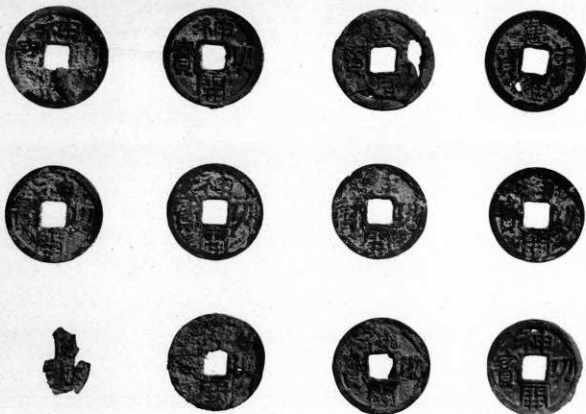
7. 綠釉陶器

1:1.5



8. 瓦 規

1:1



万年通宝・神功開宝

1:1



木製品

1



2



同上出土時の状態

1:1

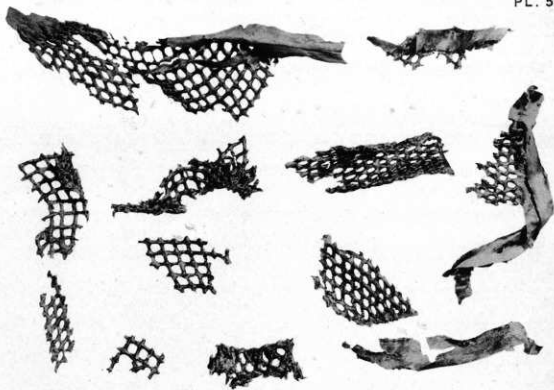


6



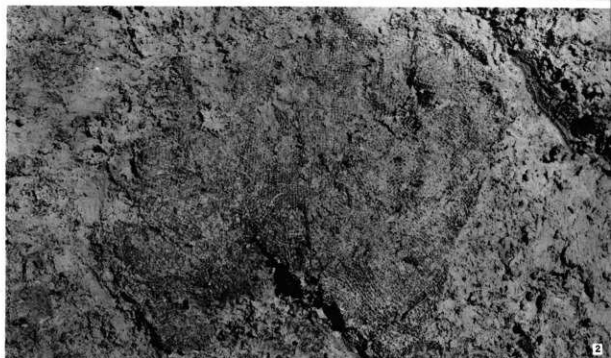
6

1:2



1. 漆製品

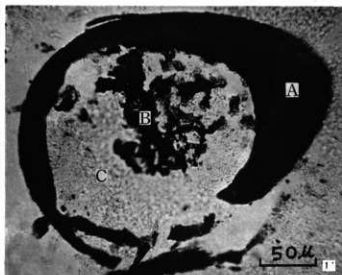
1:1



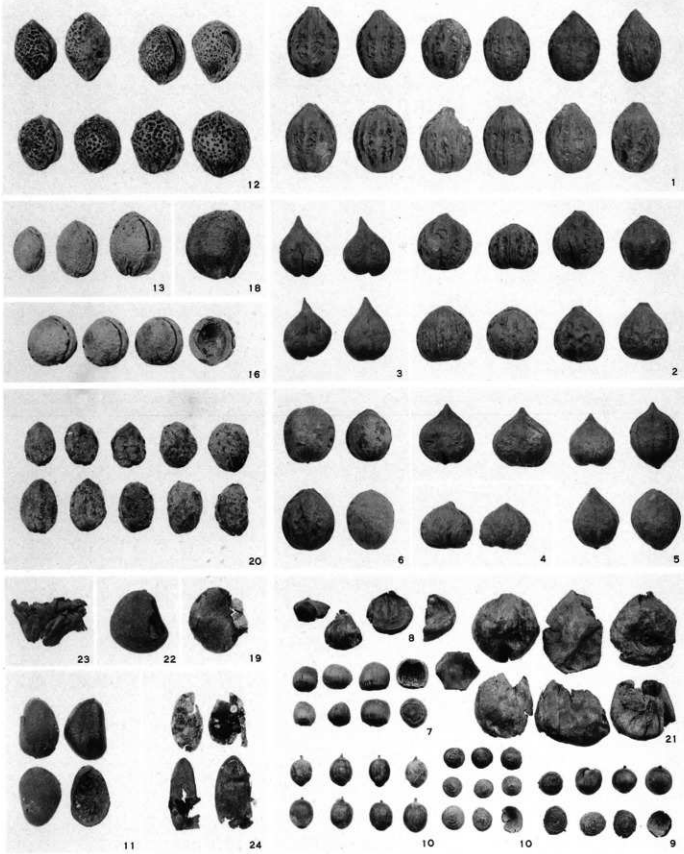
2. 麻布



1:5



50μ



- 1-6 クルミ類
- 7-10 クリ・シラカシ等
- 21 トチノキ
- 12-18 アンズ・スモモ類
- 11 ハス
- 19 フジ
- 20 アブラギリ
- 22 チャ
- 23 ヒシ
- 24 カキ
- 25-27 ウリ類

1:1.5





3



2



1



4



6



5



11



10



9



8



7

大阪府柏原市船橋遺跡出土土器 1・3・8. 美原縣 2・4・5・7・9-11. 土師器

1:1

1・3-5・7・8. 松岡樹氏藏 2. 江谷氏藏 6・9-11. 大阪府教育委員会

昭和37年5月10日印刷  
昭和37年5月12日発行

奈良国立文化財研究所10周年記念学報（学報第15）

平城宮発掘調査報告Ⅱ  
—官衙地域の調査—

版権者	文化財保護委員会
編集者	奈良国立文化財研究所
印刷者	株式会社 徳 社 天理市川原城町388
発行者	奈良国立文化財研究所

